THE TAIWAN JIHO

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED

臺灣時報

十月號

全臺の御慶事奉祝
時報（臺灣時事）
訓示（研究所事業其他五件）
汎太平洋聯盟
國際問題の眞相
日英印度事情
上海の居留地制度
領臺前噶瑪蘭蕃務
臺灣の鹽業
臺灣の見込ある副業
臺灣先生媽の改良
生蕃行脚
海外重要記事

內容目錄
研究臺灣

臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況竝に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

臺灣時報發行所役員

評議員長　賀來佐賀太郎

評議員（以下イロハ順）

石坂莊作　市來半次郎　今井周三郎　井村大吉　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀内次雄　富島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　林熊徵　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧　大竹野一郎　農學博士 大島金太郎　大越大藏

大賀基作　尾崎勇次郎　渡邊金造　川崎軍治　川中子安次郎　隈朗山　管野善三郎　吉田平吾　吉岡荒造　楊吉臣　醫學博士 高木友枝　高田富藏　田村武七　田村藤四郎　田賀奈良吉　高山仰　瀧田傳吉　常吉德壽

津田毅一　津久井誠一郎　永田隼之輔　中村啓次郎　内藤正太郎　武藤針五郎　野呂寧　草鹿砥祐吉　倉岡彦助　日下操　松岡富雄　牧山清砂　松井榮堯　藤野幹　稻留喜之助　小松吉久　吳昌才　辜顯榮　古賀三千人　黃欣　吳汝祥　黃存帆　小林音八　枝德二　江口良三郎　江崎眞隆　鄭神寶　赤石定藏

赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照鄉　阿部滂　麻生誠之　荒卷鐵之助　相原祐綱　淺田知定　近江時五郎　佐藤勳　坂本素魯哉　佐々木紀綱　播瀨軍之佐　皿谷廣次　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許延光　北村吉之助　木村英俊　喜多孝治　三村三平　三好德三郎　進藤良英　徐杰夫　平山寅次郎　森廣藏　鈴木重臣　諏訪禮次郎

編纂委員

伊藤能吉　生駒高常　飯田政敏　服部武彦

長谷川直吉　法水了禪　田松彥　大澤濱高

常務員

和田一次　鎌田正威　橫光吉規　東忠藏　淺野安吉　佐藤正俊　小野弘毅　水越幸一　三浦碌郎

下村充郎　本山文平　松岡一衞　深川繁治　古山榮三郎　岡本佃　中瀨拙夫　中田榮次郎　宇都宮宗一

編輯係　鷲取田一郎　囑託　大槻綱彥
同　高橋修　同　橫尾善夫
同　拓大雄　同　眞倉民治
同　中野顯三郎　同　鹽谷新
同　小森德治
同　秋澤次郎　庶務及會計係　伊藤憐之助

大正十三年六月八日印刷
大正十三年六月十日發行（每月一回一日發行）
（定價一冊郵稅共金三十錢 廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府內　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府內第八九番

編輯兼發行人　臺北市東門町百八番地　中野顯三郎

印刷人　臺北市大和町三丁目二番地　澤田照基

印刷所　臺北市大和町三丁目二番地　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店 東京、京橋(東京)、京都、神戸、兵庫、尼崎、尼崎東、西宮、姫路、廣島
德島、阿波池田、奈良、伊丹、傳法、臺南、高雄、(大阪市内)南、
天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色 銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店 臺北市本町二丁目

(電話三四、五六、二一九五)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

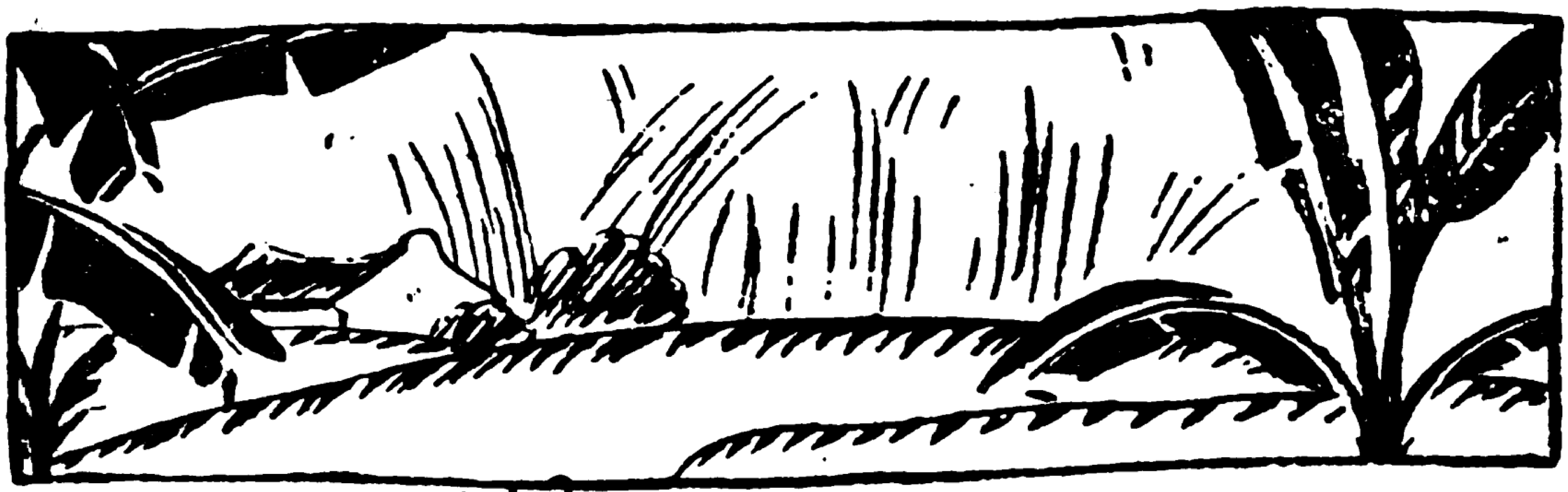

B53

臺灣時報大正十三年六月號 目次 (第五十七號)

口繪

▼臺灣官民の御饗宴奉祝會(鐵道ホテル)▼副業奬勵展覽會に於ける本島人女子の繭絲繰作業▼同上番人の木工作業

全臺の御慶事奉祝(卷頭言)……一

時報……二—五

臺灣に於ける御慶事奉祝▼內田總督の上京▼久邇宮家臺灣館へ台臨▼賀來總務長官の東海岸視察▼臺灣汎太平洋倶樂部第一回例會▼ユーカース氏の本島茶業視察▼副業奬勵展覽會▼農事重要會議▼中央研究所第三回評議會▼全島郵便主任會議▼田財團の成立▼桃園大圳試驗通水

中央研究所の事業に就て(賀來所長訓示)……六

農業基本調査協議會に於て(喜多殖產局長訓示)……九

臺灣の米種改良に就て(同上)……一一

農事試驗協議會に於て(同上)……一三

通信現業事務に就て(吉田遞信局長訓示)……一五

汎太平洋聯盟に就て……內田嘉吉……一七

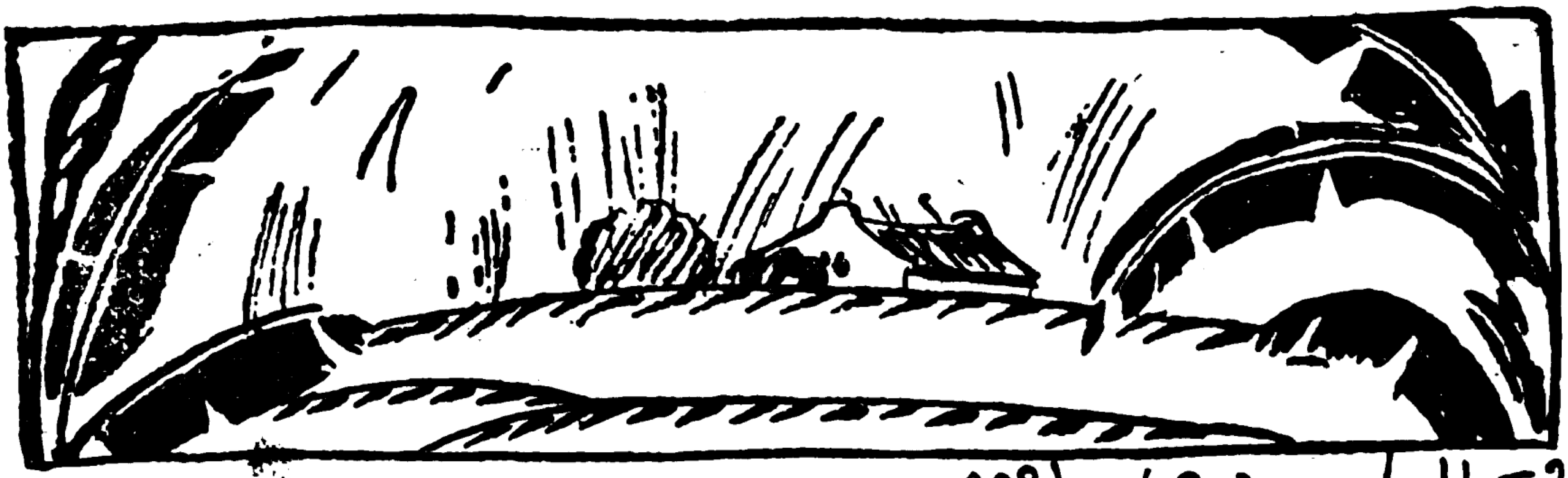

B221 620 L11.I25

國際問題の眞相……河野三通志 三
日英印の關係と印度の事情……原 文次郎 四四
餘所耳……蕉 鹿 夢 五八
□□□□□□□□□□□□□□□□
上海の居留地制度……井出季和太 六一
領臺前噶瑪蘭の蕃務……臺北州調査 一〇六
臺灣の鹽業……總督府專賣局 一三二
臺灣に於ける見込ある副業品……殖產局商品陳列館 一四一
臺灣先生媽の改良……新 竹 州 一五〇
□□□□□□□□□□□□□□□□
生蕃行脚……丙 牛 生 一五八
島情……一六七
副業奬勵展覽會に於ける臺灣製品の說明（殖產局商品陳列館）▼農事會議の議案（殖產局農務課）
詞苑……一七九
臺灣日誌▼人事消息▼任命▼新刊紹介▼寄贈書目▼編輯室から……一八二
□□□□□□□□□□□□□□□□
南支那南洋其他海外重要記事……總督官房調査課 一—七

1B36

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支店出張所

臺灣

基隆　臺中　嘉義　臺南　高雄

宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投

屏東　臺東　花蓮港　澎湖島

株式會社 臺灣銀行

(臺北)

支店出張所

支那 其他 內地

上海　九江　漢口　福州

厦門　汕頭　香港　廣東

新嘉坡　盤谷　スラバヤ　スマラン

バタビヤ　孟買　倫敦　紐育

[神戸　大阪　橫濱　東京　門司

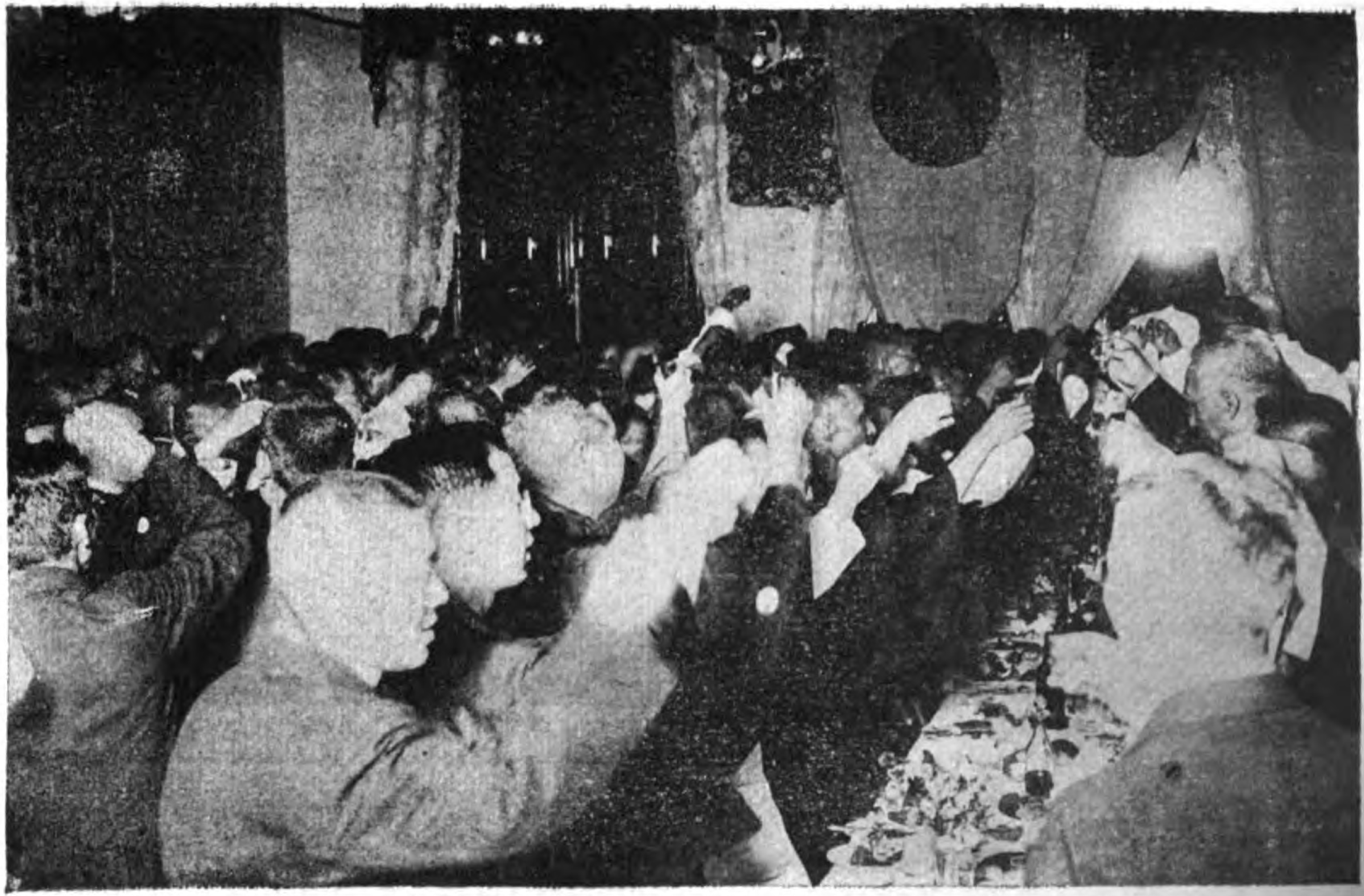

臺北官民の御饗宴奉祝會（鐵道ホテル）

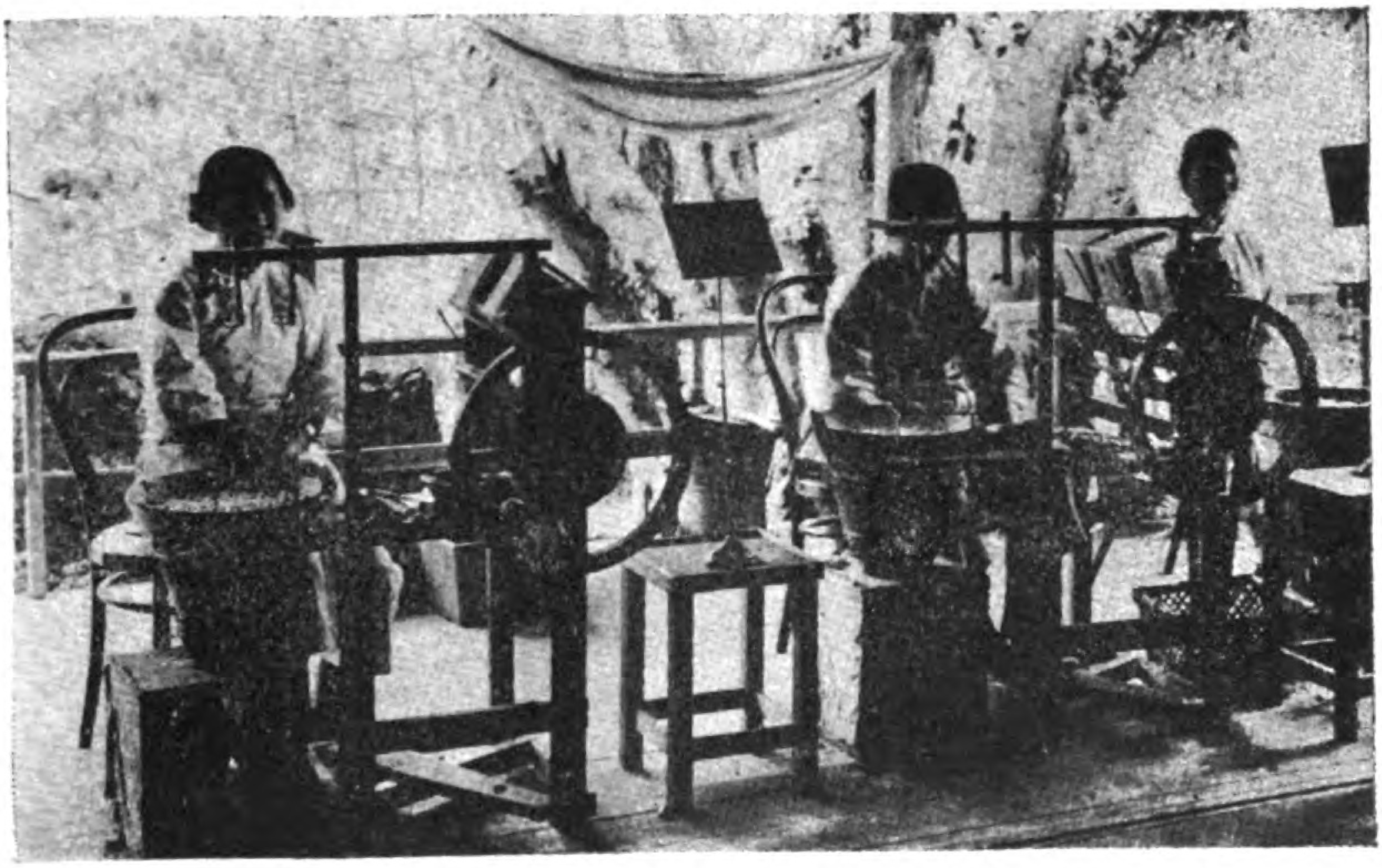

副業品展覽會に於ける本島人女子の繭絲繰り作業

副業品展覽會に於ける蕃人男子の木工作業

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

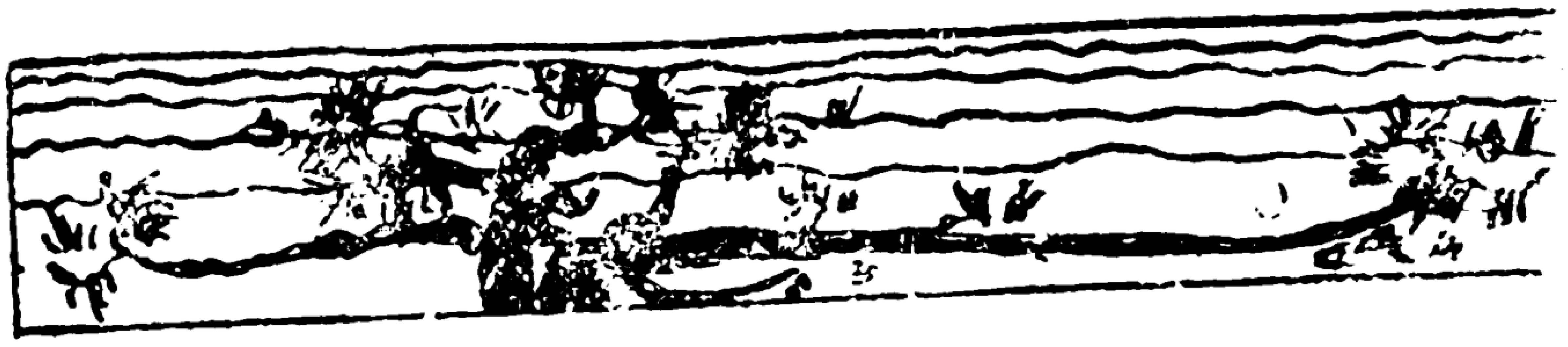

全臺の御慶事奉祝

東宮　同妃兩殿下御成婚に就ての宮中御饗宴の盛儀が、此の程數日に亙りて御催ほしあり、帝都を初め內地竝に新領地の到る處、總ゆる奉祝の方法を以て、七千萬の民衆は心からの歡喜を以て、眞に國を擧げて、君民同和の發現を以て、皇室の御慶事を奉祝したことは詢に昭代の盛事、日本民族の光榮と謂ふべきである。此の間、臺灣に於ける奉祝の、精神的に頗る熱誠を極めたるは、決して內地にも遜らず。四百萬官民は眞心奉祝の誠忱を致したるが、是れ實に皇家無偏の御仁慈と、　殿下宏大の御盛德とに感激し、又た新たに册立された　妃殿下の淑德を仰ぐの歡喜に出でたる、臣子の衷情の發露に外ならぬのである。斯くて臺灣は事實この精神の表現を以て御慶事を奉祝し、而して日本臣民としての幸福に自覺せることを以て、臺灣自らの光榮とするものである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

臺灣に於ける御慶事奉祝

東宮　同妃兩殿下御慶事に就て五月三十一日及六月二三四の四日間宮中御饗宴の御催ほしあり全國津々浦々に亙つて熱誠奉祝の誠を盡し就中東京其他重なる都市の奉祝行事は實に眼も覺むる計りであつたが本島に於ても全島到る處夫れ〲奉祝の誠意を表し主都の臺北では三十一日の夜鐵道ホテルに於て官民奉祝會が盛大に擧行せられ又た同期間各戸國旗を掲揚せる外市内目貫の四辻二十四箇所に大國旗を交叉し電飾及裝飾を各所に施し、煙火を打揚げ、音樂會、活動寫眞、藝妓手踊、臺灣音樂會、其他種々の催物は市内各所に行はれ内地人本島人の別なく一齊に熱心奉祝の誠を表した。

内田總督の上京

内田總督は御饗宴に列席する爲め五月十九日小林秘書官及令夫人令孫帶同、臺北出發郵船備後丸にて上京の途に就かれたが例によりて臺北及基隆は見送の官民で非常の賑ひを呈した、總督は献上品として南國新領土の特產物たる樟腦、烏龍茶、西瓜、木瓜等を多分に同船輸送せしめられた。

久邇宮家臺灣館に台臨

既報せる如く京都市主催　東宮御成婚奉祝萬國博覽會參加五十年記念博覽會に於ける臺灣館は開期中非常の盛況を極め本島を紹介する所頗る多かつたが恰も本島並に同博に御縁故最も深き久邇宮家には去月九日邦彦王殿下御初め御一家御揃ひにて臺灣館に御台臨あらせられ高田臺北州知事の御案内にて館内台覽の上、階上にて御休憩、烏龍茶、西瓜、木瓜、等御賞味あらせられ尙ほ木瓜、烏龍茶を献上せるが其際久邇宮殿下には特に内田總督に宜しく傳へてよとの有り難き御諚を賜はり高田知事は此旨内田總督に打電したるに總督は折返し臺灣館台臨の光榮を拜謝する御禮の電報を發せられた。

賀來總務長官の東海岸視察

曩に内田總督の本島東海岸巡視ありてより後喜多殖產局長の同方面蕃地狀況視察の計劃實行となりて東部臺

灣の經濟的經營の愈々緒に就くべきやを想はしめたる際、這回賀來總務長官には東海岸視察の爲め五月三日臺北發、蘇澳より船にて花蓮港に上陸、花蓮港臺東二廳下を巡視の上、同十五日リキリキ發高雄著にて翌十六日無事歸府せられたるが同行には各方面の技師、事務官及び銀行業者等ありて東臺灣產業開發の機運漸く迫れるを感ぜしめた。

臺灣汎太平洋俱樂部第一回例會

太平洋沿岸諸國民の懇親を旨とし其の自然及人類に關する總ゆる事項を研究發表するを以て目的とする汎太平洋ユニオンの趣旨により臺灣汎太平洋俱樂部 Pan Pacific Club of Formosa の設立されたことは前號之を報じたるが去月五日午後一時より其第一回例會を總督官邸に開き官民約五十名出席の上、內田總督より別項の如き講話があり次で賀來會長不在の爲め高木副會長議長席に就きて議事に入り滿場の一致を以て內田總督を名譽會長に推薦したる結果總督の快諾を得、次で同俱樂部と東京なる汎太平洋協會との連絡方に就き會長に一任方を議決し最後に大島氏の太平洋に關する興味ある講演ありて後散會した。

ユーカース氏本島茶業視察

紐育の「製茶珈琲商業雜誌」の主幹ウキリアム、エチ、ユーカース氏は本島茶業視察の爲め五月二十八日來臺した、氏は十七年前に臺灣を見舞ひたることあり茶業に就ては二十年來の研究者であると共に言論方面の權威であり、既著「珈琲全書」の姉妹篇として「茶業全書」の資料蒐集及び世界廣告協會米國委員としての業務を帶びて來臺したものであるが滯臺四日北部臺灣に於ける三井其他の茶園及製茶工場、其他製茶の販賣及輸出に關する諸機關を視察し六月一日內地へ向け出發した、氏は大の親日家であつて內地に於ても非常な歡迎を受け茶業上に就ても忠言を與へられたが本島に於ても總督官邸、三井、其他の方面から招待を受け又た烏龍茶の宣傳並に品質向上等に就て有益な助言を與へられたのは臺灣として特に感謝すべきである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

副業奬勵展覽會

殖産局に於ては一昨年家内工業展覽會を開いて相當效果を收めたが今回又た副業奬勵展覽會を催ほして大いに副業奬勵の宣傳を爲す所があつた由來本島に於ける加工副業は最近顯著な發達を爲し内地各方面の需要益〻多からんとする狀ありて此際本島製作者をして内地に於ける嗜好に通じ意匠仕上げ等に一層の注意を拂はしめば今後の發展大いに期待すべく此の趣旨を以て去月七日より十日間殖産局附屬商品陳列館に於て本島副業加工品中局部的に發達せるものを除き將來發展の望ある一般副業品として別項の如き竹細工品、藺製品、麻製品、籐製品、棕梠製品、木製品、藁製品、帽子、刺繍及農民美術品等六百點、以上の比較研究に資すべき内地品六百點、原料並に製作の參考として南支那南洋品三百點、合計一千五百點を陳列して副業奬勵展覽會を開催したるに大いに世人の注意を喚起し會期中日々多數の參觀者を見、尚ほ閉會後島内各地に移動展覽會を開催して到る處盛會を極めたので本會の本島副業の將來に及ぼすべき效果は蓋し尠からぬものと思はれる。

農事重要會議

總督府殖産局に於ては本島産業の積極的發展を期する爲め去月十二日より十七迄六日間に亙り重要なる農事會議を總督府に開催した其は農事試驗、米種改良、農業基本調査に關する三種の會議であつて其の趣旨は別項喜多殖産局長の訓示の如く又た其の議案は別項島情欄に揭ぐる所のもので督府當局の外に各州農務技師、農事試驗場長又は主任、米種改良主任、農業基本調査主任等會同し豫定期間内議事を了し有效に會議の目的を收めて孰れも閉會を告げた。

中央研究所第三回評議會

中央研究所第三回評議會は五月二十一日總督府會議室に開かれ評議員並に番外研究所各部長各科長各支所長の外に關係部局の事務官技師等會同し賀來會長より別項の訓示があつて議事に入り農業、林業、工業、衛生各部に就き順次十二年度事務成績報告並に十三年

度事業實行計畫に關する說明及之に對する質問があり終つて評議員の希望又は意見を徵して後閉會を告げた。

全島郵便主任會議

總督府遞信局は昨年十一月中十五年振りに電話主任會議を開いて多大の效果を收めたるに鑑み這回現業事務從事員の能率向上を圖り事業遂行の圓滿敏速を期せんとする趣旨を以て五月十二日より三日間全島一二等局郵便主任會議を遞信局に開いたが第一日に於て遞信局長の別項訓示及び戶水監理課長の演達があつて後、諮問、協議、打合の各事項は豫定通り進行し會議は十五日滯りなく終了した。

田財團の成立

田前總督在任五箇年の功績を記念すべく、佐久間、安東、明石各總督の前例に倣ひ記念事業資金として田財團の設定に就き五月三十一日總督府長官公室に於て官民相會して協議の結果體育獎勵の目的により資金を五萬圓とし之を全島官民より募集するに決し斯くて田財團の成立を見るに至つた。

桃園大圳試驗通水

北部臺灣の一大水利事業たる桃園大圳の石門取入口は工事完成の上五月二十五日通水試驗を了り同二十六日賀來總務長官の視察があつた、同大圳は桃園中壢兩郡下の二萬三千甲步を灌漑すべく、其の幹支線分線の工事は國庫支辨にして土木局の直營に屬し本年完成を告げたのであるが、分線を通じて貯水さる、各改良埤池の工事は灌漑區域內の各業主より成る桃園大圳組合の支辨に屬し大正十五年度に完成すべき運びである、今回通水試驗を了りたるは前記大圳の石門取入口にして大溪郡の山地淡水河の上流左岸に位置し一秒時の取入水量三百二十立方尺に上り埤池工事完成の上は此の灌漑區域內から年米二十三萬石を增收すべき見込である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中央研究所の事業に就て

賀來研究所長訓示

本日爰に第三回評議會を開き、各位の列席を辱うして研究所の現在及將來の事業に就き御報告を致し、御說明申上げ、各位の御高見を拜聽する機會を得ましたことは、私の欣幸とする所であります。

昨年六月第二回評議會開會の際、產業及衞生上差當り調査研究を要する事項に付、各位の御意見を徵しましたる所、益蟲調査事業の開始及製茶試驗工場設立の二項は、緊急施設の必要ありとの御答申がありましたが、右は本島現下の趨勢より察し、孰れも急施を要する事項であると認め、關係當局と協議し、十三年度豫算編成の際、益蟲調査費、製茶試驗工場設置費を計上して要求致しましたが、遂に容認せらるゝに至らなかつたのであります。

尚、昨年同評議會の際、意見として提出せられましたる工業試驗部設置並に腸チフス及流行性腦脊髓膜炎豫防撲滅に關する研究、マラリア豫防治療法研究を擴張するの件等は、孰れも時代の要求として企劃致すべきものであると認め、是亦關係當局と協議し、豫算を

作製し、要求致しましたが、其通過を見るを得なかつたのであります。是等は誠に遺憾に堪えぬ所でありますが、今後に於て鋭意其の遂行を期したいと存じます。

今回は別に諮問事項を提出致しませぬが、關係各部長科長をして前年度の事業遂行の經過及本年度事業計畫に就き御報告致させますにより、本研究所に於ける現下の情況は是を以て諒承され度、尚各位の御希望御意見等をも十分御發表あらんことを望みます。

次に御報告申したき事は昨年度に於ては衞生部會一回、農業糖業聯合部會一回を開催し、夫々其事業に就き打合せを遂げ、專ら各部行政機關との連絡を採り調査研究の實地應用に就き遺憾なからしむることに努めましたことであります。今後とも各位は其の關係事業に就き常に研鑽考究を重ねられ、研究所の使命を全ふすることに御盡瘁御援助あらんことを切望致します。

各位の御努力と御後援とにより、中央研究所の事業は大體豫定の順序に進行しつゝあることは御同慶の至りでありますが、時勢は進歩し社會は發達し、産業其の他萬般の事項は益々復雜と爲りつゝありますから、本所の如きが時運の推移に伴ひ、克く其要求に應ずる施設を爲し行くことは眞に至難の事に屬しまするが、昨年度に於て當所の發表致しましたる研究調査事項は、農業部に於て報告五件、彙報七件、林業部に於て報告一件、彙報二件、工業部に於て報告二件、衞生部に於て報告二十一件でありまして、孰れも其の都度御手許

に差上げてありますから、既に御承知のことゝ存じますが、何れも社會に貢献する所あるものと思考致します。然し尚之を以て滿足致すべきではありませぬ。今後一層努力致したいと存じまするに依り、何卒評議會員各位に於かれましても切に御協力下されますよう御願致す次第であります。

―大正十三年五月二十一日中央研究所第三回評議會に於て（標題は便宜編者附設）―

農業基本調査協議會に於て

喜多殖産局長訓示

農業基本調査事業は、大正九年より向ふ五箇年間の繼續事業として着手せられたるものにして、其間各州廳の多大なる御盡力に依り、豫期の通り事業の進捗を見、本年度を以て一先づ結了を告ぐる豫定になつた事は、諸君と共に同慶に堪えざる次第であります。此調査が本島農政上に貴重なる資料を與へ、農業諸般の施設上、多大の貢獻をなしたるは、諸君の夙に御承知の事で、重ねて申上ぐる迄もない事と存じますが、更に一方各地方廳並街庄等に於ても、本調査の結果に依りて得る所尠なからざる事は、一般に認め得る所であります。而して現在彼の臺南州新營郡に於ける業佃協調會が、小作慣行の改善に着々として其歩を進めつゝあるもの、實に本調査の結果より得たる賜ものであります。本年度に於ける調査事項は、御手許に配付致してあります樣に、農業組織並農産適地に關する調査でありますが、要するに將來如何にしてより善く本島の土地を農業上に利用す可きやに關する調査であつて、現在の土地利用の状況を調査すると共に、將來三十年後に於ける耕地擴張

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の見込面積を測り、且つ其農産増殖の程度を知らんとするものであります。而して既往に於ける調査と同樣、本島農政の大局より見て、極めて重要なる調査でありますから、別紙配付の書類に依りて充分御協議を遂げられ、以て完全なる資料と爲し得る樣、御盡力あらん事を切望する次第であります。

尙ほ目下各州廳に於て進捗中の調査に就ても、充分なる努力を致され、以て本調査事業の目的としたる所を遂成完了し得る樣、御盡力下されん事を切望します。

此機會に於て一言申上げて置きますが、農業基本調査は前にも申しました樣に、本年度を以て一先づ結了するのでありますが、農業上調査を要する事項は、尙は多々ありますので、今確言の時機ではありませんが、主務局としては更に細部に亘る農事調査を爲し、農政上の資料を得たいと期待し居る次第であります。

—大正十三年五月十六日總督府に開かれたる農業基本調査協議會に於て—

臺灣の米種改良に就て

喜多殖産局長訓示

米作農事の、我國農業上首班たることは勿論のことにして、依然本島に於ても同樣の位置にあります。其實收高は大正十二年に於きまして四百八十六萬石、價格八千六百萬圓に上り、在住民の食糧を滿たし、尙百二十八萬石を母國に供給しつゝある現狀であつて、食糧問題解決上誠に重大なる地位にあることを、今更の如く感じ、欣快の念を起す處であります。されば、之が改良增殖の施設は夙に領臺の當時より各種の施策を怠らず。明治四十年には各廳農會をして、既に米種改良事業の名を以て改良奬勵を實施するに至り、本府より之に對し交付したる補助金の如きも莫大の額に達し、四十三萬四千圓に上り、農會に於ては更に巨額の資を之に合せ、各地方に於て耕種肥培の改善に努めたる結果、其の品質の向上、異品種の淘汰及收量の增加等は、領臺當時に比し實に隔世の觀を呈するに至つたのであります。

今此の事業の眼目とする所を顧るに、其の產米高は優に自足の域を脫し、內地消費に資せんとするにあるを以て、內地に好適するものを標準として、選種栽殖を計る方針を取り來つて居りますが、今以て完全なりと云ふことを得ない次第で、今後益々品質の向上と增

收を期せなければならないと信じます。然るに各州廳に於ては從來の通り農會を督勵し本事業實行の任に當らしめて居りましたが、彼の制度改正と近來世情の進展に伴ふ業務の繁雜とに追はれ、之が徹底的活動を專らにすること至難となり、爲に稍々之が施行上弛緩を來したるが如き觀あるは寔に遺憾の事でありまして、曩きに地方長官會議に當り總務長官より特に訓示を見るに至つた次第であります。之は本事業が同樣の方法を累積繰返すことに依りて效果を擧ぐる性質になつて居るので、自然此の弊に陷るのであらうと考へられますが、今や世界を通じて主要食糧の增殖計畫は國政上重要視せられ、之が大計を樹立して躍進するの時代になつて居るので、本府に於ても將來三十年後には產額約一千萬石移出三百萬石を擧ぐることを聲明して居る次第でありまして、玆に積極的の方策を講じ、一轉機を畫し新英の氣分を以て事に當るの必要を認めたので、今回特に此の會議を開催するに至つたのであります。

要するに米に對する施設は極めて多岐廣汎であつて、檢查制度、市場、乾燥調製等の問題が何れも重要缺くべからざる事項であるが、之が根本を爲すものは勿論優良米の增收に外ならぬと信ずるのであります。

幸に諸君は直接之に關係せらるゝを以て、克く此の間の消息を諒解せられ、產米改良事業達成に向つて貢獻せられんことを希望する次第であります。

—大正十三年五月十五日總督府に開かれたる米種改良協議會に於て　（標題は便宜編者附設）—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

農事試驗協議會に於て

喜多殖産局長訓示

本日は暑中御多用の所、皆樣の御參集を得て本協議會を開催するに至りたるは、誠に欣幸とする所であります。

臺灣の庶政の改革は正に大正九年の制度改正に依るもの多く、殊に産業方面に就ては自治機關の活動と共に、各種の企畫經營を見ることゝなり、誠に同慶の至りであります。

從來農業の試驗並研究調査に屬するものに就ては、之が指導奬勵の實行機關たる農會に於て施行し、既往に於て相當效果を擧げ來つたのであります。然し乍ら農會には農會本來の目的かありますから、農業施設の基礎を爲す試驗事業の如きは、州廳に於て直接實施するを穩當であり必要と認め、大正十二年三月府令を以て州廳農事の試驗場規則を發布し、而して其據るべき所を知らしめた次第であります。既に臺中・臺南・高雄・に各州立農事試驗場設立を見ることゝなり、漸次他の州廳に於ても設立せられんとする狀勢であります。農事試驗場が地方的に適應する試驗を施行しまして、其結果に依り地方農事に貢献する

と云ふ事か本來の目的でありますが、本島產業の大勢より督府の方針のある所を示し、又中央研究所農業部に於て實施の農事試驗の實際と相互連絡を取り、自ら統一ある主義方針を畫立し、各々其機能の發揮に努力せられんことが必要なりと認め、今回の協議會を開催した次第であります。

私は此機會に一言致し度き事は、農事試驗場は常に合理的なる農業改良指導の先驅をなして居る可きものでありますから、其試驗事項は地方の實狀に鑑みて計畫を定むるを要し、又其實施は經濟方面を考量し、徒に學術的に偏せざる事に留意す可く、更に行政官廳若は農會の如き產業團體の事業と重復する事、若は矛盾背馳なからしむる樣、常に適當なる連絡を保ち、且つ世態進運の實際に鑑みまして、改良發達に關する調査研究を續行して其成績を一般に公示し、之により世を嚮導する樣充分有能なる機關たらしむることを期し、各員の精勵を希望する次第であります。

今回は始めての會合なれば、充分隔意なく御協議を遂げらるゝ事を望む所であります。

―大正十三年五月十二日總督府に開かれたる農事試驗協調會に於て―

通信現業事務に就て

吉田遞信局長訓示

玆に一、二等局郵便主任會議を開催するに當り、聊か所見を陳べ、直接郵便現業に從事する諸君より親しく、其の實況竝意見を聞くの機會を得たるは、事業上欣快に堪へざる所なり。

抑も現業事務主任會議を開催する所以のものは、從事員能率の向上を圖り、事業運行の圓滿敏速ならんことを欲するの趣旨に外ならず。而かも本會議には事業改善上重要なる諮問及協議事項あるを以て、平素諸君が實地に於て經驗又は研鑽の結果を、此機會に於て腹藏なく披瀝し、本會議の目的を十分に達成せしむべく努力あらむことを切望する次第なり。

由來通信事業は社會文化の先驅にして、郵便業務は之が中樞なり。而して事業の本質は實行的なると同時に統一的にして、其の取扱は迅速と正確を生命とするものなるを以て、苟も事務の敏活と運行の圓滿を缺くが如きは、事業の進步を阻害し、社會文化の發達に影響する所尠からざるを知らざるべからず。然るに本島に於ける郵便業務の現況を顧みる

に、此の數年間に於て長足の發達を遂げたるが如きも、一昨年來の各種取扱物數は、大正十年迄の好況時代に比し、動もすれば減少の傾向あり。取扱物數減少の結果は、勢ひ逓信收入に影響するを以て、進みて新事業を計畫實行するの時機にあらざるに依り、今暫くは此の狀態に於て一般社會の要求に應じ、事業の信用を保持するの覺悟を有せざるべからず。其の諸般制度、執務方法の改善等に就きては、當面に於て絶えず考究を重ねつゝありと雖も、事業の第一線に立ちて直接公衆に接し、現業事務運行の衝に當る諸君の一擧手一投足は、直に以て事業の信用に影響する所大なるを想はざるべからず。惟ふに現業局の經營は、大正七、八年財界好況時代は經費の不足と從事員の採用難とに依り、頗る困難を極めたるのみならず、從事員思想惡化の傾向さへありて事業上寒心に堪へざるものありたるが、其の後臨時手當の支給より、引續き給與令の改正等に依り、人心漸く安定し、今日に至りたるものなるが、既往經營困難の時代は、雇傭員の素質局務の成績等萬全を期し難き點ありたるも、今や經濟界の不況に伴ひ、物價勞銀底下し、雇傭員の採用難緩和せられ、所謂內容充實の好時期に逢著し居るを以て、鋭意之れが成績向上に努力せざるべからざるなり。

以上所懷の大體を陳べたるに依り、諸君歸局の上は此の趣旨を各員に傳達するは勿論、自ら卒先して範を他に示し、諸員と共に各種法令の研鑽を怠らず、和衷協同以て事業の改善進歩に力を注ぎ、萬遺算なからむことを期せらるべし。

—大正十三年五月十二日逓信局に於ける郵便主任會議に於て（標題は便宜編者附設）—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汎太平洋聯盟の由來

臺灣總督　内田嘉吉

一

今夕は、私は講演を致すと云ふ考ではない。諸君に御挨拶を申上げる積りでございます。此度臺灣汎太平洋俱樂部が設立せられまして會長副會長幹事委員等が夫々御選任に相成りましたことは洵に慶賀に堪へません。私が臺灣に赴任を致しました際に二三の方々と話合ひを致したことが實現して本俱樂部の設立を見、本夕玆に第一回例會を開かれるに至つたことは即ち私共の理想の實現であつて、誠に喜ばしく存する次第でありますので、此第一回の會合を開催せらるゝに當りまして一言自分の歡びを皆さんに申述べて置きたいと存じます。今日は恰も五月の五日で、日本古來の習はしと致しまして男の小供の節句、謂ゆる菖蒲の節句に當るのである。菖蒲は即ち尙武で、昔の武士道を尊ぶ時代から起つた佳節であつて、誠に男子にとつて目出度

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

い日であります。此の武士道を尚ぶ氣風は今日も決して無くなつては居らぬのでございますけれども、時代の思想は變じて平和を尊びますことになりましたから、尚武と云ふことよりも、寧ろ私は平和的に海外に發展する目出度い節句と考へた方が結構ではないかと思ふのであります。即ち平和的に海外に發展致しますることを祝ふべき五月五日の此の目出度い日に於て、恰も臺灣汎太平洋倶樂部の第一回例會を開くと云ふことは偶然では無いのであらうと思ひます。

私も豫て太平洋のことに就ては聊か調査したこともありまするし、又嚮きに當地に在職を致して居りました節に、此の問題に就て同僚と倶に研究をしたこともあつた。就中太平洋の交通の發達のこと若くは比律賓や、カロリン群島マーシャル群島、マリアナ群島其他の太平洋に於ける群島のことに付て調査を遂げられた方々と倶に、長官々邸の圖書室に於て時々會合をして意見の交換を致しましたこともありました。其後當地を去りましてから親しく太平洋各地方に視察に出掛けまして遊歷をなし、太平洋に關する調査書類などを蒐集して見ましたが、爾後俗事に紛れて餘り其の材料を手にする機會を逸しましたので、今日は記憶がなくなりまして充分にお話をすることは出來ませぬが、只少しばかり記憶に殘つて居る事實を述べて見たいと思ふのであります。

二

太平洋なるもの、面積は非常に大きなもので、五千萬平方哩とも一億萬平方哩とも申します。或は六千七百萬平方哩が精確だとも申します。兎に角全世界の四分の一に當ると記憶致します。而して其の水の分量と云ふものは世界の水の約半分であります。即ち言葉を換ゆれば凡ての陸地を太平洋の中に容れると稍ゝ一杯

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

になると云ふ話である。而して太平洋の縱は九千浬で幅の最も廣い處は約一萬浬に亙りますが、反對に最も狹い所はベーリング海峽で、僅かに四十浬ださうであります。而して此の太平洋に面して居る陸地は、卽ち亞米利加の方の側は、アラスカから加奈陀・合衆國・墨西哥・中米諸國・夫れより、コロンビア・エクワドル・ペルー・智利等の南米諸國である。又た一方亞細亞側に於ては、露領から日本・支那・佛領印度・サイアム・馬來半島・蘭領印度・濠太利・新西蘭等で、此の間に島が無數あります。而して之を陸地的に分けて云ふと、亞米利加側の方は大陸及其系統でありますが亞細亞側では日本本島なり臺灣なり蘭領印度・濠洲・ニユージーランド等、これは大陸系統に屬したものと稱へられて居りますが、其他に種々なる無數の島嶼が群を成して散在して居ります。其地質などを研究を致しますと面白い所もありますし、島の成立が大陸的と島嶼的と其の性質が二樣に相成つて居ります。之に住居する人種も色々であるのは勿論、動物植物等も總て樣々であつて、雜然として集つて居るやうな形ちに成つて居る。卽ち天然の現象から申しましても、非常に色々のものが此の太平洋沿岸に集つて居ると云ふことが明かに觀られるのである。故に之を研究して見ると餘程面白いことがあります。又政治的に言ふても先程申しました通り種々なる國が在つて、今日世界の强國と申しまするものは總て此の太平洋に政治的關係を持つて居る。卽ち英吉利は加奈陀・ニユーキニア・濠洲・ニユーヂーラント等を統治して居る。合衆國は其本土は申すに及ばずアラスカ及菲律賓を領地として居る。又中米南米方面には夫れ夫れ獨立國があるが、其國内には西班牙・葡萄牙・の系統のものが勢力を占め、又伊太利人が無數に入國して居る。又更に亞細亞の方面を見れば、日本及支那が勢力を張り居るは之を列擧するまでもないが、獨立國としてはサイアムもある。佛蘭西は印度支那に勢力を有し、英吉利は馬來半島に勢力を有し、和蘭は蘭領印度に莫大なる領土を有して居る。又ニユウギニヤは戰前英・蘭・獨の三國が夫れ夫れ土地を占めて居つたが、今日

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

は英蘭二國の手にのみ屬することゝなつた。太平洋上の群島を見れば、カロリン・マーシャル・マリアナ等は日本の委任統治に歸し、其他に英吉利・亞米利加・佛蘭西・に屬するものも少なくない。さう云ふ風で亞細亞・歐羅巴・亞米利加の重なる國々の勢力が茲に代表されて居りますので、即ち太平洋及び其の沿岸は天然の上から觀ても政治の上から觀ても、非常に面白い現象が錯雜して居ることは明かであります。

三

尙ほ交通の上から申しますと、米大陸はコロンブスが一四九二年に西班牙を出て發見したことは御承知の通りである。最初の目的は印度の航路を發見したいと云ふに在りて、帆船を何艘か出して航海を繼續して參りまして、今日のカリビヤン海即ち中米の附近に到達をして、此の邊に土地があると云ふことを發見した。此の土地が何處であつたかと云ふことは、其の當時は明かでなかつたのでありますから、隨つて自分等が來た所の方面から觀て、こちらの太平洋に大きな水が有ると云ふことは全く其の時は知らなかつたのであります、然しコロンブスが此の航路を發見した結果は、其後に色々な探險者を續出せしめ、さうして中米から北米南米に亙りて次第に各方面の地方を發見し、夫れを占領した結果、西班牙・葡萄牙・和蘭・佛蘭西・英吉利等の諸國は此の方面に領土を持つやうに相成つたのであります。私は巴奈馬に參つて其舊蹟を參觀して深き感慨を覺えました。太平洋を發見したのはバルボアであつて、其時は千五百十三年の九月二十六日であります。バルボアの名はパナマに地名として殘つて居ります。も一つ大切なことは、マゼラン海峽であります。マゼランと云ふ人が千五百二十年十一月二十八日に通過したのであります。紀念すべき發見であります。亞米利加の側から申しますと、御承知の通り此の方面の航路が發達したのはカリホルニヤに金鑛を發見

した後で、玆に澤山の人が集つて來たのに因るのである。陸から謂へば、北米合衆國の東部からカリフォルニアに行くには、簡單に來ることが出來さうであるが、陸の交通は餘程困難で、鐵道の無い時分には殆んど不可能であつた。米國の東岸から西岸に來るには二の航路が開かれた。一は卽ちケープホーン又はマゼラン海峽を通つて米國の西岸に來ること、も一つは巴奈馬を經て太平洋に出て西岸に來るのであります。パナマ地峽の大西洋側の港をコロンと謂ひます。此のコロンから太平洋側の港の巴奈馬に來て、巴奈馬から桑港若くは其の方面に航海して到達するのであります。右二方面の航路は千八百四十七年より以後に定期に開かれました。太平洋横斷の航海に就てはマゼランの後年々探檢者が之を試みられて、各地の島嶼なども次第に發見されました。日本より支倉六右衛門と云ふ人が墨其古に航海したのは慶長十八年の頃でありました。而して定期線の意味の航路は一八六七年に始めて桑港から日本を經て支那に開かれたのであります。之が定期的に太平洋を横斷する航路の開けた最初であります。其後に日本にて三菱會社が上海の方面と北淸卽ち天津の方面とに航路を開きましたが、米國の太平洋郵便航路會社の開きたる航路として、日本支那間が大切な部分でありましたから、忽ち三菱會社と太平洋郵便汽船會社との間に衝突が起つた。恰度明治八年の頃此競爭は頗る激烈でありました。兩社の競爭は約七八箇月繼續した後、漸く亞米利加の船を三菱會社が購ふことになり、僅か八十萬弗の金を出して平和の終局を告げました。其翌年ピーオー汽船會社が歐羅巴から航路を開いて、上海より日本に之を延長致しました。是に於て三菱會社は再びピーオー會社と競爭を惹起するの已を得ざるに至り、之を數箇月に亙つて激烈でありましたが。是亦た協定が出來て平和に復しました。此の如く日本は海外に航路を開いた其の第一歩から、此の二つの强敵に出會つて、三菱會社の受けた損害も重大でありましたが、所謂擧國一致で國民の後援もあり、三菱會社の勝利に歸したと云ふ譯にはゐかないが、三菱會社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は此の航路を我手に保持することが出來たのは、將來日本の海運を發達させる上に非常な利益で在つたと斷言するを憚かりませぬ。

四

其後、色々な航路が開けましたが、私が船舶の當局者で航路の計畫をしたときは、加奈陀より加奈陀太平洋郵便汽船會社、桑港より太平洋郵便汽船會社外二會社の航路が開けて、盛んに東洋へ向けて船を寄越して居りました。日清戰爭後に日本の航路擴張が行はれて、日本を中心として香港より桑港・シャトル・タコマ等に至る航路が開け、(桑港は東洋汽船會社、タコマは大阪商船會社、シャトルは郵船會社)日本の汽船が盛んに此の航路を往來するに至りました。其後に明治四十一年、恰度日露戰爭後に私は西伯利亞を經て歐羅巴に參り、夫から南米ブラシル・アルゼンチンに渡り、マゼラン海峽を通過して太平洋に出でました。此時代にはアルゼンチンよりアンデスを越えて智利に至る鐵道が敷設中でありましたので、日數がかゝりましたがマゼラン海峽を通つたのであります。夫れより智利・秘露を經て巴奈馬に來て視察をして、更に大西洋に出て北米を通過して歸朝致しました。其の結果南米殊に西海岸に向つて日本の航路を開くことの急務であることを認め、當時の政府に意見を出しましたが、それが採用せられて四十二年に南米航路が始めて開かれました。是れまでは、英吉利の會社が主として伯拉西爾、アルゼンチンからマゼラン海峽を通つて巴奈馬に至る航路を經營して居りました。別に巴奈馬よりして桑港迄來る航路もありました。英吉利の太平洋航海會社が英國より或は獨逸の會社が獨逸より南米の東海岸と西海岸に沿ふて巴奈馬迄航海をして居りました。

巴奈馬の運河は私が最初四十一年に參りましたときには未だ開鑿中で、中々大工事でありました。其後開

通をした所が太西洋側に近い所にクレブラと云ふ餘り高くない約三百呎位の山があつて、それを切斷して水を通じた。其の切り方が惡かつた爲に開通をしてから幾許もなく山崩れがして運河が埋りました。

私が二回目に亞米利加から玖瑪を經て巴奈馬に來た時には、此の山崩をして土を掘り出して居つたときでありました。

斯くて日本の航路は南米迄開けましたので、定期線としては日本から參りまする線が北米合衆國に三線、墨西哥から南に參りまするものが一線だけ、其他に不定期航路も出來るやうになりました。

五

一九一四年卽ち大正三年に歐羅巴戰爭が起りまして、後には亞米利加も參加し、英吉利の船は勿論亞米利加の船も悉く戰爭の目的に供せらるゝことになり、太平洋に使つて居つた船舶を其航路から撤退して皆な歐羅巴方面に使ふやうになりました。其の結果亞細亞と亞米利加・加奈陀との間、南米行は勿論、此の方面に使ふ船は悉く日本の船に成つて仕舞ひ、日本船舶が太平洋の航路を占領して居つた。長い年間ではありませぬが數年の間は、日本船舶が太平洋を全く一手で引受けて航海を經營して居つた譯であります。私も其の當時當局者として非常に愉快を感じたのであつた。所が戰爭が濟んで見ると以前太平洋に使はれて居つた船が段々太平洋に送還されて、日本船舶との間に競爭を起すやうになつて來た。所がこゝで、日本の船舶に向つて打擊が起つたのは外國船の改良である。加奈陀エンプレス號の如き、八千噸許りであつたのを、今度は之を改めて二萬噸級に增大した。さう云ふ船が三隻も入れ替へされました。又た速力に於ても從前日本支那に來るは餘り優勢でなかつたが、戰時中、亞米利加が總額約六十億萬圓の金を出して多年の希望である海運の隆

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

與を企畫して多數の航船を建造した。戰後に於て其の中から快速力にして大型な船を選み來つて、何れもプレシデントの名を冠して東洋に持つて來た。日本の船は獨占的の時代に在つてこそ大いに優勢の位置を占めて吾々も暫くは喜んで居りましたが、誠に槿花一朝の榮とも申しますか、今日になつて見ると儲かつた時代に船の改造でもして置いたならば是程のことも無かつたらうが、それにも手が屆かない今日から申すと、向ふの船は大きく速く、こちらは小さく遲いのであります。日本の船であるから日本人の客には言葉が便利とか、日本風であるとか云ふやうなことで日本の船に乘りますが、外國人の如きは値は少こし高いか知らぬが設備萬端總て優つて居るから外國船に乘る。隨て現今は日本の船は客の乘る人が少なく、反對に外國の船に多くなつた。同時に生絲其他分量の少なくして運賃の高い、而かも速力を必要とする貴重品の運搬は皆な亞米利加や英吉利の船に搭載されて、日本の船には日本人でも積まない。商賣上の懸引から、運賃は高くても急速運送を要する荷物は速い方に積まなければならぬのは當然で、今の模樣では日本の船舶は、遺憾ながら外國の船舶の爲に壓倒せらるゝ狀態であります。又加奈陀から濠洲、桑港から濠洲へ通ずる航路も開かれて居ります。

六

今一つ私が實際的にも關係を持つて居つた緣故から太平洋に於ける海底電線のお話を致して見たいと存じます。只今太平洋に敷設してある海底電線は、亞米利加側から亞細亞に向つて一線、加奈陀から濠洲に向つて一線敷設してあります。太平洋には此の二線より無いのである。而して日本との聯絡は、桑港から布哇ミツトウエー、夫からガム、ガムから更に小笠原島に來て日本の線と結び附き橫濱に來るのである。ガムから二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

分して非律賓を經て支那に行きます。米國を頭とすれば、ガムにて二線になつて分かれるのであります。又別に獨逸の海底線があります。ガムからヤツプに至りヤツプから蘭領及支那に分岐して居ります。此線は歐洲戰爭後夫れ夫れ關係國に分屬させられました。又た加奈陀濠洲線はノーホークで濠洲と新西蘭との二つに分れて居ります、次に夫から無線電信に付一言致します。無線電信局は亞米利加側には加奈陀にも桑港附近にもありますが、桑港方面に於ては布哇の無線電信局に聯絡し其所にステーションがありまして、之が日本と連絡して無線電信を發受して居ります。日本から紐育は無線電信を送るには、舟橋か又は原の町の局から布哇へ送り之を桑港へ送り陸上の線で目的地へ電送することとなつて居ります。

歐洲戰爭中、日本から紐育若は華盛頓への電報は、甚だしきに至つては十日も掛つた。又私が自身で布哇に行つたときに、先程申しました日本の船で布哇に來るには十日掛かるが、其の前日即ち九日目に吾々が出發時に打つた電報が布哇に到著したと云ふことがあつた。これは電報が非常に輻輳して居る結果であつて、紐育と情報を盛んに交換する船會社や貿易會社は、平時は此の間通信が如何に遲くも三日、早くて一日二日で出來るのが、戰時は一週間が普通である。恰度平時の倍掛かると云ふ狀況になつて居る。甚しきに至つては十日も掛かる。亞米利加の側も日本の側も倶に此の通信の狀態には非常に不便を感じたので、私共は海底線を今一線新たに敷設する計畫を樹て、亞米利加に色々の交渉をして見たのであります。恰度今日亞米利加は移民問題で面倒が起つて居るやうにカリホルニヤ其他西部の政治家は亞細亞と亞米利加との間の海底電線を自分の所に陸揚させたいと云ふ建議を爲し、夫れが政治問題となつて行惱んで居る折柄、日本よりの交渉は中々急には處理を經ることが出來なかつた。其の頃私は亞米利加から歐羅巴の邊を度々往來したが、近來無線電信が非常に發達して居るのを認めた。以前は無線電信の缺點として空電其他の關係から一日十二時間も

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

通信することが出來なかつたのが、次第に完全になつて通信を爲し得る時間が多くなつたのと、以前は空電等の爲に間違が多かつたが近來は夫れが少なくなつて來た、其他機械の改良をされた爲に速力も早くなつた。さう云ふやうな色々な有利なる發達を爲されて、次第に海底線よりも、無線電信が多く利用せらるゝことになつた。而かも經費は大變に安い、假りに吾々が日本から布哇、桑港の海底電線を敷設すると、其の費用は約四千二三百萬圓か四千五百萬圓位は掛かる。然るに無線電信を日本から桑港なり寧ろ紐育なりに直通するだけの力を有せしめ、之れが電信局を建てると僅かに八百萬圓乃至一千萬圓で出來る、斯う云ふ譯で若し無線電信の秘密が保てることが、或る發明に因つて保證をされますと、無論無線電信に由るのが經濟的であつて海底電線の必要は全然無くなります。今日は色々の暗號で充分に無線電信を利用して或る程度迄の秘密は保たれるので、そこで金から申しても約四分の一位で相濟むのでありますから、今日改良せられた無線電信を利用することが得策なりと云ふこと、又海底電線の許可が亞米利加政府から與へられないことは一の理由であるが、我々は兎に角通信を速達することを本來の趣意と致すのでありますから、無線電信でも宜い寧ろ今日は經濟から言つても此の方が可いので、私も無線電信局を建設することに方針を變じて色々實業家などの考ある人と倶に無線電信局設置の計畫を樹てました。所が日本の政府では矢張り遞信省が電信を獨占して居る關係から、私立の會社に之を許す譯にならず、政府の議が急に纒らないので、空しく一二年を過ごしたのであります。然るに昨年漸く加藤總理大臣の時代に、政府も吾々の意見を容れて、私設の會社に外國の無線電信を許すことに廟議を決して我々と實業家とを總理官邸に招いて其趣旨を公表し、次の議會即ち昨年から今年へ掛けての議會に補助案を提出することに宣言せられた。是れで實業家も一安心しましたが加藤さんが薨去されて其の結果內閣が辭職し、さうして新たに內閣組織の途端卽ち九月一日の大震災でありましたので、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の計畫も遂に再び之を元に戻す譯にならなくなつた、今まだ五里霧中を彷徨をして居ると云ふやうなことで、甚だ遺憾でありますが、これは早晩出來るやうにならうと思ふ。

七

扨て本題の汎太平洋聯盟の由來に就て申せば、初め私は海底電線のことに就て亞米利加政府と交渉をする爲め渡米を致しました。其の時分に布哇でアレキサンダー、フォードと云ふ人に會ひました、最初は大正四年の暮であつて、其次に會つたのが大正七年の末であります。此の人の說を聞くと太平洋には色々の人種が居るけれども、之を一の團體にして「ユニオン」を作り、さうして太平洋の平和を圖らう。又太平洋の各地に見る先程申しました種々なる天然の現象に就き學術的の研究を爲し、知識を交換することが必要ではないか、と云ふことを主唱しフォード氏自身は甚だ狹まやかな家に居り乍ら、其中で布哇及布哇を中心とした附近の太平洋の島の模樣などを「チオラマ」のやうなものに拵へて、之を何かの機會に海外に持ち出しては公衆に見せて居る。日本でも恰度海外發展の博覽會がありましたから、日本に持つて行つて見せたいと云ふ話をして居りました。夫から「ユニオン」には太平洋に接觸して居る各地の有名な人を勸誘をして名譽員になつて貰ひたい。吾々にも這入つて呉れ。或は日本の天子樣に名譽會長に成つて貰いたいなぞと云ふ樣な、奇拔な考を持つ亞米利加式「ヤンキイ」の丸出しと云ふやうな質の人でありました。それだけの熱心家でありますから、遂に其後「パン、パシフヰック、ユーニオン」が大きくなつて來まして、太平洋沿岸の各國から立派に認められるやうになつて、最後に「パン、パシフヰック、ユーニオン」の定款なり役員等が決つて、有名な人々が名譽會長・名譽副會長若くは評議員等になつた譯であります。然し唯それだけでは面白くないから、種々な關係

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で此の太平洋に面して居る國々の専門の人が寄つて會議を開くと云ふことになり、其の結果大正八年に始めて教育に關する會議を開き、大正九年には第一回學術會議を開き、大正十年には新聞會議を致し、大正十一年には太平洋商業會議を開き、昨十二年には濠洲で第二回學術會議を開きまして、本島からは大島技師が出席されました。更に本年は布哇で食物の保存に關する會議を開くことになつて居る。之には本島からも専門家を參列させることであらうと思ふ。又内地の此の方面に關する學界からも派遣されるだらうと思ひます。夫から一九二六年には日本で第三回の學術會議を開く豫定になつて居る。一時震災の爲に延期になるとか云ふやうな話もありましたが、日本でも此の會議を開くことは差閊もあるまいと云ふので、多分實行せらるゝことにあるだらうと思ひます。又さう云ふ場合があれば、臺灣にもどの方面かの尠くとも一部の人は、是非來て貰ひたいと考へて居ります。

全くアレキサンダー、フォードの如き奇人があつて、此の「ユーニオン」が形成されたのであります。氏は非常なる熱心家で、昨年も濠洲・日本・支那・朝鮮・を廻つて、さうして「ユーニオン」の事に就て色々斡旋をなし、東京で昨年よりパン、パシフキツク、ランチヨン倶樂部を開くことになつたのであります。これは東京に於ける外朝鮮にも開かれて居ります。此のランチヨン倶樂部の特色は毎金曜日とか其他毎週一定した日に、關係者が集つて飯を食ひながら話をするのであります。殊に亞米利加に關係のある人がお客さんとしてそこに參りました場合には、其の人を呼んで話をして貰ふ。日本人が亞米利加に行けば話をする。又日本人が亞米利加から還つて來ても話をして貰ふ。話題は亞米利加の事のみならず、太平洋の何れの方面の事でも差支はない、又太平洋に關係のある如何なることでも又た旅行者でなくても差支はない。要するに太平洋に關係のある各種の人々を集めて其の研究をなし、又各地に特有なる現象があれば理學的でも科學的でも、動物學な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り人類學なり、博物學一般に關係して色々のことを研究して報告をする。又進んで博物館を設ける。例へば布哇には立派な博物館もありますが不幸にして亞細亞にはありません。太平洋に出來る色々の物、天然人類の拵へたものを併せて「ミユジイアム」を設けることも目的にあります。私は此の臺灣汎太平洋倶樂部が出來ましたことに就て洵に喜びに堪へません。然しこれは晝飯を食ふ意味でありませんからランチユン倶樂部ではありません。尠くとも毎月一回は是非集會せられ、其の目的に向つて進まれんことを希望致します。

八

臺灣は日本の領土と致しまして次第に發達して參りますが、又一方學術上其他の方面に於ても段々に研究を重ねられて色々發明も出來ますが、遺憾なことには此の研究された結果を世界的に公けにする方法がまだ充分に備はつて居らない。私の知る所では世界に吹聽するに足るべき發明も研究も色々出來て居るやうに思ふ。併しながら之を公けにする機關が充分に備はつて居らない。醫學の如きは研學上の結果を醫學會とか、其他專門家の會合に提出する方法はあります。併しながら之は專門の人だけ學界の人は見られますが、一般に臺灣に居る吾々が專門家が何をして居るかを、特に自分から進んで聽きに往かなければ話を窺ふことが出來ない。況んや比律賓で何をして居るかの如きは少しも判らぬ。尙ほ進んでは濠洲・新西蘭のことも尙ほ更ら判らない。亞米利加の方面は一層判らない。然るに斯樣なる「ユーニオン」が出來まして、尠くとも年々一回專門の人が集つて會合を開き、其の研究を發表することは頗る利益のあることで、猶ほ各國の事柄は其の事柄が專門家以外の人にも之を示すことが出來る譯である。私は臺灣に於ける學術の研究を尙一層進めたい。又た多年此の方面に關し卽ち南洋とか熱帶とかに關する大學の設備を成るべく一日も早く之を促進したいこ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

とを切望して居りますので、當地に於ける中央研究所などで化學・農業・林業・園藝・其他衞生又は醫術等に關して研究したことを、世界的に發表するやうに致したいと考へます。現在の研究の機關なり又は一層進歩した機關なりで、研究を尚ほ益々發達せしめるやうに希望します。さうして研究の結果を出來るだけ早く世界に吹聽をして、世の中の人類の利益に供するやうにしたと考へるのであります。卽ち此の汎太平洋俱樂部なるものは今日尚ほ草創に在りて幼稚でありますが、自然に此の目的を以てお進みにならんことを希望するのであります。惟り學術の會議許りでなく、私が述べました交通の問題や生產の問題も、是等の點に就ても出來るだけ研究を爲して、其の必要なることを世間に吹聽することが肝要であると思ひます。臺灣は簡單に謂へば支那に近い所の一つの孤島である。孤島に過ぎないと言ふけれども、實は色々專門家の話を聽いて見ると、潮流の關係其他から觀て、中々大切な位置にありますので、寧ろ臺灣は島の方に屬せずして大陸に屬する、と云ふ話も聽いたのであります。故に寧ろ大陸的に大きく研究して、只今申述べた趣旨を徹底するやうにしたいと思ひます。而して吾々が此の五月五日の佳節に於て此の第一回の會合を開いて、之から平和の方面に世界的に發達をするやうに致したいと云ふ希望に進むことは、誠に喜ばしい次第であります。第一回の開會に當つて聊か祝意を表する次第でございます。

—大正十三年五月五日總督官邸に開かれたる臺灣汎太平洋俱樂部第一回例會に於て（標題は便宜編者附す）—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國際問題の眞相

大阪毎日新聞外國通信部長　河野三通士

一

今日私が玆でお話を申上げますことは、私に取りましても色々の思出がある次第であります。二十八日は承りますれば臺灣神社の御祭日であり、又た考へて見ますれば、此四月二十八日は、恰度五年以前巴里の平和會議に於て、人種平等案が米國大統領「ウキルソン」を委員長とする委員會に於て、大多數を以て通過した日であります。卽ち五年前の今日は滿場一致ではないが、巴里に於て世界の政治家に依つて人種平等案を認められ、多數決を以て決定された其の日であります。此の思出深き日と臺灣神社の例祭日と兩方相合しまする日に當つて、私が國際問題を臺灣でお話申上げることも何かの因緣であらうと思ひます。「國際問題の眞相」と題してありますが、勿論色々の秘密のあると云ふ譯ではありませぬ。私の申上げやうと思ひまする所は、國際關係の色々複雜なものである事、又た定則以外に色々變つた所の變例のあるものであると云ふことを、例を引きましてお話申上げて見たい。第一番は先頃「ローザンヌ」で會議がありました其の時に、英國はどう云ふことを申ましたかと云ふと、「ダーダネルス」の海峽を軍艦が自由に通過しても差支ない、と云ふ所の提案を致したのであります。所が考へて見まするど云ふと、日露戰爭の當時「ダーダネルス」の海峽を軍艦

は通過してはいけない、と主張したものは何國かと言へば、之は英吉利であります。何故に其の時英吉利が「ダーダネルス」の海峽を軍艦が通過していけないと云ふことを主張したかと申しまするど、彼處より露西亞の軍艦が出て參りまして英國の利害に大なる關係があつたからである。而して今日何故に軍艦の出入は自由であると主張するかと言ふと、今日は英吉利の軍艦が自由に黒海に出張ると云ふことは、英吉利の權利を主張し英吉利の勢力を擴張する上に於て甚だ必要であるからであります。要するに「ダーダネルス」の海峽を通過するを可とするも、或は之を不可とするも、幵は全く主義の上に立つた所のものでなくして、一に英國の利害より打算して出でた所の一つの主張に外ならない、と云ふことが國際關係の一つの眞相であると私は信じます。

二

今一つ面白い例を申上げます。夫れは戰爭の始まります時の前に倫敦で海戰法規の會がありました。其の時に英國側の主張はどう云ふことであつたかと云ふと、食料品竝に原料品は戰時禁制品として押へることが出來ないと云ふのであつた。之が英國側の主張であります。其の當時に獨逸はどう云ふ主張を致しましたかと云ふと、食料品竝に原料品は戰時禁制品であると云ふのであります。英國の立場から見ますれば、食料品と原料品が押へらるれば甚だ困る。獨逸の立場から云へば之を押へることが出來たならば英國を制壓させることが出來る。斯うお互が圖つて居るので、既に戰爭が始まりますと同時に、曩に食料品竝に原料品は戰時禁制品でないと主張した所の英吉利は手を覆すが如く、之は禁制品であるとしてどん〳〵押へてしまつたのであります。反對に獨逸の方は、今迄は食料品竝に原料品は戰時禁制品であると云ふことを主張して居つ

たが、一旦戰爭が始まりますと云ふと、夫れは禁制品でないと云ふことに主張を變じた。此の兩國の主張の變化は果して何に因るのであるかと言へば、英國は英國の利害、獨逸は獨逸の利害から打算したものでありまして、根本方針より確乎不拔なる主義上の主張ではないのであります。又た歐洲大戰の原因は獨逸が白耳義の中立を破つたのが怪しからぬ、と云ふことの列國側の主張からである。然るに其の列國は、其の翌年には希臘の中立を侵して「サロニカ」から兵隊を上陸させて居るのであります。若し獨逸の白耳義中立の侵犯が惡いものでありますならば、聯合國の「サロニカ」より兵隊を上げることも惡いものに違ない。然るに一方には之を是なりと主張し一方には之を非なりと主張して居る。彼等は之を主義と申して居りますけれども、識者の公平なる立場より申しますれば、之は何れも正しくないのである。

三

聯合國は又斯う云ふことを申して居ります。獨逸が今日世界をして戰爭の慘禍に陷らしめたのは條約違反であると。條約を破つたことは甚だ怪しからぬ話であります。然らば亞米利加はどうであるか。一國の元首たる大統領「ウキルソン」は自ら巴里の會議に臨み、さうして夫れにチャンと判を押して居る所の「ヴエルサイユ」の條約を破つて平然たるものである。もう一つ更に好い例を擧げます。夫れは千九百七年亞米利加の主張に依りまして、歐米諸國の間の國際問題は、仲裁々判に依つて決定しやうではないか。斯う云ふ條約を結びました。然るに其の後、葡萄牙と「ブルガリヤ」との間に國境問題が起りまして、「ブルガリヤ」は其の仲裁々判の條約に基いて裁判を起しましたが、結果は終に「ブルガリヤ」の敗北に歸して葡萄牙が勝つたのであります。併しながら「ブルガリヤ」が負けると云ふことは、米國に取つては甚だ都合が宜しくない。そこで

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米國は遂に「ブルガリヤ」を煽動して其の仲裁々判の判決に服する必要はないと固執させたのであります。斯の如く米國は自ら仲裁々判を主唱して之を國際的條約と定めて置きながら、自分に利害の關係ある場合は之を蹂躪して顧みないのである。斯う云ふ問題は隨分澤山あるのであります。

四

大戰の後には世界的泰平が來る、人種間の平等も來るであらう、戰爭は無くなるであらう、と云ふやうな聲は一時世界全體に起つたのでありまするが、大戰の後に世界的平和を理想とする條約が締結されたるに拘はらず、彼等の唱へた所の理想は不幸にして今日世界に行はれて居りませぬ。寔に嘆はしき次第でありまするが、夫れは或る意味に於ける國際政治の一つの方便に過ぎなかつたものである、と申すことが出來やうと思ふのであります。加之、大國なるものが往々にして歐洲諸國の行動を左右する所の例が澤山あります、例せば今日歐羅巴の平和の敵となつて居る所の獨逸の賠償問題、此の賠償問題は當時あれだけの賠償額は取れない、と云ふことは專門家が申したのであります。世間ではあの賠償額を收めんとしたのは佛蘭西の聲明であるが如くに申して居るが、私は左樣に思ひませぬ。當時もう少し安くしてはどうかと云ふことは、佛蘭西側から出て居つたのであります。然し「ロイドジョージ」は終に巨額の賠償を提議するに至つたのであります。何故に「ロイドジョージ」が見込もなき巨額を「ヴエルサイユ」の會議に持出したかと云ふと、當時「ロイドジョージ」は國內に於て總選擧を控へて居り、寧ろ此際敵國より一文でも澤山金を取ることを主張すれば、其の聲は直ちに國內に反響して彼の勢望を高むる結果となるのであります。畢竟は理想家と言はれる「ロイドジョージ」にして尙且つ彼は遂に正しき賠償額を課するを得ず、心にも無き不誠實を國際場裡に專らにし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たと云ふことは、如何に歐洲の政治家が外交政策上、不誠實に陷つて居るかと云ふことの好箇の例を示すものであります。

五

更に英國に於て理想の平和論者と言はれる「ロバート、シセル」と云ふ人があります。之は前内閣に於ける國際聯盟の主唱者でありまして、國際聯盟の提議された時分「ロバート、シセル」が殆ど中心になりまして、之に「ウキルソン」其他が參加して出來たのであります。然るに昨年二月英國の議會に於て、「ロイド、ジョージ」が、「ルール」問題或は又た賠償問題は之を國際聯盟に提言して解決を圖らう、と云ふ決議案を議會に提出した。其の時に「ロバート、シセル」は之に反對した。そこで「ロイド、ジョージ」が「ロバート、シセル」に向つて言ふには、今より二年前には君は自から我輩に向つて、英國は國際聯盟に盡さうと言つたのではないか、然るに二年を經ない中に君は我輩の施設に反對を唱へるのは實に怪しからんではないか、と言ふたことがある。之と好一例は米國の國際聯盟に對する態度であります。「ウキルソン」は戰爭の終末に當つて、乃公自ら出でずんば世界の平和は維持すべからずとの大なる理想を以て巴里に出て參りました。彼の案は國際聯盟であります。併しながら此國際聯盟を主張した「ウキルソン」は遂に米國の國内の衆論を左右する譯に行かなかつた。彼が亞米利加をして國際聯盟を捨てさしたと云ふことは、世界平和の立場から考へた所の國際聯盟を破壞したものであります。卽ち是れ内政なるものと外交との衝突に出てたる結果であります。最近加洲の問題でもさうであります。之は後から少し精しくお話申上げまするが、之も亦た内政の立場から國際禮儀を犯したもので、畢竟自分が來るべき所の勢力を占めやうとする所の、内政上の問題を他の國

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に移して國際的紛糾を起したと云ふ狀態になつて居るのであります。

六

斯樣に此國際上の關係と云ふものは中々理想通りに行かないと云ふことが幾分お判りになつたらうと思ふのであります。今之を實際に考ふるに、國々に依つて外交のやり方が餘程違つて居ります。英吉利には英吉利流の外交の行方がある。佛蘭西には佛蘭西流の外交の行方がある。獨逸には又た獨逸流の行方があり、露西亞のは露西亞式と云ふやうな、各々外交の行き方が出來て居ります。獨逸皇帝が和蘭に謫居して後に、自分の立場を辯解すべき自敍傳を書きまして、其中に彼は外交は國民性の研究を要すと主張し、各國の國民性を論じて居ります。「アングロ、サクソン」と云ふ人種は或る思想を與へたが最後、夫れを訂正しやうと努むれば努むる程益々夫れを疑つて來る國民である。之に對しては初めが大事である。一度び間違つた考を起されたら永久に夫れを取去ることが出來ない。獨逸が初め英國と海軍競爭をやつた時分に、米國の外交如何に依つては、確かに英獨間の暗雲を未然に防ぐことが出來たのであると自分は確信する。又露西亞人は虛言を言ふ國民である全く當てにならぬ國民である。自分が自ら露西亞の皇帝と話をして、間違ひの無い處まで話を纒めた。自分と露西亞の皇帝は從兄弟同志である。單に國家の元首としてのみならず、血の繫りである。血の繫りである上に兩者が各々國家の元首として相談した事であれば、何れの點から見ても虛構の其間に伏在すべしとは考へられない。所が露西亞の皇帝が其の翌日になつて自分の言つたことを全然引くり返して居る而して獨逸の外務大臣は露西亞が斯樣に言責を重んぜざることを概論して、是れ畢竟對手の國民性を研究せざるに因る外交上の失敗なりと申して居ります。私も之は寔に良い言葉であると思ふ。實際「アングロ、サク

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ソン」と云ふ人族は如何にも獨逸皇帝の申したやうに、一度び或る考を與へますると云ふと中々夫れを破壞することが出來ない、一度び信用を與へますれば容易に其の信用を覆さない。信じたならば何處迄も信ずる信せざれば決して信じない、と云ふのが「アングロ、サクソン」人種の特性である。外交は總て是等特性を知ると云ふ方針を以て進む、と云ふことは甚だ必要である。或は露西亞に對しては今申しましたやうに非常に掛引のある、そして前後撞着した行動を敢てして平然たる國民である。之に對しては又た相當の方法を執ると云ふことが必要である。此意味に於て、外交なるものは單に一事一件に就き形式的に簡單に處理すべきものではない。獨逸の外交に對しては斯う、中華民國に對しては斯う、米國は米國、英國は英國、と云ふやうに各々其の國民性を研究してやりましたならば、其の國は戰はずと雖も必ずや親愛の情を保ち同時に盡して行けることが、出來ない譯は無いのであります。

七

夫から更に變つて來ますことは、新聞紙上の言論が國際の關係に多大の影響を及ぼすことである。例せば今日政府當局の言論よりも新聞紙上の社說其の他のことは大使館に於て悉く飜譯され、さうして之は殘らず本國政府に報告され、又た新聞特派員が其の輿論を電報に依つて本社に通報する。而して其の輿論に依つて外交上如何に政治家が自分の目的を達せんとしても達することが出來ない、と云ふやうな國際的の狀勢になつて來たのであります。此意味に於て列國に於ても、新聞と外交とは色々深い關係を有して居るのであります。米國では國務當局が毎日新聞記者と會見します。さうして新聞記者が提出する所の質問に對して必ず明快なる解答を與へます。未だ發表の時期に達せぬものは發表の時期でない、之はお話しはするが國務卿とし

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て發表するものではない、と言つて詔します。又た新聞記者の手に依りて其の議論を發表しますが、國際上關係を及ぼすやうなものは、國務卿がどう言つたとか、大統領がどう言つたとか言つて書くことは出來ない。萬一さう云ふ風に書くことになれば政府が其の責任を免れることが出來ぬから、將來の上に於て甚だ不便であります。其の意味に於て當局者の意のある所を當局の言明とせずして、新聞が民衆に傳へる。斯う云ふことが餘程巧妙に行はれて、新聞と外交との關係を保つことが今日の一つの現象となつて居ります。

八

英國では此の點が餘程やり方を違へて居ります。英國では殆ど「タイムス」の社説として書きますが、其の社説は新聞社説として主張するやうな態度でありませぬ。政府の意思は斯う云ふ所にある。斯う決つたのである。と云ふことを「タイムス」を通じて「タイムス」の働に依つて發表することを、政府は外交上案出して居るのであります。佛蘭西は外交と云ふことに就て、昔から非常に大事にするのであります。或る政府の如きは三百六十五日外交と言ひますが、併し外交に對する政府當局者の意見なるものが、大いに亞米利加式或は英國式とは違つて、當局者の考は斯うであると云ふことを言ふ。さうすると夫れに對する世界の輿論が起る。夫れに見て徐ろに政府の執るべき方針を定める、と云ふ場合が多いのである。隨つて或る場合には其の政策が隨分行はれる。又其の意味から對外的には摸稜の方針を執るのである。恰度賴山陽の詩にある「雲耶山耶呉耶越」のやうに何が何だか判らぬと云ふやうな方針が多い。畢竟佛蘭西等は外交に下手なのでありませう。此點は英國の新聞政策の右に出るものはないのであります。斯樣な譯で、今日の外交上に於ては新聞の勢力は偉大なる影響を有して居る。從來に於てはどうかと申しますると、日本政府の對新聞策と云ふも

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のは失敗なりと云ふのでありまするが、其の反對に華盛頓會議に於ける加藤全權の對新聞策と云ふものは實に空前の成功を見たのであります。夫れより前小村全權の對新聞策は全然失敗したのであります。又た巴里に於てはどうかと云ふと矢張り失敗に歸したと思ひまするが、華盛頓會議に於ては非常に大成功を致しました。之は日本の政府が非常に公開的に、喜んで新聞記者に接し、其の意見を曲げないで發表することが出來たからであります。殊に加藤全權の當時の態度と云ふものは實に立派なものでありました。各國の全權が亞米利加流の交際で世界より集つた所の新聞記者に會つて居りますが、英國全權の如きは暗示は與へますが其の言ふ所も明確ではありませぬ。佛蘭西の如きも餘り其の甲斐はなかつたのでありまするが、獨り我が加藤全權の態度は何時も公明で、明かに言ふべからざることは言はないが、明言し得べきものは之を明言し又た漏らすべからざるものは一言も漏らさなかつたのである。日本の意見のある所或は自分の主張する所は之を遺憾なく徹底した爲めに、世界の新聞記者から信任を博したのでありまして、當時私は會議に出る度に甚だ愉快に思つた次第であります。今回加州問題に於て、米國の中心が日本に非常に同情を寄せて此の解決を早からしめんと努力して居るのは、全く華盛頓會議に於ける成功の御蔭であると私は信じて疑ませぬ。

九

勿論今回の排日問題なるものは事實に於ては詰らないものであります。不幸にして米國上院の人が先程申上げましたやうに國內の政治に沒頭致しまして、國際上の禮儀と云ふものを餘り顧みない。米國は自國が實力以上にあるものと慢心して此對外問題に對して甚だ無頓著であります。單に日本に對してばかりでない、英國に對しても佛蘭西に對しても、隨分露骨な言論を用ひ、隨分露骨な排斥をやるのであります。加洲問題

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の如きも事は所謂共和黨が來年の總選擧に勝つか負けるかと云ふ大事の瀬戸際にあります爲に、斯樣なことをやつたと云ふのは、恰度千九百十六年の大統領の選擧の場合に、共和黨の「ヒユーズ」に對して「ウキルソン」の競爭であります。其の當時共和黨の「ヒユーズ」が勝つたやうに誤り傳へられ、其の電報が世界に喧傳されて「ヒユーズ」は非常の喜びであつたと云ふことであるが、豈圖らんや最後の計票に於て無慘にも敗北したのであります。何故に「ヒユーズ」が負けたかと云ふと、加洲に於ける上院議員の多數に信用が無い。其の爲に加洲に於ける投票が反對の事實を示し、さうして勝つて居つた所の「ヒユーズ」が負けて、事實に於て殆ど負けて居つた所の「ウキルソンが」勝つたのは、加洲の共和黨が民主黨に投じた爲に多數なりし共和黨が破れたと云ふことが、餘程强い印象を共和黨に與へて居る。さうして加州の向背と云ふものが明年の總選擧に於ても非常なる影響を及ぼすべきものと觀測せられ、從つて上院の連中は加州の不當投票を取る爲に日本と云ふものを犧牲に供さうとして居るのであります。殊に上院議員の「ロッヂ」と云ふ人と「ヒユーズ」とは餘程仲が惡い。「ロッヂ」は以前は非常な排日家であつた。華盛頓會議の時に彼は委員の一名として日本に對して同情を有つ態度を執つたのでありますが腹の中はどちらか判らない。「ヒユーズ」は此の「ロッヂ」と非常に仲が惡い爲に自然上院の連中と反りが合はない。上院の方では自分等の意見を常に無視する所の「ヒユーズ」が氣に喰はぬと云ふ譯で、前に「ウキルソン」に投票した譯でもある。「ロッヂ」は這回の外交文書に現はれた「重大なる結果」と云ふ文字に口を藉りて「ヒユーズ」苛めをやつた。「ヒユーズ」苛めをやる時に日本が突合つたと云ふ、とは實に詰らない次第でありますが、事實は左樣な次第であります。

一〇

日本人排斥と云ふことも其の性質から見ますれば、畢竟人種問題に歸する。今回出ました所の移民制限法を各國に不當に提言しまして、一八九〇年の在米外人を基礎として其の百分の二だけしか入ることを許さないと云ふことになりますならば、日本人の米國に入國し得るものが五十人以下になるのであります。故に其の條項が無くても、日本人は今後米國に入ることは出來ないのであります。一八九〇年に於ける日本人の數は非常に少いのみならず、一八九〇年の人口を基礎としますると、其の當時の伊太利人、露西亞人と云ふものは非常に少かつた爲に、此の露西亞人や伊太利人も是亦た佛人など、區別されたと云ふやうな事實に成つて來るのであります。今日日本の主張して居る所の日本人排斥の條項も、言ひ換れば米國に歸化の權利なき外國人は入るべからずと云ふことになつても、或は又た一八九〇年の在來外國人の二分になつても、事實上變らないのでありますが、其處に差別的待遇を置いたと云ふことが今日に兩方の主張の相違なのであります。此主張に對して米國上院の過れることは言を須たぬ所、米國の新聞紙も亦た自ら其の過れることを申して居るのであります。勿論政治のことで判りませぬが、大統領も米國上院も何とか方法を講ずることであらうと私は思ふのであります。併し假りに之が講ぜられても、移民法の上から排日の條項が附議されましても、日本人の入國を嫌つて居ると云ふことは否認すべからざる事實である。日本人が何故に嫌であるかと云ふに、つまり黄色だからと云ふことに歸著するのであるが、色に依つて區別を付けると云ふことになると、英吉利の如きも亦た其の領土内に印度人其他多數の有色人種を包有するので、之によりて差別を設けんとするのは當を得ないことになる。

二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

併し之は如何に主張致しましても今直に目的を達すると云ふことにはいかぬ。元來神樣が白と黃との人間を造つた以上は差別は無い譯である。之を區別せんとするものは結局黃人の勢力を得るの日に於て彼等は初めて目を醒すのであらう。由來人間の結束には實力を必要とする。之は單に國家のみでなく、個人に於てもさうであります。肉體的に强くとも金力を兼有せなければならぬ。私は好く三力主義と申しますが、能力と體力とさうして金力が無ければいけない。國家にしても亦然りであります。今日吾々日本人は此の排日問題に對して何等心配或は卑屈なる考を起すことを要せない。日本を初め色の黃なる所の人間は中華民國もある本島人もある、印度人もある。日本人は是等有色人種の謂ゆる「チャンピオン」である。「チャンピオン」である以上は輕率なる態度はいけない。輕率を執つた所の先例は獨逸にある。獨逸が自重したならば今日此のやうな破滅は免れ、斯る慘狀に陷らないで世界に覇を唱へることが出來たと思ふ。或は希臘の如きもさうであります。總て國際的の關係は色々慣習もあり事情もあるのであるから、肝癪に障つたと言つて夫れを憤慨して輕率なる行爲を執りますと云ふと、益々其の國をして非常な不利に陷らしめる。吾々は內に於ては實力を養成し、外に對しては國際の事情を明にし、其の立場に依つて夫れ相當の態度に出で、行かねばならぬ、又た對手國が非常に强いと致しましても、他の國と手を握つて之に當れば能く之を制することが出來る。例へば歐洲大戰の如き世界の各國が共に手を握つて行きましたから、獨逸が如何に强くとも聯合國に負けたのである。故に吾々は第一に實力を養ふこと、第二に外に向つて國際的に發展の途を講じて行くことに努むるのが最も必要なことであると思ふ。此の意味に於て日本と中華民國との提携は、目下の國情に於て看過すべからざる重大問題である。日本と民國と提携することは何であるかと言へば、即ち今日の臺灣であります、臺灣に在る內地人と本島人を合一し、之を一體になすと云ふことは、即ち日本と民國との兩方の國民の間に恰も

何等差別のない二人の間に生れた子供のやうに育成するのと同じ意味であつて、而して之を能くすべきや否やは玆に居られる諸君の責任であると思ひます。私は此機會に於てどうか諸君が此の臺灣を開發して、臺灣と共に死する考を以て諸君と本島人と一致協同して、臺灣なる日本と中華民國との提携を圖られて、而して世界に於ける人種平等の第一線に立つべく、第一線に立たれむことを希望して今日の講演を終る次第であります。

―大正十三年四月二十八日總督府に於ける講演速記錄の要旨、文責記者―

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

日英印の關係と印度の事情

愛知縣立商品陳列所長　原　文　次　郎

一

トーマス、カーライルの語と記憶しますが、英國は寧ろ印度を失ふともシエクスピーアあるを以て誇りとすとか申します。斯く申す文豪カーライルの說は彼等の遠大な歷史の聖地を物語るもので、意見としては或は時代相當な尤もなものであらうと考へられますが、然し乍ら百事世界的になつた今日、ロイドヂヨージを初め現代英國の政治家等は果してカーライルと同じことが言へるかどうか。私は是等の連中に於ては、寧ろ英國はシエクスピーアあるを以て誇りとして居ると同時に、印度を有することをも誇りとして居る、と斯う言ひはせないかと考へる。然るに皆さんの如き知識階級の最上級に在らるゝ方々は暫く別問題として、一般の日本人が印度に對する觀念に就きましては、私としては實は現代として尠なからず物足らぬ感を生ずるのであります。日本の一番大きな宗敎たる佛敎の其の御本尊の印度に生れたことは申す迄もありませぬ。即ち日本の思想の上に最も深い關係を有する印度、而して日本の文化及藝術に燦然たる光を放つ印度、奈良朝及足利朝のあの立派な藝術は支那朝鮮を經由して直接或は間接に大なる影響を受けた印度、其の印度史を御覽に成つても、或は其の他の學術の本源を觀ても歷然と判つて居ります。譬へば我國に有名な綿織、それは驚く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べき價値を有する現代の賓物に屬するやうな物も、元を調べると印度で出來たもので今も猶は出來つゝある物と其の性質を同じうするものである。夫れは孟買の先きに「キャンデイ」と云ふ所があります其の「キャンデイ」で拵へる「ハトリサイリ」と云ふ切れであつて、其の組織から性質から遣り方から、總ての點に於て昔の光琳時代に日本に渡つたものと、現在出來るものと總て同一である。夫から戰國時代乃至桃山時代からして印度から渡つて、日本に使はれて居る「ベニガラ」も「ベンゴール」州から出たもので、彼地にても「ベニガラ」と稱へられて居る。夫から更紗、其の語源に溯つて見ると、印度に「ソラット」と云ふ所があるが「ソラット」は「サラッタ」となり、「サラツタ」が更紗になつたと云ふことは、京都大學の志村博士も申して居ります。夫から日本に三留縞と云ふ織物が維新頃迄ありました。之は印度の「サントマス」の島から出て其の語源を成して居る。徳川時代になりましても種々物質上に印度の交渉がありました。政治上に於て豐臣秀吉が印度の副王との書翰まで溯らなくも、種々な物質上の交渉が日本とあつたのであります。近代になつては御承知の通り日本の機械工業で一番成功した紡績工業の原料たる棉の、其の十分の七が印度から來て居る。政治上から申しても第三次の改訂に成つた日英同盟は、其の實印度を主體として出來上つたものと私共は記憶致します。斯の如く上古から近代に亘つて、政治上思想上物質上にも密接關係のある印度に對する現代日本人の考が、全く幼稚であることは驚く程であります。昔は印度を天竺と稱へて恰もお天道樣のお隣りであるかの如く申して居ります。佛家に於ては十萬億土と唱へて殆んど幽明境を異にする如く申して居ります。祇園精舍の事は恰も夢の國の如くに思はれて居ります。僅か緬甸の一角に其の足跡を印して未だ印度の門戶をも窺はないものを天竺德兵衞と持上げて居りました。それならば今はどうかと云ふと、只今の日本人の方々も其の多數は印度と謂へば四時炎熱、燬くが如き所で、虎、豹、蟒蛇のゾロ／＼道路を徘ひ廻る處

であるが如くに考へて居る。印度人と謂へば炭團に眼鼻を着けたやうな眞つ黒のものだと考へて居るものが多い。是等は實に大間違ひなことであります。

二

先づ英國と印度との關係を言へば、印度政廳と印度人との間の關係は一言以て之を蓋へば、非常に立派な家柄で不動産の價値はどの位あるか底の知れない、世界一の大金持のお孃さんの所に、近世並びなき大成金の家から押掛け婿に這入つて來たかの如く思はれる。お嫁さんの方では餘程舊い三千年來の歷史と廣い田地とを有し、而かも年來久しい間の教育を受けて居る。併し何れかと云ふと、女大學や女今川式の教育を受けた深窓裡のお孃さんだ。一方お婿さんの方は古い古典的の教育に至つてはお嫁さんに較べて少々怪しいが、其の代はり新式の學問で立派に教育を受け、然かも其の實家は四六時中太陽の照らぬ時が無いと云ふ、非常に盛んな飛ぶ鳥も落す勢ひである。それが押掛け婿に這入りました。さう云ふ關係であるが故に、最初はお嫁さんも家の爲め國の爲と云ふので、ほく／＼默つて辛抱したが、次第／＼に慣れて來るに從つて古い家柄が鼻に掛り、領土の廣いことが少々顏に出る。一方亭主の方では、妻君の舊式なのと舊思想で學問が無いのに閉口し、之を教へ導いて矯正するのが夫の義務であり權利であると云ふ所から、種々雜多の法律制度を布いて教育と云ふ名義の下に頻りに干渉し壓迫する。斯くて嫁さんは頗る氣に入らない。而かも嫁さんの財産を亭主の實家に運ぶことが眼に著き癪に障はる。動もすれば怒る。時には武者ぶり著いて夫婦喧嘩が起る。拗る、ブテル、と云ふ樣な譯で、此の印度人と印度政廳との夫婦喧嘩に現はれたのが即ち「インディアン、アンレスト」である。斯くて英人に對する印度人の反抗は事に付け折に觸れて現はれた。中には些細の事に原因を

持つたものもあつたが、要するに眞の原因は白人の優越權なるものが漸次薄らいで來たのにあるらしい。

三

由來印度政廳は三億一千五百萬の印度人に臨むに、七千の白人のお役人と六萬の常備軍―今は夫れ以上と聞く―とを以てするのでありますから、恩威並び行ふよりも寧ろ威力を以て抑へなければならぬ。同時に白人は身體精神共に先天的に黄色人種よりも優越なもので、如何に努力しても有色人種は之に拮抗する能はずとの觀念を、年來印度人の頭に植ゑ込んだものであります。夫れにも拘はらず其の長い間の觀念が少こしづつ動いて來た。其の第一は伊太利の「アビシニヤ」征伐に際し、動もすれば黒い「アビシニヤ」人に敗を取つたことである。白人が平素彼等の優越を高く持するに拘はらず、其の成績の惡るいことが印度人の頭にも怪しく響ひて來た。そして果して白人の言の如く彼等が强いかどうかが怪しい、と云ふ觀念が崩して來た。次で白人の鼎の輕重を問はれたのが即ち亞弗利加の「ボーア」戰爭である。御承知の通りあの戰爭は、英吉利は勝ちは勝つたが、其の勝たるや非常に高い犠牲を拂つたので、屡々負け戰爭をした後に辛ふじて勝つたのである。隨つて之も餘り白人の優越權を充分に認めしめるに足りない。此の時にも印度人の頭には平常の威張り方に似ず英吉利の兵隊も大したものではないとの感じが起つて、白人は實に鼎の輕重を問はれつゝ在つたのである。其次が日露戰爭で、日本大勝利の結果を見るや、印度人は又た黄人の決して白人に屈伏すべからざるの自覺を與へられたのである。そこで夫婦喧嘩が頻々として起り、終に印度の不安（インデイアン、アンレスト）の直接行動に訴へるに至つたのである。而して其の原因は要するに叙上の國外的事故から衝動を受けたのが其の一因であるが、又た他に内部から之を挑發した原因が在つて存する。夫れはカーゾン總督の統治に原因するものである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

此の人は印度、波斯西、其他東洋に於ける事情に精通し、立派な著書もある。赴任前に東洋の各國の君主と餘程近しく交際を結び、支那では李鴻章とも膝を交へて語つた程の人である。從つて造詣が深く、印度に對しても餘程立派な抱負を有し、年少氣鋭の爲に種々改革を試みたが、其の改革たるや非常に激烈なりし爲め終にベンゴール州に於ては分割問題を生じて非常な騷動まで惹起した。右は内的原因であつたが之れが上述の白人必ずしも身心俱に優越した種族でない、と云ふ外的衝動の原因と相俟つて、屢々總督の身邊にまで危險を及ぼす如き反抗の現はれとなり、印度人白人間に屢々非命の死を遂げたものもあつたのであります。私が第一回に印度に參りましたのが恰度其の頃であります。制台に日本人に對する好感情は甚だ隆んでありまして、到る處に印度人からは非常な親みを以て迎へられたのであります。私は其の旅行を終つてから埃太を經由して歐羅巴に參りましたが、馬耳塞への途中で同船したのが、印度の王樣並に王妃が皇子を二人伴ひ、印度の騷擾を避けて歐羅巴に行かれるのであります。恰も宮内大臣格の人が隨從して居て、頗る流暢な英語で私共にも話し掛けましたが、是等の人達も政廳の處置に就ては必ずしも好感を有せざることを、其の口吻によりて善く諒解され得たのであります。

四

印度人の反抗に對する英吉利人の威壓も亦た恩威並行以上である。夫れが道路の通行や汽車の坐席の如きにまで差別が行はれ或は役人としての給料にも其の才能の如何に拘はらず格段な差別が行はれる。夫れが爲めに上述したやうな印度人の反抗となり「インデアン、アンレスト」として英吉利本國の議會を餘程動かすに至りました。夫れが大分問題を起した結果、總督政治の手心が餘程變つて來ました。一方には反英思想を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

鼓吹した急進派の頭目は或は死し或は節を變じ、其他次第に凋落するに至り、印度の治安は漸く保たれて一時小康を得た所に歐洲戰爭が始まつたのである。此の時は流石の英吉利も餘程心配しました。獨逸のカイゼルが相當の高い犧牲を拂つて土耳古を自分の味方に引き付けたやうに、一度び英本國が外國と戰端を開かんか、印度三億一千餘萬の人間は到底無爲に終るべきものでない、と云ふ算盤を持つたものは獨りカイゼルのみではなかつたのであります。圖らざりき一旦英吉利が獨逸と干戈を交ゆるや、總ての豫想は全く裏切られて、土人州の各王は勿論、大多數のヒンヅー民族も英吉利に忠誠を表し、謂ゆる急進派の頭目と目された連中まで寧ろ英吉利を扶くべしと主唱するに至り大勢は印度政廳に有利にしてマホメダンも種々なる原因から之に左袒し、或る土人州の如きは身自ら戰線に立つて英本國の爲に盡した。之には何か必ず報酬があるものと云ふことを無論印度人は期待して居りました。英吉利でも相當のことは必ず酬ゆべきことの默契は必ずあつたに相違ない。休戰のときに私は恰度印度に居りて其の實狀を目撃しましたが、一時はお祭り騷ぎも中々盛んでありました。それが濟んで一方に於ては何か報酬がありさうなものだ。一方では何か與へなければならぬ、と兩方で考へては居るが、受けんとするものは來らず、與へんとするものは未だ口を開かずで、恰も「山雨將に來たらんとして風樓に滿つ」の緊張時代がありました。此の時に植民大臣のモンテイグと印度總督との間に協議のあつたものか、印度人の選出議員の數を殖やすと云ふ法案が通過した。然し此の位のことでは中々印度人の滿足を買へない。加ふるに歐洲戰爭以後、從來の英吉利の態度は大いに違つて來て、印度人に對して總てが頗る寬大になつた結果、寧ろ印度人の鼻息が荒くなつて、尠からず增長して來ました。其の一例として商業上の會合などにて英吉利人と印度人と會商する時分にも、從來は非公式の折にも英語を用ひたものが、戰爭後には夫れが非公式は勿論、公式の場合にも必ず印度語を用ひ、英語ならば通譯を願ひたい、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と云ふことを主張するやうになつた。或は英本國から高貴の方が見えても任意に歡迎をせぬやうなこともあつた程である。戰後何れの國も世界的に民衆化したことであるから是等の事も敢て怪むに足らぬやうにも考へられるが、然し印度人として其の變化の劇しいのには實に驚く程であつたのであります。時恰かもガンヂーが還つて來て其の熱烈な辯舌で說き廻つたのである。ガンヂーの主義としては消極的抵抗ー直接行動に出つべからずと云ふのであるにも拘はらず、印度人は可なり劇烈なる直接行動を敢てするに至り、其の結果は世人の知る如くガンヂー其他の投獄となり、英政府の辣腕が行はれて一時少康を得て居りましたが、一方例の露西亞の赤化運動が波斯を經由して印度に這入つて來るので、流石に殖民政策の天才とも言はるゝ英國人も其の待遇政策や思想問題などの爲に苦心慘憺たるものあるを窺はれたのであります。

五

現に印度に行はるゝ思潮に急進と穩健のと二つありますが、急進的の思潮が果して印度に幸すべきや否やと云ふに、急進黨の謂ゆる「印度人をして印度人を治めしめよ」は誠に好い理想であるが、今の印度人の敎育程度では到底これは行はれませぬ。御承知の通り印度人の多數は眼に一丁字なく、千人の中に讀し且つ書くことの出來るものは平均十一人、其中男は七人女は四人であります。而して人種宗敎と云ふことの外に何も考の無い多數の人間を相手にして、こゝで政治上の爭ひをしなければならぬとなると、主義政見に由つて動くべき理由は毫も分らないのであるから、勢ひ選擧は之を宗敎乃至人種の上に置かなければならぬ。此の人種と云ふ地盤は殆んど動かすべからざるものであるが、其の人種の多數はヒンヅーが十分の七を占め、マホメツト敎は十分の二、其他は各種の人間である。さうすると人種の上に選擧を行ふとすれば、多數制度でありま

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

すから理想としては普通選擧で、普通選擧に由つて選まれる代表者は何時も〳〵必ずヒンヅー人種が絶對多數を占める。內閣は如何に變らうともヒンヅー人種が何時も組織する。隨つて後繼內閣は必ずヒンヅー人種と云ふことになります。日本では原內閣が加藤內閣になり、加藤內閣が山本內閣となり、それが淸浦內閣と云ふやうに變るのであるが、印度では多數を占むるヒンヅーが何時も政權を握り、年が年中ヒンヅー思想の政治が行はれなければならぬ。一方少數のマホメダンは非常に武力體力の強い荒武者であります。之が決して默つて居ない。嘗て印度を征伐してヒンヅーをやつゝけた經驗があるので中々チツとして居ない。此の兩者の間に喧嘩が起ると夫れこそ大變で、平素こそ互に印度將來の幸福平和の爲に口舌の爭を爲すに過ぎないが、一朝暴虎の威を振ふことになれば、印度八十萬平方哩は彼等の馬蹄に蹂躪されて全然修羅場と化して仕舞うことは疑を容れませぬ。高遠なるガンヂーの理想、崇高なる彼の人格は萬衆の景仰する所でありますが好漢惜いかな天時地利を知つて而して人和を知らぬものでありませう。私は敢て印度の政情を說くのではない。印度の天產と日印の關係とを說くに當り、聊か彼の國情を御參考に供するに過ぎないのであります。

六

前叙せる如く英印の關係は、舊家の富豪へ「ハイカラ」の成金の息子が押し掛け婿に來たのと同じであるやうに思ひますが、それと同じ關係で又た日印關係を喩ふることが出來ます。印度人は日本人とは色が稍々似て居る如く、どうも親戚であるかの如く思ひます。嫁さんの遠い親戚の家に、物事が器用で力量が恐ろしく強い青年が居る、既に親族の親みがある上に其の青年の家が相應に富力がある。そこで嫁さんかチラ〳〵と秋波を送る。亭主燒餅をやく。嫁さんは何だか其の青年に親みを有する。魚心あれば水心ありで、一方はさ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

う云ふ關係で氣が揉めて堪らない。然るに近來は幾ら色眼を使つても青年はどうも應じない。併し賴みにすべき人間だと云ふことは判つた。一方英吉利人が、あの青年は俺の婦と通じはしまいか、油斷はならない。然し段々交際して居る内に倶に提携して仕事を仕なければならぬ、と云ふことが印度政廳にも印度人にも判つて來た。從つて印度人は、自分が金を出資し、青年の才能を借りて相共に事業を計劃せんことを、多くでは無いが徐々に實現して來た。英吉利人も是迄は社交上に日本人を加へなかつたが。昨今は倶樂部にも入れる。現に私共が出這入りする孟買市の赤十字の祭りの際にも、英吉利人と日本人と其他の外國人とが發起して、赤十字の義捐金を募つてお祭りをすることになつた。さう云ふ風に英吉利人も手を携へて仕事をしやうと云ふので、印度人も是迄の一種の僻見に囚はれた親みではなく、今度は經濟の上から日本人と共に仕事をしやうと云ふ考になつて來たやうであります。隨つて以前程は景慕されぬが、信實をお互に打ち明けて日印が共に仕事をすることの觀念は、近來餘程出て來ました。而かも印度に於ては日本人が一番お得意で、あの國產たる棉の三分の三は孟買に集つて終極の買手は日本人であります。外國人の商賣人も居るが大部分は日本人の手で日本に來るのである。從つて日本人の經濟的勢力も餘程偉大なものである。要するに是から先き日本人が印度に於て仕事をするには、英吉利人に對しても印度人に對しても、餘程仕事が仕易い傾向に成つて來たかと思はれます。

七

印度の國情を述ぶるに當り先づ、其の天然と人事とを述べませう。何しろ三億一千五百萬の人種と八十萬平方哩の印度は、それ自らが世界の如くである故に、其の印度の裡には殆ど兩極端が備はつて居るのであり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ます富士の山の三倍以上なヒマラヤの「エヴェレスト」が天空に聳ゆる壯大さは實に世界の偉觀であらう。其の麓の山から見渡せば「ガンヂス」「インダス」の二大河が遥々と天涯近く流れて止まる所を知らない。雨期に至れば、北と中部と南と幾分遲速はあるが、概して六月の初めから降り出して十月の初旬迄雨期が續く。其の間は殆んど毎日—時によると一日位は降らぬこともある—雨が降るが、其の雨たるや日本の梅雨のやうにシメ〱とやさしく降るのではない。男性的とでも申さうか、實に猛烈なものであります。恰も拇指位の雨滴が天から水を落す如くであります。中々傘などでは凌げませぬ。往來を自動車で通ると、滿街是れ雨で前路が見えませぬ。實に驚くべき雨がのべつに降ります。隨つて極端に濕めつて居る。偖て雨期が十月の中頃迄で熄むと、今度は來年の雨季初め迄は少しも雨が降りませぬ。絕對に降らない。隨つて印度には雨天順延と云ふことはありませぬ。一天悉く晴れ渡つて雲と云ふものは少しも無い。甚だ殺風景で、カラ〱野ッペラボーで頗る無趣味であります。次に暑さは、所に依ると非常に暑い。アフガン界は屋外百七十度。涼しい處はダアヂリンシムラ、ヒマラヤ界のやうな處もあります。一方に於ては砂漠地方で雨量の極めて少ない所もあり。同時に一日に四十吋も降ると云ふベンゴール州のやうな所もある。夫から一年に米が三回穫れる地方がベンゴール州にある。反對に毎年饑饉で弱つて居る所がある。總てが斯く兩極端であります。從つて人間も兩極端の思想があるやうに思はれる。何しろ暑いと言へば極微の雲翳だに無い空から大陽が烈々と照るのであり、雨が降れば延べつ幕なしである。而かも日本のやうに奇麗な山も河もない。樹木と言へば椰子の如きノツペラボー、河と言へば極めてヌーボウ式な流れ。見渡す所荒涼たる曠原のみ。勢ひ人間は自分で自分を考へる。謂ゆる哲學的思想に耽らざるを得ない。之が千古の大哲たる釋迦牟尼を生んだ所以で、同時に印度が哲學的空想的になる所以であります。而かも人の色は眞つ黑な亞弗利加人同樣なもの、然し又一方には私共より白

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

いのも居る、黄色いのも赤いのも居る。それが相互に錯雜して雜婚も行はれるので、黑と白、鼠、赭色など種々雜多な色彩が觀られます。夫から八つ目鰻の乾物のやうなカシガルの人間と、變手古な色で頸の太さ二十吋もあるベヂャの人間も居る。一方には一月に一萬圓も取る高給官吏もあり。一日十六仙の人足もあります大厦高樓の櫛比せる孟買の街に住するもあれば椰子の屋根を葺いて其の周りに牛の糞を塗り附けた小屋に住む人種も居る。燒け著く如き炎天を自動車で走るものと、跣足で歩行く者とがあります。斯の如き各種各樣の人間が住んで居ると同時に、宗教も非常に兩極端で、深遠幽玄なる哲學を考へるものがあると同時に、又た極端に放縱なデカタン式の宗教もあります。各種各樣の人間が紛然雜然として、言語も多樣に、血も違ひ、思想も違ひ、色も違ふと云ふ樣に各種各樣の人間の住んで居るのが印度の實狀であります。

八

偖て印度を理解するに缺くべからざるは其の宗教と社會組織とである。私は宗教學者ではなく、宗教に就ては甚だしき趣味を以て居りませぬが、善く考へると日本人程宗教に冷淡なものはない。が又た印度人程宗教に煩はされて居る國民も少なからうと思ひます。中でも現に猿、蛇、火などを拜むものがある。尤も多數なのは生殖器崇拜である。これはヒンヅー教に限るが如く、到る所に生殖器を表徴したる神樣がありまして必ず之を拜んで居ります。然るに一方には偶像を拜まないマホメット教もあります。要するに印度教は斯の如く各種の宗教が多數にありますが、不思議なことには印度には佛教が無い。佛教發祥の地に佛教がないのである。實を申せば英領印度の領域である錫蘭島には小乘教がある。お釋迦樣の生れたネプールに佛教信者が少しあるのみです。ヒンヅー教に至つては餘程六箇敷いさうで、善く聞くと中々理屈があるやうですが

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

私共にはどうしても判りませぬ。餘程調査を要する性質のものと思ひます。或る學者の說に印度敎は組織立つたカーストであるとも言はれます。卽ち種々雜多の宗敎があるが、此の宗敎に最も密接な關係を有するものは印度の階級制なる「カースト」であるから「カースト」を充分に理解しないと、印度人との交涉、特に商取引を爲すに就ても困ることがある。そこで「カースト」に就て其の一端を窺つて見ると、其の語源に就ては色々說もありますが、「カースト」の成立如何に就ては學說も區々であります。要するに其の階級制度は說の當否は知らず優等人種と劣等人種の混血を避ける爲に出來たものらしく思ひます。殆んど有史以前のアリヤン人種が印度の平野に流れて來て、銅色人種と相接觸した際に、あの劣等人と吾々優等人とは一緒になつては人間が惡くなつて困る、卽ち新しい言葉で言へば、人種が低下すると云ふので、其の當時の先覺者と言はるゝ者が、階級の組織を形ち造つたのである。其の階級組織の上級なる最高等の「ブラ」民族は帝王以上の職務に當るべきもので、主として神祭占事を掌りて一切俗務に與らず、勞働に當らずして生活し得る權利あるものである。次の「キシャトリア」族は王族、易者、武士等になり得べき階級のものである。其の次の「ベリヤ」族は農商工に從事すべき階級者。又た其の次の「シドラ」族は奴隷階級にして一切の賤役に從事すべき人間である。以上四族の階級制を定めたのであるが、此の階級制度に絕對服從せしむべく權威あるものとせんが爲に、神祕的の傳說を附加し來りて、是等の四族は皆な其の昔、梵天の神體より生れ來れるものとなし、四族の階級如何は畢竟、梵天の口、耳、手、足等夫れ〳〵其の生れ出た所を異にするに因るものゝ如く言へ傳へ來つたのであります。而して此の制度の下に「ブラ」族が餘りに權威を振ひたる爲め、「キシヤトリヤ」は階級打破を叫んだこともあつたが、夫れも一時で前の狀態に復したのである。一方に佛敎に降替ありて、印度敎は依然其の勢力を逞しうする結果、印度の總ての社會を縱斷するものは宗敎であり、又た

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

夫れを横斷するものが「カースト」組織であると言はれてあります。其の「カースト」の數が二千何百あると申しますが、要するに其の性質は全印度人の職業別即ち階級別であるかの如く見えます。

九

此の階級制度は非常に嚴重であつて、階級の違つた人間は共に飯を食ふことは勿論、同じ水も飲めない。共に相談も出來ない。違つた階級の拵へた食物も食へない。汽車の中でも上下の區別は劃然たるもので、小學兒童にも差別がある、又た「メソポタミヤ」の兵隊は止むを得ず自分の炊事道具を自分で擔いで戰爭に行つたのであります。さう云ふ風に階級組織は宗教に根抵を有するのでありますが、甚だしきに至つては强盜殺人をのみ專門の職業として居る「タヒト」の階級があります。其起源は三百年程前ださうですが、其の內部には立派な祕密結社の組織があつて其の階級の保護者もあり、强盜殺人に關する暗號の役割が決つて居る警視總監が曾て夫等を殆んど根絶にしたと云ふが、此の社會は印度人の歷史上相當有名なもので根抵ある組織を有するのであるから、唯ゝ一遍の征伐に由つて根絶やしに出來るもので無からうと思ひます。此の如く印度人は各種各樣に分れて居るが「ブラ」民族は絶對に俗事に與らない。如何に飢餓に迫つても決して仕事をしない。吾々は唯生きて皆さんの報酬を受くべき權利があると斯う申して居ります。夫から又た便所掃除を專門の職業として居る「メタニー」と云ふ階級があります。此の階級は先祖代々而して子々孫々まで未來永刧便所掃除をするのであつて本人も少しも之を怪まない。現に私共の舍宅には非常に澤山の雇人を要するのであります。先づ「ボーイ」は「ボーイ」の仕事のみで、主人の身邊と食卓の片附けをするに止まる。其の外に床の掃除を命じても絶對に命に從はない、それは別に「マリイ」と云ふのがあつて其の者の役務であ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

る。「コック」の下に又た下「コック」があつて仕事が一々區別されてある。市場に物を買ひに行つても買つた品物を持つて來ることの出來ぬ場合がある。「ボーイ」に辨當を持たせやうとするが、決して持たない。別な苦力に持つて來させる。運ぶと云ふことは役が違ふから仕ないのである。吾々が旅行する時分に停車場に行くと、「ボーイ」は唯々身の廻り事だけを爲すに止まり、荷物を降ろすのは別の人足が爲る。汽車に積むのも人足がやる。さう云ふ區別が甚だ不思議なやうであります。嘗て私共の舍宅の廊下の隅に犬が放屎を失敬しました。「ボーイ」に掃除を命じた處が、これは私共の仕事ではない。「ハマル」の役だと云ふ。「ハマル」は又た自分の仕事ではないと云ひ、結局「メタニー」なる便所掃除の仕事であると分つた。そして明日の朝の八時半頃「メタニー」の來る迄それを捨て置いて、結局明くる日になつて片附けたことでありました。

十

更に印度の行者に就て御話し致しませう。印度には嚴肅なる思想の行者があると同時に、人の金を勝手氣儘に借りて一切返さない。食ふ事は唯遊んで居て食ふ、と云ふデカタン式の宗派とがあります。嚴肅なる方の行者は難行苦行を風習として居るのが常である。普通行者は顔から全體へ灰を塗つて往來を乞食して居るが、日本の神社佛閣のやうな所には種々な行者が居ります。中には地面に穴を掘つて身體を埋め首だけ地上に出して居るものもあり、或は年中水の中に浸つて居るものもあり、或は床の下から五寸釘を手に打つて一生涯其の手を離さないで空に哲理を考へて居るものあり、或は百十七度もある炎熱の中に自分の身體を曝して物をも言はず幽玄なる眞理を攻究して居るものもある。最も極端なものは食はずに死ぬのもあります。實に種々雜多な人間が居るのであります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

餘所耳

或る意味の闇黒面史の過去に就き

蕉鹿夢

堀川百首の一に、『我が戀は、烏羽にかく、言の葉の、寫さぬ程は、知る人もなし』と見ゆるは、昔、敏達天皇の朝、高麗國より上れる表疏が、烏羽に認められてあつたといふ、名高き故事を取材して、之を文學の情調化したるものであるが、國史の記する所に據れば、『字は、羽のまゝに黒く、既に識る者なし、時に船史の祖王辰爾、乃ち羽を飯氣に蒸し、帛を以て、羽に印して、悉く其字を寫す、朝廷之を異となせり』とある、當時高麗の致せし漢文の表疏に對し、我が朝廷の諸史、日を經れども、之を通讀する能はず、漸く歸化人王辰爾の力に依りて、文意を曉ることを得られたので、さてこそ、斯くは神秘に近き物語を生み出すに至つたのであらう、夫は兎まれ、一旦支那文化の影響を蒙りし王朝の、末期の衰微を起點として、武家時代に移れる長き經過は、再び退歩を止むなくせしめし、或る意味の闇黒を導びき來つた。

承久の役、院宣を執權北條泰時に賜はりし時、泰時之を郎從五千人の中に物色し、僅に藤田三郎といへる物識りを求めて、之を讀ましむるを得たといふことで、吾妻鏡の承久三年六月十五日の條に『武州、院宣を拜すべきを稱し、馬を下り訖ぬ、共の勇士、五千餘輩ある此中に、院宣を讀むべきの者候ずるかの由、岡崎次郎兵衛尉を以て、相尋ぬるの處、勅使河原の小三郎云ふ、武藏國の住人藤田三郎は、文博士の者なりと、藤田を召し出し、院宣を讀ましむ』と載せてある、當時赳々たる關東の武夫、干戈を執りては、タシカに王侯の干城であつたであらうが、文事に對する絶對文盲、思ひ半ばに過ぐるものある、蓋し斯の如し。

織田信長は、夙に勤王の大義に通曉し、盛功偉烈實に戰國の一人者たることは、十目の倶に瞻る所な

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

れども、明良洪範の傳ふる所では、『信長公には、若年の頃、王といふこと御存知なく、其後、村井長門守長春に、王といふは、いかなるものぞ、厨子などに入れて置くものか、又は人にて候やと、尋ねらる長春申上候は、いかにも人間にて、位高きものに御座候云々、漸く王といふ事、御存知被成候よし』と見ゆ、土佐日記に、一文字を知らぬ者だも、足は十文字に踏みてぞ遊ぶと形容したが、流石の偉傑信長も、最初實に王といふ字の智識を持たなかつたものらしい

斯種の惰力は、延きて徳川時代にまで及び、嘗て田沼意次が、閣老の上班を以て、威權を振ひし際なりける、會ま江戸湯島の聖堂が、損壞甚だしかりしかば、林大學頭より、修理の費用を幕府に要求したりしが、其費額の少なくなかつた爲め、勘定奉行も之に困じ、一時假繕ひにして、他日の完成を待つこと然るべしとの內意を示せしも、大學頭頑として首肯の色なく、押して强硬の態度に出づるので、止むなく、老中に伺ひ出でしに、意次聞きて、元來聖堂とは、神を祭れる所か、將た佛を祭れる所か、如何あらんと問はれしところ、有司の面々、之を知れる者殆ど無かつたが、老中の一人、稍や覺束なき口振りにて、確かなる事實は判かり申さねども、大學とか論語とかいふ書冊を書きし、唐の賢人を祭れる所と承はり居り候と、陳べ出でしに、意次が、左様にある上は、唐朝鮮に聞えても、バラック式では、皇國の體面に係る譯なればとて、軈て修理の經費を、要求通り、全部支出することの裁決を與へられたといふ、逸事もある

彼の江村專齋が、少壯の頃、京都に、四書の素讀をすら敎ふべき學者なく、公家の山科氏は、獨り之を善くすとの聞えあつたので、乃ち往いて贄を執りしが、學庸論語の素讀を終り、孟子に進まんとした る折、書冊を他に貸し附けありといふにかこつけて、之を敎ふることを謝絶された、さて其內實は、之を知らなかつた爲めだといふ、笑話に想ひ聯ねても、此一隅以て他の三隅を推すべきであらう、餘所耳に鹿のとこゑを、きゝしより、秋はかなしき、ものと知りにき（好忠集）

借て話は飛びますが、最後に教育に就て一寸とお話しを仕たい。印度人の裡には非常に教育の程度の低いのが多い。何しろ三千年の歴史を有するが故に、餘程哲學的崇高の頭を持つて居ります。只だ近來の教育の組織が甚だ腑に落ちませぬが、斯の如くであるから印度人に無學者が多いと思ひます。曾て「カルカッタ」復活問題の一として印度人が「カルカッタ」に大學を置いた。さうすると「ベンゴール」州は之に對立して非常に學殖の深い人が出で相當善い教育も行はれ、相當知識の高い所が出でました。斯の如く印度には西海岸の「プウラ」系と、「ベンゴール」の系統と二つの系統がある。「プウラ」は非常に强い人種で、「ベンゴール」は之に反し二十七回も他に侵略された、謂ゆる腰脱けである。然るに其の弱い人間に教育が普及した結果は「インデアン」の一大潮流となつたのである。斯く迄教育の力が効果を奏するならば、印度全體の教育を若し充分に普及するならば、夫れこそ大したものになるでありませう。然し印度には大學が七つあつて、あの大きな所に小學校が僅かに百五十六しか無い。實に普通教育は成つて居ない。私をして言はしむれば、全く日本と同じやうに普通教育を强制するにあると思ひます。これは印度の先覺者も皆な唱へて居る所であります。印度が若し之に力を盡すならば、恐くは印度は何時までも居眠つて居る獅子では決して無からうと思ひます。印度を興すものは他に非ずして寧ろ教育にあると思ふ。但し之を善導して穩健なる基礎の下に著實に普通教育を普及さすることが必要である。若し然るに於ては、私共は印度の將來は刮目して觀るべきものがあらうと思ひます。

―大正十三年三月二十日總督府に開かれたる講演の速記錄に據り其大要を綴る、文責編者―

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

上海の居留地制度（上）

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

目次（上、下）

一　序論
二　租界の發達
（一）淵源—（二）英租界の設置—（三）佛租界の設置—（四）米租界の設置—（五）租界章程の協定—（六）新章程と工部局の發達—（七）共同租界の成立と佛租界の分離—（八）自由市計畫と支那人に對する管轄權—（九）租界の擴張—（十）現行租界章程の規定
三　共同租界
（一）總說—（二）領事團—（三）公民會—（四）行政委員會—（五）各部行政—一、官房—二、財政部—三、警務部—四、衛生部—五、工務部—六、電氣部—七、教育部—八、音樂隊—九、消防隊—（六）義勇隊—（七）土地委員
四　佛租界
（一）總說—（二）租界行政—一、總領事の地位—二、行政委員會—三、各部行政
五　租界財政
（一）共同租界の財政—（二）佛租界の財政—（三）日本居留民團と其財政

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一　序論

上海租界の市政廳は共同租界及佛租界に在り、租界地域は上海市の大部約七八割を占め、共同租界は八平方哩餘、佛租界は支那市街と同じく三平方哩を占む。是等租界は其人口に於ても上海市全部の約六割を占む。其發達最も古く市行政組織の完備せること支那各地租界中の巨擘たり。殊に共同租界は英米租界を合併して以來既に六十餘年に達し、國際的共和市を形成し、換言すれば市政の國際管理と稱すべく、只租借地の如く政治的國家的に支那主權を行使せず、主として道路警察其他自治團體事項に關し地方行政權を行使し、支那の領土權の尊重を標榜し來りしが、實際上支那主權は僅かに關稅制度地權の設定移轉の登記に關する會丈局の事務又は混合裁判たる會審制度等に於て部分的に薄弱なる活動あるに過ぎず。一方租界內は外國領土と異ならず、支那兵の通過を免さず、戰時中立を維持し來り。又支那の會審制度たるや近年殊に租界官憲の裁判制度と異ならず、土地も名は永借權なれども實質は所有權たり。且つ租界內不動產に關しては支那人に對しては却て制限を設けたるが如く、其他寧ろ租借地に一步を進め、由來租期を定めず支那利權の改收熱熾盛なるの際、尙ほ租界區域漸次擴張せられんとするの機運に向ひつゝあり。而して上海の共同租界は法理上は名の如く國際的行政官廳を存すれど、實際上は英國多年の拮据經營に係り、多大の犧牲を拂ひたる結果、今日英は僅かに二百五十の商社、五千有餘の人口を占むるに過ぎざれど、偉大なる商勢力を得て多額の不動產を有するの關係上、市政廳の執行機關たる行政委員の大部は英人を以て占め、當地支那人より見れば所謂「大英國工部局」の觀を呈するなり。

佛租界は共同統治より獨立して以來六十年に近く、其區域は前記の如く共同租界の三分の一に過ぎざりし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と雖も、他の支那各地に於る專管居留地に比して優るものあり。其行政權の體樣は委員組織なること共同租界に同じきも、租界の憲法たるべき章程は領事團と支那官憲との協定に非ずして佛國領事と支那官憲との協定に成り、其他公文又は默示の慣行に依り自ら執行機關たる行政委員の監督は佛國領事にして、共同租界工部局に比して其權限大にして、行政權の發動は國家的官僚的なるに於て一層所謂國家內の小國家『Un petit état dans l'état』の實を現はせり。是を以て支那人は蓋し租界が(一)支那人に對して其居住の安然と幸福とを增進したる所の自治團體行政の好範例を示したること(二)內亂爭鬪の際に於ける避難處たることに於て利益あり。尙ほ今日も亦將來に於ても支那に於ける歐米文化の輸入地扶植地として偉大なる切獻あるべしと信ずれども、居留地存在の不利を論じて(一)支那人は廈門鼓浪嶼等の特例を除かば居留地內に多數の住民を存し、市政廳の收入の大部を負擔するにも拘はらず、之に比例して市會に於て代表權を有せず、例へば上海共同租界の如きに在りては支那人は住民の九十五「パーセント」を占むるも市會に於て投票權を有せず。近年僅かに顧問を出すのみにして代表權なき納稅義務を負擔しつゝあり(二)又支那は決して主權を讓渡したるものに非ずと雖ども地方的團體的目的の爲に租界市政廳の權力を與へられず又代表せられざるのみならず、國家的政治的權力を行使すること能はず。結局支那の行政權は居留地(Settlements)及專管居留地(Concession).存在の爲め著しく阻害せられつゝあり。從つて既に巴里會議に於て是等居留地制度の廢止に關し提議する所あり。而して該協定の日より五箇年以後に於て之が實行に著手せんとし、其の間暫定方法として居留地制度の改革案を提出して(一)支那人は外國人と同一條件の下に居留地(又は專管居留地)に於て土地を所有する權利を有すること(二)居留地に住居する支那人は工部局委員選擧の投票權を有し、又其の被選擧權を有すべきことゝし、是等目的を遂する手段として先づ獨墺の專管居留地を撤回し、又一時的に露國の專管居留地に對

して支配權を有したるが如し。而して其後華府會議に於ても支那の施全權は十項目の提案中に於て(一)列國は支那共和國の領土保全竝に政治上及行政上の獨立を尊重し且つ保證すべきことを約し、支那は其領土及沿岸の如何なる部分をも之を如何なる外國にも讓渡し又は租借せしめざることを約し(二)支那現時の政治司法竝に行政的自由に對して加へられたる制限は卽時又は事情の許す限り急速に裁撤せらるべく、又現在期限を定めざる支那に加へたる拘束に對して一定の期限を附すべきことを定めたり。(M. J. Bau, The Foreign Relation of China. P. 319-322, W. W. Willoughby, China at the Conference, P. 33-36)

二　租界の發達

上海の租界は支那に於ける各地居留地制度の搖籃たり範例たるものにして、其他域の廣大にして行政の組織及事業の種類に就て特筆すべきもの少からず。其發達の沿革は自ら支那外交史上又は殖民史上興味ある問題なるを以て左に叙説する所あるべし。

(一)淵源　居留地の淵源は十八世紀の中葉廣東に於て許容せられたる貿易處(Factory)の制度に在り。蓋し廣東に於ける英・米・佛・蘭・瑞等の商人は支那政府の特許を受けたる支那商人とのみ商取引をなすことを定められ、又外國商人の店舖は城外の小區劃に限られ、而して其貿易處に於ける家屋は支那商人より高額の家賃を請求せらるゝのみならず、外國人の居住に關しては幾多煩苛なる規定ありたり。要するに廣東人の排外思想と相伴つて支那政府の居住通商に關する自由の拘束よりして阿片戰爭となり、遂に南京條約の締結に依り上海等五港を開き、殊に上海は前記の如く其地理上竝に人文上、居留地の發達に適合したるが爲に著しく其人口を增加し、益々租界の擴張を見るに至れり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

條約上居留地を認めたるものは南京條約を嚆矢となす。而して同條約第二條に

英國臣民をして其家眷を携へて廣東・廈門・福州・寧波・上海の市町に居住し障碍なく通商貿易に從事せしむと

あり。更に一八四三年其追加條款第七條に於て

永久和親條約は廣東・福州・廈門・寧波・上海の市街に居住する英國臣民及其家族に對し煩累拘束なく居住せしむることを規定せり故に地方官吏は領事を通じて土地及家屋を取除け置き其屋賃或は代價は公平に且つ平等に按排し人民間に行はれたる割合に準じて定め何れよりも強求をなさゞるべし建築せられ又は貸與せられたる家屋の數は年々領事に依り地方官に報告をなす地方官は之に依り各自の總督に報告し家屋の數は商人の來往に準じ多寡あるべきに依り之を制限すること能はず。

と規定したり。

(二)英租界の設置　英國艦隊の司令官「ヘンリーポチンガー」は一八四三年六月二十八日講和條約の批准交換を了するや、同年十一月九日南京よりの歸途上海に來り、居留地設置の視察を遂げ、上海當初の英國領事たる「キャプテン、ジー、バルフォーア」は同月八日夜廣東より上海に到著し翌九日道臺を訪問し意見の交換をなし、同月十二日「ポチンガー」に對して城內好適の位置に在る家屋を一箇年四百弗にて賃借することを約したりしが、實際六百四十弗と定め、潤年には尙ほ半箇月分を加算することゝしたり。而して「バルフォーア」は領事館及其敷地借料として千三百弗の支拂をなしたり。「バルフォーア」當初の事業として一層重要なりしは關稅徵收の爲に南頭城門と河岸との間に於て銀行又は兩替屋(收銀處 Shraff Shop)を設置したるに在り。道臺の報告に依れば「バルフォーア」は海關監督に代り收稅する目的を以て六名の忠實なる商人を選定せり。其の他の事業は港界の決定及錨地の區劃に存し前者は上海より河口迄の全延長を包含することゝし、錨地は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

延長二千九百呎にして幅員千七百呎餘とし、蘇州河口と洋涇濱との間に至り、一方戎克の通路として浦東側に六百呎乃至八百呎の區域を存せり。

租界當初の限界は東方河岸及南方洋涇濱の外には直接決定したるものなく、蓋し北部は現在の北京路を第一の境界となし、其北方に在る土地は當時一部は政府の所有に係り、他は李家の構内に屬したるものにして一時租界外にありと看做されたるものとす。而して獨り西方は全然境界を設けざりしなり。只租界全體として其重要部は相當に地上げし開拓されたれど、其他は荒地に過ぎず。而して多くの低地河川池沼又は溝渠等は蘆荻を以て蔽はれ、人烟極めて稀薄にして當初の領事赴任後數年間は現在の四川路の如き田舍と異るなく、又「バンド」は曳船の通路にして河岸一帶潮流に洗はれつゝありたり。

領事館の建設に關する「バルフォーア」が爲したる當初の告示は一、八四三年十一月十四日にして、開口一番に英國領事館を一時東西兩門間城壁に接近したる城内に定めたることを英國商民に告知し、次て條約の效力發生の同月十七日以降開港すべきことを宣明し、船舶は必要の際には双錨泊をなし得べきものとし、其後の規定に依り錨地の變更は英國軍艦司令官の許可を受けて之をなすべき旨を定め、兩替店に於ける六名の從業者は輸出入關税及噸税徴收權を有すべきものとし、船舶出港の免許及報告に關する領事手數料は當初之を五弗と定め、後第一弗に減じ、又保税制度を計畫したれど支那委員の反對に依り其目的を達せざりしなり。開港後英國領事は彼の南方に於て苦き經驗を有したる所の舊獨占制度を上海に再建せんとする廣東及福建人の計畫に反抗するには少からず困難に遭遇したり。即ち諸特權を排除し一般外國商民を救濟せんが爲めに努力する所あり。只廣東と異り領事商人又は宣教師等は總て自由に城内の家屋を賃借して居住したり。然れども漸次外國人の增加と共に城内の支那人と雜居するを不快とし、城外に土地を求めて家屋を建築する權利を取得

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し、先づ領事館用として現在の英國領事館敷地を包含する所の區域二十三「エーカー」を賃借せり。其後一八四五年十一月二十九日に「バルフォーア」と道臺との間に調印せる協約に依つて、北は蘇州河、南は洋涇濱、東は黃浦江に界し、西は限界を定めず、英國臣民が支那人土地所有者と任意の契約を以て賃借し得る區域として除外したり。翌一八四六年九月二十四日の協約を以て西界は現在の河南路（Barrier-Road）迄とし、百八十「エーカー」に達し、又一八四八年十一月二十七日には次の英國領事「ラサーフォード、アロック」との協定に依り當初は遊園地をも求むる目的の爲に防禦川（Defence Creek）迄擴張し、面積四百七十「エーカー」となしたり。而して一八四九年七月二十一日英國領事館は現在の地位に移轉せり。英國人は如何なる場合に在りても決して排外的特權を要求せざるを主義となしたれど、一八四八年十二月には米國領事「ジョオン、エス、エー、グリスウォルド」上海に赴任し、英租界內の領事の官舍に米國旗を揭揚したるに對して英國領事は英國租界內に英國以外の國の國旗を揭揚することに關して道臺に抗議し、次で道臺及領事より米國領事に向つて公文書を以て抗議する所あり。蓋し米國領事が英國領事の抗議を顧ることなく相當期間國旗を揭揚したるは米國に於て頻繁に行はるゝ慣例にして敢て英國の權利を侵害するものに非るを信じたればなり。

租界に於る土地の取得に關しては直接之を買收すること能はず、只賃借すべきものとせり。蓋し支那法に於て土地の制讓を禁止したるは法律上の擬制に出たるものにして、外國人は自ら「バルフォーア」の言へるが如くに協約に依つて名義上政府に地租を納付する所の支那人民あり、直接に之を取得する外なきなり。而して實際商民に分配せらるゝ土地の面積は六畝（モー）乃至二十五畝（モー）にして、白人と雖ども英國領事の承認を經ざれば之を買入ることを得ず。前記方法に依る土地の取得は實際上完全なる買收にして又「バルフォーア」の言ふが如く章程に準據し一定の地代を支拂ふ所の永代借地權なり。英國臣民は隨意に其借地權を放棄し、支那人の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

原所有者に歸復せしむることを得るも、支那人土地所有者は隨意に其借地權を恢收し又は取得することを得ず。又土地の上に建てられたる家屋の權利を主張して之に干渉することを得ず。但し領事を介して支那官憲に依つて處理すべきものとす。其土地の取得前に在つては該土地の上に建てられたる家屋は地方値段に依り買收すべきものとす。上海に於ては現今吾人が地租と名くるものは當初の地代にして「バルフォーア」の報告せるが如く一畝に付一千五百文の高率を賦課せらる。斯る高率の課税に對する將來の誤解を避くる爲に又借地權を一層確保する爲に、英國領事は道臺と協定して總て外國人の有する土地の地代は之を均一にし、政府に對する納税として約一畝に付穀納及金納にて千三百文即ち銅貨一千五百文と定めたり（一弗約千二百文とす）。而して支那人所有者より要求せらるゝ地代の價額は供託金又は擔保金たる所謂押租にして低率なる地代の十倍に當り、其價額は十箇年の購入費に均しきものにして、若し外國人が章程第九條に依り其借地權を放棄するときは同額なる供託金の返還を受くべきものとす。土地の價格に就ては例へば前記英國領事館敷地の李家の構内を買收したる百二十六畝餘及家屋を加へて一七、七〇八、四二〇文とし、土地のみの價格は「サー、ハリー、パークス」の言に依れば一畝に付五二、一七一文即ち三十四兩とせり、（一八五一年二月八日の「ノース、チャイナ、ヘラルド」紙に依れば當時の地價は一畝四十弗を下らず（一エーカー約二百四十弗とすとせり）。而して外支人間に於る差額甚しく、支那人に對しては河岸の一等地に在りても一畝一五、〇〇〇文乃至三五、〇〇〇文（約十二弗四十仙―二十九弗）に過ぎざれど、外國人に對しては普通の土地に於ても每畝五〇、〇〇〇文乃至八〇、〇〇〇文（約四十二弗―六十七弗）を支拂たりと云ふ。

（三）佛租界の設置　南京條約批准後、佛支條約締結の結果、佛國使臣「エム、ド、ラグレヌ」は英國領事「バルフォーア」に後るること二箇年の一八四五年十一月、家族及從者を帶同し、海軍大將「セシレ」及其幕僚と共に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入滬し、「バルフォーア」の紹介に依り道臺と會見せり。當時地方の舊教徒は教會の敷地を要求する所あり、遂に一八四八年徐家匯に其教會を建設したり。佛支條約締結後當初の佛國領事「エムモンチニー」は一時支那家屋に根據を据ゑたりしが、後間もなくして領事館を開設し又米・白等の領事と共に居留地の設定を要求し、一八四九年四月六日道臺と協定し洋涇濱の南部に佛租界を劃定すること〻なり、其境界は涇を隔て英租界に接し、東は黃浦に連り、西は周家橋及關帝廟に至る間とせり。蓋し當初の佛居留地は五六百畝を越へさりしか協定中に必要の場合には之を擴張することを認め、現に大平亂の際防備の爲に南方城壁及小東門に至る江岸の郊外地域及西は防禦川迄を含むこと〻なり、其面積約千二百二十餘畝(約二百「エーカー」)に達することを得たり。而して佛居留地は Etablissement Francais. (French Settlement) と曰はず Concession Francais. (French Concession.) と稱したり。一八四九年四月の協定には何の國民も佛租界内に於て土地を取得し又は家屋を築造せむとするときは、先づ佛國領事に限り之を申請すべきことを要するものと定めたり。該協定の發表せらる〻や其慣例を異にしたる英米兩國の領事は前記條項に對し抗議を提出し、兩國民に對して兩國領事は同く其土地が何れの土地に在るも之を保護すべき旨を通告し、其結果として佛租界内に在る土地の權利に關しても其所有者の屬する國の領事館に屆出で、必ずしも佛國領事館に登錄することを要せざること〻なれり。

(四)米租界の設置　米租界は「モールス」が「創設せられたるものに非ずして發達したるものとす」と言へるが如くに、虹口地方に漸次米國人の來住したるに及び同地方を俗に呼稱したり。第一に米國商民は廣東に於ける場合と同じく英人と共に運命を賭すること〻し、英國居留地に向つて群居するに至りしが、其墳墓又は船渠等の適地として蘇州河を通過し、商業地より下流に臨みたる同上區域に移住したるものとす。第二に宣教

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

師は當初尙ほ城内に敎會堂を設けたりしが住宅地として場末の低廉なる土地を居留地に定めんとしたるものにして、蓋し一八四八年に僧正「ウイリアム、ジエー、ボーン」指導の下に米國聖公會の敎徒は先づ今日の虹口・百老滙の一角に居をトし、其後一八五四年二月當初の米國官吏領事赴任するや、黃浦江に注入する虹口深の西側米國居留地に住ひ國旗を揭揚せり。然れども髮賊の亂に依り又相當避難民の增加を來したれども、當時尙未だ租界としての組織なく又警察力なく、殊に英租界に合同後迄は尙限界も一定せざりしなり。

（五）**租界章程の協定**　居留地の初頭に於て英國領事及道臺は上海に於ける有力なる官憲にして、其行事の跡を尋ぬれば彼等の理想とする所は條約の解釋及專門家の意見に基き東西の法規慣例を調和し、仁惠的專制(Berevolert-Despotism)を目的とし、就中宮道臺は支那官吏として支那に特有なる民主的專制(Democratic-Despotism)に馴れ、「キャプテン、バルフォーア」は印度官吏としての經驗あり、多數同僚に對する協調を旨とし、實際一回の軋轢不和を生じたることなしと云ふ。乃ち一八四五年十一月二十九日「バルフォーア」は宮道臺との間に租界の憲法たる租界章程(Land Regulation)を協定し、之を英租界章程と稱したり。蓋し個々の斷片的法規を租界章程に編成するには二箇年を要し、「バルフォーア」と道臺との間に於ける不斷の討議審査の結果に成るものにして、其内容は土地借地權又は地代等に關する通信の縮圖なりと謂ふべく、而して皆南京總督の允許の下に道臺の公布する所に係り、今日より見れば、固より粗笨にして稍々眞面目を缺くものありと雖とも、當時の情態より推せば多となすに足る。一八四七年迄は凡て二十三箇條なりしが特殊目的の爲に當時一箇條を追加せり。其重要なる條項は下記の如し。第一條は外國人の土地取得及英支兩官憲に對する屆出手續を定め、第二條は曳船用通路として河岸「バンド」の維持及貨客の積卸の爲にする棧橋の保存等を定

め、第三條は西方に通ずる四道路の布設に關し規定する所あり、是現在の北京路・南京路・九江路及福州路の起源をなすものにして其標準幅員は二丈即ち地方的寸法に基くときは二十三呎六吋とす、其他南北路に關して又定むる所あり、第五條は支那人墓地に接近したる外國人財産に關して定め、第六條乃至第九條は各地境界の決定、土地取得、地代又は地租の支拂又は利益を目的とする轉貸の防止等に關する事項を定め、而して支那政府の收むる地租は一畝一千五百文と定めたり、第十條は土地使用の適否に關して定め、第十一條及第十二條は墓地に關し又外國借地人の民團に於ける義務として橋梁棧橋の建設、維持、街路修理、街燈の點火、消防の設備、植樹、排水、警吏の雇傭等に關して定め、第十三條は新税關の南北即ち河岸「バンド」に在る土地及家屋の評價を司る四名又は五名の外支商人より成る委員會の組織を定め、第十四條は土地又家屋を賃借せんとするときは誤解を避くる爲に、何れの國民と雖も先づ英國領事に申請すべきことを定め、第十五條は毎戸に對する借地の範圍を十畝に限定したれど時に六畝以上を超過し或は二十五畝に逹したることあり、又時の經過に依り自ら土地擴張の必要を認めたるものとす、第十六條乃至第十八條は市場に關し規定し又船員及苦力の取扱、賣店の特許、危險品及爆發物の處置に就て定め第十九條は領事の報告に關して定め、第二十條は道路及棧橋の修理に關して規定し、是等事項を處理する爲に委員會を組織する三名の正直なる商人を豫定するものとせり、第二十一條は居留地内の非英國人も英國人同樣に該章程を遵守すべきことを定め、第二十二條は該章程の解釋改正又は追加等に關する地方官憲の義務を定め、第二十三條は領事の前各條に對する違反者の處罰を規定する所あり。

「バルフォーア」見解に依れは領土的權利として反則者の何人たるを問はず本章程を適用することを要求し、更に又英國船に對して指定せる錨地は英國の支配權の下に在るべきものとし、現に「バルフォーア」退去

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

前に米國領事「ウォルコット」も章程第二十二條の如く該章程に追加をなすの權限は英國及支那官憲に存することを承認せり。

米國公使「コンモドル、ビットル」も治外法權に依り支那に於ける米人を米國法以外の總ての法規より除外するものと認めたれど、米國人及其他の者も上海租界章程の任意の承諾に依つて英國法の適用を受くることゝなり。又支那は英國の爲に權利を放棄したるの結果となりたるを以て米國人は別に自國の居留地を設置せんとし、當時後の佛國租界の一部たりし所を要求したりと云へり。然れども英國領事「アルコック」は當時の情勢よりして英國領事が河岸竝に錨地に於て米國人其他をも支配し得ることを主張し、又一方米國領事「ウォルコット」も當時自國人民を拘束する權力を領事に委任したる米國法なきが爲に同樣支配權を有せざることは明かなるを知れり。而して英國人は自國法を適用するか又は無責任なる雜多の分子より成る團體の無政府情態に甘んずるかは自由の選擇を有するが如きも、前記英居留地內に於ける米國旗掲揚に關し又英國官憲の他の外國人に對し刑事上の管轄權を有することに關して少くとも疑問を挾みたり。租界章程第二十二條に基き道臺は一八四七年に於て第二十四條の追加條項を公布し、當時道臺は「英國旗の外は如何なる國民と雖とも英國借地人の爲に指定したる地域に於て何れの國旗をも之を掲揚することを得ず」と通牒し、一時國旗問題は解決したるが如く看做されたれど、米本國に在りては星條旗掲揚の權利に關しては爭論の餘地なきものとせり。一八四八年商人「ジョン、アルツ、ブ、グリスウォルド」が米國領事として第一に逢著したる紛爭事件は土地取得問題たりしなり。同領事は現在の章程に對しては米國民として自己の權利及義務に背馳せざる限度に於ては之を遵守すべきことを認めたりと雖とも、一方一八四九年十二月「グリスウォルド」は英國領事館に關係なく土地に關し直接協商を道臺に強要し、章程第十四條を廢止せんことを企てたるあり、該問題

は一八五二年三月迄解決せざりしなり。蓋し同年米國「ラッセル」會社の「エーカンニングハム」は副領事となり「クリス、ウォルド」の歸國後同じく能く道臺に對しても交渉する所あり「ノース、チャイナ、ヘラルド」紙上に於て「土地の買收は他の外國官憲の干渉なく米合衆國領事を經由して其效力を發生するものとす」と公告したるが如く、租界章程に對しては不斷に抗議を提出したる所あり「アルコック」及「カンニングハム」は第一租界章程の運命の非なるを知ると同時に、相互個人的交際には極めて親善なるものあり。又英米全權の間に於ても同樣協商あり。自ら舊章程の廢止に伴ふ新章程の制定喫緊なるを認めらるゝに至りたり。

租界章程に依りて始めて上海に國際的共和市が萠芽を發し、其の實行方法の一として彼の一八四四年及一八四六年に於ける大會に次で其後英人借地人中より三名の委員より成る道路及棧橋委員會(Committee of Road and Jetties.)を組織し、同時に英國領事を議長とする納稅者會議(General meeting of Land-renters.)の開催あり、是等委員會は納稅者會議の意思を執行する權力を有し、納稅者會議は毎年一月開催して委員會の報告を聽取し、新に委員を選擧し、其他土地に關する事務を處理するものとす。一八四九年には議決權を擴張し、又幾多改訂する所あり。「アルコック」を議長となし決議の提案者は「グリス、ウォルド」にして居留地事務に關し英米合同の特例を開始したるものとす。而して決議に依つて道路及棧橋委員會は英國租界內に於ける各土地に對して一畝五弗を超えざる課稅をなすの權を有することゝし、土地所有者が道路を布設せざるときは委員會に於て之をなし、必要を認むるときは英國領事裁判所は關係者より其費用の徵收をなすことゝし、布設したる道路は公共費用を以て維持することをも決定したり。又決議により委員會をして巾十二呎の五箇の石造棧橋の費用を支辨せんが爲に利子の支拂として總ての陸揚貨物に對して碼頭稅を課し、又減債基金として毎畝一弗を課し六千弗より七千弗に增額せしめんとせり。而して當時提出したる經費豫算は棧橋六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

千九百七十六弗道路一千八百六十五弗にして總額八千八百四十一弗とし、其殘額二千六弗を示せり。當時棧橋は獨り商業上に使用せられ、道路に毫も連絡なき郊外地に住宅を有する宣教師及自己の費用を以て施設したる私設棧橋の所有者は公設棧橋の費用負擔に反對したれども、公私棧橋何れの場合を問はず其出入の貨物に對し前記碼頭税を徴することに定めたり。香港の檢事總長亦同一見解を採れり。

一八五二年五月二十五日の納税者總會に於ては各種議案を決定する所あり。就中借地人團體の道路及棧橋に關する行動は相互の契約に依り支配せられ、決して法律に依り左右せらるゝものに非ざることを宣明し、以て一定限度内に於ける民團絕對的自治權を確認したり。又英國居留地の借地人は不在中代理人を選定することを得、正當の權限を有する代理人は各種の公會に於て本人を代表するものとし、更に一人にして數名の借地人の代理をなすことを得、各本人の爲に投票權を有することを決議し、之に依つて獨り上海のみ世界の民團に於て例外なる代理投票制度(The System of Proxy-voting)を開始したるものとす。又合法に召集せられたる外國人納税者の過半數は各租税碼頭税等を强徴する權力を有することを決議し、又前記委員會は不納者に對して領事裁判所に出訴する權限あり當該不納者が上海に於て其領事を有せざるときは道臺は委員會の申請に基き外國領事を通じて移牒し、不納者より地租及碼頭税等を徴收して之を右委員會に交付するが如き事實は、蓋し現在市政の組織が尙薄弱にして將來一層强固なる行政の確立を要求する所以を知るべきなり。

(六)新章程と工部局の發達　長髮賊の上海占領(一八五三年九月七日—一八五五年二月十七日)に依る反響は外國民團を規律する新租界章程適用の必要を促し、遂に正式に道臺及英米佛三國領事の協定に基き一八五四年七月五日三國領事の告示を以て公布せられ同時に豫算通過、新委員選任の爲に、又居留地内に於ける支那人の著しき增加したるの事實に鑑み、其將來の安全、秩序の維持及清潔の爲に納税者大會を召集したり。蓋

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し戰亂の結果、上海の中立情態破毀せられたるを以て大會の決議を以て三列强の代表者に依り一層嚴正なる中立を確保せんとし宣言する所ありたり。自ら前記第一回の暫定的章程には不備少なからざるを發見するに至り、殊に其獨り英國官憲のみに責任を歸したるものを各條約國をして其管轄權を執行せしむることに改めんとするに存す。「アルコック」が「カンニングハム」に對して「豫期したる變化は英國自體より別個の基礎に於て世界的租界及市政廳（Cosmopolite Settlement and Municipality）を組織するに在りと云へるが如く、共同的統治の必要を認め來りたるものとす。

新章程の大部は一八四五年の章程の改定增補したるものに係るも、特筆すべき事項は土地の取得及登記に關しては借地人は先づ其自國の領事、若し其領事なき場合には友好國領事に屆け出づることを定めたり。而して當時獨り英租界の民團にのみ適用したるものが現在の上海共同租界の工部局の基礎をなしたるが如く、酒類販賣、支那人旅館の營業又は之に對する處罰に就ては三國領事が之を管轄すべきものとし、殊に第十條に於ては租界政廳は該地域に關する管轄權と外國人の生命財產に關する管轄權とを有することを定め、之に依り外國人に關する民團內の最高權たる課稅權及警察權を租界當局に委することとし、以て居留民自身の事件に關する管轄權の基礎をなしたるものとせり。而して租界內に住居する支那人に對する管轄權は已むを得ざる必要の限度を設けたり。彼の舊章程に於ては支那人の他の支那人に對する土地又は家屋の賣渡又は賃貸を禁止し、又外國人の支那人に對して賃貸の爲め又は其使用に供する爲にする家屋の築造を禁止したれど新章程に於て之を除外せり。

當時戰亂の結果、中立地たる租界內に支那避難民の群來居住する爲に、之が處理方法の一として一八五五年二月二十四日道臺と各國領事との間に於て、支那人にして租界內に於て土地を取得し又は家屋を賃借し又

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

は築造せむとするものは先づ支那地方官憲の許可を得、且つ三國領事の認許を求めざるべからずとし、又支那人が租界内に於て土地又は家屋を賃借せんとするときは、二人の資産ある家屋所有者を保證人とし、其地主を通じて地主所屬國の領事に屆出づべく、且つ本章程を遵奉し一般課税を納付すべき條件を必要とすることを定めたり。租界内に於ける選擧權に關しては一八五四年十一月十日大會決議に依り凡て納税者に與へらるゝことゝなりたれど、租界内の支那人は課税すれど其權利を享有せざることゝせり。

上海工部局の發生は外國管理に成る支那海關組織を宣明したるより五日後、即一八五四年七月十一日納税者大會が新章程を承認したる時に存し、而して正式に總會及行政委員會の成立を見たるは其翌年に屬したるが其前身は工部局の名の示すが如く(注一)前に述べたる道路及棧橋委員會に在り。其後上海居留地の共同防禦の必要を痛感すると同時に又一方英米領事及公使間、他方英米海軍間に於ける意見の相違に基く幾多折衝の結果に成れるものとす。(注二)

(注一)工部局なる支那名に依つて一般市政廳を指すは沿革上の事由に基く、蓋し居留地設置の當初最も重要なる行政組織は道路及棧橋に關する土木事業の經營機關たり而して其後多くの他の市政事業の發生するに迨び尙主たる事業の本名を市政廳に冠して繼續使用したり「辭源」には工部局を解釋して「咸豐初以公選議員組織之分工程警察衛生學校監獄等課任用國人名其職務之一部而謂之工部局」とせり。

(注二)「ランニング」は其上海史に於て上海市政廳の眞の起原は英米領事間及英米海軍間の意見の相違に基くものにして道路及棧橋委員會の關する所に非ずと云へり。

「アルコック」は新章程の施行に關して演述する所あり。當時納税者大會に於ては十六箇條以上の議案を決議したり。就中其顯著なる事項は行政委員(Councillors)選擧の件に在り。而して第一の行政委員會(Council)の委員とし選擧せられたるものは「ケイ、カンニングハム」「キング」「フィーロン」及倫敦教會の「メッド、ハースト」博士等となす。同委員會は納税者(Land-Renters)より特別の承認を經ざるときは如何なる名義を以てす

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

るも借入金をなすことを得ざれど、市政廳の基金を使用し警察を設置し又必要を認めたるときには海軍の出兵を要求することを得、現に髮賊の際には租界保護の爲に公式に海軍に對し防禦を依賴する所ありたり。當初の委員會は一八五四年七月十七日に開催し事務の執行上小委員會をも組成し、而して市政廳の建設に就て支那側の了解をも得たり。第二の委員會に於て一箇月五十弗の書記を聘用したるが工部局當初の秘書たり委員會の決定したる事業としては、例へば河岸「バンド」より「レイン」公園に沿ふて「ファイヴスコウト」迄舗道を作りて現在の南京路竝に河南路附近の線を區劃し、又新課税法を設定し、或は當初の警視總監として現在其子(女)孫が上海に住居せる休職軍人の「エス、クリフトン」を任命したるに在り。「クリフトン」は曾て香港に於て警視たりし關係上香港より多數模範的警察官を募集したり(「クリフトン」の俸給は一箇月百五十弗一箇年英貨五百磅なりしと云ふ)。

當時の工部局豫算は切詰めたる總額二萬五千弗にして經費中重要部は警察の人件費一萬五千弗を下らず。收入中碼頭税は一萬四千弗を占めたり。(注一)同年十月納税者會議を開催し、警察官吏の詰所を築造するが爲に最も有利なる條件を以て一萬二千弗の借入金をなす權限を委員會に附與せり。次で十一月十日の會議に於て其協贊を經ざるとは行政委員會は外國人居住者竝に外國貿易に對して六十弗を越ゆる課税をなす權限を有せざるを決議し、又同時に何種の課税たるを問はず凡て五十弗以上を納付する者は投票權を有すべきことを定めたり。「アルコック」は大會の議長として支那官憲は警察費の少くとも三分の一を負擔すべきことを宣言したることあり。蓋し當時の財政は今日より見れば極めて貧弱にして當初の會計官の年俸は僅かに五百弗に過ぎず。工部局御用銀行は「ラッセル」會社の買辨にして委員會は最も有利なる條件に依り借入をなすことゝし、例へば上海圖書館に於ては一割五分の利子を以て千二百弗を前借したり。街路には瓦斯又は電燈の設

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なく石油「ランプ」を點し、費用一箇月僅かに十二弗なりと云ふを以て其燭光の程度推知し得べきなり。

（注一）一八五四年十一月十一日「ノース、チャイナ、ヘラルド」紙に依れば工部局第一次の豫算左の如し。

收入			支出	
支那地代	八「パーセント」	五、四〇〇弗	警察俸給	一五、〇〇〇弗
外國人地代	三「パーセント」	三、〇〇〇弗	警察經費	五、六〇〇弗
地租	[illegible]「パーセント」	二、〇〇〇弗	道路及橋梁	四、二〇〇弗
碼頭稅		一四、〇〇〇弗	街燈	二〇〇弗
計		二五、〇〇〇弗	計	二五、〇〇〇弗

警察權に關しては最も困難なる問題を發生し、就中一八五四年十一月二十日委員會は第十回會議に於て警察上の職務に就ては領事は工部局警察官を直接指揮監督する權限なきことを定め、同時に委員は其權限の執行に就て各自領事に對して責任を有するものとせり。今日に於ても其權限を規定したる十七箇條中には興味ある條項を存す。例へば警視總監は嚴格の意義に於ける警察上の事務以外に街路の清潔、點燈、危害の防止、障碍の除却等を管轄し、武器の輸入の監視又は武器の押收に關しては委員會の命令の下に領事を補助し、又稅金の徴收及道路の敷設に關し租界の事務に協力するものとしたるが如し。

上海居留地の生活は自由にして廣東の如き住居竝に商店に就て制限なく、又内地旅行に關する條項は地方官憲及領事の相互協定に成り、其囘遊地域も英國領事の發意に基き運河に依り横斷されたる平地に在りては一日中に往復し得る距離となし、後年更に其周圍半徑を三十哩と定めたり。從つて外國人の居住者は開港後一年には英米商社十一軒、代表者二十三名に過ぎずして城内に住居したりしが、一八五〇年頃には百三十餘名に増加し、河南路及河岸間の英租界に住するもの多し。而して前記の新租界章程成立の翌一八五五年即ち上海反徒の占領後に至りては住民數は二百四十三名に増加したり。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(七)共同居留地、公共租界 (International Settlement) の成立と佛租界の分離　英租界に於ける工部局は道路棧橋及警察權の設置に關する一委員會より發達し來り、其唯一の目的は租界をして快適にして安然なる外國商民の住居地たらしむるに在り。其他外國人事務所及其家族中に使役せらるゝ支那人に限り住居することを得たりしが、一八五三年十一月髮賊の爲に上海市の略取せらるゝや多數支那避難民の群來するに至り、又一般人道よりして居留地を開放せざるべからざる機運を釀成し、自ら租界内に於て支那官憲に對して義務を要求する輿論熾なりしと同時に工部局をして警察上竝に衞生上の施設に關する過重なる義務を負はしめたるを以て、工部局は代表權なき租界内の支那人に課税することゝし、是等支那人に對しては又外國領事が警察上の管轄權を有したり。一八六〇年より一八六三年を通じ上海附近一帶は賊徒の劫掠を蒙り、上海縣城及租界は英佛の陸海軍を以て保護せられて唯一の庇蔭所たり。一八六二年迄支那人の避難民により其人口一時百五十萬に達し、就中四百七十七「エーカー」の英國租界のみに在りて少くとも支那人の人口五十萬を占むるに至りしが如く、外國商民及其選出せられたる代表者の快しとする所にあらずと雖ども、上海は將來世界的一等港たるべき資格あることゝの見込ありたるが爲に、又支那人の占有する土地又は家屋に對する賃借料より莫大なる利益を擧げ得たるが爲に、却つて支那人の居住を歡迎するに至り、而して外國人團體は租界內支那人に對する管理竝に利益を目的として警察及衞生上の必要に關し歐洲式制度を完成せんとせり。

一方虹口の米租界は前記區域外に在り、米國聖公會上海「ドック」傌頭船員宿舍等あるのみにして秩序維持の爲にする貧弱なる課税物件のみを有し、監督機關なき不秩序なる租界の一種の Cinderella. とも謂ふべしと雖も、隣接地の富有なる英國租界警察力の效果は之に波及したり。是を以て一八六五年の初頭避難民の多數退去後は英租界內の支那人口は七萬人に減じ、佛租界に於ては四萬七千五百人に減退したるに虹口には尙

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二萬人を存したり。而して虹口委員會は強大なる英國租界の協助を希望し、虹口警察は其後蘇洲涇の兩岸に監督權を有する工部局警察に合併したるが如く、兩租界に於て共同的政府を組織せんとする運動は益々其步武を進め、「ラッセル」商會の「エドワード、カンニングハム」之が指導者となり米國領事「ジョウジ、エフセワード」の極力援助する所あり。該運動に關する計畫案は三月三十一日の納税者大會に提出し異議なく通過し、更に之を領事團に移牒し、英米及佛の各領事は何れも之を承認し、又「アウガスチン、ハード」會社の米國商社々員たりし露國領事も兩租界の合併案に調印したる所ありしが一時未だ租界章程に承認を與へざる故を以て之を虹口側に適用することに同意せざるものありしと雖ども、其反對意見は外交上の協同方針促進の結果葬り去られ、遂に一八六三年九月二十三日の納税者大會の決定に依り洋涇濱以北の上海共同租界（International Settlement.）は創設せられたり。

一八六二年佛國は寧波に於て專管居留地の計畫をなし、英米等の抗議に遭ひて其目的を達し得ざりしと雖ども、上海に於て更に別個の租界を形成するに至れり。蓋し佛國も曾て總ての外國人の利益の爲に一個の市政廳の下に結合せんとする希望を有したれど、佛國の利益は英米貿易の優勢に依り閑却せられたるが爲に忽ちにして分離的傾向を促進し、遂に佛國自身の利益を擁護するの必要を以て一八六二年五月十三日佛國居留地（Concession Francais）の工部局を（Municipal Council）組成し、其行政權の執行は一に佛國領事の承認又は拒否に俟つべきものとせり。之に對して英國領事は右事實は「條約國の協定に依り成立し其後何等の修正を經ざる所の上海租界章程に背馳す」と抗議したれど、該章程は由來未だ佛國政府の批准を經ざること等の爲に毫も顧る所とならずして終れり。但し上海の外國貿易は全然英租界に於て行はれ、佛國新租界に於ける財源は極めて貧弱なりしなり。例へば一八六五年の總歲入十萬三千兩に過ぎず、租稅は四萬八千兩にして其

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大部は煙館遊女屋及賭博場の特許料よりの收入となす。就中後の兩者の如きは他の租界に在りては其例を見ざるものとす。

又佛國は司法權に就ては總括的に支配權を要求し、其租界内に逃れたる支那人犯罪人に對する支那官憲の管轄權を否認し、又該租界内に在る外國人に對しても其國の領事の發したる拘引狀を認めざることゝせり。之に對して一八六三年米國領事より抗議する所あり。又一方佛國は支那政府の要求に應じて一八六五年主要財源たりし遊女屋又は賭博場の閉鎖をなし、收入上に缺陷を生じたるを以て他に重税を課し、支那人の閉店等ありて税金の半額を免除したるが如き結果を見たり。

佛租界は一八六六年に至り全然分離したれど、尙一時一八五四年の章程に準據したるが、一八六八年支那當局との間に佛國租界單獨の章程 (Réglement d' rganisation Municipale de la Concession Française.) を制定實施することゝなれり。

(八)自由市計畫と支那人に對する管轄權　工部局を組成せる九名の英米商民(委員)は租界内に住居せる數十萬の支那人を管轄し、又課税上必要なる權限の規定に關して攻究する所あり、租界に在りては既に十年支那政府より何等の保護を受けず獨り列强勢力の下に中立に依り擁護せられ、一八六二年春上海の周圍三十哩の半徑內を含む所の地域迄其中立區域を擴張したり。而して行政委員會は防禦委員會 (Defence Committee) の發議に基き各條約國保護の下に各自吏員を以て組織したる永久的自由都市を設置することを計畫したるが、當時英國領事及公使其他各國使臣は支那の主權を尊重する精神より該計畫に反對意見を持したり。例へば英國領事は上席として委員會に注告して「上海の土地は支那皇帝に屬し支那皇帝は條約國に對し獨り其區域內の外國人に對して治外法權を許容せるのみにして支那の土地及人民に對する管轄權は依然保有す行政委員が支

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

那皇帝より許容せられたりと稱する權限の如きも支那官憲の同意を俟ち條約國公使の承認なくは其效果なきものにして自由都市の計畫たるや納稅者會議に於ては正式に採用し得べからざるものとす」と云ひ、又英國公使は同計畫に關する一層有力なる反對者にして「上海の英租界は英國皇帝に對する該土地の移轉又は租借にあらずして依然として支那の領土なりと主張し、而して英國商民が自體支那人をして租界內に住居せしめ高率の屋賃を支拂ふ所の家屋を有することを得せしむるの情形に言及して曰く「支那政府は決して自國臣民に對する管轄權を正式に放棄したることなく又英國政府も曾て支那人に對して其管轄權を要求し又宣明したることなきを吾人に喚起せしむるは予の義務なり英國領事が干涉する權利を有する唯一の例は英國商社に雇傭せらるゝ支那人を捕縛することに依り其雇主に傷害を加ふるが如き場合を想像するのみ予は其主義に於て公正ならず結局無限の困難と責任とを齎らすべき且つ支那政府が決して喜んで承允することなかるべき制度を採用することは英國政府に如何なる利益を來すや了解に苦む所なり英國は英國の通商上の設備の爲に安然なる地域を供與する外何等利害關係を有するものに非ず而して租界が支那市街に變化し如何なる不便を見るとも英國政府は敢て多數支那人に對して管轄權を及ぼすの必要を認めず蓋し吾人は上海を賊徒の蠶食より保護せんとする場合に在るも毫も支那政府の其人民に對する自然的關係に干涉する必要を認めざるなり」と云ひ、而して二箇年後に於て米國公使も「外國人側に於ては市政事項に關して支那人の權利を侵害せんとする不斷の傾向あり故に彼等をして常に正義の安然なる基礎に歸復せしむべきこと喫緊なるを認む」と主張する所ありたり。

如上の有力なる反對論ありたるを以て、本問題は一八六三年三月三十一日の納稅者大會に於て討議せられ其結果英國公使に對して一覽書を送致し「支那人の管轄權に關しては條約の嚴格なる文理解釋に依れば前說

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の如くならんも實際を考慮し又條約の精神に鑑みれば然らざるものあり。而して外國租界内に於ける地方支那官憲の行動に關して或る種の制限を設くることは該重要港の將來安全と幸福との爲に看過すべからざるの義を宣明する所ありたしと公使團の決定が是認せられたり。意見の内容は出來得べくんば英米佛租界を包括する單一の市政廳を設けんとするに在り。各國人民は民刑事々件に就ては各自國の管轄に屬し、只支那官憲の爲に捕縛をなす場合は租界警察官の手に依つて之をなすべきものとし、又市政に關しては支那人分子を參與せしめ支那人に關する事項は總て之が同意を要することゝし、且つ該提案は偶々之を三居留地に及ぼすことを條件とし土地的管轄權は皇帝又は其代表者よりの許可狀に依つて取得すべきものとし、其必要を認めは一定の收入を支那官憲に納付すべしとし、更に該計畫の實施に就て外國公使は土地的權限は總理衙門を通じ直接支那政府より委任せられ、其範圍は道路警察及市政を目的とする課税等の市政事項に限り、支那人は支那街に於けると同じく支那管轄權の下に在り、外國人は各自國領事の管轄に屬すべきものとなせり。然れども右計畫に關聯したる二個の重要問題に就て豫期の目的を遂すること能はざりしなり。

第一には英米商民は由來納税者には參政權あり被治者には投票權ありと云ふ歷史的事實に基き亦支那人參政權を唱道したるが、或る明かならざる事由に依り三租界を同一市政の下に包括せしむる條件を附したるを以て、前述の如くに佛租界分離の爲に不結果に終り、租界内四十八萬八千餘人の支那人は課税せられて代表權を有せざることゝなり、其後一九〇五年六年及一九一九年の支那人參政權運動に於ても支那人納税者は工部局委員として資格を獲得し得ざりしなり。

第二には一八六二年七月道臺が上海保護の爲に投じたる莫大の經費に充當せんが爲に、租界内の支那成年男子に其資力に應じて五弗一弗若くは半弗の人頭税賦課權を要求したるに對し、英國領事は過去多年間支那

官憲と領事官との間の了解に基く租界内の支那人に對する支那官憲の管轄權は英國領事を通じ若くは其同意を得てのみ爲さるべき協定の意義に背馳するものとし抗議する所あり。而して英國公使の該問題に關する見解は「條約上は斯る事件に就て英國公使は干渉すべき何等の權利を有せず、道臺が當然の課税權を有し、又租界内に住する人民に對し城内及租界外の人民に對すると同一の税金を課するに於ても吾人竝に支那人の利益の爲には之に反對すべき何等の事由を知らず。從つて支那政府は其税源を褫はることなし、殊に多數支那人を支那官憲の管轄より除外するが如きことは條約第十八條に違反すべしと云ふにあり。

外國商民は條約文の嚴格なる解釋及租界の性質より來る二重管轄權に附帶する實際の困難に關して領會する所あり、一に公使の見解に委し、支那人に對し其國家の目的の爲に其人民に課税する正當なる權利の存在を承認し、而して之が協調的手段として一八六三年六月十二日道臺と協定し、工部局は支那住民に對して道臺の代表者監督の下に從來課したる一割の賃貸料倍額即ち二割を徵收し其半額を道臺に支拂ふこと、し、其他支那官憲は租界内に於ては支那住民に對して課税せざるべきことを定め(注一)之に依つて能く支那人をして市政廳竝に支那國家の經費を負擔せしむることを得べしと雖ども、該方法たるや實施せられずして止みたり。上海は理論上は支那政府の保護を受くべきも實際治外法權を有する十八箇國中六箇國の政府に依つて統治せられ、獨り零碎なる關税收入の外支那政府より補給を受けざる世界に於ける偉大にして富有なる唯一の自治民國なりと謂ふべし。

(注一)前記道臺との協定に基く告示に對して英米露及普國領事之に印したれど佛國領事は之に加入せざりしなり、(一八六三年七月四日「ノースチャイナ、ヘラルド」同月第二回領事告示

(九)租界の擴張　上海通商の發達、外國人口增加に從つて、外國は漸次租界の擴張を企圖し、支那側は假令

衛生警察其他文明的設備の利益を享受しつゝあるも、近年排外的氣勢を高め利權恢收熱の勃興に伴ひ租界の擴張を快とせざるなり。

佛租界に於ては既に一八六二年以降其擴張を計畫し、更に一八六六年防禦的必要よりして之が目的を達し、其後二十有餘年に亘り各地に於て列國の利權獲得競爭となり、租界の設置運動と共に擴張熱稍盛なるを見るに及び、一八九八年七月佛は又河岸碼頭一帶は重要なる通商區域なれども佛租界内に包含せられざるが爲に不便を感じ、其擴汎なる地域の擴張を要求する所あり、是等地域內に在る英米土地所有者は各自國の裁判上の管轄權を褫奪せらるゝが爲に抗議を提出し、一方英米共同租界に於て亦擴張を要求する所あり、佛國公使は抗議を提出したるが、支那は何れの要求にも反對し兩抗議を歡迎したり。然れども佛國公使は其抗議を撤回し、翌一八九九年五月共同租界は千五百「エーカー」より五千五百八十四「エーカー」に增加せり。蓋し同月八日上海道臺李光久より主席領事たる葡萄牙總領事「ヴアルデプ」を通じて工部局委員長に交付したる聲明書に依れば(一)虹口租界の擴張を決定し、上海地方官と米國領事及首席領事共同の上に其區域の租界を定め石標を建つべきものとし(二)上海知縣及英公使工部局委員長等の協商に依り共同租界の擴張を計り其地圖を作成し界標を建つることとし其租界は淸國官憲の認むる所の寺院及政府の使用地を除く外は工部局の管轄に屬し、租界章程の支配する所たるを告知することを記せり。而して一方佛國の租界擴張計畫は限縮せられ、英米人の土地を包含せざることゝし、英米の抗議は撤回せられ、遂に翌一九〇〇年一月に及び三百五十八「エーカー」に擴張せらるゝに至れり。

其間租界當局者は租界の擴張と同時に租界に接近したる租界外の土地に道路の延長又は工場其他の使用の爲に永借權の取得をなし來り、例へば一九〇三年修訂章程に依れば工部局が租界外に道路を延長し土地を購

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入し又は公園の布設等をなすことを得ることゝし、現に北四川路を延長し閘北界に及ぼし、更に靶子路を開き虹口花園を設けたるが如く、又一九〇五年には寶山縣境内に道路を開設し其他漸次租界外區域の使用を增加しつゝあり。

一九〇八年に至り再び租界の擴張計畫あり、上海各國領事團は租界北線を擴張せんことを提議したるに、支那政府及民間側に於ては反對する所あり、當時英國公使が外交部に對して交涉したる趣旨は、既に北界滬寧鐵道線迄外國商人の居住多きに拘はらず支那の閘北巡警局を以てしては到底警察衞生等の地方行政を完成することと能はずと云ふに在りと雖ども、兩江總督及上海道臺の意見を聽取したる外交部覆答に依れば、外國側要求に係る擴張候補地租界と鐵道線路間の地域は寶山縣境内に在り、條約上の通商江岸にあらず、衞生警察等の各事は支那の內政に係り地方官は漸次整理すべしとし、租界外居住外人の退去さへ迫り擴張の交涉一時中絕したり。

次で翌一九〇九年租界納稅者大會に於て決議したる擴張豫定區域は、鐵道線路と蘇州河との間、廣肇山莊より虹口公園に至る間とし、該案を工部局に依托し、更に北京外國公使及上海領事團に轉致する所あり。之に對して支那側は又反抗運動をなし、當時の租界擴張反對意見書なるもの、中には露國が東淸鐵道沿線の行政權を獲得したるが如く、外國側の覬覦する所は此區々たる租界のみにあらずして滬寧鐵道全線を包括せんとす、租界の及ぶ所は支那主權の喪失する所なりと高唱し、支那官民共に擴張に反對したるが爲に又其目的を達することを得ざりしなり。而して革命後上海租界は支那人の群來するもの多きと同時に外國人口の益々增加するに及び、租界擴張の必要一層急なるものあり、乃ち一九一・三年工部局は領事團に對し租界擴張の要求をなしたれども亦支那側の拒絕せらるゝ所となりしなり。然れども佛國は一九一四年四月八日佛國共和祭

の日に於て第三期租界擴張の協定を締結し、即ち會審制定改訂を條件として其目的を貫徹せむとしたることあり。其後一九一七年頃には支那政府當局は工部局に對して租界を閘北方面に擴張せんことを決定したりしが、後又支那人民の反對あり、之が反對の事由は租界は盜賊其他犯人不逞徒輩の巣窟たり樂土たり、寧ろ租界外の取締安固に若かずとす、故に上海各界の重要なる商民は中央政府に打電して若し租界擴張に關する領事團會議に從はゞ罷業排貨其他平和方法を以て抵制を實行すべきを以てせり。之が爲に外國人側に於ては擴張案に對する條件として又會審制度の還付を以てせんと計畫したるものあり。

(一〇)現行租界章程の規定　一八五四年の租界章程に次で一八六九年の章程は外交團の承認を經、更に一八八一年に於て改訂せられ、行政委員會に對して殆んど絶對の行政權を附與したるものあり。而して外交團の指令を俟たずして細則(Bye-law)を設けて章程を改變し又は之を取消し得べき權限及警察其他の權限を附與せられたり。然れども外交團は本章程を改正し行政委員會の權限を縮少して行政執行機關たらしむるに至れり。又各國領事北京外交團及支那官憲より細則の修正を要求し警察權に對して著しく變更を加ふることありたり。本章程中に規定せられざる事項に關しては納税者の決議と領事團の承認とを要することゝしたり。其後一八八三年章程の修正案は外交團の討議を經たるものありたれど一八九八年迄何實效なく、當時道臺章程は委員會及領事團の協商すべき事項として干與せざることを宣明したり。一八九八年三月に至り始めて修正案は納税者會議に於て議決し北京外交團の承認を經、一八九九年總理衙門の承認をも得たるものとす。是れ現行法にして其後多少の修訂を見たるものとす。

　章程は全部三十箇條より成り第一條は地域の劃定を規定し、第三條乃至第九條は土地及地租に就て規定し、第十條第十一條第十八條乃至第二十三條は行政委員會に關する事項を規定し、第十三條第十四條及第十七條

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は不納者の處罰及章程違反に關し規定し、其他第二十七條には領事裁判其他に關し、第二十八條には章程の改正に關し、第三十條には建築に關し規定す。細則は全部四十二箇條あり。同じく領事團の承認する所たり。主として土木建築竝に衞生警察上の事項を規定せり。

佛租界章程は先きに記したる一八六二年の制定に係るものを一九〇九年十二月の領事命令に依り修正せられたるものとし、又一九一四年租界擴張に關する協定あり、章程第一條第二條に選擧人に關することを規定し、第三條乃至第十一條は行政委員會に關することを規定し、第十三條以下數箇條に於ては處罰及裁判等に關する事項を規定せり。

佛國租界擴張協定に於て、其區域は北は長濱路に至り、西は共同租界の徐家滙路に至り、南は徐家滙河に沿ひ徐家滙橋より斜橋に至り、東は麋鹿路肇周路の中央より斜橋に至ることを定め、全文十箇條より成り、就中其第四條に於て支那人の參政に關する事項を規定し、第五條には新擴張區域內に於ける地租の徵收を規定し、第十條には同上區域內の支那人裁判權の設置に關する事項を規定したり。

三　共同租界

一　總説

上海共同租界は從來の英米租界其他擴張區域を包み、其面積八平方哩三分の二五五八四「エーカー」を占め、道路百三十有餘哩に達し、其限界は北は蘇州河の小沙渡より泥城濱の西約七十碼の地點に至り、之より北に向ひ寶山上海兩縣の境界線に達し、同處より一直線に虹口河に至り、更に東に向ひ顧家濱口に至る、東は黃浦江に接し顧家濱口に達す、南は洋涇濱にして同口より泥城濱に接續し、而して西南大西路に向ひ、長

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濱の北奥路に沿ひ、之を通じ靜安寺鎭後面の五聖廟に直達す、西に五聖廟より一直線に北に向ひ、蘇州河小沙渡地方に至る。(租界章程第一條)

最近に於ける共同租界内の戸口は工部局調査に依れば、外國人二萬有餘人、支那人八十一萬四千餘人とす(一「エーカー」に付百四十九人)洋式家屋三千四百九十八戸、支那式家屋六萬九百八十九戸とす。然れども前述の如く實際の人口は百萬内外に在るものゝ如し。

共同租界は列國と支那との條約に基き設定せられたる居留地にして國際的自治民團なるを以て、國家と同一なる機關を有し又活動をなすものに非ずと雖ども、其土地及人民に對し軍事又は外交に關し準國家的機能を發揮し、從來の例に徵するも戰時中立の確保、支那軍隊の通過禁止又は敵國人の放逐等をなしたるが如く、而して行政の監督機關として領事團あり、北京外交團の監督を受け租界行政の最高權力者なり。

立法機關及意思發表機關として議會に該當する納稅者會議卽ち公民會あり、上海租界居住外國人たる納稅者を以て組織し、豫算・決算・租稅の徵收其他重要なる事項に關して議決をなすものとす。

租界行政の執行機關は工部局行政委員會にして納稅者に依つて選擧せられたる五名乃至九名の委員を以て組織し、租界行政官廳を監督し、行政委員は名譽職にして各部に對し各自事務の分擔をなす爲に特別委員を組織す、行政委員會の下に在る行政は秘書・工務・警務・衞生・財務・其他諸部に分たれ、有給吏員を以て組織し、一般行政廳と異なる所なし。

行政委員の外に工部局及公民會より選擧せられ組織したる土地委員會あり、土地の評價の仲裁其他の事項を司るものとす。

司法機關として租界に關係を有するものには領事團裁判所及會審衙門あり、前者は工部局に對する裁判を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なし、後者は租界專屬の裁判所に非ず、所謂混合裁判所の一種にして領事團と支那司法官との合議裁判所なり。

二　領事團 The Consular Body

領事團は一般行政の監督機關たると同時に重要事件に關し北京外交團を通じ外交關係を處理し、殊に支那政府と折衝をなす。領事團の權能中主たるものは例へば(一)行政委員會の發する命令其他納税者會議の決議に對して承認を與へ、又各種告知に對する同意をなす是等承認又は同意なくば之が決議又は告知は其效力を有せず(二)行政委員の選擧又は公民會の招集をなす(章程第九條及第十五條)(三)領事團裁判所を構成し(四)支那官憲と會同商議して租界章程の改訂をなす。

領事團の議長は最古參の總領事を以て之に任す。領事團會議招集の權限あり。支那人に對する拘引狀又は逮捕狀は其署名なくば效力を有せず。領事團の支那政府に對する交渉事件の主たるものは、例へば上海の中立會審衙門の取消、租界擴張又は上海築港問題等に於て見たるが如し。

三　公民會(納税者會議 The Ratepayers Meeting.)

公民會は行政委員選擧權者たり。公民會投票權者たる租界内の外國人を以て組織し、支那人及無條約國人又は無國籍人は其議員たることを得ず。殊に支那人は外國に歸化したるものと雖ども同資格なきものとす。公民會議員たるの資格は土地所有及納税額又は屋賃を以て標準となすこと下の如し(章程第十九條)(一)每年地價五百兩以上の土地を有し且つ地税及家屋税合計十兩以上を支拂ふ者(二)每年借屋賃五百兩以上を支拂ふ者

公民會は每年一、二月中に各國領事の多數決を以て決定せられたる日に於て領事團の招集に依り定時總會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を開き、又領事(一名又は數名)又は納税者二十五名以上の請求あるときは臨時會を招集することを要す。總會の決議に附すべき事項は少くとも會議十日前に豫告するを要す(章程第十九條及第十五條)

公民會に於て議決すべき事項は、翌年度豫算・租界章程及細則の改訂・税率・特許料の設定、行政委員に委せられたる吏員のみに關するもの、外其他市政に關し、議事は三分の一以上の出席に依り開き、多數決を以て決定し、議長及書記長は開議の當初に於て選擧す。

四　行政の委員會 (Municipal Council)

行政委員會は上海租界行政の執行機關にして選擧權ある納税者に依り選擧せられたる五名乃至九名の行政委員 (Municipal Councillar, Executuie Commissiouer.) を以て組織し、民團の一般行政事務を司る。即ち土木・衞生・財政・警察・義勇隊・消防・郵便・其他の權限を有する外に公民會又は領事團の承認を得て章程細則の立案權を有し、又租界章程の範圍内に於て或る種の命令規則を制定し又は改訂することを得(章程第九條第十一條)

行政委員は二人の外國人の推薦に依る候補者中より之を選擧し、其期日は少くとも選擧期日七日前に推薦すべきものとす。候補者の氏名は工部局の發行の機關紙 (Municipal Gagette.) に公告し、又其他の場所に揭示するものとす。候補者五名乃至九名の場合は投票を實施するの必要なく、又五名に滿たざるときは更に選擧を行ふべきものとす(章程第十六條第十八條)

行政委員の被選擧權は下の條件に該當するものとす(章程第十九條)(一)特許料を除きたる以外の税金毎年五十兩以上を納むる者(二)家賃年額千二百兩以上を支拂ふ者

行政委員の年期は一年にして次年度に於て新行政委員の選任ある迄其職務を執行すべきものとす。其改選期は從來毎年一月なりしが近年は二三月の交に在り。而して所謂上海議會 (Shanghai annual Parliament.) と

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

俗稱せらるゝ所の第一回の會合は四月初に開催せられ、新任委員に於て其議長及副議長を選擧し、又財政·工務及警察の各部委員に各自選任せらるゝと同時に其他各部に對し副委員を選定す。(注一)

行政委員會は毎週一度開催せられ、秘密會議なれど決議事項は多くは (Municipal Gazette.) に揭載せらる。各行政委員は名譽職にして各自本業を有する在住紳士を以て占め、繁多なる行政事務を全然無報酬を以て處理しつゝあり。

行政委員は章程の精神より見れば元より國際的機會均等主義に依り又支那の主權を尊重留保しつゝあるも、英國人は沿革上優逸なる商勢力を有し前記地價租税等の資格條件を有する者多數あるのみならず、又支那人の土地所有者に名義を籍すもの等あり。自ら納税者數二千有餘の中絶對過半數を占む。且つ選擧方法たるや連記投票を採用するを以て、英國人行政委員は常に過半數に在り。從來九名中七名を占め近來尙六名にして殘り三名は米·露·日·人等の間に分配せられたり。就中日本人は有權者數最近三百五十乃至四百に達したりしも、連記投票なるが故に英人側の好意的投票を得て漸く一九一四年以降名を出し得ることに至れり(注二)支那人は公民會議員たること能はざるのみならず行政委員たるの資格なし、卽ち多數納税義務を有するにも拘らず依然として市政參與權を有せざりしが爲に從來時に參政權運動を開始したり。而して既に英佛租界分離前に於て外國人側より支那人市政參加制度を計畫したれど、前述の如く佛租界獨立の結果其目的を達することを得ず。其後一九〇五六年頃支那人の參政權運動あり、最近歐洲大戰以來利權恢復熱の勃興又は學生の愛國運動の發生等よりして一九一九年四五月頃より市民權獲得運動を再發し、同年七月後其氣勢を高め示威運動をなし、一九二〇年一月初頭上海總商會其他團體の代表者は英國總領事を訪問し、又は是等代表者名を以て工部局に對し書狀を送致する所あり、一月九日工部局の收税期に際し支那人中には納税を拒絶し又は罷

市を實行したるものあるに至れり。而して同年四月七日には工部局納稅者會議(公民會)を開催し同會議に於て「エー、エム、リツトル」の如きは修正案を提出し、行政委員を十二名に增加し、支那人中より三名を選出せんとしたりしが多數決に依り本案は否決せられたり。然れども支那人顧問制の提議あり、同年初英國領事が支那側の要求に回答して支那人財政顧問二名を選定せんとしたるに對して支那側は顧問を六人となし、又財政事項に局限せず一般的に之を選出し、以て租界法規の改正に關しては外支人同數の委員に依り決裁せんとするが如き强硬なる主張をなしたりしが、工部局の意見としては支那人顧問案に贊成し、其條件は每年支那人より顧問五名を推擧し各自租界內に五年以上住居し、每年租稅一千二百兩を下らざる納付をなす者に付領事團の承認を要することゝするに在り。次で工部局より上海商總會に公式に通告する所あり、遂に前記の納稅者會議に於て決定し、又同年支那人納稅者會議に於て顧問として商總會長宋漢章外余日章・陸光市・謝水生・穆湘瑚等五名を選出し、其後一九二一年五月に至り各自就任することとなれり。(注三)

蓋し支那人側の主張は現在租界支那人は人口に於て外國人の約三十倍餘納稅額に於て其約七八割を占め租界の發達に貢献する所至大なるに反し、何等施政上權利を享有せざるの情態に在り。著しき事例は公園浴場等本國人たる支那人を犬と同視して入場せしめざるが如く、極めて不公平不人道の處置に在りとするも、外國人側は由來租界は外國人の東洋に於ける通商上の根據地とし、又文明的生活を保持する必要上多大の資本と犧牲とを以て建設せられたるものにして、若し漸次增加する支那人の納稅者を外國人同樣に市政參加の有資格者とせば、外國人自治民團に對する一大脅威となり、遂に支那人の支配を受くるに至るを虞れたり。故に上海以外の諸居留地に在りても廈門鼓浪嶼共同租界又は天津日英專管居留地等特殊條件付例外を認めたれど、他は皆支那人に對しては原則として參政權を附與せざるなり。但し上海租界に於ける支那人顧問

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の選任は尙過渡的制度に屬すと雖ども將來完全なる參政權獲得の前兆と看做すべきなり。(注四)

註 (注一)一九二二年第一回の行政委員會は納稅者會議に亞て四月二十日開催せられ議長には H. G. Simms. 副議長には W. P. Lambe. を選定し本委員(Executive Committees.) 及副委員 (Advisory Committees.) を決定したり其本委員の氏名は左記の如し、財政委員 (Finace Committees.) 四名 H. G. Simms, H. B. Lonson, S. Sakinagi, W. P. Lambe, (Chairman of the watch Committees.) V. G. Lyman. (Chairman of the works Committees.) 保安委員 (Watch Committees.) 三名 S. Fessenden, W. P. Lambe, G. N. Wilson, 工務委員 (Works Committees.) 三名 H. H. Girardet. H. W. Lester, V. G. Lyman, 副委員の氏名は左記の如し、電氣委員 (Electricity Committee.) 二名 H. H. Girardet, W. P. Lambe. 衞生委員 (Health Committee,) 二名 S. Fessenden, H. W. Lester, 常置教育委員 (Permanent Education Committee.) V. G. Lyman, 外國人教育委員 (Foreign Education Committee.) G. N. Wilson. 支那人教育委員 (Chinese Education Committee.) W. P. Lambe, 樂隊委員 (Orchestra and Band Committee.) H. W. Lester, パブリツク、レクレーシヨン(競馬等)委員 (Public Recreation Committee.) S. Fessenden, 外に風敎委員 (Moral welfare Committee.) は一九一九年以來設置したれど一九二二年度に於ては其選任を見ず

一九二二年中に於て行政委員會は五十二回實行委員會は三十七回(公安委員會十回工務委員會十二回財政委員會十五回) 開催せり。(Shanghai Municipal Report. 1922, P 2 A.)

(注二)行政委員の國籍別數は近年多くは英人六名米露人各自一名の外は一九一四年には獨逸人一名なりしが一九一五年以降獨逸人に代り日本人一名を加へ最近は英人六名米人二名日本人一名となしたり就中日本人は當初上海郵船會社支店長たりし石井徹氏選任せられ其後三井物產會社支店長の藤村義朗氏同郵船會社支店長の伊吹山德司氏上海取引所重役の奥大五郎氏等を經て現在は滿鐵支店長の櫻木俊一氏就任中なり上海よりの通信に依れば本年(一九二四年)亦同氏重任せり

(注三)支那人顧問 (Chinese Advisory Committee.) にも移動あり例へば一九二二年に於ける人名左記の如し、宋漢章(Sung Han Chang.) 謝永森 (Ziar yang Saug.) 陳光甫 (K. P. Ckeng.) 穆藕初 (Y. H. Moh.) 及許建屏 (Gabin Hsu) 前記五名中許建屏を除くの外は皆再任とす而して是等顧問は支那人納稅者會議 (Chinese Retepayers Association.) の決定に基き選任し工部局領事團及上海商總會の間に文書を交換し確認する所あり。(Hid, P. 228.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（注四）厦門鼓浪嶼の共同居留地に於ては公民會は支那道臺の選任したる支那人紳士一名又は二名を代表者として出席せしむることを許すと同時に行政委員は五人又は六人毎年定時總會に於て有權者より無記名投票に依り選擧せられたる者と任期一年の支那道臺より任命せられたる紳士とにより成立することゝす。

天津英租界に在りては支那人は原則として選擧人とし登記せらるゝ權利を有せず若し登記せられたりとするも地税三百四十兩（普通人三票に當る）又は賃貸價格三千兩（普通人二票に當る）を有せざれば總會に於て登記することを得ずとし尙英租界に於ては英語を解するもの又は公認せられたる通譯を同行する等條件を附し實際上制限しつゝあり日本專管居留地に於ては是等條件なきも日本語を解する支那人少なき關係上亦自ら事實上制限あるなり。

支那人參政權に關する外國人側の意嚮の一として一九二二年十月初旬上海「アストル、ハウス、ホテル」の工部局幹部の支那顧問委員招待會に於ける行政委員會長「シムス」の演說の一節を揭げば左記の如し。

「支那顧問制開始以來既に十八箇月を經過せり、其使命には二あることを承引せられんことを望む、一は支那民國の安然を期する事項に就て工部局を援助せられんこと二には最も重要なることにして支那人をして西洋式の市政事務を習知するを得せしむることに在り、即ち之に依つて支那人代表者は正當に市政に於て吾人の同僚たるべきものとす、然れども今日迄是等兩種の目的を殆んど達し得ざることを悲む、今や吾人は之か原因を究め豫期に副はんが爲に、新なる手段を講すべきなり、吾人をして腹藏なく言はしむれば相互間に存する猜疑の雰圍氣か本結果を齎らしたる大原因たり、支那人は今日尙外國人を目して兵力を籍りて殖民したる所の人民なりとし、換言すれば外國人を侵害者と看做しつゝあるが侵略政策は既に過去の夢と化し殊に華府會議に於て利權の還付を聲明したるに依つて知らるべきなり。

又一方上海に在りても吾人の計畫する進步發達の事業に對して支那人は尙疑惑の念を挾み支那主權の侵害と誤觀するが吾人の眞使命は他に在らず極めて平和的に支那と通商するに存す、吾人は秋毫も領土的野心を有するものに非ず租界擴張のことたるや此著しく不斷に發展する所の都市の異常なる膨脹に適應せしめんか爲に、一層多くの場處を求むる單純なる自然的希望に過ぎざるなり。

上海財政上の利害は極めて過大なるものあり、而して吾人は支那人新朋を市政に參與せしむることに極力援助せんとするも、吾人最高の職責は現在の高き標準に在る行政を維持し發達せしむるか爲に、吾人共同の利益を保障するに在り、蓋し支那の善政に對する向上は極めて遲々たり、舊制度の下に在る稅政は容易に之を根絕すること能はずと雖とも、吾人は眞實支那善後の爲に力を竭す所の人より同情を買ふことを得へく而して是等人々の努力に對して吾人は滿腔の勢援をなすの希望と義務とを有す。

上海在住の外國人は既に過渡時代に遭遇せることを知らざるへからず、即ち租界行政に於て支那人に何等の發言權をも與へざる舊制度は支那人が吾人と共に責任を負擔する曉には新制度に代はるべき機運に向ひつゝあるを覺悟す、但しそは支那側の希望するか如くあまりに早急に目的に達成することは困難なる事情あり、現在吾人相互間に存する保障を損傷せざる程度の進步を計らんには責任ある支那人及外國人間

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に大なる忍耐と協同とを要す信認の建設は困難なるべしと雖とも、外國人の支那に於ける勢力の增加と共に支那獨立の毀損に對する誤解の一掃に依り此大都市進步發達を阻害する現在の態度を漸次改むることに依つて其希望を充たすことを得べきなり、然らずんは吾人か熱心に庶幾する所の市政參與の權を獲得することは不可能事なり云云」

之に對して其後十一月十四日上海「パレース、ホテル」の支那顧問委員の前記工部局行政委員招待會に於ける謝會長の應酬辭には「吾人上海住民は今や此大都市の政府に關し義務及責任を有することを覺醒し來れり勞動者と雖とも組織を有し久しき以前に市政事務に就て分前を要求しつゝあり、吾人は異りたる時代に生れ異りたる人民と共に生存す吾人若し大門に眼を開かば吾人は支那人社會の富知識及精力をは此國際的民團の沃土及果園に灌漑する水道に導かしむることを得べし、而して吾人にして相互間に道理に合し正義に從はゞ支那人の富及精力を少なからず、此の國際的民團の親善なる協同の果實に對して注き之に依つて吾人の前に其收穫を齎らすことを得べき大原野か展開すへきなり、吾人は工部局行政委員會は單獨の能力を以て複雜なる問題を處理し來りたるを知る吾人は該委員會は其各種責務に於て支那人の協力を歡迎せんことを疑はす、而し諸君は支那にて住居し支那人と接觸したる結果恐らくは支那人は道理を解する人民なることを知らん他人が吾人に對して正義なるときは吾人は又他人に對して寬仁なり、但し吾人は實買契約者なる故に高價の取引をば好むものに非す、吾人は上海の外國社會か又道理に富む人民にして上海の支那住民の希望を容るに吝ならさるを知る吾人は今や各外國人友朋は變化したる時期に當り變化したる事情の下には變化の必要なることを十分諒知せられんことを信す、吾人の庶幾することは相互の交驩親善に依り相讓步し自己の位置を他の希望に副はしむることに改め而して以て上海は始めて大上海たり一層繁榮せる一層幸福なる都市となり得るなり。

(Jbid, P 229. A-232. A.)

五　各部行政（Municipal Staff）

一、官房（Secretariat.）　工部局官房は市行政委員會の會議を指定し、工部局を代表し各種樞要の行政事務を秉掌し實際上の上海市長たるの地位を占む一般市政の外に租税事務を司る重要なる部局となす。官房には秘書課（Secretary and Commissioner General s office.）の外に稅務課（Revenue office.）あり秘書課には秘書課長（Secretary and Commissionea General.）及三名の秘書助役（Assistant Secretary.）の外に外國人吏員十三名あり（一九二二年現在以下同じ）稅務課には稅務監督（Commissioner of Revenue.）及副監督（Assistant of Revenue.）の外に監督補稅務檢查員收稅吏等三十一名あり而して前記の外に各部同樣に支那人雇員を使用せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二、財務部 (Finance Department.)　財政部は前記官房と同じく財政委員の管轄に屬し工部局の主計會計事務を處理す卽ち歲出入豫算決算公債又は公有財產に關する事項其他財務行政に關する事務を掌理す。財政部には部長 (Treasurer and Comptroller.) 及副部長 (Deputy Treasurer and Comptroller.) 財務事務官 (Assistant Treasurer and Comptroller.) 會計長 (Chief Accountant.) の外に會計事務官二名及助役九名其他書記等あり。

三、警務部　警務部は保安委員の管轄に屬すれど其實際上の事務は警視總監の掌理する所たり上海租界の警察行政を執行するの外に上海の國際的市政の特質よりして又上海守備の軍事的行動に出ること少からず。警視總監の下に副總監其他左記吏員あり。

警視總監	(Commissioner.)	一名
副總監	(Deputy Commissioner.)	一名
一等警視	(Assistant Commissioner.)	三名
二等警視	(2nd Assistant Commissioner.)	三名
刑事部長	(Director of Criminal Intelligence.)	一名
監察官	(Superintendent.)	五名
監獄監察	(Goal Superintendent.)	一名
警部長	(Chief Inspectors.)	七名
探偵部長	(Chief Detective Inspectors.)	二名
典獄	(Head Goaler.)	一名
警部	(Inspectors.)	一三名
刑事警部	(Detective Inspectors.)	七名
典獄補	(Assistant Goaler.)	一名
警部補	(Sub-Inspectors.)	二三名
刑事警部補	(Detective Sub-Inspectors.)	八名
監守長	(Senior Warders.)	六名
巡查部長	(Sergeants.)	九三名
刑事部長	(Detective Sergeants.)	一二名
監守	(Warders.)	一一名
巡查	(Constables.)	三〇名
刑事巡查	(Detective Constables.)	一名
監守補	(Assistant Warders.)	四名
書記長	(Chief Clerk.)	一名
速記者	(Stenographer.)	一名

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

書記補 (Clerical Assistant.) 一名　　飜譯者 (Traclater.) 一名

印刷者 (Printer.) 一名　　計 二三九名

尚又補助員二百餘名あり多くは英人を以て占む。

本部の外に警察署十一箇處(註一)又は會審衙門監獄其他配置を加ふるときは警察官吏の數甚だ多く英人約三百五十餘名印度人六、七百名支那人約千四五百名日本人約四十名並に外人印度人等騎馬巡査百餘名に達す日本人警察官は上海の日本人增加に伴ひ一九〇六年二名を配置し其後一九一六年三十名を採用したり而して最近警部又は巡查部長等の任命を見たりしが一九二二年末現在は巡查部長七名巡查二十三名あり。(警察官の數は人口約二百七十人に付一名の率となる)

(注一)警察署の名稱位置左記の如し。

中央捕房 Central Station. 福州路河南路角

老閘捕房 Louza Station. 南京路貴州路角

虹口捕房 Hong Kew Station. 閔行路吳淞路角

西虹口捕房 West Hong Kew Station. 海寧路福建路角

滙山捕房 Wayside Station. 茂海路華德路角

哈爾濱捕房 Harbin Road Station. 東嘉興路哈爾濱路角

楊樹浦捕房 Yangtzepoo Road Station. 楊樹浦路蘭路角

靜安寺捕房 Bubbling Well Road Station. 愚園路梅司非而路角

新閘捕房 Sinza Station. 愛文義路海白格角

戈登路捕房 Gordor Road Station. 戈登路康腦脫路角

北四川路捕房 North Szechuan RoadStation. 北四川路狄思威路角

四、衞生部 (Health Department) 本部も亦前者同樣に保安委員の管轄に屬するものにして衞生部長 (Commissioner of Public Health.) 副部長兼技師長 (Deputy Commissioner of Public Health and Chief Pathologist.) 技師 (Assistant Pathologist.) 衞生事務官 (Assistant Health Officer.) 藥劑官 (Assistant and Pharmacist.) 其他助手等あり。本部の下には檢查所支局十四箇處及各種病院療養院等あり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

前記職員の外に檢査官二十有餘名及看護婦看病婦約六十名を存す(注二)

(注二)衞生檢査所 (Health Inspection Staff.) は一九二二年末現在主任四名檢査吏二十名看守人三名及日本人通譯一名より成る衞生檢査所事業は既に二十年前に起原を有し其事務は汚物掃除、報告を受けたる支那人死亡の檢査及證明、傳染病の檢査及豫防監督一般防疫、食糧品の檢査等に亘る。衞生支局十二箇處中、中央に二個北部に五個東部に四個西部に三個あり。

衞生試驗所 (Publish Health Laboratry.) は一八六四年以來工部局內に一分課を設け衞生に關する各種の調査試驗を行ひたるか一八九八年頃より其施設を整備したり。

病院設備としては左記種類あり(一)ヴイクトリヤ看護院 (Victoria Nursing Home.) (イ)保產院 (Maternity Ward.) (ロ)育兒院 (Children Ward.) (ハ)精神病院 (Mental Ward.) (二)警察病院 (Police Hospital.) (イ)印度人病院 (ロ)支那人病院 (三)避病院 (Isolation Hospital.) (イ)肺結核病棟 (Tuberculosis Block.) (ロ)西病棟 (四)支那人避病院 (Isolation Hospital for Chinece,)

五、工務部 (Public Work Department.) 工務部は土木委員の下に屬し、道路、橋梁、公園、下水、排水、建築其他土木工事の管理をなすものにして工務部長 (Commissioner of Public Warks.) 副部長 (Deputy Commissioner of Public Warks.) 監督技師長の外に技師十一名建築技手五名土地測量技師一名技手十二名、建築技師二名及書記檢查吏等あり。工務部の事業として殊に兩三年前迄に道路百三十八哩舖道非舖道六十三萬七千呎橋梁四十九箇處を管理したり。土地の測量は別に一九〇〇年に創設したる土地丈量局 (Municipal Cadastral office.) に於て之をなす。

六、電氣部 (Electricity Department.) 電氣部は電氣委員の下に在り最近電氣事業の急激に擴張せられたる結果其人員を增加し外國人約百五十名支那人勞動者等を加算し二千二百餘人に達せり、本部の庶務には電氣部長 (Engineer-in-Chief and Manager.) 及副部長 (Deputy Engineer-in-Chief Manager.) 祕書 (Secretary.) 及副祕書

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(Assistant Secretary.) の外に技師三名を置き其他發電、配電、動力檢査、土木、度量、製圖、送電及書記九課に分たれ就中職員數の多きは發電及書記の兩課とす。

七、教育部 (Educational Depatment.) 教育行政は教育委員會の執行する所たり委員會は(一)常置教育委員會 (Permanent Educational Committee.) (二)外國人教育委員會 (Foreign Educational Committee.) (三)支那人教育委員會 (Chinese Educatiotal Committee.) に分たれ是等委員會の委員及納税者會議に於て選出せられたる委員を以て一般的教育事務を處理する爲に一般教育委員會 (General Educational Committee.) を組織す其委員數は一九二二年の例に依れば常置教育委員會及外國人教育委員會より各自四名(中二名女子)支那人教育委員會より七名(中一名日本人)選任せられたり。

常置委員會は租界内居住者に對する教育の根本政策を審議す外國人教育委員會は居住外人子弟の教育を司り外國人公學校「トーマス、ハンブレイ」學校を管理し支那人教育委員會は租界内支那人子弟の教育を司り支那人部公學校「エリスカドウリー」公學校「ニーチイクウイ」公學校工藝學校等を管理す。是等學校は工部局の直接經營に係るも工部局補助の學校として「セント、ジヨセフス、インスチチユウシヨン」「セント、フランシスザヴイエールス、カレヂ」「インスチチユウシヨン、オブ、ゼホーリ、フアミリー」又は猶太學校等あり但し獨り日本人小學校女學校等は宗教家の建設經營に非ずと雖ども毫も補助に浴せざるは不均衡の嫌あり。(注三)

(注三)左に一九二一年に於ける教育委員會の報告其他に依り左に租界內諸學校の狀況を概說すべし。

一、外國人公學校　一九二一年には外國人子弟を教育する唯一の市營學校は文路にある公學校にして男女兩部を合し生徒數三百十九名あり初等科 (Primary School) は六才より十四才迄の兒童を教育し中等科 (Secondary School) は十二才以上十八才に至る兒童を教育し其三、四、學級は「ケムブリツヂ」大學及香港大學入學試驗準備に適す例へば一九一八年より一九二一年迄に大學の地方試驗に應じたるもの百八十名中百七十四名は「ケムブリツヂ」六名は香港大學に入りたるものとす(イ)女子部公學校(西章女書院 Public Schools for Eu-

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ropean Girls.) 現在生徒數文路の學校には二百三十九名「アヴィニユー、ロード」の學校には百三十九名あり(一九二二年の例を見るに「ソンピングロード」の幼稚園を加へは各自(七八月を除く)少なきも四百六名多きは四百四十四名にして平均四百二十三名に達せり(ロ)男子部公學校(西童男書院 Public Schools for European Boys.) 北四川路に在り現在生徒數三百十六名あり國籍別にすれば左記の如し

英國	一六六名	諾威	六七名	米國	二三名	波斯	六名
露國	六四名	獨逸	六名	丁抹	一〇名	其他	三五名

二、トーマスハムブレー學校(工部局漢璧私公學校 Thomas Hanbury Schools.) 本校は從前市の補助を仰ぎたるが一九一二年以降工部局の直營に歸せり同じく男女兩校あり(イ)トーマス公プレー男子部(工部局漢璧禮男公學校 Thomas Hanbury School for Boys.)「ハスケルロード」に在り生徒數二百二名にして國籍別はすれば右記の如し。

英國	五八名	獨逸	七名	日本	三三名	印度	一二名
露國	四六名	葡萄牙	六名	米國	二三名	其他(九箇國)	一七名

(ロ)「トーマス、ハンプレー」女子部(工部局漢璧禮女公學校 Thomas Hanbury School for Gerls.) 生徒數百九十名にして五十四名は寄宿生となす國籍別に見るときは英國最も多く七十餘名あり其他米露葡比島獨佛彼斯西瑞等あり。

三、支那人公學校(上海華童公學堂 Public School for Chinese.) 愛而近路及「コンノート」路に在り一九一一年の一般教育委員會の報告意見に依れば工部局は支那人を一般的に教育することの絕對的の義務なしと雖とも租界內に於ける一定數の支那人少年に模範的訓練を授くることを目的とするに在り就中中學程度の教育に關しては同情的精神を以て少額の負擔を課し慈善家の寄附に依る基金を以て經營したり現に一九一一年當時支那人兒童に對する唯一の工部局經營學校は「エルヂン」路の支那人公學校にして支那人團體よりの寄附金は三萬七千兩とし生徒數約四百名あり現在支那人公學校生徒總數は約五百名に上れり。

四、「エリスカドウリー」學校(上海育才公學校 Ellis Kadoorie Public School for Chinese.) 山海關路及「カーター」路角に在り當初一九一〇年市會は本校を工部局の經營に移さんことを決定し一九一二年「故サー、エリス、カドウリー」の盡力に依り其目的を達したり支那人教育を旨とし生徒數約四百名あり。

五、「ニイ、チイクツイ」公學校(工部局聶中丞華童公學校 Nieh Chih Kuei Public School for Chinese.) 本校は一九一六年「チチエニイ」(Chiebeh Nieh) 氏の寄附に依り開設せられ生徒數は一九二〇年の百六十八名に對して二百八十三名に增加し新築校舍完成後には約四百名を收容すへきなり。

六、工藝學校 (Polytechnic School.) 本校は一九一七年「パクホイ」路 (Pakhoi Road.) に開設し支那工藝委員會 (Committe of the Chinese Polytechnic Institution.) より工部局の所管に移れり。

七、工部局補助の學校　多くは佛實教師の建設經營に係るものにして左記種類あり(イ)「セント、ジョセフス、インスチチューション」(St. Joseph's Institution.) 本校は主として孤兒を收容す一九二二年の經費二萬七千弗にして共同租界及佛租界より各四千一百餘弗の補助を受け其他競馬倶樂部葡萄牙寺院一九二一年の「クリスマストリー」の寄附等に依る生徒數百二十三名あり(ロ)「インスチューション、オフ、ゼ、ホーク、ファミリー」(虹口西洋女學堂 Institution of the Holy Family.) 本校一九二二年の經費は四萬六千餘弗とし工部局より二千四百九十餘弗の補助を受く生徒には普學生及夜學生あり有料金及無料生あり又寄宿生半寄宿生及通學生あり總人數九百名以上に達す(ハ)「セント、フランシス、ザヴイール、カレヂ」(St. Francis Xaviers Callege.) 本校も前者と同じく各種生徒を收容し一九二二年經費二萬六千弗餘とし工部局より三千四百餘弗の補助を受く一九二一年現在生徒數八百六十一名あり國籍別にすれば左記の如し。

支那	三九〇名	瑞西	四名	米國	二七名	朝鮮	三名
葡萄牙	一九四名	エリニアン	四名	佛國	二五名	諾威	二名
英國	六二名	墺國	三名	西國	一九名	波蘭	二名
露國	三五名	チエックスロヴアック	三名	比島	一八名	瑞典	二名
愛蘭	一七名	日本	九名	ルーマニヤ	一名	希臘	一名
獨逸	一六名	白耳義	六名	丁抹	一名		
伊國	一四名	印度	二名	暹羅	一名		

(ニ)猶太學校 (Jewish School.) 本校は黄浦路に在り猶太人の教育を目的とす生徒數約百三十名あり工部局より年額約一千兩の補助を受く。

八、音樂隊 (Municipal orchestra and Band.) 本隊に關する事項は臨時音樂隊委員會 Orchestra and Band Committee) の審議決定する所に係る其委員は三名あり。

本隊は從來 Public Band. の通稱に依り一般に知られたれど一九二二年一月一日以降之を現名の Municipal

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Orchestra and Band. に改めたり其目的は租界居住者に娯樂慰安を與ふるに在り而して一九二二年中には樂長の努力に依り從來不備を感じたりし所の軍樂隊の振興を計りたり。

歐洲戰爭前には音樂は殆んど獨逸人の支配下に在り獨逸人樂士十二名と比島人二十四名とあり樂隊を組織したりしが現在(一九二二年)は樂長(Conductor.)及副樂長(Assistant Conductor.)以下歐洲人樂士(Musicians.)二十二名比律賓人樂士二十名より成り一定時期に各種演奏をなす。(注四)

(注四)今一九二二年中樂隊の執行したる演奏(Public Performance.)の種類を示さば左記の如し

□自一月一日至五月末日

一、「サンデー、シンフォニー、コンサート」(Sunday Symphony Concerts.)二十二回及火曜日再演

一、「チムバー、ミュジック」及「ソロイスト、コンサート」(Chamber Music and Soloist Concerts.)九回(隔週)執行

一、「ヤッツバンド、ミュジック」(Tazz Band Music.)公開舞踏を演する「フライデー、チー、コンサート」(Friday Tea Concerts.)毎週執行

□自六月一日至八月末日

一、「ブラス、バンド、コンサート」(Brass Band Concerts.)「パブリック、ガーデン」虹口化園又は「ボログラウンド」に於て日曜日以外毎日午後執行

一、「エヴイニング、コンサート」(Evening Concerts.)隔週一は「ブラスバンド」に依り一はオーケストラに依る

□自十月一日至十二月末日

一、「シンフォニー、コンサート」日曜日十二回及火曜日再演

一、「チャンバー、ミュウジック」及「ソロイスト、コンサート」六回(隔週)執行

一、「ヤッツバンド、ミューヂック」の公開舞踏を演する「フライデー、チー、コンサート」毎週執行

總體に於て「フライデー」を除き同年中の演奏數は「オーケストラ」七十回「チヤムバー」及「ソロイスト、コンサート」十五回「ブラスバンド、コンサート」八十二回トス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九、消防隊 (Fire Brigade.) 消防隊は消防委員の指揮を受く一八六六年當初に在りては悉く志願者を以て之を組織し現在も消防士官其他役員の外は志願者の義務的奉仕に依つて活動しつゝあり。

消防士官は消防長 (Chief Officer.) 副長 (Deputy Officer.) 等五名及准士官監督十九名あり消防夫は約二百名に達す是等諸員は中央消防署及各分署に配置せらる而して Mi-Ho-long Company, Hongkew Company, Victoria Company, Deluge Company. の四組に分たる

六　義勇隊 (Volunteer Corps.)

上海義勇隊の本部は工部局に在り、工部局は其經費を支出するも團員は義務として志願するが故に無俸酬なり。蓋し一八五三年長髪賊の南京を陥るの後英米國人の會合あり、各國民共同的に居留地を防備せんことを決議したるを上海の義勇隊 (Shanghai Local Volunteer Corps.) S. V. C.) の嚆矢となす。

彼の一八九七年の一輪車夫騒動及一九一八年の人力車夫暴動又は一九〇〇年の義和團事件及革命戰等に際し其活動見るべきあり、自ら逐次其隊員を増加し來り一九二二年末現在は左記の如く一千三百九十四名に達す。

	將校	士卒	計
司令部	二一名	四名	二五名
輕騎隊	六名	一二四名	一三〇名
砲兵隊	四名	七六名	八〇名
工兵隊	一名	二七名	二八名
機關銃隊	七名	一〇六名	一一三名
海上隊	二名	七五名	七七名
伊太利隊	二名	二六名	二八名
英國A隊	二名	六九名	七一名
英國B隊	二名	四七名	四九名
稅關隊	二名	五五名	五七名
米國隊	五名	一〇九名	一一四名
葡萄牙隊	四名	一〇一名	一〇五名
※日本隊	三名	九二名	九五名
支那隊	四名	一三一名	一三五名
上海スコッチシュ隊	三名	八九名	九二名
計	六八名	一、一三一名	一、一九九名

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其他豫備隊として將校十三名士卒百三名計百十六名及特別豫備隊として七十四名あり。

總司令官は英國人とし現在（一九二二年末）の司令官は陸軍大佐の「アール、ヤル、ジョンソン」なり。義勇兵は軍服竝に武器彈藥を工部局より支給せらるのみにして其他一式自辨となす。而して平素一定の調練をなし射撃野外演習閲兵式等を實習しつゝあり。

△司令部には士官九名の外に軍醫八名及教諭師四名あり。

※一九〇〇年團匪事件に際し在住日本人亦自衛上義勇隊を組織し其後一九〇五年の會審衙門の事件以來數次の革命戰又は騷擾等に於て奉仕したる所少からざりしなり一九〇七年以降日本人協會の手に依り面目を一新し更に居留民團に移り自ら其財政的援助を受く。

七　土地委員（Land Commission.）

行政委員の外に工部局及納税者より選出したる土地委員に依り土地委員會を組織し、道路其他公共用土地に關し土地價格の協調、公用徴收等の事務を取扱はしむ。土地委員は三名とし一名は毎年一月十五日前工部局行政委員より推薦し、一名は毎年十兩以上納税する永代借地所有者（Registered Land Owner.）中より工部局行政委員會選擧期日に於て二名の候補者を推薦し、選擧期日七日前に工部局に送付す。工部局は選擧期日迄に候補者の氏名を廣告す。選擧期日に至るも候補者只一名なるときは之を土地委員と決定し選擧を行はず。一名は租界納税者會議（Annual Meeting of Rate-payers.）より選出す。以上三名の土地委員の任期は一箇年とし、工部局内有給吏員は土地委員たることを得ず。土地委員の要する公費は公款内より之を支出し、又其報酬は工部局より事務の繁閑を酌量して之を支給す（租界章程第六條）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

領臺前噶瑪蘭の蕃務

臺北州調査

二　蕃務考（承前）

口溪南溪北の蕃埔の勘丈竝に加留餘埔

是に於て噶瑪蘭三十六社の土蕃は噶瑪蘭廳の統治を受くることゝなり、爰に從來の生蕃は化蕃の名稱の下に保護安插せられたりしが、開蘭委辦楊廷理は其の第一著手として溪南溪北の蕃埔を調査せり。時に溪南は仍ほ概ね荒曠の原野に屬し大に墾闢を行ふの要あり。乃ち三籍の頭人を遣はし之を丈量せしめ、先づ各蕃社自耕の埔地を選定し、次に其の餘の荒曠を三籍人に附し、以て一般の拓殖を進むべき方針を執れり。然れども蕃俗は積貯蓋藏を爲さず。隨て將來人口を增加すれば勢ひ生計の困難を見るべく、且つ其の性愚弱なるが故に旣に歸化せる後は益々漢人を憚り敢て較せざるが爲めに、膏腴は悉く漢人の有と爲る可し。是等の情形は已に溪北の事實に證すべきを以て、乃ち餘地を各社に備置し、大社には周圍に二里、小社には周圍に一里と定め、之を加留餘埔と稱せり。加留餘埔は官に於て佃人を招き、三籍頭人を以て佃首と爲し之を監督せしむるものとす。而して佃首は佃人より租谷を收め、各社蕃丁の數を按して之を分給するものにして、社蕃は坐ながら其の供給を受くるを得べく、又佃首佃人は漢人を用ふるも、加留餘埔の蕃業は嚴重に規定して民業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と混淆するを得せしめざるものとせり。既にして溪南の地段は丈量の結果に於て蕃に附するもの約一千二百五十甲二分を得たりしが、民業に附するものは凡そ二千五百八十三甲に及べり。然るに溪北の地は是の時既に漢人に佔墾し盡されたるが爲め、自ら溪南同一の情形にあらず。社蕃等は溪南の施設を聞き亦之に仿はんと希ひ、官に赴き原所有地の保護を請ひしも、業巳に漢人報陞の後なるを以て復如何ともする能はず。總督汪志伊の奏疏に、哆囉美遠等二十社は沿海一帶沙崙の上に群處し、西勢蕃埔は久しく人民の爲めに開墾せられ、再ひ餘埔を留むる能はず云々卽ち是なり。因つて烏石港より濁水溪に至る沿海の沙崙、長さ三十餘里廣さ一里乃至二里を以て溪北の蕃業と爲す。後年に及んで此の地段の勘丈共計六百二十四甲四分と稱せり。

□溪北蕃社各機關の制定及職掌

次に蕃社內の統一、蕃社が官廳に對する關係、民蕃相互間の關係等に就き規制する所あり。但溪北二十社と溪南十六社とは開闢の程度に差異あり。卽ち機關の規制も亦多少の斟酌を加へたるもの、如し。而して其の溪北二十社に關する機關は左の如し。

一、各社に土目を置き、社蕃を約束し及蕃丁名簿を造り、官に報告する等の事を爲すものとす。凡そ土目は社衆の公選に出づるものにして官より戳記を給付す。

二、土目を置かざる場合には蕃耆と稱するものあり。蕃耆は事に慣熟せる社老の謂ひにして、土目の缺員若くは土目を立つるに足らざる小社等に於て代りて、社衆を約束し、或は土目を備設する場合、特殊の事件ある時も亦蕃耆を用ふることあり。

三、西勢卽ち溪北二十社を通して通事一名を置く。蓋し通事には漢人あり蕃人あり。其の蕃通事を用ふるの

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

要旨は、欺凌朘剝の弊を防ぐに在り。時と場合とに從ひ之を行ふものにして、固より保護安撫の政略に外ならず。然り而して通事は官之を命じ戳記を授給するを例とするも、其の蕃通事の如きは社蕃の推薦によるもの、如し。凡そ通事は譯を通ずるのみならず、公事に辨するを職とするが故に、其の權力往々土目の上に在りて、社蕃統治にまでも關係するに至れり。

四、通事、土目の上に總理を置き漢人を擧げ之に充つ。蓋し總理は原と漢人の爲めに置きたりしも、民蕃雜居の地は最二者の交渉事件あり。乃ち總理は二者の間に立ち仲裁調協を爲すが故に其の權力甚だ重く、自ら通事土目をも管束する地位に立てり。隨て蕃の爲めにも亦之を置き、民蕃の權衡を制するの要あり。乃ち蕃總理を配置せるもの、如し。然れども蕃總理は仍ほ漢人を以て充當せり。而して共に戳記を授け、官より之を命ずるものとす。

五、總理の下に社丁あり。一人を以て二十社の錢穀會計の事に從ふ。亦漢人を以て充當し、官之を命じ戳記を給付するものとす。

□溪南蕃社同上竝に佃首佃人等

而して其の溪南十六社に關する機關は左の如し。

一、各社に土目あり。其の職掌等は一に溪北に同じ。但一社に二土目を置くものあり。蓋し社蕃の多きが爲めなり。

二、蕃耆の名稱あるに非ざるも、冬期に屆る每に各社に於て事に曉れる老蕃を公選し、社丁土目と倶に佃首に會し、各民庄に赴き粗穀を漢佃より採納せしむ。蓋し漢人の弄弊を豫防するなり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、溪南には二三社若くは五六社毎に通事若くは蕃通事を置く。其の職掌等は一に溪北に同じ。墾地廣く社蕃多きか爲めなり。

四、佃首は溪北に於ける總理と同一の地位に居り。佃人を管理し社蕃を約束するものにして、乃ち官之を命じ戳記を給付す。

五、社丁は一に溪北蕃社に同じ。

□溪北蕃社通事土目等の機關配置竝に戶口

而して當時溪北二十社の蕃數は男女共計二千二百餘口にして、溪南の五分の二に過ぎず。蓋し是より先き楊廷理が製する所の繪圖の說明に、西勢蕃族は打馬烟より擺老鬱に至る二十三社、又東勢は歪仔歪より猴々社に至る十三社と爲したるものは、芭荖鬱・加禮遠を西勢に計へ、仍は高東を一社に計へたるに、今は則ち兩社を東勢に計へ、馬麟を西勢に省略し、且つ漢人の墾地移住の勢潮に壓せられ、西勢蕃の多くは溪南に遷移せしものに非ざる無からんや。然り而して其の通事土目等の配置は左の如し。

哆囉美遠　通事一名　土目一名。打馬烟　土目一名。奇立板　土目一名（蓋し麻里目罕を指すなり）。麻里目罕　蕃耆一名（麻里目罕は社にあらず人名なり）。擺立　土目一名。珍仔滿力　土目一名。抵美福　土目一名。流々　土目一名。蔴芝鎮　番耆一名。新仔罕　土目一名、抵美抵美　土目一名。踏々　土目一名。高東　蕃耆一名。打那岸　土目一名。奇武煖　土目一名。奇蘭武蘭　土目一名。新仔羅罕　土目一名。棋立丹　蕃耆一名。抵巴葉　土目一名。抵美簡　土目一名。

□溪南蕃社同上

溪南蕃社に在りては別に總理を置かず、漢人の佃首をして漢佃を監督し、蕃業を保持せしむること前述の如し。其の蕃口數三千三百七を有す。佃首・壯丁の配當及通事・土目の配置等左の如し。

加禮遠　通事一名、土目一名。留々　土目一名。掃笏　通事一名、土目一名。芭荖鬱　土目一名。歪仔歪　土目一名。猫里府烟　土目一名。南搭吝　土目一名。武罕　土目一名。打那美　土目一名。打朗巷土目一名。猴々　土目一名。其澤簡　土目一名。

以上十二社に漳人の佃首二名を配當し、佃人をして埔地七百六十二甲七分三厘餘を墾耕せしめ、每甲租谷四石、年額三千五十石九斗三升九合を徵し、各社蕃に給出す。

奇武荖　通事一名、土目一名。里荖　土目二名。婆羅新仔宛　土目二名。

以上三社に泉人佃首一名を配當し、佃人をして埔地三百八十三甲四分八厘餘を墾耕せしめ、每甲租谷四石、年額一千五百三十三石九斗五升七合を徵し給出す。

珍珠美簡　土目一名。

以上に奧人佃首一名を配當し、一百三十五甲四分餘を墾耕せしむ。租率右に同じ。

□溪南北蕃社加留餘埔の情形

爰に溪南北社蕃の自耕埔地及加留餘埔の制は、蓋し雍正年間の巡視臺灣監察御史尹秦が田糧利弊疏の社田の旨を採酌せるものにして、頗る時宜を得たるもの、如し。但尹秦の疏や既に弊害叢生の餘に出づ、故に其の弊を根底より救ふ能はず。今楊廷理は則ち噶瑪蘭開闢の始めに處したるも、亦已に政府が開蘭の處置を遲延せるが爲め多くの機會を逸せしめたり。然れども嚮に三籍に荒埔を分授するに當り、先づ加留餘埔を丈定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

したらんには未だ遽かに膏腴を盡して覇佔せしむるに至らざる可く、溪南は幸に適當の結果を見る可かりしなり。然り而して事此に出でざりしに因り十分なる地段を得る能はず。又溪北の如きは最斥鹵に屬し而も猶未だ實行するに至らず。

ロ熟番に對する施設

新歸化番の情形は上文歷擧するが如くなるも、熟番阿里史以下に至つては往年雜柬を襲集せられてより、土番地內及沿山荒瘠の地區に栖息したりしが、開蘭に際し官は多少の保護は與へたりしも、其の較や發達して自立の生理を爲し得ると又其の流番たるとの故を以て、彼の加留餘埔の如き恩惠に均霑する能はず。而して其の分布を許されし場地は概ね皆沙礫最劣の區に係れりと云ふ。當時熟番は五社にして人口九百九十餘を有したりしが、從來潘賢文之が頭目たりしを更に通事一名土目一名を社內より選出し、潘賢文に協力せしめたり。噶瑪蘭廳志の所謂熟番は人衆く、僅かに土目大字（因に曰ふ蓋し潘賢文は屯務の姓名に係り大字は本來の番名に係れり）一名なるを以て照料を周くし難し。岸裏、阿里史等の熟番內に就き別に通事一名、土目一名を選び、大字に協同し分頭管束するを准し、以て各社熟番をして各耕作に安んせしむ。其の近地生番（蓋し山脚生番なり）を凌虐し釁端を致すを許す毋からしめ、又耕作を漢人に與へ事を滋くするを許す毋からしむ云々是れなり。而して當日熟番と稱する各社の統屬及分布情態は左の如し。

噶瑪蘭流寓熟番表

阿東社	阿里史社	岸裏社
東螺社	同上	阿里史の東打那美の西に分布せり卽ち今の九份庄の處是れなり當時戶數二十五を有せりと云ふ
北投庄	同上	羅東溪の上流に在り北は溪を隔て吧咾吻と相對し南は今の北成庄に亘り分布せり當時戶數二十七を有せりと云ふ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大甲社　淡水廳　未だ詳ならず蓋し馬賽の地に分布せしなり
呑霄社　同　上　同　上

□熟蕃七社の統屬及分布情態

右の如く熟蕃社は七なるも、總督方維甸の奏疏は之を五と爲したり。顧ふに大甲、呑霄を土着蕃社に列ねたるが爲めに非ざる無からんや。随て其の熟蕃人口九百九十丁と聲明せるものも亦兩社を除外せるを知るべし。然れども七社の男女は爾後或は原社に回るもの或は新社に來るもの等にて時々氣脈を交通し、戶口も亦異動を生ずるのみならず、當時山前の平埔蕃社は概ね蚕食せられて墟を留めず、漢人吏に埔里社を侵佔するの時代なるを以て、該流蕃の同種族は安土を求むるに汲々として時に此の地に往來するの形跡あり。乃ち牛罵・烏牛欄等の社名が噶瑪蘭志乘に散見する所以なり。然り而して是等熟蕃中の大甲及呑霄は土着化蕃と同く佃首の管束を受くるも、他の五蕃社は上文の如く通事一名土目二名の機關に由り約束せられたりと云ふ。均しく是れ熟蕃なるに兩者其の關係を異にせるもの未だ甚麼の消息なるやを詳にせず。蓋し罪を官に得て逃るると漢民の厭迫を避くるとの別あるに因る乎。然れども理蕃政策としては是れ未だ鹵莽を免かれざるなり。

□熟蕃に對する當道の態度

然り而して其の流移熟蕃に對する方針に就ては、抑も該廳の創業蕃務は歸化の土着蕃を開導すると界外の生蕃を防禦するとに在り。故に流移の熟蕃は過去の功勞あるに關せず、時務の爲めに之を第二に置くの已む可らざりしもの丶如し。何となれば廳志の所謂近地生蕃を淩虐するを許さず云々の如きは、言はずとも彼は之を爲さじ。乃ち生蕃が自ら爲すにあらずや。又耕種を漢人に與ふるを許さず云々の如き、彼は初めより之

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を與ふるを欲せざるも漢人が强て之を與へしむるに非ずや。夫れ生番を彈壓することを講せずして從順なる熟番を責め、漢人を究治することを主とせずして朴實なる熟番を誡めんとす、寧ろ形式的の處置のみ。形式を以て流番を待つ、即ち流番を第二に置く所以にして、是の意を推すときは流番の存滅盛衰は敢て當道の念とする所に非ずして、惟其の山谷に入り生番に變し以て鄉庄に出擾するを恐れたるのみ。蓋し平埔番族が部落を棄て山中に竄し、永く政化に服せざりしは、荷蘭鄭氏の時已に實例あり。故に雍正・乾隆の間に於ては頗る漢民侵佔を禁ずるに力め、以て熟番をして業の依るべきなく、挺して山に入らしむるの弊を防ぎしが、今噶瑪蘭廳は其の舊章に遵へるが如くなるも、古今の情勢自ら殊異あり、沿山亦「アタイヤル」の出沒するあり、彼は竟に挺して山に入るの餘地あらざりしなり。

□生　番　族

所謂生番なるものは「アタイヤル」種族の高山番なり。此の番は沿山一帶に出沒すと雖、是の時代には未だ何處に分布せるかを探究するに至らず。噶瑪蘭廳志に叭哩沙隆を紀して「廳西三十里、番山の前に在り、重溪環遶す、山を過ぐれば則ち額刺王字生番なり」云々とあるのみ。故に臺灣府志の如きは單に叭哩沙喃社城(淡水廳城)三百餘里と載するに過ぎず。蓋し今の埔後、溪頭及斗史(南澳番)等の番社を指すものにして、開蘭の初めは化番熟番の稽查未だ畢らず、隨て手を山地に著するに遑あらず(因に曰ふ額刺王字なるものは今は此の方面に其の狀貌を爲すものなし蓋し嘉慶以前に此の狀貌のものありしや否やに就き之を古老に問ふに要領を得ず之を老番に問ふに皆知らず顧ふに埔里山後の生蕃が出草したるを目擊し一律の溪頭・埔後等の生蕃を王字蕃と傳稱せるに非さる無からんや)是を以て山地生番の情形は茫乎として考ふべからざるなり。

□開蘭實地の勘查に對する總督汪志伊の核議稟准

同十六年九月閩浙總督汪志伊は前任方維甸の稽查事項を繼續し、爰に開蘭委辨楊廷理が實地勘查の報告を反覆核議し、卽ち開蘭事宜勘查の狀を奏し批准を申請せり。其の大要は左の如し。

委員が勘明せる噶瑪蘭の山川形勢により、謹みて田甲を清查し、地界を分割し、竝に官を設け汛を安んじ、城を築き署を建つる各事宜を將て、逐款核議して酌鑒を祈る事(中略)先きに署理總督張師誠は布政使景敏の請に依り、臺灣鎭道府に移飭し查議せしめたりしが、臣汪志伊は任に到る後此の按全卷を檢查するに、楊廷理が逐一の籌議を經ると雖、其の中尙粗略の處多し、必ず須らく詳愼に酌衷盡善、以て歷久弊なきを期すべし。然るに身から其の境を歷て確勘詳查するに非ず、僅かに紙上の空に憑れり。恐らくは該鎭道府も亦未だ必ずしも楊廷理の議する所に於て籌核切當ならず、臺灣道張志緒は辨事明幹なるを以て、該道に飭委して親しく該處に赴き、楊廷理を督同して分別查勘せしめ、再び妥議を行はしめたるに、其の詳細の稟覆に據り、竝に總鎭兵武隆阿に會同し、知府汪楠等を督飭し、噶瑪蘭地方に分防廳營を添設する會議具詳に據り、臣等藩司景敏、臬司劉大懿、鹽法道覺羅麟を隨同し、詳悉查核し、逐一に聖訓を恭請す。

一、地界を劃分して以て責成を專らにする也

一、備公銀兩を撥して以て地方の緩急に應ずる也(此の外に十八款を有し計二十款とす)

以上各條は謹みて司道を督同し心を悉くして核議し實に地に因て宜きを制するに係れり恭く具奏し竝に輿圖を繪具し御覽に呈す云々

右の上疏は翌年二月十七日を以て、戶部の議覆を經て皇帝の批准する所と爲れり。

ロ噶瑪蘭廳の設官竝に理蕃同知の職務

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同十七年八月噶瑪蘭廳を開設す。噶瑪蘭通判は管理民蕃糧捕通判と稱し、民政と蕃政とを兼理し、蕃政の機關としては社房なるものを特設せり。蓋し臺灣蕃政の制は乾隆三十一年に始まり、南北理同知を置き、臺灣知府の分府として兩路を分轄す。其の南路理蕃同知は臺灣鳳山を轄し、臺灣海防同知之を兼ね、北路は理蕃同知を專設して諸羅・彰化・淡水を轄せり。蓋し康熙の初政は固より民番を同視するに在りたるも、勢の趨る所は民を先きにし蕃を後にし、早く已に行政機關たるの本旨を失へり。爾來四五十年の間、時々上官大吏の意を蕃に用ひ時弊を矯飭する無からざりしも、流民の偸渡侵越は滔々として止む可からず、宿弊ある行政機關は復之を如何ともする能はず。是に於て閩浙總督の奏請に因り理蕃機關の特設を見るに至り、卽ち泉州府の西倉理番同知を裁撤し、改めて臺灣府理蕃同知と爲せるものなり。其の奏疏中に、生蕃は大山に潛居す。祇た須らく防範嚴密なるべくんば、自ら頻出して事を滋くするの慮なかるべし。熟蕃に至りては則ち民人と村庄に錯居し、數十年來頗る法を畏るゝを知りて克く恭順なるも、不法の漢奸あり鑽謀して社に入り侵漁して已れを肥やし、蕃社の地土は悉く佔去せられ、蕃衆は何の處に流離するかを知らず。乃ち山內に逃入するを免れ難し。仍ほ生蕃の惡行を作さんには實に臺地の隱患たり。早く患を思ひ豫め防ぐの計を爲さゞるを得ず(中略)蕃務は專員ありて經理することを得、熟蕃は主持の官あるを見て自ら必ず感激する所を知り、分に安んじ法を守らんには漢奸の豪惡も亦其の伎倆を施す所なく、海外數萬戶の熟蕃は生計咸な裕如を獲て永く臺郡の禦侮藩籬と爲り、邊疆自ら寧謐の效あるに到らん云々とあり。卽ち部の議覆を經て批准を受けたりしが、其の理蕃同知の職務の要領は左の如し。

一、凡そ民蕃の交涉事件は一切理蕃同知の管理に歸する事

二、奸棍豪強の徒が蕃地を購買し又は典買したるものあるときは一概に淸理して蕃に歸せしむる事

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、番女を牽手して婦と爲し番社に佔居するが如きことあれば卽時に拏究逐出する事

四、官吏が番社に入り番產物を採買して已れを利し番社に損耗を爲さしむる等のこと及番社に出銀を命じ獻贈物を促し或は饔飧を求むる等の事あるときは直に狀を具し處分を申請するものとす倘し其の情を知りて隱藏する如きことあれば嚴に糺察して同知を處分する事

五、時々番界を督察し又他の官吏をして淸査を爲さしめ生番を防禁する事

右の外奏疏に明文なきも、番學を管理し、番童を督勵し、社師を監督する事、土目を進退黜陟する事、番丁の徭賦に關する事、番界の丈量に關する事等は、亦其の職權內に屬せしめたるもの、如し。而して乾隆政府の對番方針は生番には防範を用ひ、熟番には上文の如く保護政策を用ひたるなり。故に今噶瑪蘭廳の開かるゝや、番政は自ら北路理番同知に屬すべきが如くなるも、特に分防廳を置き、通判に理番事務を兼掌せしめたるものは、顧ふに蓋し地土の隔遠にして鞭長不及の情形あるに因るものなり。然り而して噶瑪蘭通判が執る所の方針は亦乾隆の貽範に遵依せるものなり。

口社番の自耕田及加留餘埔に對する翟淦の再度の釐飭保護

同十八年是より先き通判翟淦は楊廷理の經始事項を繼承し嘉慶十六年三籍頭人聯社々丁を督飭して溪南溪北の番社を逐一丈量せしめ、冊を造り繪圖を製せしめ已に詳報を經たりしが、其の溪南番埔は漢人墾陸の地と壞畦相接したるか爲め、早く已に混佔侵越の弊を生せるのみならず、賺約を揑造して紛々相爭ふに至れり。是に於て翟淦は再ひ番の自耕田園に就き、逐社淸出して樹を栽え內界を爲し、又其の加留餘埔に就き一里二里の埔外に於て亦樹を栽え外界と爲し、共に各四至丈單を造具せしめ、而して其の自耕田園は絕體的に漢人

の贌耕を禁遏するものとし、其の加留餘埔も亦茅埔牧場を存置するの必要ある部分は、其の四至戈擲界址を丈出して永く漢人の私贌踰䂓を禁斷せり。然り而して自耕田園は所謂自ら耕し自ら食ふのみ、惟界址を正確にし蒙混を防ぐに止まるも、其の加留餘埔に至つては特り界址を正確にするの要あるのみならず、漢人に贌耕せしめて收租せしむるを以て右の栽樹限界を爲す外倘佃人を選擇し納租を監督するの要あるなり。因て其の方法を定め、凡そ佃戶は官より之を招募し、合計五股とす。漳佃は其の三に居り、泉粤は各其の一に居り、人員共計八百二十六名とす。佃首は前に述べたる如く三籍の頭人を用ふるものにして、是の佃首及保家が均く農を業とせるものなることを保證せる後、佃人として之を採用するものにして、就墾滿三年にして收租し、租は從前の定率に依り毎甲四石とし、佃首が各社の通事土目を帶同し、自ら佃戶に向つて徵收することも亦從前の如し。而して各佃の認耕執照の如きは簡易を主とし、廳より之を發給するものとせり。是の定界・招佃・收租等の施設は、嘉慶十八年より二十年に至る噶瑪蘭平埔蕃社の情形なるが、此の間別に著るき反應あるを認めず。抑も利の未だ起らざるに弊の之に隨へるは曾て山前の常態とする所、則ち山後の噶瑪蘭も勢ひ同轍を踏むを免れざるべきに、而も遂に此の事あるなく、却て這般の施設に於て噶瑪蘭廳は能く山前諸地方の未だ爲さゞる所を爲せり。顧るに開闢最後れ、先開地方の軌轍に鑒むべき餘地を有するの至す所にして、乃ち是の特色を見る所以なり。

□山地生蕃に對する情形

然るに高山蕃即ち「アタイヤル」生蕃に對しては、未だ何等開闢の結果の覩るべきものなし。是れ自ら理由なくんば非ざるなり。噶瑪蘭廳志に曰

蘭は隆々嶺より蘇澳に至るまで、各民人の田園は都へて山根の下に在り。遠く望めば層巒重嶂、皆東南より西北に趨るも、近く山脚に至れば則ち兩山對列し、其の中に鳥道谿徑あり、一に天の門戸を爲し、生番の出沒を容るゝものに似たり。或は五六名或は三四名、山に出て、箐深林密の中に伏し、行人多きを見れば則ち匿れて動かず。行人は其の身傍より過ぎり亦之を覺らず。若し二人往き過ぐれば彼が手鏢は背後よりし、照準一射して已に要害に中入す。全臺各々生番の害あるも惟蘭地は實に逼處す。此れ其の害の尤甚しきなり。叭哩沙喃に額に王字を刺すものあり、尤逼近し尤兇惡なり。熟番土番を論せず、亦時に其の荼毒を受く。是れ緝捕の兵役と雖、斷じて其の阻に深入することを敢てせざる所なり。若し山邊に截捕せんと云はんか、而も生番は性更に狡黠にして、從つて其の出沒の時と地とを揣るに由なし。間々民人あり郷勇を糾合し自ら入つて剿捕せんと請ふことあるも、當道は事の重大に關するに路徑は熟せず、種類は分からず、其の人を殺し害を爲すものは辨別するに由なしと云ふを以て、冒昧起釁するを得ざるを諭令したりしが、第た設隘防堵は是れ一常法のみ。究に當に一良策の以て其の出擾を杜くことを謀るべきなり、

右前段地勢に依れば、後段番害の説明を待たすして噶瑪蘭の長土たるを想見すべし。況や實地に來るものは其の弓形を成せる狹長なる地勢が、而も弦の處を除く外は三面皆青山なるを目撃すべし。是の時に當り開治未だ久しからず、沿山は番氛蓬々たるに、地方文武が尋常の防範を以て之に處せんとするも、如何ぞ能く相當以相の效力を望むべけんや。乃ち兵役にして之を緝捕する能はず、民人にして剿捕を企つるも、當道之を許さゞる所以のもの蓋し已むを得ざるに出つ。其の歷任の政略を保守すと曰はんよりは、寧ろ威力の之を彈壓するに足らざるなり。卽ち遂に開蘭が何等結果を高山番に及ぼす能はざる所以なり。然り而して山番の跳梁は獨り沿山地方のみならず、梗枋、烏石港口の如きも時々其の出沒を免れざりしと云ふ。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

□生蕃安撫方法の經畫

同二十年對高山蕃の情形は上文の如くなるを以て、翟塗は爰に生蕃安撫の方法を酌定し、臺灣府に稟議し之が實施を試みたり。蓋し嘉義鳳山の安蕃法を採酌せるものにして、嘉義は阿里山八社の蕃通事に責成し、鳳山は官が之に任ずるの例なるが、噶瑪蘭は設官日淺く未だ遽に兩地全部の例を適用すべからず。乃ち先づ第一著手として物品を給與し、其の希冀心を誘ひ、以て出擾の念を抑ふるの必要あり。因りて告示を發して、蕃語に熟達し蕃社を周知するものを募りたり。然るに日久ふして之に應ずるものなし。翟塗之が原由を訪査して左の機要を得たり。曰鳳山には枋寮山後の一社あり。來社生蕃の長と爲り、嘉義には則ち阿里山八社の生蕃あり通事之が長と爲れり。彼等は各社頭目と商議安撫し、各生蕃は俱に約束を受くるを以て敢て私に事を生ぜざるも、惟ゝ噶瑪蘭は則ち內山谿徑に生蕃聚棲し、種類極めて多くして原より頭目なし。竝に淡水彰化等の生蕃あり。蘇澳・叭哩沙喃に來つて狩獵し、便に乘じて出擾す。其の來往する形跡は更に飄忽なるを以て殆ど窺測すべからず。故に間々一二社の蕃語に通ずるものあるも、能く事に濟するなきのみならず、又畏縮して敢て募に應ぜざるを致せり云々。因りて翟塗は先づ各山路險要の處に隘寮を添設し防範を加へ、然る後再び招募を行ひ、各生蕃語に通ずるの蕃割をして各老蕃に接近せしめ、用ひて生蕃に就くの導線と爲し、輾轉勸化し務めて辨理妥協を期し、仍ほ生蕃に給與する物件は毎年需要の額に應じ、噶瑪蘭廳官の捐貲を以て支辨せりと云ふ。顧るに蕃を撫綏する開蘭事務所關重要公費を支辨するに、捐貲を以てするは鹵莽の甚しきものと謂ふ可きなり。

□蕃　割

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

然り而して番割とは如何なるものぞ、其の名の雅穩ならざるは其の實の表榜なり、俗に云ふ蕃割は頭顱に割取せらる、を意味せりと、蓋し又蕃と貿易して其の割を割取するを謂ふなり。蕃割は古の社商の流にして之に比し更に業態の下劣なるものとす。即ち社丁の俗稱なり。爰に噶瑪蘭廳志及總督方維甸の禁令によれば左の如し、廳志に曰「沿山一帶に蕃語を學習し蕃地に貿易するものあり名けて蕃割」と曰ふ。鐵鍋・鹽・布諸貨を販きて入つて市ひ、鹿茸・鹿筋・鹿脯・鹿角に易へて出て售る。其の利は倍蓰せり(中略)蕃は書を知らず。繩を結んで數を計るに日久ふして蕃割賬を失ふ(蓋し故らに失ふなり)とき即ち之を殺さんことを思ふ。蕃割乃ち其の禍を近庄の民に嫁し、指して以て某姓の缺虧する所と爲し、誘出して恣殺し、蕃をして其の頭顱を取り去らしめ、即ち蕃を籠絡して其の結を解き、亦缺虧の償を求むる勿らしむ(中略)漢人或は某と仇を爲すものあるとき、蕃割に囑通し蕃を導き出て刺殺を爲さしむ云々(下略)禁令に曰、生蕃社丁は官の派撥に由らず、奸民多人が自ら充當を行ひ、彼此互に連結して蕃民を擾害し、蕃婦を私娶し、内山に往來して匪類を窩藏し、甚しきは生蕃の貨物を除缺し償還せず。導いて人を殺さしめ以て抵償となし賬を銷さしむ。是等の奸徒は地方に飭して嚴密に查拏するの外、嗣後社丁は官の許可を經て充當せしめ、多人が社丁と爲るを許さず云々。亦以て蕃割の人と爲り及其の爲す所を知るべきなり。

口無頼漢と蕃割

而して又冒險無頼の輩あり、往々蕃割に由て山に入り私墾を爲せり。蓋し彼等は蕃を制するの武力利器あるに非ず、則ち蕃と開耕の區域、租谷の額數等を訂せざる可からず。即ち武力利器の代用として蕃割と相結託するなり。已に結託すれば之と相表裏して種々非法の事を爲し至らざる所なし。而も界外の青山は固より

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

有司の至らざる所、素より法令の及ばざる所として彼等は復忌憚する所あらず。甚しきは生蕃を假裝し夜出て仇殺を行ひ頭顱を截り去るものあり。或は蕃割に囑通し醉蕃を使嗾して已れの惜む所のものを刺殺せしむることあり、抑も社丁を置くの目的は內山の開發に在り、內山を開發せしめんとして却つて逋逃の淵藪と爲すもの、其の罪は固より社丁に在り。然れども社丁も亦彼等に利用せらるゝに因て其の奸惡を重ぬるの情あり。畢竟施政の責のみ。要之古の社商は熟蕃を壓虐し、今の社丁は生蕃に阿諛す。乃ち途は異なるも其の歸を同ふし、彼の通事と與に對蕃機關の三大隱憂を爲し、而して又流移無頼をして永く蕃政上の障害物と爲さしめ、爰に四大隱憂を爲すに至りしなり。

□熟蕃を屯務に用ふる噶瑪蘭廳議の不成立

噶瑪蘭廳對生蕃の情形は已に是の如くなるに、尙翟塗が惟一の政策たる山隘防範の備設も亦臺灣鎮臺灣道の許可を得るに至らず。初め翟塗は阿里史・阿東・烏牛欄等の熟蕃が彰化・淡水地方の屯務に從事せる實驗あるを以て、其の墾地の陞科を免して以て屯餉に充て、其の蕃丁を以て山隘の防範に任じ、並に屯餉の不足は馬賽社蕃の私墾地を以て補足せしめたりしが、總鎮道臺の意見は阿里史等か流蕃にして土著蕃黎に非ず。未だ用ひて屯丁とするに便ならずと云ふに在り。乃ち議覆して之を可とせず。是に於て生蕃の跳梁は愈よ制す可からず。

□阿里史等の正供穀負擔及馬賽の化蕃列除外

是歳二月熟蕃阿里史の蕃業地に正供を課し、又馬賽を三十六社の列外に剔出せり。是より先き阿里史等の

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

各社蕃は埔地一百五甲を開墾し、馬賽社蕃も亦四五十甲を開墾したりしが、是に至り屯務は流蕃に委ぬ可からずと曰ふを以て、其の屯餉に充てたる阿里史等の地は去年に遡りて起科し、正供内に編入し又馬賽の居蕃は均く流蕃たるの故を以て溪南化蕃の伍班より剔去し、其の屯餉の豫備に充てたる墾埔は仍ほ蕃に給し、佃首をして佃を招き耕作せしめ租を徵せしめたりと云ふ。蓋し蕃耕地にして正供穀を負擔せしめられたるは是を始めとするのみならず、過去に遡るが如き頗る恩少なき處置と謂ふべきなり。而して馬賽の墾埔も亦名は蕃に給し租を收めしむと雖、已に加留餘埔の保護に霑ふ能はず。即ち佃首佃人の欺凌は更に多きを加ふべく、且つ此の地は山脚設隘の關係より、隘首隘丁の壓迫を受くる蓋し甚しきものありしが如し。

口阿里史等の供穀を改めて書院の經費に充用す

同二十五年通判大鏞は、上文阿里史以下流蕃の墾成地は、一年の收租穀僅々四百石に過ぎず、而も年々其數に足らざるさへあり、素より砂礫最劣の地にして斤段を成さゞるを以て正賦を納むるに堪へず、因て改めて仰山書院の經費に充つることゝ爲し、允准を得たりと云ふ。

口溪北蕃埔界址の勘定竝に加留餘埔の經理

道光元年、是より先き溪北の社蕃地埔は未だ開耕を實施せず、蓋し瀕海沙崙は膏腴の原野に同じからざればなり。是に於て通判姚瑩は蕃總理林與邦、通事八寶龍及各土目を率ゐて界址を勘定し、長さ三十餘里寬さ一里或は二里の間に於て共計六百二十四甲四分一七二を得たり。而して原存の奇立板・猫里霧罕・撈々等蕃社の地及各社蕃目の田一百二十八甲七分を除き實存沙埔四百九十五甲七分零二を共計し、之を蕃丁二千二百七

十四口に分配し、每口二分一厘七七を得て以て永く溪北の番業と爲し、界址を明かにし、繪圖簿冊を造り布政使に具詳したりしが、初め該沙崙は漢人の田園と大溪一條を隔て（因に曰ふ當時濁水溪漫游し其の正溜は北に徙り繞りて貝山を過ぎ縣城の東を經て鳥石港より海に入りき）て自然の界限を爲し、相混淆す可からざるを以て、鎭道は楊廷理の原議により議請して以て該沙崙地を將て番業に附し民人の越墾を許さゞること、爲し、同時に若し番社人丁の少なきときは之に瞨給して開墾を爲すべき特別方法を設けたりしが、爰に姚瑩は蓋し專ら番を保護するの手段に由り、卽ち溪北番埔の處置を完結せしめたるもの、如し。然れども猶ほ溪南加留餘埔の例に倣ひ佃を招き墾耕せしめ、佃首をして租を抽收し社番に散給せしむること、爲せり。

□社番公所の性質竝に公所に關する諸弊

歸化土番の管束保護及未歸化山番の撫綏防範に關する一應の施設は如上既に試みられしが、抑も是等の施設をして眞に有效ならしめんことは、公會所卽ち公衆の集會を爲し及び公共事務を執るべき場所の成績如何に存せり。顧ふに公會所なるものは土番山番を問はず何れも社內に設置せざる無きも、蓋し此の機關を有效なる位置に利導したるは荷蘭の時に始まれり。「リース」の臺灣島史に曰、荷蘭人は怜悧にも蕃民の習慣に從ひて其の長老を選擧せしめ、其の名譽の印として銀の釦鈕と商會の徽章を以て飾れる籐杖とを與へ、總督或は代人は屢ば各地を巡回して長老を賞讃し或は批難し、時に玻瓈製指輪の如きものを與へ、以て此の自治的職官の熱心を常に活動せしめたり云々。卽ち荷蘭人は公會所を以て專ら啓導敎化の場に用ひ、番を開發して以て拓殖の目的を達するに在りたり。清政府に至りては之を公所或は公廨と稱し、亦公會を爲し公事に服するの場所に用ひ、番丁の公廨に使はれ若くは敎冊と名けて讀書寫字を爲し得るものは、丁賦七斗を輕減して

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一石を徴する等の恩例を示せるも、概して公所は開發的に用ひらるゝよりは、寧ろ命令駈使の場となり、隨て吏胥通事等が舞弊の場と爲れり。今公所に直接間接の關係を有し其の弊を康熙・雍正・乾隆・嘉慶・道光に接續し、南路・中路・北路より山後の是の地方に波及し、將來に向ひ猶底止する所を知らざるものを左に特錄するゐらんとす。蓋し將來如何なる對番策を用ふるも、是等の弊害の除去せられざる限り、功程は寧ろ寸進尺退の間に歸して止む可ければなり。卽ち左の如し。

稗海紀遊に曰、其の中に暗阻潛撓する者あり。則ち社棍是れなり。此の輩は皆內地の犯法の奸民にして死を逃れて身を匿くし、僻遠に於て夥長・通事に充てられんことを謀れり。日を爲す旣に久しく、番情を熟識し復番語を解せり。父死して子繼き、毒を流して已むなし。彼の社商なるものは郡邑に高坐して餉を催ふし課を納むるに過ぎずして、社事は此の輩の播弄に任せり。故に社商に斷折耗費あれば此の輩は坐して其の利を享くるなり。此の輩は正に番人の愚を利とし、又甚だ番人の貧を欲せり。恐なれば則ち攫奪、惟意のまゝにして、貧なれば則ち迫挾に易く敢て抗せざればなり。而して特り之を敎へざるのみならず、時々之を誘陷し、卽ち寃を以て愬ふる者あるも、番語侏離して情を達する能はず。仍つて之を通事に問へば、通事は是非を顚して以て對へ、番人反つて呵譴を受く。通事は又之に告けて曰、縣官は爾が通事夥長の言に遂ふが故に怒つて汝を責むるなりと、是に於て番人は益々社棍を畏れ、之を視る啻に帝天のみならざるなり云々（因に曰ふ紀遊は康熙三十六年の事に係る卽ち知る此の弊は旣に康熙三十年代の初めに發生せるな）

番俗雜記に曰、社番は漢語に通ぜず、餉を納れ差を辨ずるは皆通事之が承理を爲せり（因に曰ふ此の事は社商の爲す所なりしか當時社商は革廢せられ通事代りて其の事を掌りき）而して番を以て欺くべしと爲し、其の有する所を視る己れの物に異ならず。事を籍りて開銷し朘削厭くことなく、男婦孩穉を呼んで役に供し奴隸の如くにし、甚だしきは略賣するに至る。或は番女を納

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れ妻妾と爲し、老て妻なきものあり。各社戸口日に衰微に就けり。最異む可きは縣官が任に到るとき通事の名色を更換して費を繳するに或は百兩或は數十兩とす。設し一年に數は其官を易れば通事も亦數は其の人を易ふ。此の種の費用は名は通事の出だす所と爲すも其の實は仍ほ社より補償して官に納むるものとす。既に官に於て繳費を經れば通事は社に到り意に任せて攫奪す云々（因に曰ふ是の事弊を述へたるは康熙末年に係る卽ち此の時代の弊事さ知るへし）

又曰、新官か任に涖めは各社土官は瞻謁す。而して例として饋獻あり。率ね皆通事書記が社番の金を醵して羊、豚、鵝鴨、惠泉の包酒を承辦し、中より侵漁すること翅たに倍を加ふるのみならず云々。

鹿洲治臺事宜に曰、土番は車輛を供辨し兵役に策應し、及差役絡繹として公文を走遞す。勞苦は臺民に比すれば十倍なり。仍ほ向きには社商頭家あり、貨物を包攬し番に代りて社餉を納るゝに因りて、番人が終歲捕ふる所の鹿と其の畜産布縷とは皆社商の有する所と爲り、朘削に堪へざりしが、今や社商は已に禁革を行ひ、而して傳譯輸餉は通事にあらざれば辦せず。縣官が通事を僉立し換牌するときは花紅と稱する禮獻數十金乃至六七百金の費用あり。通事には重利を以て之を稱貸し夤緣して必ず通事たることを得せしめ、而して通事、其の償を蕃に取り酷虐なること社商に比し更に甚し。因て禁革して各社をして自ら蕃通事を擧げしむ。是に於て惡棍の訟師は夤緣して其の職を奪ひ、己れ之に代充されんと謀り、又奪取を遂げざれば蕃を敎唆し事を生せしめ、民人を焚劫して重く土目に賂ひ、現在の者を更革せんことを謀る云々（因に曰ふ是の情形は康熙末年より雍正年代に至るの弊事さして見るべきなり）

方維甸の禁諭に曰、蕃社均く通事あり。從來事故缺員あるに遇へば蕃衆内に於て擧充接辦せるに、多くは安分の蕃人に非ず。且つ民人にして衙門の胥役に勾通して通事に充當せんと圖るものあり。一名にして數百金の賄賂を爲し蕃衆を剝削す。殊に痛恨に堪へたり。嗣後通事が事故あるに遇へば蕃衆内に於て公を秉り擧

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

充せしむ。若し民人を招充して番衆を欺害するあれば必ず提究を行はん（因に曰ふ是れ嘉慶十五年の禁諭に係れり）

噶瑪蘭廳志に曰、冬成に屆れば各社番が事に曉れる老番を公選し、社丁土目と協同して佃首に會し、各庄に赴き租を收め、社に回り番社の丁口を按し月分散給するの定議なりしに、續きて佃首等が公所に收入して肯て即時に撥發せざるに因つて即ち丁胥監放の擧あり。其の弊は更に百出を加へたり。道光五年通事翁劉等は署通判烏竹芳に赴き監放を免せんと請ひ、旋つて社番の爲めに弊を舞はざる云々（因に曰ふ是れ嘉慶晩年より道光に至るの弊事なり）

右に特錄せし諸弊中、其の通事に關しては、由來噶瑪蘭廳は地方新闢に係るを以て、自ら山前各地方の覆轍に鑑みるの餘地を有したるべく、又近くは總督方維甸の諭禁を遵行するに開治の初めに屬せり。是を以て楊廷理は曾て漢人を以て溪北各番社の總理たらしむるの具稟を爲せるに關せず、別に番總理を置き、通事の如きは悉く番人を用ひたるのみならず、通事換牌の規禮銀、土目膽謁の饋献等の陋習は一切裁革したりと云ふ。乃ち噶瑪蘭廳志に曰、蘭屬化番の通事土目は久しく永遠の戳記を給領するを經て、一切の陋習は裁革して已に盡く云々是れなり、唯溪南各社が開闢較や晩く、耕作に昧く竝り漢語に熟せず。漢字を知らざるが爲め漢人の佃首を以て總理の事を行ひ、及漢の南北番社が均く社丁を用ひて公所の事務に服せしめたる一事あるに因て、即ち上文の弊事を釀出せるなり。

口噶瑪蘭番公所の建設竝に社丁

公所の設立は道光元年に始まる。蓋し公所は一社に之を置き、或は數社を兼ぬるものとし、從來の番の慣行に換市業態を加へたるものにして、社丁及社胥（即ち社丁書記なり）を置き出入計算を掌らしむ。而して漢俗に同化せしむるの主旨を以て、農具・漁具・家具・衣帽等より日用雜品に至るまで一切を販賣し、及耕作の業を奬勵し

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たりと云ふ。然るに社丁は番餉を認辨する社商に非ざるも、所謂番の有する所のものは悉く社丁の手に入らざるなり。番の需むる所のものも亦社丁の手より出でざるはなき情態にして、社丁が此の間に於て壟斷を爲せるは猶社商の贌社に於けるが如くにして、且つ換市の主眼なるものは麋鹿等の番產物よりは寧ろ米穀にありしもの、如く、又換市と云はんよりは寧ろ獨占の購買組合として物品を社番に賣り付くるを主旨とせるもの、如し。而して今や佃首を置き番租谷を佃人より抽收し、社番に散給すること、爲りしを以て亦社丁と相表裏して事に從ひ、卽ち上文噶瑪蘭廳志の傳ふる如き情形を生じたるなり。

□公所に於ける丁胥監放の弊

是より先き旣に番地に於ける漢人の攙越混佔を防ぎ、今は公所の設あり。以て上文の如く番の開誘扶導に力めたるが、爰に漢民等は其の地段の侵犯すべからざるに因りて乃ち地租を橫領するの端を開けり。初め番租谷は土目通事を同道し、佃首に於て量收散給するの順序なりしも、土目及番通事は文字を知らず計數に昧らきが爲め、當道は更に其の事に曉れる老番卽ち番耆を公選して之に參加するを聽るし、與に俱に各庄に赴き佃戶より租を抽收すること、爲りたり。然るに佃首は社丁が社番との換市計算の關係あるが爲め迅速に其の租を散給せず。乃ち社丁社胥に由つて番の需要物件と租額とを控除するまでは之を散給せざるなり。是を稱して丁胥監放と曰ひ、當道も亦此の舉を認准したりしもの、如し。然れども丁胥監放の事たる一種の弊竇を開きたるものにして、凡そ番の必要物件は最高價を以て之を與へ、番に取るべきものは最低價を以て之を償ひ、竝に丁胥は不相當の手數料を勒取する等の事ありしと云ふ。蓋し公所は番性を啓發し番俗を利導する惟一の場所たるべきに、却つて其の反對觀を示せるものなり。

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

□社番の衰替及遷徙

是に於て顧みて各番社の狀態を見來れば、溪南の武罕・珍珠美簡・南搭吝・里腦・奇武荖竝に流番東螺等の社は既に嘉慶二十年代の初めに於て、或は社地を蠶食せられ或は近地に移轉する等の累を受け、打那岸の如きは誣ひられて其の財產物業を失ひ、其の他の各社も亦民庄を加留餘埔に形成せしめたり。然り而して社番は前述の如く其の租谷すら之を得る能はざるの情形あり。而して道光の初年より同三四年に至るの間に在つては、猴々社番の蘇澳南方澳に遷移するあり。又其の淡水流番と稱する馬賽は三十六社外に剔出さるゝと同時に、其の地は已に加留餘埔の制外に立ちたるを以て、漢佃は乘じて以て侵吞し、大甲吞霄等は終に立脚の地を失ひ、原社に復歸せるもの多かりしが如く、又馬賽・施八坑等の處は隘防ありて隘首隘丁の欺淩も亦甚しく、終に猴々等をして隘防線外に避遯せしむるを致せるなり。又彰化の流番と呼ばれたる阿里史・阿束・岸裏等の各社は是より先き己に各處に間關流離したりしが、亦是の時代に在つて蘇澳に出て、僅かに部落を形成せるもの、如し（因に曰ふ今の蘇澳街に出る處に阿里史の土名を留めぬ）而して溪北に在つては既に開治以前に於て、或は地を蹙められ或は產を失ひ、或は遷徙し復餘埔を加留するの地區なく、僅かに瀕の沙崙を經理するに汲々たるの時なりしが、踏々社・棋立丹社の如きは地蹙まり奈何ともすべからず。終に其の若干部落を遷徙せしむるの已むを得ざるに至り、烏石港遙北の地に於て僅かに海磯の處に捕魚を營みたりと云ふ。

□佃首の朘削を防遏する廳の出議及府の覆核

同三年通判呂志恒は從來の佃首をして番租を佃人より抽收せしむるの例を改め、土目番通事等をして直接

佃に向ふて收取せしめんことを詳請せり。其の略に曰、近頃土目八寶籠等は呈稱すらく、漢人と雜居日久しく、漢音に通曉し竝に略文字を知るものあり。佃戸も亦多く認識せり。自ら向つて收租すべしと。卑職は覆査するに加留餘租は原より蕃黎を保䘏するが爲めなり。今既に自收を曉る。應に講ふ所の如くす可し云々。顧みるに溪北各社の加留餘埔は將に成墾抽租の期に達せんとしたるに、八寶籠等は年來溪南加留餘租の弊を知り、自ら警むる所あるのみならず、溪北は嘉慶元年來の侵略を受け、雜蹂して遷轉し、苦中に經驗を得る日已に久しく、殆ど三十年の今日に及べるを以て、亦復沙崙を失はんことを恐れ、玆に早きに及んで之が計を爲すものなり。是に於て呂志恒は之を聽さんとし、巡撫、布政使に稟詳し、院司は之を臺灣府に下だして覆核を爲さしむ。知府方傳穟之を不可として覆核して稟申すらく、呂志恒の意は官設佃首は蕃を朘削するを免れざるを以て、蕃をして自ら理せしむるに如かずとせり。然るに蕃は愚拙にして欺かれ易し。縱ひ足らずとするも猶什にして八、九を得ん。若し蕃の自管するに聽せば、恐らく日久ふして漢奸は私買私贌を謀り、竝に埔業は無有に歸せん。官も亦清査に由なきなり。卽ち臺屬等の屯租たる原と官の經理に係り、後租收の足らざるや（因に曰ふ各地方の收穫區々に渉り調定及徵收の煩を名とし改めて屯弁自身に任せたり）議して蕃に歸し自ら收めしめ、屯業其の大半を失ふ。仍て復議して官に由り征給せり。一の章程を再易し今に至り屯務大に壞れたり。蘭地の餘埔豈再び覆轍に仍る可けんや。且つ臺屬諸邑の蕃丁は歸化して既に百餘年なり。甫めて能く略漢語に通じ、粗文字を知れり。蘭地諸蕃は歸化甫めて十餘年のみ、所謂語言文字に通ずとは未だ信ずべからず。漢奸が爭を佃首に鬪り得ず、蕃を唆弄して中より漁利するに非ざるを保しがたし。未だ率かに改む可からず云々、蓋し噶瑪蘭通判は面のあたり地方の弊を目擊し、其の意は剴切なるも寧ろ遠計に缺くる所あり。臺灣知府は前轍に鑒み其の見は確實なりと雖、較や因循の觀なきを免れず。要之社胥漢佃の害弊は當道をして是の如く適切の事務を執る能はざらし

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

むるに至れり。而して方傳穟は尙又番業を保護するの目的を以て、從來の圖冊を一區每に分寫し、該社番と通土とに給付し石匣に藏せしめ、三十年每に清釐を行ふものとし、他日侵越に遭ふも控訴の憑とする便を得せしめ、竝に章程を石に刻み永久に垂れしむる事を具覆し、之が奏准を經たりと云ふ。

□監放の弊を免れんとする溪南番の請願

同五年溪南の番通事龜劉等も亦丁胥監放の制に關し、廳置に赴き通判烏竹芳に請ふ所あり。曰、放を監するは旋て弊を舞はすなり。請ふ之を免れしめよと。蓋し漢人が溪南を侵略せしは嘉慶十四年に始まり未だ幾はくならず。官は收めて版圖に入れたり。故に番は餘埔を加留すること多きを得たるも、地租を蠶食せらるゝこと少なからず。顧るに社丁社胥等の害弊は溪北に比し更に甚しきものあり。則ち溪南諸番が是の請ひある所以なり。然れども其の弊は牢として拔く可からず。烏竹芳の勤能を以てして亦如何ともする能はず。

□監放の弊終に除く可からず

同十一年通判薩廉も亦社番をして監放を免れしめんとし、臺灣知府に稟して之を准さんと請ふ。知府も亦監放の弊の大なるを認め、之が指令を下だしたりしも、其の弊の積重する所斷じて革新を行ふ可からず。蓋し噶瑪蘭諸番社の衰替は土地の佔奪に因ると曰はんよりは、寧ろ監放の朘剝之を然らしめたりと謂ふべく、卽ち其の重利の債務に困迫し、地を失ひ田を失ひ離散して墟を成せるなり。一面には漢人生理の旺盛なるは道光二十年代より始まりしを傳ふるさへあり。之に對する番社の現象として自ら然らざるを得ざるなり。

□噶瑪蘭番の窺境に就て山前各地との比較

而して蕃社衰替の情形に就き玆に一言を附せんに、抑も歸化土蕃は年月と與に漸次に進化して熟蕃の地位に入るも、同時に漢人は愈よ接近し來り、愈よ其の企圖を逞ふせんとす。縱令ひ完全なる施政に安んずるも、倘生存競爭を憂ふるを免れず。況や其の政策の未だ善ならざるに於けるをや。爾來熟蕃は年を逐ふて苦累の地に立ち、惟其の地を棄て、遷徙するの外なきに至りしが、畢竟噶瑪蘭の平埔は山前の鳳嘉彰談に比し其の三分の一若くは五分の一に過ぎざるに、三十六社を分布せしむが如きは蓋し他に類なきものとす。而も最青山に近く沿山には生蕃の衝突あり、概ね海に近き平地を擇ばざる可からず。則ち漢人の壓逼に遭へば復遷徙す可き適當の土地あらざれば、其の慘は更に山前より甚しきものあるを知る可きなり。

口道光二十年代に於ける各蕃の窮境竝加禮遠社蕃の臺東遷徙

道光二十年代に於ける蕃社の窮境に入りたるものを擧ぐれば、其の溪北に在つては今や踏々・棋立丹が港澳に遷徙したる跡を逐ひ、抵美抵美・武暖・打那岸及新仔罕・淇武蘭・打馬烟等の一部も亦蕃仔澳・大溪・梗枋等の處に移り、捕魚を以て生活を計り、或は白石湖に移り、山場を開き以て糊口を企つるに至り、其の溪南に在つては加禮遠・打朗巷等の一部及打那美等の社蕃は遠く臺東の花蓮港方面に移るものあり。又は蘇澳の北澳方に移るものあり。是等は皆な田產を賣り盡くし、生計を失ひたるものにして、就中加禮遠の如きは原と豐裕を以て稱せられしに、今其の口碑に據れば當時漢人が公館(今の公館庄の所なり)を建つるや、竹筒を以て作れる五桝の酒と籾一斗とを交換せしめられしが、蕃は常に酒を好むが故に積んで多大の量額と爲り、秋成に及んで其の穀は酒價を辨ずるに足らず。終に田地を棄つるの已むを得ざるに至り。即ち臺東に向ふて遷徙せりと云ふ。沈葆楨か開山情形疏に曰、岐萊平埔の蕃にして鯉浪港の北に居るものを加禮遠と曰ひ、竹仔林・武暖・七結仔・談仔秉・瑤歌と曰ふ。凡そ六社にして統名は加禮遠社とす。頗る耕種す云々。即ち是れなり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の鹽業

臺灣總督府專賣局

一　沿革

本島に於ける鹽業の起源は遠く鄭氏の時斯業大に發達したり降て清朝の時に至り始めて之に課税し雍正四年に至り全然私業を禁じて官業と爲せり、是れ本島に於ける食鹽專賣制度の濫觴たり、明治二十八年五月本島の我が領有に歸するや政府は鹽專賣制度を採らず鹽業は一に人民の自由經營に委したりしが一兩年を出でずして各地鹽田忽ち荒廢し產鹽額大に減少し市場鹽價の變動甚しく且つ鹽價益〻高きに趨く等弊害百出し一般人民の苦痛極めて大なるものあるに至りたるを以て政府は明治三十二年四月遂に專賣制度を實施するに至れり。專賣制度施行當時三十二年五月にありて鹽田面積二百三甲餘（一甲は二千九百三十四坪）食鹽產額僅に一千九百萬斤を出でず當年の島內需要額三千四百萬斤に對し其の不足額は外國鹽の輸入を仰がざるべからざるの狀態にありたり於玆銳意荒廢鹽田の復興を圖ると共に一面鹽田の開設を奬勵したるに逐年生產額を增加し且つ品質向上の實を示し大正十二年度末に於ては鹽田面積二千三百四十八甲二分五厘三毛四糸となり平年作年額二億三千餘萬斤に達し上等鹽は其六割を示すに至れり。

二　產鹽地の位置及地形

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島西海岸新竹州下以南高雄州下に至る海岸地方一帶は皆製鹽に適す就中北港溪下流以南安平以北の地を最良とす現に鹽田を設け製鹽するもの左の十三箇所とす而して凡て鹽田は平坦開豁なる干潮露出地にして外海の波濤河川氾濫等の虞なきを要す。

口鹽田所在地及面積

鹽田所在地	鹽田面積 甲
新竹州新竹郡枋寮庄油車港	九三、一九一六
臺中州彰化郡鹿港街鹿港	三七九、四九〇二
臺南州東石郡東石庄掌潭	二〇三、六五二〇
臺南州東石郡布袋庄布袋	二九五、三九二三
臺南州東石郡布袋庄新塭	二三七、四二二七
臺南州東石郡布袋庄新塭字虎尾寮	五二、七七一四
臺南州北門郡北門庄蚵寮	八七、三三三五
臺南州北門郡北門庄北門	三五二、四六三四
臺南州新豐郡安順庄媽祖宮	三五三、六二二七
臺南州臺南市鹽埕	一〇一、〇六一七
臺南州新豐郡永寧庄灣裡	三六、三九二八
高雄州岡山郡彌陀庄烏樹林	一二九、七五七八
高雄州鳳山郡小港庄紅毛港	二五、七〇一三

媽祖宮ニ八採鹹鹽田一八九、甲一一四四ヲ含ム

三　鹽田の築造法

鹽田は大蒸發池、小蒸發池、結晶池及母液溜を以て主要部分とし之に附屬する給水路及排水路等を以て製鹽の一構域をなす之を一副と稱し其の面積は地形により大、小不同なるも最近築造するものは概ね一甲步を標準とし一戸の稼行面積とす。

大蒸發池は一副の約六割を占め之を五區に分つ地盤は第一區を基點とし區每に約二寸低くし各區に高さ約八寸の畦畔を設く。小蒸發池は大蒸發池第五區に接し地盤は約二尺高く其の面積一副の約一割五分乃至二割を占む之を更に小區劃に分つ各區の境界には畦畔を設く。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

結晶池は小蒸發池に接し地盤は之より稍高く面積は一副の一割乃至一割三分を占め之を普通十數區に分ち各區を二十五坪內外とす池底に甎瓦又は陶器破片を布列す而して各區には杉の六分板を張り境界とし且つ土砂の混入を防ぐ。母液溜は大、小蒸發池に於て蒸發濃縮し結晶度に近き鹹水を貯溜するものにして深さ約三尺形狀は地方に依り方圓或は矩形等種々ありて結晶池と小蒸發池との間に散在す其面積一副の零割二分內外とす。給水路及排水路は鹽田數副共用の場合多く位置形狀は必ずしも一定せず要は給水又は排水の爲不便なきを要するものとす。堤防の外海に面する部は怒濤の衝擊を受くるを以て最も鞏固なるを要し外方は硬質石材を用ひて石垣を築く又最も危險なる箇所に在りては其の基脚に煉瓦沈床工事を施す。水閘の構造は所在地の地形及給水鹽田面積の大小等に依り煉瓦造、石造、木造其他種々あり。

四　製鹽方法

製鹽は天日製鹽法に依る則ち每日滿潮時に際し外圍堤防に設けたる水門を開放すれば潮の高まるに從ひ海水は給水路に入る、玆に於て大蒸發池第一區の樋口の栓を撤し海水を大蒸發池第一區に引入る、其の水量適度に達すれば樋口を塡む鹽田の地盤高きか又は季節に依り高潮面低きに失し滿潮時に於て所要の水量を得る能はざる時は水車を用ひて揚水す第一區に入りたる鹹水は終日放置し翌日に至り之れを第二區に送る爾後一日每に逐次第三、第四區を經て第五區に移流す而して第二區に送水し空虛となりたる第一區は卽日新なる海水を以て之を充し以下同樣の方法に依り日々續行す而して鹹水は各區に移流する每に濃度漸く加はり第五區に入るに及び母氏示度十度內外となる。

第五日に於て第五區に到れる鹹水は次日水車を以て小蒸發池に揚水し小蒸發池內の小區劃に分配す以後一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兩日蒸發の後濃度愈々上昇せるとき之を母液溜に落す母液溜に於ける鹹水の濃度は母氏示度約二十度乃至二十四度とす母液溜に入りたる母液は其の日の終業時卽ち夕刻桶杓を以て汲揚げ結晶池の各格に分配す結晶池の母液は翌日正午頃に至れば漸次濃縮して母氏示度約二十七度に達し結晶を始む最初は小粒を爲して水面に浮ぶも暫くして漸次形を大にし其の重量により池底に沈降す如斯して午後二時若しくは三時頃に至り池底に堆積せる時一區毎に中央に掻寄せ之を鹽籃に採るものとす其の一日採鹽量は一副に就き時に二千斤に上ることあり。

五　製鹽時期、製鹽と風向との關係

製鹽季節には大汛季、小汛季の別あり大汛季は二、三、四、五の四箇月小汛季は十、十一、十二、一の四箇月とす而して大汛季間は晴天多く空氣乾燥し溫度風力等の關係上蒸發力旺盛にして生產最も饒多なり小汛季は蒸發力比較的遲緩にして生產多からず、尙自餘の六、七、八、九の四箇月は本島南部地方の雨季にして數々降雨あり製鹽は全然不能なるに非ざるも降雨の都度鹽田內の鹹水稀薄となり產額甚しく低下す。

六　收納貯藏及倉庫の構造

鹽田に於て掻集せる鹽は製鹽者に於て特に設けたる輕便軌道、運河等に依り又人肩に依り專賣官署に運搬し官は之が品位鑑定の上數量を秤量し官の倉庫に收藏するものなり。

而して貯藏倉庫は「バラック」同樣の建物にして其の構造は堀建の竹柱に茅を以て蔽ひ周圍の壁は茅を張り又內部の地盤には勾配を附し搗き固めたるものなり而して食鹽は直に其の上に堆積するを以て苦汁は傾斜

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に從て自然に倉庫外に漏出す此の如くして貯藏數個月に及べば苦汁は漸次漏盡し乾燥固結して所謂老鹽（乾燥鹽）となる。

七　荷造竝に運搬方法

賣渡食鹽は凡て各鹽田所在地の專賣局倉庫に於て引渡す食鹽は麻袋に入れ假包裝す而して倉出は特に設けたる輕便鐵道に依るか若くは此の設けなき所にありては人肩に依る而して島外の移、輸出は艀舟又は戎克船に積み然る後本船（汽船）に積込む島内供給鹽の倉出後牛車又は汽車の便に依り各地に陸送し又海運に依る場合は戎克船又は手梯を以てす。

八　食鹽の販路竝に其用途

本島鹽の販路は島内は勿論島外に在りては内地、朝鮮、樺太、露領沿海州、英領香港及米領麻尼剌、英領ボルネオ等とす而して其需要最も多きは内地及本島にして最近に至りては一層盛況を呈するに至れり最近に於ける島内賣渡移、輸出別數量次の如し。

年次	島内	内地	朝鮮	樺太	露領沿海州	香港	英領麻尼剌ボルネオ
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
大正元年度	四七、〇三六、三三三	五四、五七五、九五七	二、八〇〇、〇〇〇	—	一、三〇〇、〇〇〇	—	—
大正二年度	四九、三三五、九五四	六二、七一二、二〇〇	—	—	—	—	—
大正三年度	四七、二五三、六九九	九九、七四九、九〇三	—	—	—	一五〇、〇〇〇	—
大正四年度	四七、三一六、一二三	九四、一五〇、〇〇〇	—	—	七一、八七五	二三五、〇〇〇	—
大正五年度	五〇、八三七、八九七	一〇八、〇三六、三三三	—	—	—	一、三九二、五〇〇	—

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正六年度	五四、三二三、七三三	一六三、〇六五、六三〇	—	—	—	四、七〇〇、〇〇〇	—
大正七年度	五八、六七一、二六九	一一六、二五七、八九五	—	—	—	—	—
大正八年度	六三、四七三、二四四	四三、五七八、一〇〇	—	—	—	—	英領ボルネオ 二六、〇〇〇
大正九年度	六三、六七三、七八〇	一八、八〇七、三〇〇	—	—	—	—	—
大正十年度	七三、五五三、七一四	八三、九一〇、一四〇	—	—	—	—	—
大正十一年度	七〇、七八五、七八七	九一、九一四、一〇〇	—	—	—	—	—
大正十二年度	六三、三二三、四七七	一三七、九六三、四七〇	三五、八四〇、〇〇〇	—	—	—	—

而して島内需要は一般食料用を主とし内若干は釀造用鹽藏用又は工業用なり。

內地に於けるものは從來釀造用及漬物用漁業用及化學的藥品工業用等を主とし需要額も各伯仲の間に在り又最近一般用途の需要激增したる結果本島上等鹽は煎熬鹽の代用として食料に供せらるゝもの多きに至れり。

其他移輸出地中樺太及露領沿海州及英領ボルネオの需要は殆んど漁業用に係り朝鮮、香港及麻尼剌は一般食料用たり。

九　價格

現行食鹽賠償價格及賣渡價格は左記の如し。

買上價格（賠償價格）

區別	品種	百斤當價格
本局直轄	再製散鹽	二、二七〇円
新竹出張所管內	下等鹽	六五〇
	等外鹽	五〇〇

賣渡價格

賣渡地別區	品種別	百斤當價格
一般用途鹽	再製鹽	二、七五〇円
	上等鹽	一、八八〇
	下等鹽	一、五二〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

鹿港出張所管內	上等鹽	五七〇
	中等鹽	五三〇
	下等鹽	四八〇
	等外鹽	三三〇
北門出張所 布袋出張所管內	上等鹽	四三〇
	中等鹽	三八〇
	下等鹽	三〇〇
	等外鹽	一六〇
安平出張所 高雄出張所管內 鳥樹林出張所	上等鹽	四六〇
	中等鹽	四一〇
	下等鹽	三三〇
	等外鹽	一八〇
	煎熬散鹽	一、六三〇

島內	(一)石鹼製造、醬油釀造用、味噌製造用 漁類及海獸類鹽藏用、獸皮保存用、選種用、濾水器用	再製鹽	二、五六〇
		上等鹽	一、七六〇
		下等鹽	一、四三〇
	(二)アルカリ工業用	下等鹽	三二〇
		等外鹽	一八〇
	(三)窯業用	下等鹽	五七〇
		等外鹽	四六〇
		下等鹽	四八〇
	(四)再製鹽用	等外鹽	三三〇
	(五)煎熬鹽用	下等鹽	三一〇
		等外鹽	一八〇
內地		上等鹽	六八〇
		下等鹽	五九〇
		煎熬鹽	一、六八〇
		上等散鹽洗滌	一、〇六〇
朝鮮		上等鹽	七〇〇
		上等鹽	五七〇
		煎熬鹽	一、六三〇

一〇　將來開設し得べき鹽田面積及產鹽高

本島西海岸一帶は地勢平坦にして鹽田の適地頗る多く高雄臺南兩州下に於て概約一萬一千二十一甲を算し此の中最も優良なるもの實に三千甲步とす而して優良鹽田にありては一甲步當一箇年產鹽額二十萬斤に達し其の他の適地に於ても尙且十三萬斤內外を生產し得べし。

二 鹽業の改良施設

臺灣鹽田の構造及製鹽方法は既に多年の研鑽を積み相當の發達を遂げ本島の地形及天候等に對し大に進歩せるものと稱するを得べしと雖も尚鹽田各部の利用方法及製鹽作業巧拙の如何に依り品質の向上生産額の増進及生産費節約等に就き須臾も之が攻究を怠らず。

（附）鹽田面積、鹽業者數竝に産鹽高

年度別	鹽田面積（甲）	製鹽者戸數（戸）	産鹽高（斤）
大正元年度	一、五二四、七九六六	一、七八六	一〇五、三四〇、六九四
大正二年度	一、五二二、七〇三四	一、七七五	一四五、八九八、三一七
大正三年度	一、六〇二、四四五三	一、七八〇	一七六、三四六、六六五
大正四年度	一、六三七、八四三五	一、七六二	一四九、五〇二、五二七
大正五年度	一、六五七、四二〇七	一、八一八	二八四、四八九、一四四
大正六年度	一、六七二、七五七四	一、八九三	一六六、九〇七、三九八
大正七年度	一、六八五、二四一六	一、八九九	一六九、六六五、八七〇
大正八年度	一、七九四、二一〇七	一、八七一	一〇四、三三一、六六一
大正九年度	一、九九七、四九六一	一、八五〇	八六、八二三、〇七〇
大正十年度	二、一八七、四五〇二	二、四五二	一六二、七八四、四三四
大正十一年度	二、三八七、五一四二	二、四六九	一九九、七一三、〇四九
大正十二年度	二、三四八、三九四四	—	三七七、二三八、六四四

再製鹽

再製鹽は天日製下等又は等外鹽を海水或は淡水に再び母氏示度二十二度内外に溶解濾過して得たる清澄鹹水を平釜にて直火煎熬するものにして現に臺北市に工場を有し製造能力年額百八十萬斤なり。

煎熬鹽

煎熬鹽は採鹹鹽田にて天日製鹽法の行程により採鹹鹽田に海水を蒸發濃縮して得たる濃厚鹹水を濾過して得たる清澄鹹水を平釜にて直火煎熬製造するものなり現に臺南市安平に工場を有し製造能力年額三千萬斤にして再製鹽工場と共に臺灣製鹽株式會社の經營する所なり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

粉碎洗滌鹽

洗滌鹽は天日製鹽の加工鹽なり卽ち天日鹽を粉碎し高架鹹水槽に落下せしむ槽內には攪拌機の裝置あり且つ絕えず下方輸送管より飽和鹹水の逆流するにより粉碎鹽は攪拌せられつゝ苦土鹽其他夾雜物を分離し逐次槽底に沈積す之れを遠心分離機により脫水して製品とす現に臺南市安平に政府直營の工場を有し一箇年の製造能力一千五百萬斤なり。

再製鹽、煎熬鹽、洗滌鹽收納高

年度別	再製鹽（斤）	煎熬鹽（斤）	洗滌鹽（斤）	計（斤）
大正七年度	二、一五一、六九一	—	—	二、一五一、九六一
大正八年度	二、五三三、三三九	—	—	二、五三三、三三五
大正九年度	五、八一八、九九〇	—	九〇三、八三二	六、七二二、八二二
大正十年度	九、〇二四、三九二	六、九六五、一二五	五、〇一二、〇二七	二一、〇〇一、五四四
大正十一年度	一、二六三、五二〇	一七、七六九、九七〇	五、五九六、四二六	二四、六二九、九一六
大正十二年度	一、二六三、〇八〇	二一、四三九、〇〇三	四、七七四、三四四	二七、四七六、四二七

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける見込ある副業品

殖產局商品陳列館

本島に於ける副業品の中、將來有望なる謂ゆる「見込のある」副業品を擧ぐることは、亦是れ我が產業政策の上から重要な事項であらうと思ふ。その意味からして是等の副業品を例示して見ると大體次のやうなものである。

一 竹製品

臺灣竹は內地竹に比し生地荒く光澤惡しく加ふるに柔軟力に乏しとの評あるも特殊なる用途に對しては知らず普通竹細工品に用ふるものとしては事實は臺灣竹の適當なるを立證しつゝあり竹を伐る時期を誤れるか取扱を知らざるものゝ言なるべし。

內地にては年々竹林面積減少しつゝありて最も多しと稱せられし九州に於てすらも竹材價格益々騰貴しつゝありて漸次臺灣竹に對し世人の注目を惹かんとす今之が價格を內地竹に比較すれば丹波竹七寸廻り一本六七十錢なるに對し臺灣竹は十四、五錢にして其四分の一にも達せざるなり。

原料竹として之を出すは運賃の關係上餘程安價ならざれば廣く販路を求め難し細工物として家具類の如き

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

容積多く從つて運賃嵩み現行率を以てしては多く搬出するを期待し得す竹山庄に於て笊及手提の製作を奬勵せるも原價に對する一割內外の運賃にて濟むを考慮せるが故なり。

將來奬勵すべき竹細工品は原料產地に於て半製品として加工し運賃輕く內地需要最も多きを選ぶにあり作業容易なると仕事の繼續するが爲めなり如何なる種類なりや具體的に示せば。

物指竹材料	提灯骨
簾骨	獅爪
扇骨及團扇骨	塗箸材料
傘骨竝柄	

等なり但臺灣竹は豐富なりとの見地にて濫伐することは注意すべく一定計畫の下に輪伐すること今より希望するところなり。

笊、飯籃、手提等臺灣に需要あり將來內地に出し得る見込あるものは成るべく生產費の遞減に注意すべし分業的に能率を擧ぐるは之が先決問題なりとす。

市街地に於ては網代製品あり著色竹細工あり前者は既に相當の年數を經たれど後者は未だし網代はニス又はラックの下等品を使用し來れる爲め一時聲價を損したりしも近時ラック塗を注意せると又は漆塗として改良し稍見るべきものあるに至れりされど尙一段二段の努力を要すべし若し此儘にて過ぎんか半製品として移出さるゝもの多かるに至るべし。

著色竹細工は殆んど見るべきもののなし竹細工加工品として一層の努力を拂はれんことを望む。

二　陶製品

(イ)青莚　本島人向藺蓆は現在以上大なる發達を期すべからず、向後望を囑らべきは青莚にして疊表として內地に搬出するものなり內地に於ける斯業の最も發達せるは大分縣にして一年六百萬枚五百萬圓の生産あり農家の副業として廣島、岡山の丸藺疊表と併稱せらる。

臺灣に於ける藺の栽培は其方法施肥の觀念乏しき爲め未だ良藺を盛に出すに至らず十數年來原料増産せざるも青莚の有利なるに至らば漸次改良増殖するに至るべし。

目下當業者は原料不足に苦しみつゝあり福州より輸入しつゝあるも之亦多大の原料を期待し得ざるべし佛領印度海南島にも相當生産するが故に原料輸入方法攻究の爲め調査の必要あるべし。

島內産七島藺、藁及南洋産藺を以て野草莚又は花莚及マットを製作するも一方法なるべし「パイダラ」藺を輸入して蓆を製作するも不可能ならざるべく將來の問題として考慮するの要あり。

(ロ)蠶網　現在島內の需要を充たし約五萬枚を內地に搬出しつゝあるが將來能率を増加し生産費を遞下するに於ては相當多量を移出し得べし唯本品は養蠶時期により仕入年中繼續せざるの憾みあるのみ。

(ハ)草履　藺蓆青莚の發達と併行して増産を期し得べく製作改良と共に販路を擴大せば數百萬足を生産すること敢て難事ならざるべし爪先を著色せし七島藺スリッパも相當有望なり。

三　麻製品

(イ)苧麻　原料としても製品としても有望なるものにして內地企業家の注目する處となれり。

從來臺灣に於て苧麻布の機織を試みたるものありしも滿足なる結果を收めず依然として原料の儘之を對岸に輸出し更に苧麻布として輸入するの狀態なりしも最近日華紡績會社の設立さるゝに及び苧麻紡績絲として

移出され內地機業家の歡迎するところとなれり臺灣に於ては本原料絲を使用し生地布並洋服地を造りつゝあること既に述べたる如しされど日華紡績會社に於て使用する原料は尙全島苧麻產額の二割に過ぎざるなり。

元來製麻業なるものは綿絲布に比し多くの勞力を要するものにして之が機織の原料產地たる臺灣に榮えずして支那對岸に於てなさるゝは一に技術の熟練と勞銀の低廉なるに於て彼に對抗する能はざるを以てなり蓋し本業は支那に於ては苧麻の剝皮より麻絲の紡績に至る迄凡て手工に依り行はるゝものにして織機臺の如きも舊式なれど多年の經驗により斯く普通的に發達せるものなり。

臺灣に於ては苧麻紡績は日華紡績會社により解決し曙光に接せるも手紡き手織に至りては未だ何等の光明を認めず漸く中央研究所に於て試驗の結果技術上に於ては稍成功せるが之れを地方產業として各地に植付くべき至難なる經濟上の問題に至りては尙未解決の儘なり恐らく恁は一朝にして解決さるべくも非ず官民の努力により除々に發達せしむるより外なかるべし皮剝方法の改良素よりなれど漂白方法に就ては手紡き方法に就ても染色、仕上凡て支那に優る方法を考案せざるべからず原料採取に就ても單に斤量を多くせむとする本島人耕作者の頭腦を改良するの要あるべし。

內地に於ける上布の產地として有名なるは越後、沖繩、近江等なるが沖繩の如きは原料不足と勞銀高に苦しみつゝあり本島にては遊閑なる婦女子多く勞銀比較的安き故濕度氣溫を克く調查したる上相當訓練せば有望なる事業たるに至るべし況んや染料薯榔のあるに於ておや。

苧麻網絲の漁業用に適せること遍ふる迄もなかるべし最近綿絲の之に需要せらるゝもの多しと雖も本網絲を撚りて內地式に改良し內地移出を試み得られざるべきか之亦研究の價値あるべし。

(ロ)黃麻　元來黃麻纖維は漂白すること困難なると纖維粗きが爲め細地の織物に適せず麻囊、帆布、ヘシアン

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

等に利用さるゝも此外疊表縦絲として將來内地移出を試み得られざるべきか内地に於ては之が原料の不足を告げ支那より多量を輸入しつゝあるも本島麻の栽培收穫法を尚改良し之に充つべきこと一方法たらざるや。

(八)鳳梨布及芭蕉布　未だ優良品を出すに至らざるも原料豐富なると製品は臺灣人にも内地人にも適當するが故之が紡績に就ては尚研究の要あり。

鳳梨繊維は原料を汕頭に輸出し同地に於て加工し鳳梨布として更に本島に輸入するの狀態なるは苧麻布と同工なり未だ世人の注目を惹かざるも苧麻と共に研究の要あり。

(二)マニラ麻眞田　本島には未だ經驗なきも將來有望なる產業たり得べき故内地製作の狀況を參考に述べむ

本業の發達せるは新潟、石川、富山、福井等の各縣下にして殊に新潟縣の如きは全國產額の六分の一を占む先づ原料たる馬尼剌麻を横濱、神戶の商人を介して輸入し婦女子の家庭内職として麻ツナギをせしめ小規模に製作せしむるものにして眞田紐及び麻絲績を產し染色して或は帽子を編成し又は龜甲縮緬の原料たらしめ歐米にも輸出するものとす。

新潟は製紐戶數三十九、數量三、四百萬米を產し金澤又機臺三千六百を算す富山縣二千五百臺年百五十萬反の製品あり。

最近歸朝せる人の談によれば帽子は由來流行變遷急激にして事業の盛衰亦端睨すべからざるが單り麻眞田に至りては斯ることなしと倫敦に於ける帽子問屋より聞けりとの事なり。

四　籐製品

籐細工品の島内需要を充し内地に移出さるゝ額十萬圓に足らず未だ以て大なりと云ふを得ざるも本品は將

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

來有望なるもの、一たるを失はず蓋し最近內地に於て文化生活の高調せらるゝに方り住宅改造と共に本品に對する嗜好傾き需要せらるゝ事多大なるが爲めなり卽ち籐製品中卓子椅子は輕快にして彈力を有し淸楚なる感を與へバスケット類は旅行用として使用に便にして體裁良き爲なり且亦東京は震災後之が最大生產者たる巢鴨刑務所が籐製品の生產を廢したる爲め本島に注文殺到せり。

結束用として使用すべき割籐は臺灣產を使用し一部分南洋產に俟つも細工用籐に至りては其大部分を南洋產に仰ぐの狀態なるは內地と同じ唯本島の工賃安きは內地の比に非ざるが故少しく運賃に考慮を拂はゞ本品對する需要尙旺なるに至るべし。

唯南洋籐と稱するも臺灣に輸入するものは大部分香港よりするものにして原產地の何地なりや、多くは英領北ボルネオならんと云ふに過ぎざるのみ將來本島に於て籐細工業の盛となるに先たち之を調査し丸籐として輸入し之を細工用割籐とし且つ籐表の原料たらしめ得るや否やを研究するの要あるべし（丸籐より籐表材料を割り上ぐること最近臺北に於て試みられつゝあるも未だ小規模なり）

現在籐表は皆內地より移入し小許を籐表ゴム底として臺北及竹南に於て生產するに過ぎざるも將來籐表編成を婦女子の副業たらしめ內地移出を試み得べし。

序に杞柳細工は兵庫岐阜の兩縣下に多く生產せられバスケット類は籐製品の競爭品たるべきものなるが本島に於て之が原料を栽培せるは臺北刑務所のみ同所に於てバスケット炭取等を製す將來本島に於て植栽生產すべき望みあり。

五　棕梠製品

本島に於ける棕梠製品としては既述せる如く僅かに簑に過ぎず（山棕梠纖維を以て帚を造り初めたるが姑

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らく問題外とす）而かも原料不足を愬へ之を對岸に仰ぐの狀況なり。

本島に於て之が原料の增產を期すること或は難事ならむも本品の代用品たるパーム卽ち椰子纖維は南洋に豐富なり和歌山縣にて支那產棕梠及南洋產パームを利用し網繩及マット等を製作し百三十萬圓以上の生產額を擧ぐ本島亦將來之に倣つて南洋產パームを利用すること果して如何之亦研究すべき價値ありと信ず。

六　木製品

楠製品の本島特有物產なるは玆に述ぶるの要なし唯塗及仕上に就て更に一段の研究を要するのみ。

其他原料あれど未だ商品として市場に出でざるもの多し營林所製作品（阿里山材）中香杉を以て煙草盆、文庫、狀差等扁柏にて碁盤亞杉の机ステッキ紅檜を以て火鉢、下駄、俎、釜蓋、水屋、椎（臺灣名柯仔）を以てゴルフ野球用のバットを造りし如き孰れも從來の產出品に對し特殊の趣きあり阿里山屑材を以て鉛筆材料たらしめ山黃麻（臺灣桐）の下駄の內地に移出さるゝもの既に世の知る處なり樫を以て度量衡器中の天秤たらしむこと相當有望なり同じく樫を以て下駄歯を移出するもの多し其の他飯櫃、箸及楊枝等に適當せる木材無きや箸の如きは割箸として移入さるゝもの十四、五萬圓に及ぶと其他研究せば尙細工用として利用すべきものゝ數多かるべきを疑はず。

七　月桃及林投纖維

月桃林投共本島到る處の山野に野生し原料の豐富なること殆んど無限なり現在商品として本纖維の利用さるゝは月桃にありては下駄表（籐表代用品として）林投にありては帽子のみなるも紙帽に壓倒され四十二三年當時の面影なし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

月桃は花莚として茶の間敷物としてロップとして手工品として利用され得べく林投は蓆、布團其他の敷物として染色せば商品として相當に期待し得べし但本原料に關しては尙大方の一考を煩はし度し。

八　刺繡（レース其他も含む）

臺灣婦人は刺編繡物を好む上流階級に於ては風習として結婚に際し一通りの刺繡品を携帶す孰れも新婦の熱心なる作品たり其他祭禮に用ふる刺繡品は多くは支那より渡來せる技工の作れるものなり。

以上の如く刺繡は未だ商品として世に出づることなきも近時ミシンの臺灣婦人に利用さるゝもの漸次多からむとす何等かの方法を以て之を盛ならしむるを得ざるや但し爰に如何なる方法の下に如何に製作するやの具體案なきを遺憾とす唯臺灣婦人は先天的に刺繡を好み手先の器用なるを繰返すのみ。

九　農民美術品

展覽會開催に先たち內田總督の慫慂により農民美術研究所長山本鼎氏の渡來せるあり相當の具體案あるべく期待さる臺灣に於ける農民美術品（或は土俗工藝品）は未だ世に現はれざるも自用工藝品として所持せるものより推せば相當の素質を有すること必せり本島人は古來より傳統的に支那民族としての意匠色彩を有し祭祀を中心として鄕土藝術を有す殊に蕃人中高雄州下パイワン族の如きは獨特なる傳統と獨創力とを有し藝術家の愛好措かず臺東の蕃人亦豐富なる手藝才能を彫刻に刺繡に竹及籐籠に織布に磁器製作に發揮しつゝあり帝國に於ける唯一の熱帶植民地に南國的色彩を有する臺灣に隱れたる手藝品を有すること一の誇りたるを失はず此の技能を助長すると共に其趣味圖案を利用し特色ある自用工藝品を轉して產業工藝となし亦副業的手工品として奬勵すること必要なると共に誠に興味あるものたるを失はず。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十　漆塗及染色（改善）

（一）塗物　竹細工網代製品の部に於て既に述べたる如く臺灣現在の漆塗り甚だ幼稚にして改善の要あり今網代に就いて述べんに本島人製作品は塗料としてはニスの粗惡なるものを使用し内地人に在りてはラックを四、五回塗るもの尠なく多くは二、三回に止まるが如し最近漆塗を初め稍々見るべきもの出でたるも未だ下塗充分ならず作業も塗りを掛けたると云ふに止まり乾きの程度氣候の關係を考慮せざるもの〻如きは甚だ遺憾なりとす蓋し其方法を會得せざると工程の唯早きを旨とするが爲なり。

從來臺灣人使用の家具及器具の漆塗せるは可なり堅牢なりしも現今安價なるニスラックを使用すること流行し製品は昔日の面影なし。

現在楠製品を初め臺灣特産品の仕上の劣れることを注意されしも漆塗の幼稚なること一原因ならずとせず。

本島に於て漆の最も多く需要するは鐵道部にして技の優れたるは臺中の甲谷公氏なるべし他は殆んど言ふに足らず。

臺灣の內地に於て漆塗を改善するに方り模範とすべきは靜岡、黒江、久留米製品等なるべく加賀、會津の作品の如きは奈何ともすべからず。

因みに臺灣の漆需要高は內地漆六、七萬圓支那漆四萬圓餘にして何れも皆完成漆として搬入さる調合の技の如きは未だ行はれず。

（二）染色　著色竹細工の進歩せざることも既述の如し三重縣を學びたりし新潟縣有馬を學べる別府著色竹細

工の如き孰れも出藍の譽れあり本島亦敎師を聘して指導を受けしむる要あるべし。

染色中帽子の如きも內地の其に及ぶべくも非ず沖繩の紙帽、大阪の眞田編帽の著色の如き本島紙帽及林投帽に學ぶ處なかるべからず。

苧麻布は絣上布としては研究所に於て臺灣產薯榔を用ひ相當成功しつゝありされど硫化染料を用ふるものに至りては尙注意を要す。

臺灣先生媽の改良

幼兒竝に母性の保護（本州の新しき試み）と州下の幼兒死亡に關する諸表

新竹州

歐米社會事業中、最近に於て主力を傾到し居るものは、兒童竝に母性の保護事業なり。卽ち國家の富强を圖らんには、第二の國民たるべき兒童と。之を產する母性とを、保護することの緊要事たるは勿論なり。抑も國民の改善は、小兒の改善にあり。小兒の改善より着手するを最捷徑とす。然るに我國に於ける乳兒

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

死亡率を歐米に比すれば、其の率甚だ高く、頗る遜色あり。就中我臺灣は著しく高率を認むるは、氣候風土等の不利なる地理的關係に影響せらるゝものならんも、他に重大なる原因の存するは、蓋し本島に於ては文化の程度低く、育兒に關する衛生思想の缺如するものならん。思ふに本島の姙產婦は、產婆、助產婦の介補に待つを忌み、在來の先生媽と稱する本島舊來の取上婆に依賴するの慣行を脫せず。而も其の先生媽なるものは、眼に一丁字なき無智の徒にして、僅に經驗に依りて從事する爲め、其の取扱や不潔、且つ迷信に捕はれ、消毒藥等を使用せず。甚しきは生兒の臍帶緊縛に際し、古紐を使用し、又は竹刀を以て切斷する等の爲め、往々破傷風菌の浸入を受けて斃亡するもの多く、又其の殘存者も發育の健全を缺くは、洵に慄然たらざるを得ざる所なり。

試に我が新竹州下に於ける、五歲以下幼兒の死亡率を、大正九年、大正十年、及び大正十一年の事實に就き調査したるに、出生より五歲迄の死亡は、全年齡死亡の半數に相當し、更に出生より五歲迄の死亡全數を百と假定し、出生より滿一歲迄の死亡者比例を求むれば、「五七％七」に當りて過半數を超え、又出生より滿一箇月迄のものは「二五％一」に當り、出生より滿十日迄のものは「一九％三」を占め、全數の二割方は早くも生後十日以內に死亡するの慘狀（別表の通り）を認め、母體を離るゝ乳兒は間もなく死亡するもの著しく多數を認むるは、先生媽の產婆上の技術に大なる缺陷の存するを證するものならん。

上述の慘狀を救濟し、生兒の健全なる發育を遂げしめ、健康なる第二國民を養育せんには、公設產婆、巡廻產婆、產院等の社會事業は、刻下の急務と思料するも、產婆の普及を缺如する現時に於ては、此種計畫は實行上困難なるものあり。

現に我が新竹州下現住の產婆及助產婦は、計三十八人を算するに過ぎずして、大多數者は依然として在來產

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

婆（先生媽）に依賴する現狀なり。然り而して先生媽の分布は現在百八十七人を算するも、普及上「限地產婆」を必要とする箇所の先生媽に對しては、教養の上「限地產婆」として免許を與ふる見込にして、近日中「簡易講習會」開催の豫定なり要之、歐米先進國に於ては、あらゆる手段を以て知識普及に勉め、種々の完備を計り、爲めに漸次死亡率は遞下しつゝあるに拘らず、我國に於ては之に反するものあるは痛歎に堪えざる所なり。若し夫れ前陳の實施に依り。本島死亡率を防止することを得ば。多幸と謂ふべし。

今左に州下五歲以下の幼兒死亡に關する諸表を掲げて前叙事實の詳細を疎明せんとす。

口新竹州下五歲以下幼兒死亡率　（百分比例）

種別	本島人 廣東人 男	本島人 廣東人 女	本島人 其他 男	本島人 其他 女	本島人 計 男	本島人 計 女	本島人 計 計	內地人 男	內地人 女	內地人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	合計 男	合計 女	合計 計
出生ヨリ滿十日迄	二五・三	一六・七	一九・八	一三・〇	二三・三	一五・五	一九・二	一九・三	八・二	一四・八	五三・四	二三・二	三七・五	二三・四	一五・五	一九・三
十日以上滿二十日迄	四・四	二・九	三・三	三・〇	四・〇	二・九	三・五	二・九	五・六	四・五	九・一	—	九・一	三・九	二・九	三・五
二十日以上滿一箇月	二・五	二・三	二・一	二・三	二・三	二・三	二・三	一・〇	五・六	二・八	—	—	—	二・三	二・三	二・三
出生ヨリ滿一箇月	三二・二	二一・九	二五・二	一八・三	二九・六	二〇・七	二五・〇	二三・二	一九・四	二一・六	六三・六	二三・二	四一・七	二九・六	二〇・七	二五・一
一箇月以上滿二箇月	五・九	四・九	六・〇	五・二	五・六	五・〇	五・五	七・七	六・九	七・四	—	一五・四	一五・四	五・九	五・〇	五・五
二箇月以上滿三箇月	三・六	三・二	三・四	三・三	三・五	三・二	三・四	六・七	一一・一	八・五	—	—	—	三・六	三・三	三・四
三箇月以上滿四箇月	三・一	三・〇	四・二	三・〇	三・五	三・〇	三・三	六・七	六・九	六・八	—	—	—	三・六	三・〇	三・三
四箇月以上滿五箇月	二・五	一・九	二・五	三・二	二・五	二・四	二・五	六・七	二・八	五・一	—	—	—	二・五	二・四	二・五
五箇月以上滿六箇月	二・三	二・三	二・七	二・五	二・四	二・四	二・四	二・九	四・二	三・四	—	七・七	七・七	二・四	二・四	二・四
六箇月以上滿七箇月	二・二	二・三	二・八	二・七	二・四	二・四	二・四	二・九	一・四	二・三	—	七・七	七・七	二・四	二・四	二・四
七箇月以上滿八箇月	二・九	二・二	三・一	二・七	二・七	二・四	二・六	二・九	一・四	二・三	—	—	—	二・七	二・三	二・六

八箇月以上満九箇月	二·三	二·五	三·〇	三·一	二·六	二·七	二·六	一·九	八·三	四·九	一八·二	—	一八·二	二·六	二·八	二·七
九箇月以上満十箇月	二·〇	二·五	二·八	三·一	二·三	二·七	二·五	二·九	二·八	二·八	—	—	—	二·三	二·七	二·五
十箇月以上満十一箇月	二·三	二·五	二·七	三·七	二·四	二·九	二·七	二·九	—	二·九	—	—	—	二·四	二·九	二·七
十一箇月以上満一歳	二·二	二·四	三·一	三·一	二·六	二·七	二·六	二·九	一·四	二·三	—	七·七	七·七	二·六	二·七	二·六
出生ヨリ満一歳迄	六三·一	五一·五	六一·五	五三·九	六二·四	五二·五	五七·五	七〇·三	六六·六	六八·八	八一·八	六一·五	七〇·八	六二·六	五二·六	五七·七
一歳以上満二歳	一六·七	二〇·四	一九·一	二一·四	一七·六	二〇·八	一九·二	一九·三	一六·七	一七·〇	—	一五·四	一五·四	一七·六	二〇·八	一九·一
二歳以上満三歳	九·六	一三·五	九·五	一三·〇	九·六	一三·九	一一·二	三·八	四·二	四·〇	一八·二	一五·四	一六·七	九·五	一二·八	一一·二
三歳以上満四歳	六·九	八·七	六·一	七·五	六·六	八·二	七·四	四·八	九·七	六·八	—	—	—	六·五	八·二	七·四
四歳以上満五歳	三·七	五·九	三·八	五·二	三·八	五·六	四·七	三·八	二·八	三·四	—	七·七	七·七	三·八	五·六	四·七
出生ヨリ満五歳迄	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇

本表ハ大正九年大正十年大正十一年ノ平均率ナリ

□新竹州下五歳以下幼兒死亡數（大正九年、大正十年、大正十一年ノ實數）

種別	本島人 廣東人 男	本島人 廣東人 女	本島人 其他 男	本島人 其他 女	本島人 計 男	本島人 計 女	本島人 計 計	内地人 男	内地人 女	内地人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計	合計 男	合計 女	合計 計
出生ヨリ満十日迄	一、三八五	八五三	七〇六	四三八	二、〇九一	一、二九一	三、三八二	二〇	六	二六	六	三	九	二、一一七	一、三〇〇	三、四一七
十日以上満二十日迄	二三九	一四八	一一八	九八	三五七	二四六	六〇三	三	四	七	一	—	一	三六一	二五〇	六一一
二十日以上満一箇月	一三七	一一八	七四	七五	二一一	一九三	四〇四	一	四	五	—	—	—	二一二	一九七	四〇九
出生ヨリ満一箇月	一、七六一	一、一一九	八九八	六一一	二、六五九	一、七三〇	四、三八九	二四	一四	三八	七	三	一〇	二、六九〇	一、七四七	四、四三七
一箇月以上満二箇月	三二二	二四八	二一二	一七一	五三四	四一九	九五三	八	五	一三	—	二	二	五四二	四二六	九六八
二箇月以上満三箇月	一九七	一六三	一二一	一〇八	三一八	二七一	五八九	七	八	一五	—	—	—	三二五	二七九	六〇四
三箇月以上満四箇月	一六九	一五三	一五一	九八	三二〇	二五一	五七一	七	五	一二	—	—	—	三二七	二五六	五八三
四箇月以上満五箇月	一三七	九七	八八	一〇七	二二五	二〇四	四二九	七	二	九	—	—	—	二三二	二〇六	四三八

五箇月以上滿六箇月	一二五	一一八	九六	八一	二二二	一九九	四二〇	二	三	六	—	一	一	二二四	二〇三	四二七
六箇月以上滿七箇月	一一九	一一二	一〇〇	九〇	二一九	二〇三	四二二	三	一	四	—	一	一	二二三	二〇四	四二六
七箇月以上滿八箇月	一三九	一一〇	一〇九	八八	二四八	一九八	四四六	二	一	四	—	—	—	二九一	一九九	四五〇
八箇月以上滿九箇月	一二七	一二五	一〇五	一〇四	二三二	二三九	四六一	二	六	八	二	—	二	二三六	二三五	四七一
九箇月以上滿十箇月	一〇七	一二五	九九	一〇一	二〇六	二二六	四三二	三	二	五	—	—	—	二〇九	二三八	四三七
十箇月以上滿十一箇月	一二四	一二五	九七	一一二	二二一	二四六	四六七	三	—	三	—	—	—	二二四	二四六	四七〇
十一箇月以上滿一歲	一三三	一三三	一一一	一〇一	二三三	二二三	四五六	三	一	四	—	一	一	二三六	二三五	四六一
出生ヨリ滿一歲迄	三,四四九	二,六一七	二,一八七	一,七八一	五,六三六	四,三九八	一〇,〇三四	七三	四八	一二一	九	八	一七	五,七一八	四,四五四	一〇,一七二
一歲以上滿二歲	九一二	一,〇三九	六八〇	七〇七	一,五九二	一,七四六	三,三三八	一八	一二	三〇	—	二	二	一,六一〇	一,七六〇	三,三七〇
二歲以上滿三歲	五二六	六八七	三三九	三九七	八六五	一,〇八四	一,九四九	四	三	七	二	二	四	八七一	一,〇八九	一,九六〇
三歲以上滿四歲	三七七	四四三	二一六	二四八	五九三	六九一	一,二八四	九	七	一二	—	—	—	五九八	六九八	一,二九六
四歲以上滿五歲	二〇七	三〇二	一三七	一七一	三四四	四七三	八一七	四	二	六	—	一	一	三四八	四七六	八二四
出生ヨリ滿五歲迄	五,四七一	五,〇八八	三,五五九	三,三〇四	九,〇三〇	八,三九二	一七,四二二	一〇四	七三	一七六	二	一三	二四	九,一四九	八,四七七	一七,六二三

□郡別五歲以下幼兒死亡狀況調（新竹州）

種別	新竹郡		中壢郡		桃園郡		大溪郡		竹東郡		竹南郡		苗栗郡		大湖郡		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
出生ヨリ滿十日迄	二五・四	一七・三	一八・二	一三・三	一八・三	九・三	一四・三	一一・二	三三・四	二一・〇	二三・〇	一八・八	二八・三	一七・八	一八・六	一一・五	二三・三	一五・五	一九・三
十日以上滿二十日	四・〇	三・二	二・四	二・〇	三・七	二・八	四・〇	三・〇	四・三	三・二	四・六	三・二	四・七	三・二	四・五	二・六	四・〇	二・九	三・五
二十日以上滿一箇月	二・三	二・三	二・三	一・七	一・七	二・一	一・六	二・二	三・一	一・九	三・〇	二・四	一・九	三・〇	四・八	三・〇	二・三	二・三	二・三
出生ヨリ滿一箇月	三一・七	二三・八	二三・九	一六・〇	二三・七	一四・二	一九・九	一六・四	三九・八	二六・一	三〇・六	二四・四	三四・九	二四・〇	二七・九	一七・一	二九・六	二〇・七	二五・〇
一箇月以上滿二箇月	六・〇	三・八	四・七	五・五	六・六	六・五	五・九	五・一	六・七	四・五	五・五	四・三	五・六	五・〇	八・四	六・〇	五・九	五・〇	五・五
二箇月以上滿三箇月	三・三	三・八	四・三	三・一	三・二	二・六	三・九	三・六	三・一	三・四	三・二	二・七	三・八	三・二	四・一	三・三	三・九	三・二	三・四

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三箇月以上滿四箇月	四箇月以上滿五箇月	五箇月以上滿六箇月	六箇月以上滿七箇月	七箇月以上滿八箇月	八箇月以上滿九箇月	九箇月以上滿十箇月	十箇月以上滿十一箇月	十一箇月以上滿一歲	出生ヨリ滿一歲迄	一歲以上滿二歲	二歲以上滿三歲	三歲以上滿四歲	四歲以上滿五歲	出生ヨリ滿五歲迄
三·一	二·九	二·五	三·一	二·八	一·八	二·九	二·五	二·〇	六四·六	一八·三	九·一	五·一	二·九	100·0
三·四	三·二	二·七	二·五	二·五	二·六	二·四	二·七	二·七	五五·一	一九·九	一一·四	七·八	五·八	100·0
三·九	二·五	三·五	二·五	三·二	二·七	二·一	二·八	二·七	五七·八	一九·六	九·四	八·五	四·七	100·0
二·七	一·五	一·七	二·四	二·五	二·九	三·三	二·七	二·六	四八·九	二三·六	一四·三	九·三	六·一	100·0
四·三	二·九	二·八	二·〇	二·八	二·九	二·三	二·三	三·七	五九·五	一八·七	一〇·五	六·三	五·〇	100·0
三·六	二·四	一·八	三·〇	二·〇	三·〇	二·二	四·〇	二·七	四八·〇	二二·八	一四·二	九·六	五·四	100·0
五·五	二·一	二·二	二·五	二·三	二·二	一·七	二·三	三·三	五三·六	一九·八	一〇·七	九·七	六·二	100·0
二·六	二·〇	二·六	一·五	二·一	一·六	二·〇	三·三	三·五	四六·三	二〇·一	一六·九	九·四	七·三	100·0
三·一	二·五	一·六	一·六	二·五	二·三	一·六	一·七	一·九	六八·三	一三·九	一〇·〇	六·〇	一·八	100·0
二·六	二·一	一·八	一·六	一·四	三·三	二·三	二·六	一·六	五三·二	一九·一	一二·四	一〇·〇	五·三	100·0
三·九	二·三	一·八	二·三	二·九	四·一	二·九	三·三	二·六	六五·三	一七·〇	八·三	六·三	三·三	100·0
三·〇	三·一	三·八	二·五	二·五	三·〇	四·三	二·〇	三·三	五八·九	一八·五	一一·一	六·六	四·九	100·0
二·七	一·九	二·三	二·五	二·七	二·六	二·〇	二·二	二·〇	六五·二	一六·二	九·〇	六·〇	三·六	100·0
二·八	二·四	二·三	二·八	三·〇	二·九	二·六	三·二	二·六	五六·八	一九·八	一一·六	六·四	五·四	100·0
一·七	三·八	二·七	一·七	三·一	二·七	一·〇	二·一	二·一	六一·三	一五·八	一二·八	六·四	三·七	100·0
二·六	一·八	二·三	二·六	三·〇	一·八	二·六	二·六	一·五	四七·一	二六·三	一四·二	七·四	五·一	100·0
三·五	二·五	二·四	二·四	二·七	二·六	二·三	二·四	二·六	六二·四	一七·六	九·六	六·六	三·八	100·0
三·〇	二·四	二·四	二·四	二·四	二·七	二·七	二·九	二·七	五二·五	二〇·八	一二·九	八·二	五·六	100·0
三·三	二·五	二·四	二·四	二·六	二·六	二·五	二·七	二·六	五七·五	一九·三	一二·三	七·四	四·七	100·0

大正九年大正十年及大正十一年ノ實數ニ依リ比例數ヲ算出セリ

□乳兒死因別調（出生ヨリ滿一箇月迄）新竹州

死因別		麻剌利亞	痘瘡	麻疹
新竹郡	男	一	—	—
	女	一	—	一
中壢郡	男	—	—	—
	女	—	—	—
桃園郡	男	一	—	一
	女	—	—	—
大溪郡	男	—	—	一
	女	—	—	—
竹東郡	男	—	—	—
	女	—	—	—
竹南郡	男	二	—	—
	女	一	一	—
苗栗郡	男	一	—	—
	女	一	—	—
大湖郡	男	—	—	—
	女	—	—	—
計	男	五	—	二
	女	三	一	一

百日咳	流行性感冒	肺結核	腸結核	黴毒	其他ノ傳染性病	癌以外ノ悪性新生物	腦膜炎	姙娠産ニ因セザル子癇及小兒ノ搐搦	其他ノ神經系ノ疾患	心臓ノ器質的疾患	急性氣管支炎	慢性氣管支炎	肺炎及氣管支肺炎	其他呼吸器疾患	胃ノ疾患	下痢及腸炎	脱腸及腸管塞	肝臓硬化	其他ノ消化器疾患
一	三	—	—	六	一二三	—	二	一六五	一	—	九	三	一二	一七	二一	三	一	—	三
—	二	—	一	七	七一	—	一	一三六	二	—	九	—	一四	六	一三	七	—	—	三
—	二	—	—	一六	七三	—	六	三六	一	—	一三	一	一〇	一〇	一〇	二	—	—	九
—	—	—	—	九	四八	—	四	二三	—	—	九	—	四	七	三	一	一	—	一三
—	—	—	—	—	四九	—	一六	一五	一	一	四	—	九	一二	一〇	—	—	—	—
—	一	—	—	一	一八	—	一〇	一一	—	—	三	—	二	六	一〇	二	—	—	—
—	一	—	—	二	一二	—	一二	四一	—	—	三	—	四	一	一一	五	—	—	二
—	—	—	—	二	一二	—	九	三七	—	—	—	—	四	二	一〇	六	—	—	三
—	—	—	一	二	一〇一	二	三	一三六	三	—	五	—	一〇	一	五	三	—	—	二
—	—	—	—	二	四八	一	一	八六	四	—	二	—	五	—	一〇	二	—	—	一
—	—	—	一	二	五四	—	—	六五	—	一	一〇	—	四	六	五	六	—	—	—
—	—	—	—	二	三八	—	一	四七	—	—	八	—	二	三	五	一	—	—	二
一	一	—	—	五	一三五	—	—	七一	—	—	八	一	五	二	一五	六	—	—	三
一	—	一	—	五	七四	—	—	四四	—	—	一〇	一	二	二	九	五	—	—	三
—	—	—	—	—	一八	—	—	六	—	—	四	—	一	—	四	—	—	—	—
—	—	—	—	—	三	—	—	五	—	—	二	—	一	一	三	—	—	—	—
二	七	—	二	三三	五七四	二	三九	五三五	六	二	五八	五	五五	四九	八一	二五	一	—	一九
一	三	一	一	二八	三一二	一	二六	三七九	六	—	四三	一	三四	三七	六三	二四	一	—	二四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

腹膜炎（産ニ因スル者除ク）	胃腸炎及ブライト氏病	爾他ノ泌尿器及男子生殖器疾患	皮膚及運動器ノ疾患	畸形及先天性弱質	幼兒ニ固有ナル疾患	爾他ノ外因ニ依ル死	不明診斷	合計
三五	四	—	一	一九八	三三	—	一〇	八〇三
一八	二	—	二	八九	二	—	一〇	三九八
二	—	一	—	七九	五	—	五	二九〇
二	一	—	—	四九	四	—	五	一九一
三六	—	—	—	一三五	五	一〇	—	二七三
三六	—	—	—	八〇	四	一三	—	一八四
二	—	—	三	四八	五	—	五	一六七
—	—	—	一	四〇	四	—	四	一三四
一三	—	—	—	四五	二〇	—	五	三五七
二	—	—	—	二五	三	—	四	二二二
五	—	—	一	一三七	八	—	一五	三三三
五	—	—	—	九八	九	—	一六	二三九
三	—	—	—	一九四	七三	三	二〇	五六六
一〇	—	—	—	一二二	四九	—	一八	三四七
—	—	—	—	三六	二	二	三三	八五
—	—	—	—	二七	—	一	四	四七
一九	四	一	九	八三二	一五〇	一五	六三	二、六八一
五八	三三	—	三三	一、五一八	九三	一四	六一	一、七三〇

大正九年大正十年及大正十一年ノ實數ヲ示ス

（編者附記　本文の標題は便宜編者の附したるものなり）

雑録

生蕃行脚（三）

丙牛生

パイワン族の土俗（接前）

□衣飾　披髪裸體にして、下體は烏布にて遮蔽し、寒冬の際は野獸の皮を衣とし、熊皮は土官にあらざれば敢て着せず、雨天には則ち棕櫚の葉を以て衣とし又は笠と爲す、各社の者皆頭に髪を留め眉の邊りに齊しく剪り草箍を冠りて帽に代ふ、野草を以て齒を黑くし、兩耳に孔を穿ち竹管にて塞ぐ。

土官副土官妻を娶りて後、卽ち肩、背、胸腔、臂及び兩腕に針を以て花模樣を刺し、黑煙を用ひて之を塗る、正土官人形を刺し副土官は花紋を刺墨するのみ、女土官は肩、臂、手掌に花紋を刺墨し以て尊卑の別を爲す。

農事の暇、男は籐を採り籃を編み木を伐りて盆を鑿る、女は則ち苧麻を紡きて布を織る、惟た土官の家には紅藍色の布を織り、或は帶頭に人面形を織るも一般の蕃丁は敢て爲すを得ず。

各社の生蕃は蕃產物を以て熟蕃と珠布鹽鐵等と交易し、熟蕃は又通事と交易す。

――此項臺灣府志詳載――

此方面の蕃人の男子は今に尙披髪裸體にして、男

は綿布にて作つた短き筒袖の上衣を着け、下半身は紺色木綿にて褶のついた褌を纏ふて陰部を蔽ふて居る、女子の上衣は裾の永く膝頭の邊に至るも男子は概ね臍の邊に至る短いものを普通とする、女子の裙は縞模樣の木綿を用ひ長く踵に至るを常とし、それにも男褌の如く上部に褶かつけてある、パイワン族の男の褌にしても女の裙にしても其の昔は南洋土人の用ふる植物の葉を以て作つた腰簑から變化して布製のものとなつたのであらう、往昔は平常は裸體で僅かに布を以て陰部を蔽ふて居つたのみで、冬季防寒の爲に獸皮の上衣を用ひたのであらう、今も冬期には男子は鹿又は羚羊の皮を鞣して上衣を作り又皮の逢着けを穿くことがある、舊志に土官に非ざれば熊皮の衣を着けずとあるも、これは豹皮の誤りてあつて、豹皮の上衣を着け得るは同蕃中にも門閥者に限ることは今も尙然りである、舊志に棕櫚葉を以て雨衣を作るとあるも、これは蒲葵葉の誤りであらう、今もこの草簑を用ふるの風がある、各社とも男子は披髪であるが前は頭髪を眉の邊りにて剪り、後部は長髪である、支那政府の時代改俗の手段として剃頭銀を與へて辮髪に代へんとしたが、僅かに恒春下十八社蕃のみ之に應じ、他は肯せず、依然として披髪である、草花を以て環に作り頭に冠ることは男女ともに行はれ、これに用ふべき草花は野生種の外に蕃社内に栽培されて居る、パイワン族の蕃人は日常檳榔實を咀嚼するが故に齒牙黑く染りあるも、尙これに黑色を增さんか爲に一種の草實で黑く染めるの風がある、兩の耳朶に孔を穿ちて耳飾をつけるの風は今も然りである。

此種族には文身の俗ありて、男子は肩より背にかけ前は胸に及び兩腕ともに刺墨の風がある、舊志に花紋とあるも、これは誤りで百步蛇卽ち彼等の稱するブルンアッピの模樣より採りし畫案を刺墨するのである、婦女は手甲と腕の一部に刺墨する風あり、頭目系統者は人形を描くも一般蕃婦は蟲の形を描き人形を刺すことは許されない、男子の刺墨にしても此種族の門閥の家系を誇る一の表彰であつて、これを以て尊卑の別を示すものとし、妄りに何人でも刺墨し得ると云ふのではない、男子の刺墨も現時の中年者及老人が亡ひた後は全くこの俗は絶えることであらう、臺灣蕃人中刺墨する蕃人としては北部のタイヤル族のみとされて居るが、これは顏面に黥するか

故に何人にも一目して知らるゝも、パイワン族の女身は概ね上衣に包まれて裸體にならざる限り見られないから、世人が餘り注意しないのである、この遺俗も大龜文の上蕃から以北の各社と、パカルカル方面とタルマ社に遺つて居るも、下十八社と上蕃の一半は既に亡びて影もない。

舊志に農事の餘暇には男は籐を採り籃を編みとあるも、籐よりも竹及月桃草の編物細工を作る方が多い、又シイカォなる網袋も男子の業である、剡木細工や木彫の如きこの蕃人の最も得意の技藝である、女は苧麻を紡きて布を織るとあるも、現今僅に奥蕃社の一部に遺存せる位で、今日では機械の音を聞くことさへ稀である、この種族は其門閥に衣り衣服裝飾までも階級的の差別があつて、門閥家以外のものは紅藍等の色ものや人面等の織出し模様や、この種の刺繍は出來得なかつたのである。

往昔に在りてはこれ等山岳地方に在るパイワン蕃人は山麓地方の平埔蕃と物々交易を爲し、蕃産物を提供して珠布鹽鐵の類の供給を仰いだ、平埔蕃はこの仲繼交易を通事と爲して居つたのが、今日では平埔蕃を通せず直接交易して居るのみか、既に物々交換でなく賣買の商取引に移つて居る。

□婚嫁　未婚の時は男女歌唱して相合ふ、男は女に隨つて肩に薪を負ふ、既にして意相投ずれば始めて父母に告げて之を聘す、反目すれば卽時に分離し、男女再娶し女は別嫁す、土官は彼此結姻し衆蕃と婚娶せず、歸化蕃の女には漢人を妻室とするものありて、往來倍々親密なり。

土官は男女を論せず、總て長者を以て承嗣す、長男は婿を娶り長女は贅壻し、家業は盡く之を甥に付す、卽ち孫とし以て後嗣を衍ぶ、姓氏なくして三世の外は互に相嫁娶し、孫祖或は同名あるに至る子多き者は或は伯叔と同じ名の者あり。

凡そ嫁娶するときは、鍋、珠、刀、布を以て聘し、土官は其の半を取る。

蕃婦は倶に鞦、韆を戯とし、各社戸前の大樹に籐を縛し。縱送して樂と爲し、日夕歌唱口を絶たず。親朋相見るときは、鼻を以て彼此相就ること一點す小蕃土官を見るときは鼻を土官が項後の髪際に向けて一點す。

——此項臺灣府志詳載——

未婚の男女は互に歌唱して、戀愛の情を敍し或は

嘴琴鼻簫等を玩んで相思の意を通ずることは、今も此風がある、殊に女が慕へる男を口說かんが爲に歌の如く詩の如く、美妙に口吟するの風はパイワン族に於て最も發達せる戀愛表示の一方法である、男は其の慕へる女の爲に薪を伐り或は水を運び等して、女の爲すべき仕事を助けて女家の爲に奉仕的勞働を捧ぐるの風がある、既にして互に意氣相投ずれば始めて父母に告げて緣談を進行するのであるが、斯くして或る期間女家の歡心を求めんとて努めつゝあるも、反目すれば直に離れ、男は他を娶り女は別に嫁す、酋長階級の者は其門閥家の者を配偶に求め一般の蕃民階級とは婚娶しない、蕃婦のうち歸化して漢人の妻となつて居る者もありて、是等の人の仲介に賴つて民蕃の往來倍々親密なりとあるを見れば、民蕃雜婚が往昔から盛に行はれたやうに見ゆるが、事實としては斯る共婚の關係は極めて少數の例で概ね通事なり蕃地事業家の、自己の職業上の便宜から政策結婚を爲したものらしい、領臺の當時蕃社に出入する通事は多くは蕃婦を娶り妻と爲し、之を介して蕃地の交涉に當らしめて居つた。

パイワン族は原則として長子相續であつて、傳志には單に酋長階級者のみのやうに見ゆるも、これは同族を通じての風である、東海岸の阿眉族の如き又往昔西海岸平地に在つた熟蕃の或る種族の如き女系のものがあるが、パイワン族は長子相續であるが故に、其頭目にしても時には女酋長を出すやうな奇現象がある、此風は本島にては同種族のみに限られて居る。

姓氏なくしてと傳志にあるも、パイワン族には家號を示す所の氏稱を有つて居る、嫁娶の時には聘物として鍋や珠の飾、蕃刀、農具、布等を贈り、所屬頭目には其一部を祝として分配するの風がある、蕃婦は鞦韆の戲を爲すこと今も昔も變らない、臺灣采風圖にこの記載がある。

蕃女有緲綿氏之戲、即鞦韆也、以緲爲飛以綿氏爲天意、以爲飛天耳、每風和景明、招邀同伴、椎髻盤花、靚粧麗服、以銀錢珊瑚貫肩背、條脫纏腕、粲々相比、歡呼游戲、臺人有雲鶴碧梧飛彩鳳、花移丹桂下嫦娥之句、詠其事。

又張湄の蕃俗を咏せし詩のうちに縢毬擲能舞鞦韆とあるもパイワン族の此俗を云ひしもので、是等は何れも古く傳はる風俗であらう、社内に植ゑある榕

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の大木の枝に蔓を以て鞦韆を作つて居る、此種の風俗はブヌン族の一部にも行はれる。

舊志にある親朋相見るときは鼻を以て彼是相就るとあるが、これもパイワン族の特有の風俗で、領臺の當初蕃社旅行の際には、能く此風を見受けたが、此度來て見れば此種の風俗は次第に薄らぎつゝあつた。

□喪葬　父母兄弟死すれば、家業器用均分し、死者亦一半し屋内に埋葬す、其挖穴の四圍に石を立つ先後の死者は次第穴中に坐葬す、棺木なし只蕃布を以て屍を裹み、其一半せる物件を屍側に置き、大石を蓋と爲し、米粥に木灰を和して石罅に粘し、穢氣を泄れざらしむ、婦產死すれば、山頂に別に一堀を開きて之を埋葬す、本社に喪あれば、通社男女服を爲すこと二十餘日、親屬は六月なり、土官死するときは本社及所屬各社の老幼亦服すること六月、其服は黑布を身首に著く、通社飲酒せず、歌唱せず、父母の服には長男長女、身に黑布を披き、頭に斗笠を荷ふて、敢て天を見ざるなり、服滿れは鹿を射て酒を飲み黑布を除く之を撤服と謂ふ。

——此項臺灣府志譯載——

臺灣蕃人のうち喪葬に關し、最も形式なり儀禮の備わつて居るのは、パイワン族であつて、葬儀、服喪、喪裝に至るまで嚴格な舊慣がある、殊に門閥の家には屋内の地を掘り石を圍みて槨とし、家を擧げて皆この一槨に埋するの風がある、就中頭目の葬儀に至つては最も莊重に行はれる、忌服中にも種々舊慣上の儀式を要し、又一定の期間は喪服を着け又ジナイと云ふ小形の笠を冠るの風がある、殊に門閥家の喪服に用ふる古代織物のうちには、彼等祖先の作りし優秀なる藝術的作品が殘つて居り、蕃人藝術の粹をこれに依つて窺ふことが出來る。

□器用　食用の器具は籐篾を以て筐、椀、鉢、杓、箸等を作る、鹿を捕るには射獵す、鹿皮を以て袴を爲し履を爲し、鏢、刀、弓矢も皆自製なり、最も鍋、釜、米珠、鐵、布、嗶吱等の物を喜べり、山を下るときは腰に短刀を佩ひ、手には鏢、槊、竹箭木牌等の械を執り、背に網袋を負ひ、内に薯芋を貯ふ、衣服は行くとき首に戴く。

社蕃は間々口論するものあるも、毆打することなし若し犯す者あれば、土官は公廨をして竹木を以

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て反撃せしめ其器物を悉く棄擲す、卑南覔社に犯せるもの及獸を捕獲し豚蹄を土官に與へざりしもの皆叛を以て論じ即時之を殺戮せり。

——此項臺灣府志評載——

食用の器具にカチャバルと稱する鉢形の盤や、キジンと稱する木匙の如き、古くより彼等が自用工藝・品として精巧なものが作られたらしい、カチャバルの如きは竹にて、編みし鉢であるが、これに汁薬を入れて水分が洩らない迄に作られてある、又たキジンの如き其柄に人形の彫刻を爲し、饗宴用に客と二人同飲の場合に用ふる木彫連續せる酒杯ラカジの如き、實に巧妙なる構圖より成つて居る、彼等は祖先時代より自用工藝品の製作に他の種族に比して、著しく進歩して居つたもので、彼等祖先時代の製作に成る木彫の器物の如き、編物細工、刺繍、織物の如き、實に立派な藝術的價値が認められる、而かも斯る誇るべき彼等の傳統的の工藝的技能も、物質文明の壓迫に依つて次第に亡びて行くは惜みても餘りあるが、幸にも山本鼎氏の主唱されつゝある、蕃人の是等の固有工藝を産業工藝に導きこれが保存の途を講せられんとの試みは、吾人の雙手を擧げて贊成しこれが速に具體化を祈るものである。

鹿を捕るに射獵すとあるは。此時代には銃砲を用ひず弓箭に依つたこと勿論である、猛獸を狩るには鏢ありて之を投げて的中すれば、柄より外れて其縛れる繩に依りて、柄の間に丁字形を爲しこれが地物に遮られて逸走し得ざるうちに射殺するものである鹿皮を以て衣服を作り又履を作つたことも、これに依れば古い昔しからであらう、蕃産物を以て鐵器や裝身具に用ふる珠類、鹽、布匹の類を求めたことも知らるゝし、嗶吱は舶來の毛織物でこれは絲に解き紋織の蕃布を織るの原料に用ひたものである、山を下る時に蕃刀を佩び、武器を手にして背にはシイカオなる網袋を負ひ、内に燻製の芋を入れ衣服は行く時は首に戴くとあるは、汗に濡さぬやうとの注意で市に近き處に至り、著裝するの風は私達が此當時蕃地旅行には常に見る所であつて、斯る風は百六七十年以前にも斯くの如きであつたのだ、木牌とあるは木製の楯のことで蕃名ラッタと云ふ、之は榕樹の板を以て作り表面に人面等の彫刻を施してある。

以下の府志の記載は蕃社に於ける制裁の慣例を示したものでこれ事實に的中して居る、其末文に卑南

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

覓社に犯せる者、と狩獵に對する酋長に對する貢供を怠つた者に對して、以背叛論即殺之と記されてあるが、思ふに往昔は此種族の酋長は封建制度の下にある、堂々たる專制君主の如き權力を有して居つたものゆへ、卑南覓即ちパカルカル方面に對する外交關係上、累を國際的他の部族に及ぼせし者、又慣習に依る酋長に對する服從的義務に背きし者に對し、嚴罰に處し以て其絶大なる權力を示したものかも知れない。

使槎錄の一節に傀儡蕃は動もすれば輙ち人を殺し、首を剃て去り其髑髏は金飾して之を寶とすとあり、又此臺灣史張湄の詩には、傀儡山深惡木稠、穿林如虎攫人頭、犁蠻社裏誰雄長、茅宇新添金髑髏とありて、何れも此地方の蕃人が往古より出草して馘首の風あるを言ひしものであるが、髑髏を金飾するとの事は漢人が何か誤り傳へたもので、社內の頭骨架に納めて之を保存するも、別に其頭蓋骨に何ものをも塗らない、其髑髏は石を積みし間に保存し置く爲に附近の山土が雨水で流れ、赭く土で染まれるものを見受く事がある、或は斯るものを誤傳したものかも知れない。

蕃俗六考に、蕃の貧なるは傀儡に如くはなしとあるが如く、パイワン族は其蕃地の廣袤に比し蕃民の數が著しく多い、且つ祖先以來多年濫伐の結果は森林の荒廢して草地となる處最も廣く、恐らくは臺灣各蕃族中に於ても生活難を感ぜるものであらう、而し古來より强勢なりしことは同文の記事に、而かも嵎を負ふて蟠踞す、昔より然り、紅毛と僞鄭と屢々剿除を思ふも、高きに居り險を負ひ數々戰へども利あらずして皆中止せり、近時は種類漸く多く野性馴らし難し、且つ幼より鏢刀を習ひ弓矢を拈る、鏢箭一たび發すれば輕禽狡獸も逸することなし兇頑にして殺人を嗜み實に化外の異類とすとありて、往昔より慓悍にして蘭人も鄭氏の時代にも討伐せんとして行ひ得なかつたらしい、清國政府の時代となつて光緒七年に淸軍の討伐を受け、大正三年には我警察部隊に依りて討伐された、私の友人槇寺佐市君夫妻及其子供ともこの蕃亂の犧牲となつて、リキリキ社內に於て蕃人の虐殺する所となつた、同君一家にして其三月前まで在住せしスボン社に居れば無事であつたらうし、又同君が永くリキリキ社に居つて同社蕃人の君の人物を知つて居つたならば決して殺さなかつ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たであらうが、返す〳〵も悼ましい極であつた、而しながら蕃人が此暴擧を敢て爲すに至りし眞因に溯れば決してこの兇行を責める理由を失ひ、事の玆に至りしを悲まざるを得ない、大正三年討伐後の同社は既に其後十星霜を經たが、私達が第二回目に探檢した二十五年前の同社の有樣にまで回復して居るまい。

リキリキ社は前にも述べた通り、南方に於けるパイワン族の大部落であるが、其元を尋ぬれば古い昔に大武山附近の今の蕃社よりも此の方から、數派の蕃人が移住し來つたものである、頭目チヤコチヤコ家は隘寮溪の流域から轉々移住しつゝ、ソチヤシユイの時代今の社より西方に當るカルピアンの地から移り來りて現在の處に蕃社を建てたのが此社の始であつて、其後恒春上蕃のチユルン家の祖先も一時此地に移住したが後に去つてチヤコポコホジユの地に遷つた、クナナオ社からカサギサン家が移り來つて之に加わりゝこの外に臺東方面からも其他各處から移住した連中があつて、社内はこの各派の所屬に依つて頭人との關係が分れて居るのみか、蕃社との關係も區々であるが大體に於ては對外の關係に於て一致を見るとの事である、元は此社の内から一部は率芒溪の奧に移住しコワバル社を建てゝ居るし、又チブツカダンから此社に移住し今は又同社に復歸して居る蕃人もある。

この社の蕃人は恒春上蕃とは内文社との關係から親密であり、北方ではカピヤガン方面とも好いが、隣接地の率芒蕃、北はパイルス社、ボカリ社、東はクワルス社等の蕃人とも古來種々の事情から仇敵として反目して居る、私達の行つた頃は南の率芒とクワルス方面とは和親でないにしても相爭ふて居らなかつたが、パイルス及びホカリ方面とは敵對して、この北方に向へる隣接蕃社には非常な警戒をして居つたのであつて、パイルス社の如き小社にてはリキリキ社を恐るゝこと甚しく、蕃社の周圍には木柵を作り、望樓を置き、壯丁は夜警して敵の來襲に備へて居つた、リキリキ社やボカリ社は大なる蕃社だけに蕃社には別に防備は施してなかつたが、敵蕃に接壤の地には竹串等を地上に植ゑて副防禦がしてあつた。

私達の入蕃の數日前、郵便遞送に出でし同社蕃人の一人がボガリ社蕃人の爲に馘首せられたので、其

遺族が私達一行が入蕃を好機として、大擧して敵社へ復讐に行くからお前樣達も其一行に同行して呉れと泣て要求したり、蕃人は彼か首を馘られたのは日本人の用事を勤めた故に、此遭難の不幸に會つたのだから、日本人はこの弔ひ合戰に我々蕃人の爲に參加して呉れと望んだ、蕃人の情としては無理からぬ事であるが、夫れとて報復戰を勸めて私共が御加勢もならぬので、只すら慰めてお祭に供ふべく一頭の豚を求めて與へた、翌日は社外のパリシの森にブリガオと共に遺族はお祭りに行つたとて、歸途私達の處に立寄つて禮を述べた、此人達は平民階級の蕃丁であるから其喪章も簡單であつた、巫女を除く總ての人々は忌中とて遠慮して私達の寓した頭目の家には入らず、戸外に呼びて遺族の主なる人々から謝辭を述べられた。

副業奬勵展覽會に於ける「臺灣品」の説明

殖産局商品陳列館

臺灣總督府殖産局附屬商品陳列館主催「副業奬勵展覽會」の出品物は別項時報欄所揭の如し、本島品(六百點)の外に參考品として內地品(六百餘點)南支南洋(三百點)合計一千五百餘點に及んだが、該出品物說明の中「臺灣品」に關するものを揭ぐれば次の通りである。

一 臺灣品

(一) 竹製品

(イ)竹材産額　大正十一年竹材の産額左の如し。

種別	數量(本)	價格(円)	主なる産地州別
桂竹	一二、四二〇、七五四	四二九、一九九	臺中三五%新竹、臺中、臺南
長枝竹	九九八、七九五	四七、九九一	臺東
刺竹	二、六八〇、〇九六	四〇三、七四五	臺中四〇%臺南、高雄
麻竹	九四、九五一	四一、一九六	臺中、臺南
緑竹	九六、二九〇	九、七二四	臺北、新竹、臺中臺南
孟宗竹	六、四八〇	一、〇六二	新竹
其他	六五八、八七〇	二三、八〇四	
計	一六、九四四、一九六	九五一、四〇七	

(ロ)竹細工産額　最近の産額七十五萬七千餘圓にして籠類三十二萬圓(籠類は芭蕉籠なり)其他四十三萬圓なり製作戸數四千五百戸從業員七千人に達す産額の最も多きは臺中にして全島産額の四割六分を占め臺南二割一分臺北一割三分の割合なり。

(ハ)貿易額　竹細工品として移出さるゝもの統計に就ては徵すべきもの莫く未だ大なりと云ふを得ず將來の問題に屬す。

原料竹として現在島外に搬出さるゝもの米國輸出六萬圓內地移出十萬圓なりとす輸入は主に對岸溫州より來るものにして線香用割竹、竹篾、竹葉等合して五萬圓餘に達す孰れも半製品なりとす。

(ニ)主なる竹細工生産狀況

一　家具類、寢臺、卓子、椅子、戸棚其他にして原料は主に桂竹を使用し主なる産地は嘉義、新莊、豐原、鹿港等なり大部分臺灣人向とす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　芭蕉籠　本島芭蕉の移出額激增と共に籠の製作さるゝ數頗る多數に上り芭蕉實の移出されしもの昨十二年百八十萬籠に達し其他の青果物を加ふれば二百萬籠に垂んとす其八割迄臺中州管内より搬出され、豐原、員林、南投は之が主なる籠の製造地にして豐原街のみを以てして三十萬籠價格十萬圓に達す嘉義管内は多く林内より産出す原料は刺竹にして賣價一籠三十五錢内外孰れも農家の副業たり工程は竹割（男）一人編成（女）二人にて一日八箇を製作す（昨十二年の本品産額五十萬圓以上ならむ）

三　農具　米羅其他の農具は主に豐原にして製茶用竹細工は新莊名あり。

四　笊、手提類　本島人向は各地に於て製作さるも内地人向は竹山庄に於て庄の授産事業として試みたるものにして役場員の熱心なる努力により笊及手提籠に相當なる作品を出すに至り又現在練習を了へたるもの約百名あり若し分業的に熟練せば相當發達を期し得べし手提は物指竹不合格のものを使用す尚笊は竹山に做ひ鹿港、苗栗、南庄、其他に於て製作されんとし内地移入品を驅逐しつゝあり。

五　竹細工土産品　竹根細工、菓子器、パイプ其他の土産品は多くは嘉義に於て生産さる。

六　織物芯竹及旗竿　神戸の竹熊會社が外國商館と契約し本島竹を米國に輸出し初めたるは二三年前よりなりしが引續き竹山竹南及苗栗より年二百五十萬本位の輸出をなしつゝあり。長さは八呎より十一呎三吋迄大凡六種あり産地に於て油拔をなし發送す本品の用途は織物の芯竹なりと云ふ其他内地に旗竿として時々移出されつゝあり。

七　尺竹　大正十一年總督府度量衡製作所に於て試作せしめたるに好結果を收めたるにより同所の物指材料は之を本島産に仰く原料は桂竹及び孟宗にして前者は三年より五年生周圍六寸五分乃至七寸を適當とし後者は八年生にして周圍平均一尺八寸に及ぶ現在竹山庄多く注文に應じ竹東竹南等より搬出す油拔きは所要の竹材を苛性曹達を混入したる釜に入れ煮沸せしむ物指寸法は本島のもの長短十五通りあ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り將來南支方面に輸出さるゝ望みあり現在東京小田原大阪等に移出しつゝあり。

八　簾　本島に於て製作せるは極めて最近の事に屬し試驗時代なり臺北市及苗栗郡下にて製作す尚苗栗、竹東、竹南等の各郡下に於て簾骨を內地に移出せんとしつゝあり一枚の所要原料一千本基隆渡し一圓十錢皮竹と肉竹とあり前者良好なり竹東のみにて十二年中三千五百枚分の簾骨を移出せり。

九　セメント樽輪　竹東にて製作し高雄淺野セメント會社の需要に應ずるものにて胴竹（二十七尺）口竹（二十一尺）共一箇月製作能力四十萬本あり。

十　提灯骨　本年二月より初めて竹東に於て之を試む一箇月五六十萬の生產あり名古屋、大阪方面に移出す。

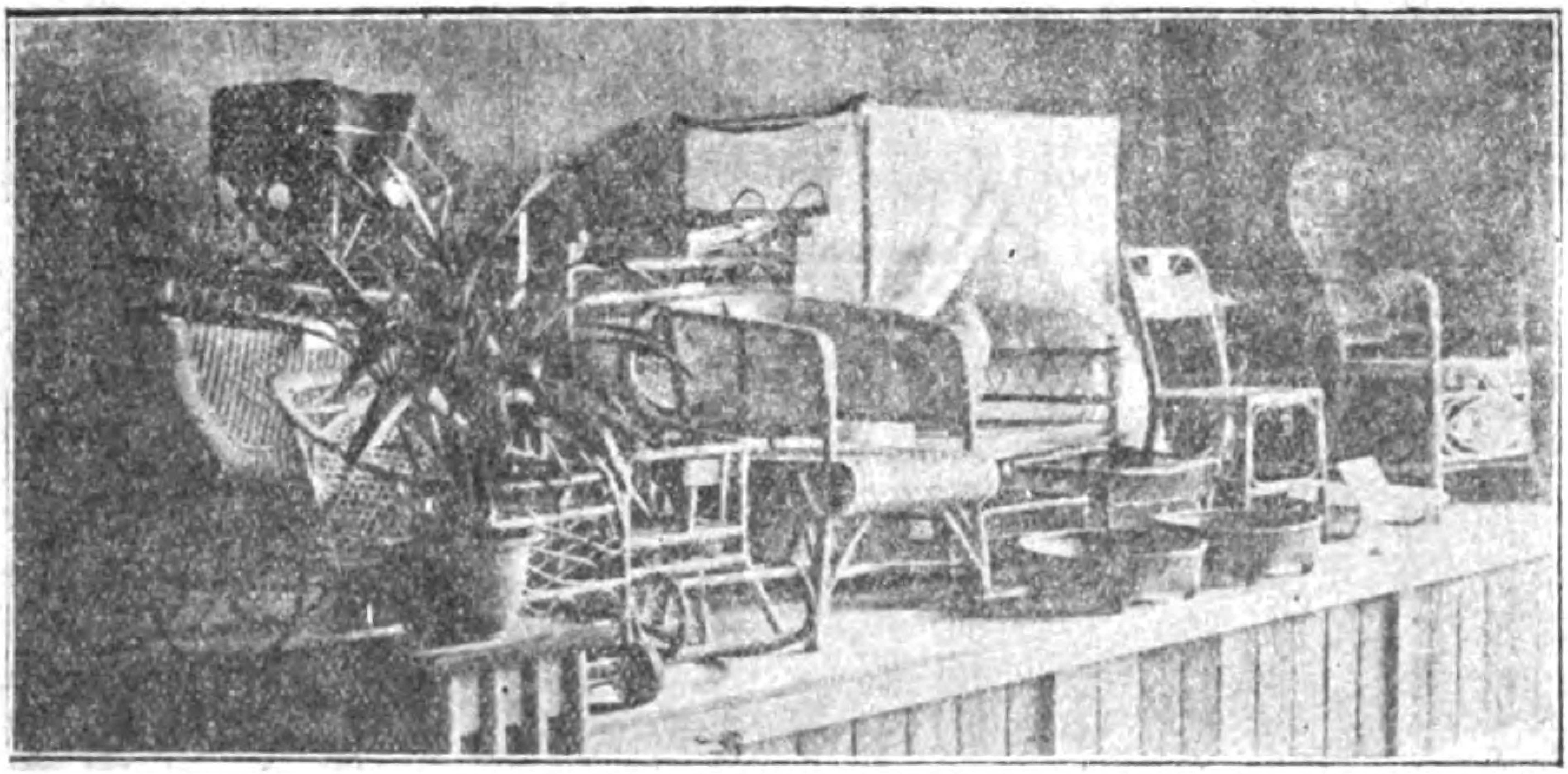

副業獎勵展に於ける臺灣品（籐製品の一）

十一　扇骨　各種製品の廢材を利用して竹東に於て製作しつゝあり本年六七月頃より竹山に於て製作し內地の注文に應ずる計畫あり。

十二　網代製品　臺北は之が主產地にして原料網代を支那に仰ぎ（普通幅四尺長さ六尺位）之に加工するものにして仕上は膠にて布きたる後ラックを數回塗り綠竹を硫酸にて燒く最近漆を用ふるに至りしかと生地の儘靜岡縣に搬出し同地にて仕上げするものあり年產四五萬圓見當なり尚最近新莊に於て原料網代を編成しつゝあり有望なり。

十三　竹笠　桃園、松山生を產地と

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して年二、三十萬個の生産あり臺灣農夫の用ふるものなるも安價なる爲め最近内地に移出さるゝに至れり(一個五、六錢)近時神戸にては少しく之に加工し常盤笠として販賣さるゝ由。

(二) 藺　製　品

一、七島藺蓆竝其他の藺製品

(イ)原料産額　七島藺原料の産額百六十萬斤八萬五千圓にして臺北、臺中兩州最も多く臺南、高雄之に亞く原料生産は十年來增減なきか但は員林を除くの外は廢地を利用するに過ぎざるが爲めなるべし但し最近内地人向青莚の發達異常なる爲め北投に於て栽培する者多からんとす。

(ロ)藺蓆生産狀況　臺灣人寢臺用莫蓙と内地人向藺莚との別あり前者を俗に七島藺蓆後者を青莚と稱す蓆の産額三十一萬枚價額十萬圓臺中州下員林臺北州下樹林最も多く青莚は臺北州下北投最も多く臺北市内に少許を生産するのみ藺蓆は現在以上大なる發展を期すること困難なるも青莚は内地に需要多く生産增加すべし。

(ハ)青莚の販路と特質　大阪、九州を主とす本島品は内地品の如く青味を帶ぶること尠きも褪色すること遲く耐久力強く將來頗る有望なり。

(ニ)七島藺の貿易　原料藺草の内地移出は七千餘圓藺蓆として支那より輸入するもの約五萬圓内外にして近時相當優良なる原料を福州より輸入しつゝあり。

(ホ)其他の藺製品移輸入竝生産額丸藺製疊表の岡山廣島縣より移入さるゝもの十九萬枚價額二十七萬圓其他包蓆として移入するもの十萬圓あり。

砂糖及茶箱包裝用として香港、廣東より輸入するアンペラ製包蓆は大正十二年千百五十萬枚價額百八十八萬圓の多きに及ぶ。

最近岡山より丸藺原料を移入し桃園にて疊表を製作しつゝあり二萬圓餘の生産に達す。

二、蠶　網

從來臺灣に於て使用せる蠶網は内地(愛知縣)より購入したりしもの最近北投及松山に於て製作するに至り殆んど移入せざるのみならず却つて兵庫縣長崎縣等へ移出するに至り臺灣内需要一萬五千枚内地移出五萬枚を製作するに至れり。

作業は頗る簡單にして婦女子一日十枚乃至十二枚

を編成す一枚價格四錢五厘乃至五錢にして之を移入したりし當時の十錢內外に比すべくも非ず。

三、麻裏草履

(イ)產額及產地　大正十一年製作高五十五萬足價額七萬八千餘圓に達す主產地は臺北州七星郡北投庄及高雄州岡山郡彌陀庄にして前者は總生產額の八割迄を生產す之に從事する婦女子の數約九百人あり此外臺北刑務所に於て生產するもの大約十萬足あり。

(ロ)原料　七島藺の優良なるものを青莚に使用し稍々太きものを草履に利用す裏付用には黃麻を用ふ。

(ハ)需給狀況　從來本島人向きのものを多く生產し全島に向け供給したりしか近時幾多の改良を經て內地人向を製作するに至り移出品として相當歡迎されつゝあり殊に

副業獎勵展に於ける臺灣品(籐製品の二)

震災後は東京地方より注文多し一足卸十五六錢位なり。

(三)　麻製品

一、苧麻製品

(イ)原料　大正十一年產額百七十萬斤價額五十四萬圓州別產額割合新竹五割七分多くは大湖竹東竹南郡下に產す次に臺北の一割八分にして宜蘭、羅東兩郡下に產し高雄、臺南兩州之に亞ぐ相場產地にて百斤三十圓より四十圓位なり。

(ロ)原料消費狀況

島內
- 一割二分　日華紡績會社麻絲製作用原料
- 二割六分　網絲、釣絲、苧麻布、其他雜用

島外
- 五割四分　支那「苧麻布として更に臺灣に輸入さる」
- 八分　內地(沖繩、鹿兒島、大阪)

(ハ)貿易　製品半製品の輸移出入左の如し。

移出　麻絲　三十八萬圓　日華紡績會社製

輸入　苧麻布四十三萬圓
苧麻綿布十五萬圓
計　五十八萬圓　泉州、厦門、興化汕頭より

此外沖繩行苧麻布十六萬圓あれど多くは汕頭泉州より本島を經由して輸出さるゝものにして更に內地より麻製品として移入するもの二十六萬圓あり主に上布なり。

(二)島內生產狀況

一　苧麻絲　日華紡績會社は原料を多く新竹州大湖郡產に仰ぎ工場設備は五千二百錘を以て盛に生產しつゝあり製品番手(麻絲番手にて)は二十番手より百六十番手迄にして多くは福井金澤、名古屋等の機業地に移出され上布、透綾生平、帷子其他多方面に使用され近來絹絲及毛織物等に混用さるゝ傾向あり本品は一種の光澤を有し强靭にして且緊縮せざる特質あり

二　生地苧麻布　臺北市宜蘭紡績會社に於て生地苧麻布を丸絲工場に於て洋服地を製作しつゝあり原絲は日華紡績より供給さる。

三　苧麻布(緋)　原絲を日華紡績及手紡き絲に仰ぎ中央研究所に於て試驗的に手織機にて製作しつゝあり追て副業として地方に及すべきか

四　網絲　網絲製作の盛なるは淡水、新莊、鹽水北門、東港等海岸地方にして一日七、八錢の工賃に甘んじ婦女子之を紡ぐ。

五　苧麻綿布　鹽水街にて新らしき試みとして苧麻綿布を織り出しぬ縱絲を綿絲とし橫絲には三四割の苧麻絲を混織す。

二、黃麻製品

(イ)原料竝用途　島內產額四百八十萬斤價額五十一萬餘圓にして臺中州下最も多く(全島產の三割八分)臺南(二割七分)臺北(一割四分)高雄(一割二分)新竹州(八分)を產す原料の大部分は島內に於て消費さる內地移出は七十六萬圓にして全產額の二割に滿たず神戶、沖繩、大阪等に移出され疊絲其他に用ひらる島內に於ける用途は其約二割を臺灣製麻會社に供給するの外農家の副業として舊式にて黃麻布を織り袋となし雜穀茶其他を入るゝに用ひ疊絲竝葬式用衣服も本麻を用ふ其他之を繩とし擔籠の紐とするもの結束用として用ひらるゝもの尠なからず。

(ロ)原料及製品の需給

搬出　八十二萬圓

內地移出	原料	一二七、八二〇円
	麻織物	五五〇、二二一
	麻袋	一四〇、四八〇

搬入　百五十四萬圓

移入	(神戶)麻袋	五六二、〇二〇円
輸入	原料(印度)	七一四、二二〇
	黃麻線(廣東)	二七、五三四
	黃麻布(汕頭、泉州)	三九、〇四〇
	麻袋(香港、上海、大連)	一九八、六九九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（八）麻織物生産状況

一　豐原製麻會社　島内原料は買付困難なるにより漸次印度産を用ふるに至る會社購入原料相場は島内産皮付百斤五、六圓皮剝九圓内外印度産下等物十五圓精製品十八圓位にして製品はヘシアン二十八萬圓帆布二十三萬圓麻嚢二十三萬圓麻絲五千餘圓計七十五萬圓なり用途はヘシアンは荷造用として綿紡會社に多く用ひられ帆布は郵便行嚢セメント袋テント等に用ひらる。

二　雜穀用入袋織物　極めて原始的機械により農家の婦女子之に從事す臺中臺北最も多し。

三　黄麻綿布最近鹽水街にて綿絲に混織しつゝあり。

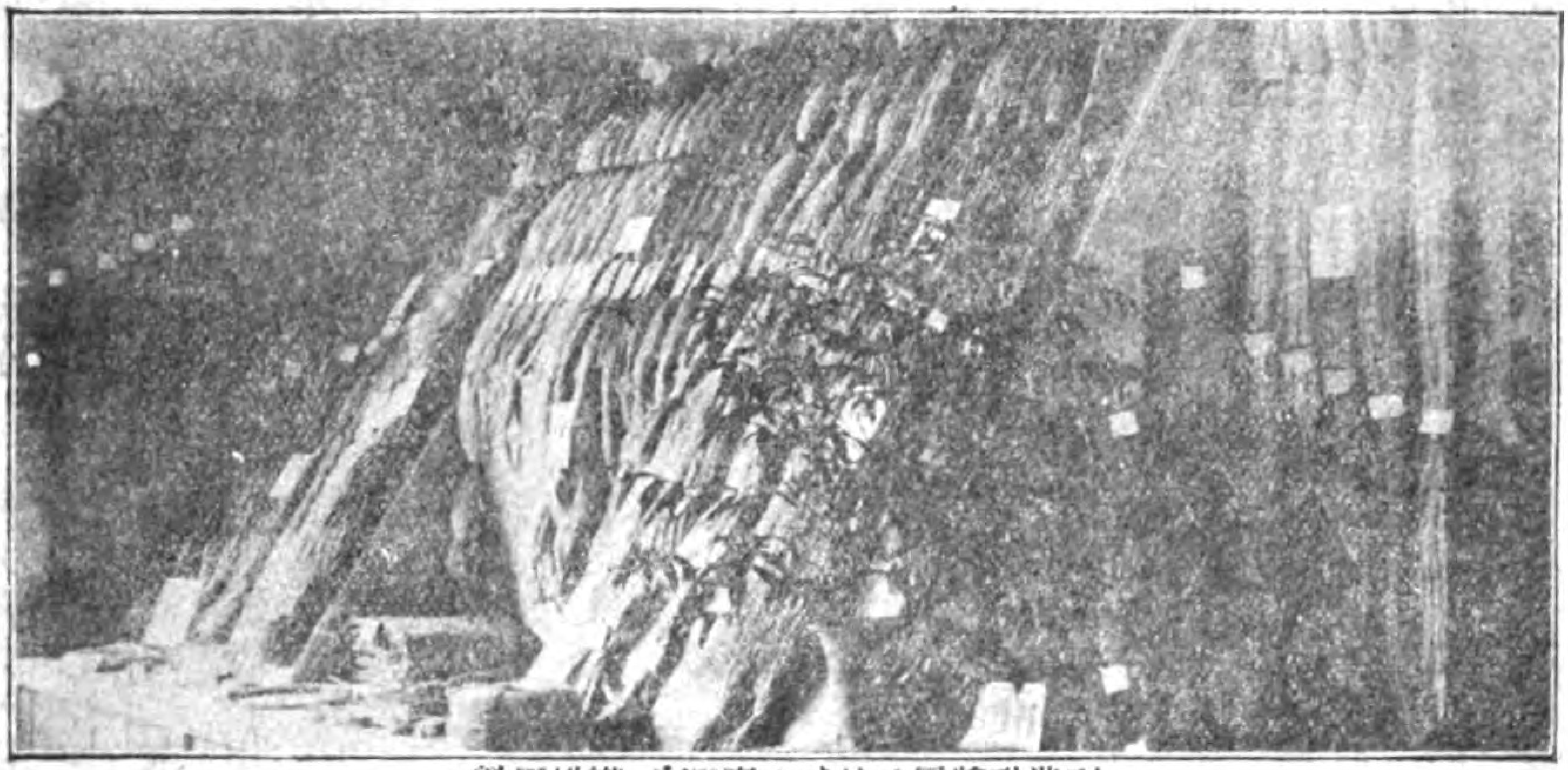

副業勵獎展に於ける臺灣品（纖維原料）

四　疊絲及疊緣　疊表用麻絲の需要さるゝもの相當多く臺中州員林産之に適す疊緣は輸入苧麻布に染色したるものなり島内及内地に需要さる。

三、鳳梨布及芭蕉布

（イ）鳳梨布　原料は員林鳳山に産し鳳梨布は海山郡員林郡及鳳山郡に於て生産さるる價額三千五百圓なり此外原料として輸出さるるもの三萬五千斤二萬圓餘あり汕頭に向ふ。

（ロ）芭蕉布　芭蕉布は宜蘭に於て織絲を經とし芭蕉纖維を緯に織込みたるもの鳳梨布と共に本島人夏服並下衣に適す最近景尾に於て機織さるる員林地方に於て農家の副業として目論まれつゝあり年産額二千圓位。

（四）　籐細工品

（イ）原料産地　大正十一年中の籐生産額は丸籐割籐合せて百四十萬斤十六萬圓とす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

主產地は高雄州管内にして全島產額の三割一分を占め新竹、臺南、花蓮港の順位を以て各州廳管内に產す。

（ロ）結束用割籐　砂糖アンペラ包裝用として使用さるゝもの一箇年推定需要數三百萬本乃至五百萬本に及ぶ幅三分長さ十三尺五寸、十五尺、十八尺の三種あり旗山及嘉義產之に適す臺灣產籐の約三分の二を之に充つ。

（ハ）細工用割籐　原料籐中先の白き部分にして艶あり柔軟なるを良しとす南部產は艶幾分劣る。

（ニ）籐細工品　年產額十五萬圓にして之に從事するもの五百人あり臺北最も多く全島產額の約六割に達し臺南、臺中之に亞ぐ製品の種類はバスケット、椅子、トランク、卓子其他にして技術年々熟達しつゝあり。

（ホ）貿易額　內地に於ける砂糖の包裝用として移出さる割籐五十八萬本價格十一萬六千圓船舶用籐繩材料として對岸に輸出さるもの十四萬本價額二萬圓あり細工品として移出さるもの八、九萬圓ならむ細工用籐は本島產品不足のため香港より年々輸入するもの六萬六千圓に達し本島籐細工の約八割は之に依つて製作しつゝあり其他乳母車及籐表內地より移入さるゝもの二萬圓位あり。

（ヘ）籐表　現在臺灣に於ける籐表の編成は臺北市及竹南郡頭分庄竝嘉義郡北港街に於て試みつゝあり原料は香港より丸籐を輸入し之を割くと內地より移入するものとあり產額未だ大ならず尙臺南市は授產事業として本年度に於て講習會を開く由

（五）棕梠製品

一、簑及繩（臺北市に於けるもの）

（イ）產額　統計の徵すべきもの無く適確なる調査を爲し得られざるも本纖維は雨に强く雨天に際しては農夫苦力孰れも之を負はざるものなき有樣なり臺北市內のみにて本業に從事するもの約四十名住するより察すれば年產六七千枚を下らざるべし其他繩として垣根用、帆船用及結束用として使用さる外はタワシ又は臺灣人の下駄鼻緒に使用さるゝに過ぎず。

（ロ）原料　原料は新店三峽大溪方面產のものを使用する外對岸福州、溫州等より輸入するものにして品

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

質は福州產本島產伯仲の間にあり溫州產稍劣る這は採取調製の方法粗雜なるか爲めなり臺北に於ける相場は前者百斤二十圓より二十四五圓後者は十六七圓の間を上下す。

(ハ)輸入商　臺北市元園町蔡阿毛及同所吳章妹。

(ニ)價額　簑一枚二圓五十錢より七圓位迄あれど普通三圓位のもの多く使用す。

(ホ)販路　臺北州、新竹州、花蓮港、臺東方面にして昨十二年內內地に移出を試みたるものありとの事なり。

二、箒(山棕梠製)(嘉義街)

(イ)原料　嘉義郡下の山間に野生し相當豐富なる見込なり價格は原地に於て百斤二圓乃至四圓嘉義街に於て四圓乃至七圓なり。

(ロ)價格　改良せるものは短柄のもの百本十四五圓長柄のもの同二十八九圓なり。

(ハ)沿革　極めて最近の發見に係るものにして價格の低廉なるにより從來內地に仰きたりし棕梠箒を驅逐し却つて內地移出を試みんとするもの續出するに至れり。

(ニ)運賃　大阪迄の運賃は短柄のもの一本に付四錢長柄のもの六錢。

(ホ)製作者　嘉義街西門外表石明

(ヘ)販路　全島並大阪

(六)藁製品

本島に於ける藁製品は最近の勃興に係り急激なる發展を遂げつゝあり詳細なる統計なきを遺憾とするも最も盛なるは彰化、鳳山、淡水、北投等にして以上四箇所の生產狀況を本として記述すべし。

地名	叺	莚	縄	計
彰化	円一一、〇二五	円二四、七五〇	円三一、六〇〇	円六七、三七五
鳳山	一七、〇〇〇	—	七、〇〇〇	二四、〇〇〇
淡水	一〇、〇〇〇	—	六〇〇	一〇、六〇〇
北投(士林、松山、共)	四四、九七六	—	—	四四、九七六
計	八三、〇〇一	二四、七五〇	三九、二〇〇	一四六、九五一

以上は概算なれど大差なかるべし彰化郡の製造狀況は叺及莚に於て婦女子の副業的に從事するもの三千餘名に達し末宗工場に於て之が製作品を買收し仕上けを同工場に於て爲しつゝあり各地の製糖會社に供給す亦北部產は基隆肥料會社其他に鳳山產は高雄の肥料會社に納入しつゝあり叺一枚價格十三錢內外

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

農事會議の議案

總督府殖産局

別項時報欄所掲農事會議に於ける議案は左の通りである

▲農事試驗に關する事項

殖産局提出

協議事項

(一)中央研究所農業部及各州試驗場を連絡し共同施行を要する試驗事項如何

(二)重要農作物に對し豐凶考照試驗を繼續施行したし、作物の種類試驗方法、報告期日等につき協議したし。

(三)玄米、籾の貯藏、試驗に關する件。

(四)水稻坪刈方法決定に關する件。

(五)主要農作物、畜産品の品評會審査法に關する件。

指示事項

(一)試驗事項は大局に留意し州、廳又は本島の經濟狀態に鑑み有效適切なる事項に主力を注ぐを要す。

(二)農事試驗場の事業は行政官廳又は農會の施設事業と連絡を保ち重複、背馳等なからしむるを要す。

(三)重要農作物の栽培改良に關し研究調査を怠らざることを要す。

(四)農事試驗施行に際しては常に經濟的考査を怠らざるを要す。

(五)行政官廳と連絡を保ち農業技術員及農業者の知識向上に關し努力するを要す。

(六)園藝作物栽培法の改良と共に品質の向上に努力するを要す。

(七)内地種米耕種法の研究を要す。

(八)各地方に於ける輪作及作物の配合の研究を要す。

(九)農用器具機械に關する調査研究を要す。

(一〇)家畜家禽の在來種の調査研究を要す。

(一一)試驗飼育の種豚竝配付種豚は豚虎列剌豫防液を注射することを要す。

(一二)牧草の地方的試驗を要す。

(一三)貸下種牛より生産したる犢殊に純粹シンド種の育成を要す。

希望事項

(一)甘蔗栽植に關する試驗を施行せられたし。

(二)甘蔗栽培に關する經濟的試驗を施行せられたし。

(三)甘蔗豐凶考照試驗を施行せられたし。

中央研究所農業部提出

協議事項

(一)農事試驗及調査方法に關する件。

(二)共同又は委託試驗に關する件。

新竹州提出

協議事項

(一)豐凶考照試驗に關する件。

(二)肥料試驗に關する件。

(三)種籾の交換に關する試驗。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（四）籾貯藏に關する試驗。
（五）水稻內地種栽培試驗に關する件。

臺東廳提出

希望事項

（一）中央研究所農業部分場を設置するか又は農會に補助金の交付を受けて試驗實施せしむることにする。

臺北州提出

希望事項

一、米種改良限定品種中異名同種を研究すること。
二、內地種水稻の第二期作適否試驗施行の件。
三、改良種の配付後に於ける退化現象につき研究の件。
四、肥料試驗に關する件。
五、龜甲龜驅除に關する件。
六、料花害蟲驅除研究の件。
七、料花の香水利用研究の件。

▼米種改良に關する事項

諮問事項

（一）各州に於ける內地米栽培沿革現況及將來に關する意見を問ふ。

同協議案の一

臺灣米種改良事業要項

（一）中央研究所農業部、州立農業試驗場、州及州農會育種場の育成せる新品種又は島外若くは島內他地方より取寄せたる品種を米種改良の原種として蕃殖配布せんとするには少くとも連續三箇年間地方試作を施行し其成績優良なる者に限ること。
（二）農家個人に於て單獨に中央研究所農業部州立農事試驗場州及農會育種場の育成せる新品種又は島外若くは島內地他地方より取寄せたる品種を試作せんとするものありたる場合は成るべく之が便宜を計り其の成績は地方試作に準じ之が觀察を怠らざること。
（三）地方の試作の方法は五區制一區三坪以上とし之が成績を平均算法に依り比較すること。
（四）地方試作若くは之に準ずる試作若くは之に準ずる試作の成績優良なる品種にして米農多數の贊同を得たるものは限定品種となして之が蕃殖普及の計畫を建て漏なく希望農家に配布すること本計畫には其改良すべき年期方法規約等を詳記するものとす。
（五）現在品種を淘汰限定し其內容の精選淘汰による限定品種を希望する者に對しては第四項の方法を參酌し計畫を建て規約を定め年期を限り漏なく希望農家に配布すること。
（六）第四、第五兩項の方法を混同併用すること。
（七）第五項の場合に於ける品種限定品種內容の精選淘汰及蕃殖の方法は左記の如くすること。
（イ）品種限定は改良區域內に在る米農全部と協議して之を決定すること。
（ロ）限定品種內容の精選淘汰は穗選及一本植に依ること。
（ハ）第一回番を一本植とすること。
（ニ）以上各項の要旨に依り州又は州農會は具體的計畫を定め現行米

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

種改良年次の結了さ共に更に改良に着手すること。
(ホ)各州は前項具體的計畫を總督府へ進達すること。

協議案の二

米種改良事業要項に基き之が實施上左の各項に就き協議したし。

(一)米種改良年次の件
(二)改良區域單位の件
(三)地方試作田經營の件
(四)蕃殖田經營の件
(五)蕃殖田種子採取調製の件
(六)種子交換配布方法の件
(七)浸種播種監督の件
(八)職員配置及勤務に關する件
(九)米種改良實行機關に關する件

▼農業基本調査に關する會議附議事項

諮問事項

一、農業基本調査事業中目下調査中の主要農作物生產調査、農產物需給竝農業金融調査、肥料需給調査の諸調査進捗狀況如何。
農業基本調査事業は本年度を以て一先つ終了の筈なるを以て能ふる限り速に之を取纒むる必要あり提出期日の經過したるものに就て其進捗狀況を問ふ。

協議事項

一、農業組織竝農產適地に關する調査

臺灣總督府編纂
臺灣事情
大正十二年版
定價二圓(送料共)
發賣所・臺北 新高堂

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

恭次竹窓督憲茶話會席
上惠示瑞韻賦呈

天籟 小松 吉久

綠陰掩映碧窓紗。或淡或濃疑翠霞。
對此滿園幽邃景。明公手錫雨前茶。
嘉木千章映碧紗。窓櫺面面欲蒸霞。
愧無佳句抒幽賞。空沁詩脾絕品茶。
節樓會客捲氷紗。雨後綠陰堆翠霞。
下士情殷奚用說。餘甘先味一甌茶。

蒙督憲招待全島詩人於官邸
謹賦并乞誨正

凌桂 許 廷 光

難得春吟時雨來。籠紗節度句先催。
經綸舊治稱三善。鴻雪敲詩又一回。
賓客梁園賡燕樂。清新開府愛羸才。
謳歌應讀南薰集。解慍阜財兩不猜。

敬次 瑞韻呈正

浴日雲光烘絳紗。別饒春色駐仙霞。
恩波鈴閣重承寵。慰渴猶酩拜賜茶。

同 逸雅 洪 以 南

珠圓玉翠滿囊紗。東閣薰風醉紫霞。
霖雨宏施適餘趣。吟詩作賦品香茶。

同 雪漁 謝 汝 銓

人心如染變絲紗。欲絕紛囂枕碧霞。
茅屋夕陽流水外。靜刪吟稿飲香茶。

同 潤菴 魏 清 德

雨餘新綠透窓紗。十丈詩箋五色霞。
長記薰風鈴閣上。旗槍四月試春茶。

同 石崖 林 佛 國

南薰佳句記籠紗。又看新詩賦落霞。
最喜清時能下士。松濤石鼎共煎茶。

同 寄園 劉 克 明

蕉青雨歇透窓紗。坐倚闌干仰彩霞。
何幸微軀承下問。情恩濃厚勝紅茶。

同 筑客 張 純 甫

及時霖雨濕輕紗。酒後微吟醞臉霞。
正有枯腸須待潤。薰風鈴閣聽烹茶。

同 黃 純 青

雨過蕉窓潤碧紗。催詩有興賦流霞。
沁脾我愛烏龍種。一首吟成一椀茶。

同 楊 嘯 霞

氤氳瑞氣繞窓紗。鈴閣群仙賦彩霞。
拜誦主人章句好。詩清都爲飲多茶。
催詩細雨濕輕紗。醉把瓊巵映晚霞。
此日文筵深愛客。儒生得享九華茶。

恭呈竹窓督憲閣下郢正

鄭 濟 卿

長民早已樹官聲。鼓腹謳歌出至誠。
十載重來春有脚。更爲霖雨慰蒼生。

同 鄭 十 洲

兒童竹馬又瞻韓。共認當年好長官。
重撫琴心和緩急。舊調羹手識鹹酸。
人登極地山同峻。政盼春江水不瀾。
東閣今朝啓文宴。願敎寒士盡歡顏。

同 幼香 鄭 神 寶

羣黎久已沐恩深。有脚陽春喜再臨。
四野蒼生無菜色。五州遍地盡棠陰。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

早施惠政欣猶在。重布仁風感不禁。
愧我無才難頌德。幾回擱筆自沈吟。

同　　鄭玉田

安全提唱震寰球。爲國爲民熟慮周。
千古重添循吏傳。一生長與管城侯。
劍潭波靜心如水。紗帽山青日倚樓。
最是九重肱股倚。雄藩坐鎭古瀛洲。

同　　林幼侯

人間幸有再來春。降貴班聯翰墨因。
應識朝廷重文化。經營南國備儒臣。
開府南方重要津。政兼寬猛治黎民。
同化願體綸音旨。無使向隅尙有人。

同　　鄭香圃

三百萬人民安樂。人言督撫爲官好。
隻手扶輪揚大雅。儘有政聲聲載道。
漫笑羣鴉噪鳳飛。從此文學振鯤島。

同　　李逸樵

鈴閣重開敞綺筵。扶持文化賴高賢。
瀛東草木沾新澤。載道碑應衆口傳。

同　　黃潛淵

鈴閣賓筵共壺觴。瞻韓時雨望爲霖。
階前咫尺揚眉地。廣厦萬間庇士心。

同　　鄭炳煌

連翩裙屐謁朱門。滿座歡然笑語溫。
喜見群星朝北斗。還同文士集南轅。
巍巍仁德敷三島。穆穆融風鼓七鯤。
從此臺民振文化。竹風蘭雨亦沾恩。

同　　曾少訓

櫛風沐雨化斯民。棨戟重臨治績新。
首唱安全三島遍。扶持大雅四時春。
風高冠竹仁聲著。日麗召棠美蔭勻。
我欲買絲爭繡像。願教龍馬更精神。

同　　鄭蘊石

大開東閣敞賓筵。喜結當年翰墨緣。
回首栢梁同詠日。衆星佳句上雲箋。
碧闌干外一茆亭。文酒杯浮竹葉青。
點綴平泉詩景好。閒看池畔鶴梳翎。

同　　綠野簡朗山

鳥松閣裡憶當年。容易光陰歲月遷。
談茗堂中懷舊澤。吟詩席上寫新箋。
春風化雨霑花草。旭日扶桑樂寶絃。
謹誌明公金石語。人生第一是安全。

同　　臺禪鄭永南

錦帳春風聽壤歌。重來笑理舊山河。
即今文化多遷善。上下同心意氣和。
韻事聯吟啓綺筵。春風花草頌平泉。
鳥松閣裡叨陪末。一醉恩深己十年。

同　　式垣黃守謙

階前尺土任嬉遊。敢謂揚眉吐氣秋。
高閣鳥松曾仰止。文章泰斗韓荆州。
都因吟咏入園庭。繞徑氤氳德比馨。
臺閣風光欣賞日。酣春柳眼盡垂青。

同　　簡祖烈

化日光天正此時。縱無儋石亦怡怡。
海隅雨被春風澤。畛域無分萬口碑。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　呂傳琪

久欽德政仰蜚聲。此日龍門幸識荊。
東閣春風寒士暖。南瀛化雨野莪菁。
臨軒愧我無長策。抱雅知公頌太平。
且喜同仁融畛域。棠陰廣覆及書生。

同　黃全發

春風化雨柳眉舒。滿腹經綸富五車。
威鎮南疆施善政。名重北闕蒙嘉譽。
十年復澁歎如舊。兩度聯吟興未除。
瀛島遺民羅致盡。不教彈鋏食無魚。

同　蔡子昭

莫問蓬萊水淺清。謳歌人競慶昇平。
海疆別有桃源在。鷗鷺無猜夢不驚。

同　黃欣

東閣分題得句遲。瀛州仙客舊容儀。
風雲對岸方兵革。壇坫三臺廢鼓鼙。
脫略形骸頻飲酒。難忘結習又敲詩。
文光此日冲霄漢。意氣飛揚百健兒。

同　趙鍾麒

花草平泉雨露新。登堂人煦笑涵春。
鳳凰枝下歌鶯燕。一片和聲樂聖仁。

同　蕉鹿　羅秀惠

制臺宮教播皇仁。鼓吹文明氣象新。
大集南薰傳雅頌。昔時東閣記延賓。
風醇不倘輶軒采。民近何妨詩酒親。
舊屬謳歌重獻曝。不拘體韻寫天眞。

同　趙劍泉

春風駘蕩雨絲絲。東閣櫻花爛漫時。
到此吟情淸不俗。冰壺滌筆細敲詩。

同　黃比南

享禮從嘉會。筵開北海尊。文冠逢盛世。飽德是天恩

同　黃谿荃

裙屐聯翩集北州。龍門高會是淸游。
彬然大雅三千士。卓衛巍峩百尺樓。
翠巘臨池忘源暑。涼風吹雨似初秋。
騷人不覺添吟興。終日無辭唱酒籌。

同　洪坤益

開府虛懷愛士深。南薰大集振瑤琳。
催詩官閣需時雨。花木同欣傳說霖。

同　鄭作型

內政旣無差別分。田夫士庶自忠勤。
總教國產多繁殖。督課農桑輒有聞。

偶逢開勝會。赴召謁明公。禮樂衣冠重。文章道德隆。百官皆學士。衆客盡詞雄。自顧惟持己。忠勤洽聖衷。

同　許藜堂

彩繪昇平宴。衣冠滿座中。詩情長捧日。文化試觀風。士節千秋重。仁心一視同。絃歌賡帝澤。草野沐恩隆。

同　龔顯升

幸得逢高會。春風醉綺筵。登龍欣此日。倚馬感華年。海外文章盛。爲有主人賢。

同　王國材

盛世逢高會。衣冠禮樂隆。春風吹野草。化雨及幽叢。大業千秋重。皇仁一視同。恩波盡遐邇。治績遍瀛東。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■四月

▼二十二日
□臺北商工會、米國排日案の通過に對し米國民をして反省遷善の實を擧げしむべく帝國政府に於て適當の策を講ぜられんことを望むとの決議を爲し總督を經て提出出願す。
□總督府評議會特別委員會は祭祀公業に就き審議し二十三日成案を得て答申す。
□海軍特命檢閲使財部大將一行馬公に來る。
▼二十四日
□臺灣正米市場、向ふ二十年期間を以て許可せらる。
□基隆高等女學校開校式。
▼二十五日
□全島詩人百九十餘名大稻埕江山樓に吟會を催ほす。
□大每野球團來る。
▼二十六日
□內田總督全島詩人百九十餘名を官邸に招待して茶話會を催ほす。
□專賣局專賣品展覽會開催。
▼二十七日
□內田總督主催財部大將小松侯爵を官邸に招待す。
▼二十八日
□臺灣神社月次祭執行
▼二十九日
□總督府に地方長官會議を開く。
▼三十日
□濁水溪以北戰病死軍人軍屬及警官招魂祭を臺北新公園に擧行す。
□總督府醫學專門學校卒業證書授與式。

■五月

▼三日
□賀來長官東海岸視察の途に上る（十六日歸府）
▼七日
□殖產局主催副業獎勵展覽會を商品陳列館に於て開催。
▼九日
□久邇宮御一家京都華族館へ台臨。
▼十二日
□殖產局主催農事試驗協議會を總督府に開く。
□全島郵便主任會議を遞信局に開く。
▼十五日
□米穀改良會議を總督府に開く。

人事消息

自四月二十一日
至五月二十日

▼原明治郎氏（外務省商務官）二十一日出發歸任。
▼津久井誠一郎氏　二十四日對岸に赴き五月十日歸臺。
▼赤石定藏氏　五月三日內地へ赴く。
▼高田富藏氏（同上）
▼吉田平吾氏（同上）
▼ユーカース氏（米國茶珈琲雜誌主筆）　本島茶業視察の爲め來臺。
▼和田一次氏（法務部長、本誌編纂委員）三日內地に赴く。
▼賀來總務長官　五月三日東海岸視察の爲め出發、同十六日歸府。
▼內田總督　宮中御饗宴に參列の爲め五月十九日上京。
▼小林祕書官　五月十九日上京。
▼相原高等法院長　司法官會議に參列の爲め五月十六日上京。
▼菅野檢察官長　同上
▼佐藤正俊氏（市街庄課長、本誌編纂委員）十六日內地へ赴く。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼宮島元治氏 十九日内地へ赴く。

▼川崎軍治氏 同上

任命

自四月十六日
至五月十五日

▼四月一日

公立中學校教諭 三屋靜

補嘉義中學校教諭、嘉義中學校長事務取扱ヲ命ス

▼四月十二日

州技師 重松英太

大阪、京都、福岡、大分ノ二府二縣下へ出張ヲ命ス

▼四月十四日

州警察醫 太田眞三次

東京、神奈川、愛知、福岡ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

州理事官 本山直枝

東京市及熊本税務監督局管內へ出張ヲ命ス

州理事官 中村秀穗

東京市及仙臺税務監督局管內へ出張ヲ命ス

▼四月十七日

測候所技師 近藤久次郎

上京ヲ命ス

▼四月十日

高等商業學校教授 小此木爲二

任東京商科大學附屬商業專門學校教授

▼四月十七日

總督府技師 稻垣穎儀

依願免本官

▼四月十九日

公立高等女學校教諭 大岩のぶ

任公立高等女學校教諭、補臺南第二高等女學校教諭

▼四月二十一日

參事官 鼓包美

總督官房文書課長下村充郎不在中代理ヲ命ス

鐵道部技師 小山三郎

門司、東京、札幌ノ各鐵道局管內へ出張ヲ命ス

公立高等女學校教諭 大岩のぶ

依願免本官

▼四月二十二日

總督府事務官 富田松彦

上京ヲ命ス

師範學校教諭 西巻南平

東京、京都、新潟、三重、福岡ノ二府三縣下へ出張ヲ命ス

▼四月二十四日

警務局長 尾崎勇次郎
臺南州知事 松井榮堯
新竹州知事 佐藤勤
（各通）

史料編纂委員會評議員ヲ命ス

總督府事務官 田端幸三郎
總督府事務官 中瀬拙夫
總督府事務官 戸水昇
（各通）

史料編纂委員會委員ヲ命ス

州理事官 篠崎正

臺北第二高等女學校長八木沼源八病氣引籠中代理ヲ命ス

公立高等女學校長 田川辰一
公立高等女學校長 濱武元次
（各通）

朝鮮、滿洲及北支那へ出張ヲ命ス

▼四月二十八日

高等商業學校教授 室田有

補高等商業學校生徒監

高等商業學校教授 林恒吉

高等商業學校生徒監ヲ免ス

遞信局長 吉田平吾

東京及名古屋遞信局管內へ出張ヲ命ス

▼四月三十日

臺灣神社宮司 山口透

東京、京都、三重、大分、福井ノ二府三縣下へ出張ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼四月二十四日
公立中學校教諭兼高等學校教諭　小田四郎
公立中學校教諭ニ任ス
▼四月三十日
醫學專門學校教授　日野一郎
依願免本官
▼五月一日
醫學專門學校教授　安達島次
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
兒玉三次郎
新竹州協議會員ヲ命ス
總督府屬　山岡英
兼任州理事官、新竹州勤務ヲ命ス
總督府屬兼州理事官　山岡英
依願免兼官
▼四月二十九日
公立高等女學校教諭　廣松眞臣
臺北第三高等女學校長田川辰一不在中代理ヲ命ス
▼五月三日
警務局長　尾崎勇次郎
警察及監獄職員語學甲種試驗委員ヲ命ス
總督府事務官　古木章光
臺灣電力株式會社監理官富田松彦不在中代理ヲ命ス
總督府事務官　大澤清高
財務局主計課長富田松彦不在中代理ヲ命ス
遞信局事務官　上原松次郎
遞信局庶務課兼務ヲ命ス
陸軍少將　渡邊金造
史料編纂委員會評議員ヲ囑託ス
陸軍步兵大尉　三浦忠次郎
史料編纂委員會委員ヲ囑託ス
陸軍少將　佐藤少次郎
史料編纂委員會評議員囑託ヲ解ク
陸軍步兵大尉　森岡皐
史料編纂委員會委員囑託ヲ解ク
新竹州知事　佐藤勸
史料編纂委員會委員ヲ免ス
總督府技師　和田彦作
支那廣東ヨリ東京、京都、靜岡ノ二府一縣下へ出張ヲ命ス
公立中學校教諭　三屋靜
兼任公立中學校長、補嘉義中學校長、嘉義中學校長事務取扱ヲ免ス
總督府屬　鈴木秀夫
兼任專賣局事務官
總督府屬　石川定俊
兼任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭　八木沼源八
依願免本官並兼官
公立高等女學校教諭　島袋盛範
依願免本官
州理事官　篠崎正
臺北第二高等女學校長事務取扱ヲ命ス
總督府事務官　深川繁治
遞信局長吉田平吾不在中代理ヲ命ス
臺北州知事　高田富藏
東京府及兵庫縣下へ出張ヲ命ス
▼五月五日
公立實業學校長　柳川鑑藏
東京、奈良、熊本ノ一府二縣下へ出張ヲ命ス
▼五月六日
總督府技師　上野忠眞
東京、秋田及鹿兒島ノ大林區署管內へ出張ヲ命ス
遞信事務官　分島薫
下ノ關へ出張ヲ命ス
▼五月八日
總督府事務官　內田隆
殖產局商工課兼務ヲ命ス
總督府事務官　今川淵
專賣局技師　笠島孝作
（各通）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上京ヲ命ス

高雄州知事　富島元治

東京、京都、兵庫ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス

▼五月七日

公立中學校教諭
兼公立中學校長　大木俊九郎

任公立中學校長兼公立中學校教諭

公立中學校教諭　前藤信雄

任公立中學校教諭、補新竹中學校教諭

公立實業學校教諭　矢野速吉

任公立中學校教諭、補臺北第二中學校教諭

▼五月十日

總督府事務官　田端幸三郎

總督府事務官　生駒高常

州理事官　增田秀吉

州事務官　能澤外茂吉

（各通）

總督府事務官　松岡一衞

普通試驗臨時委員ヲ命ス

公立中學校長　柳澤久太郎

東京、大阪、京都、群馬、長野、廣島ノ三府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▼五月十二日

總督府事務官　和田一次

東京府下及朝鮮ヘ出張ヲ命ス

稅關鑑定官　角倭太郎

東京市及横濱、大阪、神戸、門司ノ四稅關ヘ出張ヲ命ス

公立實業學校長　平野乘一

東京、大阪、京都、兵庫ノ三府一縣下ヘ出張ヲ命ス

州技師　重松英太

大阪府外一府二縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ上京ヲ命ス

高等商業學校教授　切田太郎

東京府及兵庫縣下ヘ出張ヲ命ス

醫務局長　尾崎勇次郎

教科書調查會委員ヲ命ス

師範學校教諭　加藤因

教科書調查會臨時委員ヲ命ス

州理事官　名和仁一

教科書調查會委員ヲ免ス

▼五月十三日

公立實業學校教諭　小出樽吉

臺北商業學校長平野乘一不在中代理ヲ命ス

總督府技手　高木義幸

任總督府技師、土木局營繕課勤務ヲ命ス

總督府屬　劉明朝

任專賣局翻譯官

大分縣師範學校教諭　高橋安世

任公立中學校教諭、補臺中第一中學校教諭

淺香末起

任高等商業學校教授

▼五月十五日

殖産局長　喜多孝治

縣督府評議會員ヲ命ス

新刊紹介

▼臺灣年鑑　大正十三年五月發行

「臺灣年鑑」は今回田中一二君によりて發行された、其の緒言に「本書收むる所、臺灣の天地文文、政治經濟産業から人情風俗に亘つて五十篇」云々とある通り其の内容は、特編行啓記を初め臺灣の人文地文から統治狀態、財政經濟から民間諸事業、運動、社寺、郡市及名勝、島人風俗に至る迄五百餘頁に亘る臺灣のアウトラインで、臺灣を知るも知らざるも坐右の便覽とすべく、時代の要求として無くてならぬ書物である。唯々今後年々增訂して大成を期せんことを囑望するのみ（臺北大正町臺灣通信社發行、定價二圓九十錢）

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究	每號	其社
實業之臺灣	同	其社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調査課
臺灣パック	同	臺灣パック社
統計學雜誌	同	統計學會

遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
對岸時報	同	福井縣對岸實業協業
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事業	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
專賣通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
醫務彙報	同	朝鮮其社
滿州之社會	同	滿州社會事業研究會
農業時報		高雄州農會
臺灣山林會報	同	臺灣山林會
南支南洋經濟	同	同研究會
稅	同	國民租稅協會
臺灣之產業組合	同	其社
臺灣遞信協會雜誌		臺灣遞信協會
社會政策時報		財團法人協調會
臺灣詩會	同	其社

朝鮮地方行政	同	帝國地方行政學會朝鮮本部
能率研究	同	中外產業調査會
海外重要記事	同	官房調査課
內外評論	同	其社
蘭領印度時報	同	南洋協會爪哇支部

編輯室から

▼パン、パシフヰツク、ユーニオンの本年の會議は布哇に開かれ、其の主題は「食料の保存保護」である由。

▼それに就て某博士は語る。ウヰルソン氏は曾て世界大戰の記念さして國際聯盟を主唱したが、實は國際聯盟よりも太平洋聯盟の方が必要でもあり、自然の條件にも合致して居る。

▼即ち太平洋は其の名のパシフヰツクさいふ如く平和な太洋で、其の沿岸には諸民族か星羅棊布して恰も四海一家の觀を呈して居るのであるから、ウヰルソンにして眞に四海平和の理想を實現せんとせば、先づこの太平洋の聯盟を先きにせなければならなかつた。

▼現に米國知名の人士中にも其の事を道うたものがあつた位で、實際斯る環境に生存す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る以上は先づ太平洋の平和を將來することを考へるのが當然である。

▼而して汎太平洋聯盟の主唱者たるアレキサンダー、フオードといふは、布哇の住人で、丁度後藤子爵のやうな奇拔な人であるが、此人の理想は、太平洋の住民が、大なる太平洋を自分達の一の故國と考へて、相互に提携して平和を將來すべく、沿岸諸國民がユニオンを組織し、相互に援け合ひ、又た相互政治上の特徴を理解して平和に解決せしめる仕組であると。

▼如何にも汎太平洋ユニオンは我等に取りて興味あり有益なる結合である。現に擡頭せる排日問題など、其の矛盾は兎も角、汎太平洋結合に就ては我等は世界人として大いに其趣旨實行に力めねばならぬ。

▼當所發行「臺灣小史」は臺灣宣傳の目的で發行したのであつたが、發行早々江湖の歡迎を受けて既に其の大部分を頒布し終つた。本書に就き、大阪每日新聞の經濟部長松岡正男氏から次のやうな來信があつた。

（略）此種の著者は、如何許り一般國民の、臺灣に關する智識增進の上に必要なるべきやは、今更切々冒を要せざる處と奉存候、何とかして之を一般に普及せしめ度と奉存候。云々

臺灣に理解ある氏は特にその必要を感ぜられたことゝ存ずる。

▼尙ほ同書の表紙繪は鹽月桃甫氏の筆であるが、表の方は阿里山を表徵したもの〻由である。

▼東鄉實博士は家族取纏めの爲め八日來臺された。逐鹿戰に疲れた樣子もなく。却て血色好く肥滿したやうにあつたのは、凱旋將軍と思つて見た眼のせいでも無かつたやうだ。是れからが大いに活動の時期、折角自重ありたい。

▼高橋惇君は五月二十三日出發歸省した。

—六ノ十、屯山生—

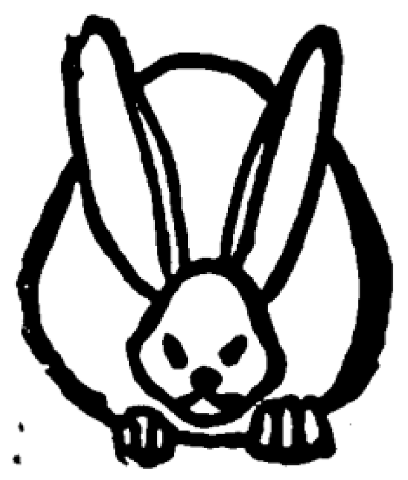

佐山融吉著

臺灣小史

定價六十錢（送料共）

發賣所

臺灣時報發行所

米國空軍の世界還航

Around the World with U. S. Army Airplanes. by Jack Underwood. (R. F. E. Vol. XXVIII. No. 6, Apr. 5, '24. P. 189.)

米國商務總會の年報

The American Commerce Chamber's Annual Report. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 6, Apr. 5, '24. P. 193.)

神人は孤舟にて太平洋を横り比島に到着す

'Man of God' arrives in Philippines after lone journey across Pacific. (C. P. Apr. 16, '24. P. 1.)

米國に於ける玉蜀黍糖製造の成功

P. I. Sugar Industry faces New Danger. (M. T. Apr. 22, '24. P. 2.)

墨　西　哥

一九二三年度墨西哥の織物業

The Mexican Textile Industry in 1923. (Com. R. No. 11, Mar. 17, '24. P. 703.)

一九二三年度墨西哥の石油工業

Mexican Petroleum Industry in 1923. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 824.)

南　亞　米　利　加

ブラジルの財政及貿易

Brazilian Finance and Trade. (E. Mar. 8, '24. P. 526.)

一九二三年度智利の硝酸鹽工業

Chilean Nitrate Industry in 1923. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 836.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

和蘭の生護謨産出
Dutch Native Rubber Production. (C. E. T. No. 3163, Mar. 20, '24. P. 187.)

一九二三年十月/二四年一月獨逸の貨幣流通高
Monetary Circulation in Germany. (E. Mar. 22, '24. P. 626.)

恐るべき獨逸の人口過剰
Surplus Population serious in Germany. (M. T. Apr. 1, '24. P. 7.)

露西亞

ソヴイエツト政府の貨幣政策
The Monetary Policy of the Soviet Government. (E. Mar. 22, '24. P. 615.)

ソヴイエツト•ロシアの新油源及新礦源發見
New Mineral and Oil Sources found. (M. T. Mar. 27, '24. P. 3.)

一九二三年度に於ける露國の木材業
Russian Lumber Industry in 1923. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 820.)

瑞典•丁抹及波蘭

一九二三年度瑞典のパルプ生産及其の輸出
Swedish Pulp Production and Exports 1923. (Com. R. No. 10, Mar. 10, '24. P. 642.)

一九二三年度丁抹の護謨製品取引
Danish Rubber Goods' Trade in 1923. (Com. R. No. 12, Mar. 24, '24. P. 778.)

波蘭の財政改革(二)
Polish Financial Reform, II. (E. Mar. 8, '24. P. 521.)

一九二三年度波蘭の石油產出
Polish Production of Petroleum Products in 1923. (Com. R. No. 12, Mar. 24, '24. P. 772.)

■阿弗利加■

一般

阿弗利加のダイヤモンド業
African Diamond Industry. (E. Mar. 8, '24. P. 526.)

■兩米大陸■

加奈陀及合衆國

一九二三年度加奈陀靴市場
Canadian Market for Leather Boots and Shoes. in 1923. (Com. R. No. 11. Mar. 17, '24. P. 715.)

加奈陀のパルプ及紙類輸出
Canadian Pulp and Paper Exports. (Com. R. No. 12, Mar. 24, '24. P. 767.)

米國の護謨貿易
Rubber Trade in America. (E. Mar. 8, '24. P. 520.)

本年一月の米國木材輸出入
Lumber Exports and Imports (from America) during Jan. (Com. R. No. 10, Mar. 10, '24. P. 639.)

米國對支那及日本鐵•鋼及機械貿易
Iron, Steel and Machinery, U. S. A. Trade with China and Japan. (E. E. No. 2, Mar. 20, '24. P. 97.)

米國に於けるトラストと排トラストの立法(一)
Trusts and Anti-Trust Legislation in the U. S. (I) (E. Mar. 22, '24. P. 620.)

本年一月の合衆國靴類消費高
United States Consumption of Boots and Shoes in Jan. (Com. R. No. 12, Mar. 24, '24. P. 775.)

米國に於けるトラストと排トラストの立法(二)
Trusts and Anti-Trust Legislation in the U. S. (II) (E. Mar. 29, '24. P. 676.)

振興しつゝある合衆國の商狀
Business Conditions in U. S. encouraging. (M. T. Apr. 3, '24. P. 2.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

セブー市の大火
Cebu Fire loss P. 3,00,000; 1,000 left Homeless. (M. T. Apr. 21, '24. P. 1.)

一九二三年の比島輸入貿易概況＝自動車輸入激増
1923 A Banner Year for Motor Car Imports. (M. T. Apr. 22, '24. P. 1.)

米國に於ける比島椰子油排斥に對しマッキンタイヤー氏總督の辭職を望む
Oil Protest Urged: McIntyre wants Statement from Wood. (M. T. Apr. 22, '24. P. 2.)

米上院議員フアセット氏歸國の途次客死す
Senator J. Sloat Fassett dies en rout to States. (M. T. Apr. 23, '24. P. 1.)

一九二三年度比島投資状態
Investments of Filipinos in 1923 show 2-3 Slump. (M. T. Apr. 23, '24. P. 1.)

蘭領東印度及濠洲

濠洲に於ける紙生産の増加
Australian Paper Production increased. (Com. R. No. Mar. 10, '24. P. 653.)

蘭領東印度の石油取引
Petroleum Trade of the Dutch East Indies. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 825.)

歐　羅　巴

英吉利及愛蘭

本年二月の英國對外貿易
Overseas Trade in February. (E. Mar. 15, '24. P. 578.)

英國の農業諸情
Agricultural Conditions. (E. Mar. 15, '24. P. 581.)

一九二四年度初期に於ける英國の木材市場
United Kingdom Lumber Market at begining of 1924. (Com. No. 11, Mar. 17, '24. P. 717.)

一九二一年蘇格蘭の國勢調査
Census of Scotland in 1921. (E. Mar. 22, '24. P. 624.)

一九二三年の英國植物性油脂工業
British Oilseed. (Com. R. No. 12, War. '24. P. 761.)

一九二三年英國の柔皮貿易
The British Leather Trades. (E. Mar. 29, '24. P. 673.)

一九二三年度英國財政の一大過剩
England's Finances show Big Surplus. (M. T. Apr. 8, '24. P. 7.)

愛蘭自由國の財政
Irish Free State Finance. (E. Mar. 8, '24. P. 525.)

愛蘭自由國時事
Irish Free State Affairs. (E. Mar. 29, '24. P. 678.)

佛　・　伊　・　白

フランの恢復
The Recovery of the Franc. (E. Mar. 15, '24. P. 569.)

一九二三年度の佛國鐵鑛產出
French Iron-ore Production in 1923. (Com. R. No. 12, Mar. 24, '24. P. 771.)

佛國の危機
The French Crisis. (E. Mar. 29, '24. P. 670.)

伊太利に於ける人造絹絲業
The Artificial Silk Industry in Italy. (Com. R. No. 11, Mar. 17, '24, P. '24. P. 704.)

白耳義内閣の倒壞
The Fall oft he Belgian Government. (E. Mar. 8, '24. P. 515.)

和　蘭　及　獨　逸

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米國糖業者側比島に於ける投資撤回を仄めかす
Sugar Interests Hint Withdrawal. (M. T. Apr. 1, '24. P. 1.)

比島に於ける日本移民の減退
Japan Immigration decrasing, said. (M. T. Apr. 1, '24. P. 2.)

協力を必要とする比島葉卷貿易
Cooperation needed in P. I. Cigar Trade. (M. T. Apr. 2, '24. P. 1.)

米上院委員會の十年後獨立案內容
Details of 10 Year Plan are received. (M. T. Apr. 2, '24. P. 1.)

總督の權能
The Governor's Power. (M. T. Apr. 3, '24. P. 7.)

比島獨立委員團及新聞記者團の米國出發
Mission, Press Propagandists, returning to P. I. (M. T. Apr. 4, '24. P. 1.)

在布哇比島勞働者の同盟罷業
Filipino Labor Strike in Hawaii has been called. (M. T. Apr. 4, '24. P. 1.)

コレクチヴイスタ•ナショナリスタ合同黨總理はケソン氏オスメニヤ氏は副總理
Quezon heads Fusion Osmena Second fiddle. (M. T. Apr. 6, '24. P. 1.)

比島農務局長支那及爪哇勞働者の輸入を提唱す
Labor Importation advocated Here. (M. T. Apr. 6, '24. P. 2.)

比島を如何にするか
What about the Philippines? by Raymond L. Buell. (M. T. Apr. 6, '24. P. 13.)

十八縣六十四町村を惱ます牛疫
Rinderpest hit Sixty-four Towns. (M. T. Apr. 7, '24. P. 2.)

米上院委員會一大自治法案に贊同す
Senate Committee Favors a Greater Autoonmy. (M. T. Apr, 7, '24. P. 1.)

爪哇總督の比島訪問
The Visit of Governor Fock. (M. T. Apr. 8, '24. P. 7.)

馬尼拉米國商業會議所の代表遣米
Chamber Here sending Envoys to the States. (M. T. Apr. 9, '24. P. 1.)

比島獨立せば合衆國より外國並に待遇せられん
Philippines, if independent will de treated as Foreign Land by U. S. says Fairfield. (M. T. Apr. 10, '24. P. 1.)

ウッドは事業完成迄は比島を去るまじ
Wood will not quit Until Work is done. (M. T. Apr. 11, '24. P. 1.)

米國に於ける椰子油在荷の減退
Oil Stocks decrease. (M. T. Apr. 13, '24. P. 8.)

ウッド總督の立場
General Wood's Position. (M. T. Apr. 13, '24. P. 22.)

ダヴアオに於ける日比勞働者の人種的紛爭
Race Troubles loom among Davao Laborers. (M. T. Apr. 15, '24. P. 1.)

日本人に壟斷されつゝある比島の漁業
"Japs are stealing Fishing Industry." (M. T. Apr. 16, '24. P. 8.)

ウッド總督陸軍卿に打電し獨立委員、新聞記者團を駁擊す
Wood Cable to Weeks scored Mission, Press Bureau. (M. T. Apr. 20, '24. P. 1.)

本年度比島產糖豫想
Sugar Crop Estimated at 5,356,456 Piculs. (M. T. Apr. 20, '24. P. 8.)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那新憲法の批評
A Criticism of China's New Constitution. by Dr. Francisco Villanneva Conlu. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 8, Apr. 19, '24. P. 254.)

陸守經(字達權)小傳
Judge Tachuen S. K. Loh. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 8, Apr. 19, '24. P. 260.)

史譯宣小傳
Mr. I. Hsuan Si. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 8, Apr. 19, '24. P. 260.)

孪芷(字鏡榮陸)小傳
Colonel Su Yung-chien. (R. F. F. E. Vol. XXVIII, No. 8, Apr. 19, '24. P. 262.)

馬　來　半　島

新嘉坡根據地問題
The Singapore Base. (C. E. T. No. 3162, Mar. 13, '24. P. 161.)

英領馬來諸州のセメント輸入
Cement Imports into Malaya. (E. E. No. 2, Mar. 20, '24. P. 95.)

馬來諸州の機械輸入
Malayan Machinery Imports. (E. E. No. 2, Mar. 20, '24. P. 98.)

馬來人の救濟
The "Salvation" of the Malays. (C. E. T. No. 3164, Mar. 27, '24. P. 195.)

英　領　印　度

印度の豫算案
The Indian Budget. (E. Mar. 8, '24. P. 523.)

印度の工業用機械輸入
Imports of Industrial Machinery into India. (Com. R. No. 10, Mar. 10, '24. P. 654.)

印度の豫算難
Indian Budget Trouble. (E. Mar. 15, '24. P. 578.)

印度豫算案の危機
The Indian Budget Crisis. (E. Mar. 22, '24. P. 623.)

■南　洋　諸　島■

比　律　賓

比島に於ける日本の利害關係
Japan's Interest in the Philippines. (M. T. Mar. 27, '24. P. 7.)

ウッド總督煙草技師會を招集す
Wood calls Meeting of Tobacco Experts. (M. T. Mar. 28, '24. P. 2.)

比島獨立に對する大統領の意見は變りなし
President hasn't changed Views on Independence. (M. T. Mar. 30, '24. P. 1.)

米國に於ける比島椰子油使用禁止運動
Laws against P. I. Coconut Oil passed in U. S. (M. T. Mar. 30, '24. P. 1.)

沿岸船舶法延長に對する紐育米比商業會議所の反對
Coastwise Law Extension Opposed. (M. T. Mar. 30, '24. P. 5.)

在布哇比島勞働者の一大同盟罷業畫策
10,000 Filipinos in Hawaii to strike. (M. T. Mar. 30, '24. P. 5.)

爪哇總督の來比
Java Governor Here April 7. (M. T. Mar. 30, '24. P. 8.)

原料品に對する投資地としての比島
The Philippine as a Source of Capital Investment for Raw Material. by Percy A. Hill. (M. T. Mar. 30, '24. P. 21.)

米上院委員會の起案になる一九三五年度獨立案
Plan for Independence in 1935 originated in Committee of Senate. (M. T. Mar. 31, '24. P. 21.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米國に輸出する法
How to export to the United States. (R. F. E. Vol. XXVIII, No, Mar. 26. '24. P. 148.)

王克敏(字叔晉)小傳
Mr. Wang K'e-ming. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 5, Mar. 26, '24. P. 151.)

沈承式小傳
Mr. Chen Cheng-shih. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 5, Mar. 29, '24. P. 151.)

支那北部新鐵道建設計畫
New Railways proposed for North China. py Lawrence Impey. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 5, Mar. 26, '24. P. 156.)

支那市場の閑散
Chinese Markt dormant. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 815.)

廣東に於ける歯科及外科醫療器具の需要
Dental and Surgical Equipment needed in Canton. (Com. R. No. 13, Mar. 31, '24. P. 834.)

支那に於ける治外法權と米國の利害
Extraterritoriality and U. S. Inrerests in China. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 6. Apr. 5, '24. P. 186.)

謝永森先生小傳
Mr. Y. S. Zian. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 6, Apr. 5, '24. P. 198.)

李天祿(字福田)小傳
M. Li Tien-lu. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 6, Apr. 5, '24. P. 198.)

張念雲先生小傳
Mr. Chang Nien-yum. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 6, Apr. 5, '24. P. 198.)

弗本位の恢復は徐々なり
Restration of Sterling as Standard to be slow. by David Avakie. (C. P. Apr. 5, '24. P. 1.)

繁盛なる支那の二銀行
Two Chinese Banks Here Prosperous, Figures show. (C. P. Apr. 8, '24. P. 1.)

南支に於ける海賊と暴行
Piracles and Outrages in South China. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 7, Apr. 12, '23. P. 218.)

米國商務總會對南支那
American Commerce Chambers for South China. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 7, Apr. 12, '24. P. 219.)

支那農業發達問題
The Problem of Agricultural Development in China. by Lawrence Impey. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 7, Apr. 12, '22. P. 221.)

北京に聚れる政治的陰雲
Political Clouds gathering at Peking. by Charles Dailey. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 7, Apr. 12, '24. P. 223.)

余日章小傳
Dr. David Z. T. Yui. (R. F. E. Vol. XXIII, No. 7, Apr. 12, '24. P. 224.)

程克(字仲漁)小傳
General Ch'eng K'e. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 7, Apr. 12, '24. P. 225.)

金融市場逼迫の爲め商品堆積す
Merchandise piles up as Money Market tightens. (C. P. Apr. 16, '24. P. 1.)

三月中支那に於ける日本通商の高上
Japan's Trade in China runs High in March. (C. P. Apr. 18, '24. P. 7.)

米國團匪賠款支出の保全
Protecting the Expenditure of the U. S. Boxer Funds. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 8. Apr. 19, '24, P. 249.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那及南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

C. E. T.	China Express and Telegraph.
C. P.	China Press.
C. R.	Chinese Recorder.
Com. R.	Commerce Reports (U. S.)
E.	Economist.
E. E.	Eastern Engineering.
M. T.	Manila Times, with Sunday.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.

■世界■

一般

一九二四年度の世界產糖豫想；一大增收
Large Sugar Crop for 1924 Predicted. (M. T. Apr. 10, '24. P. 1.)

他人種よりも迅速に增加しつゝある白人種
White Race growing faster than Others. (M. T. Apr. 15, 24. P. 3.)

■亞細亞■

日本

一九二三年日本の貿易
Japanese Trade in 1923. (E. Mar. 29, '24. P. 680.)

英米に於ける日本國債の內譯
Complete details of Japanese Loan in U. S. and Britain. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 5, Mar. 29, '24. P. 154.)

日佛諒解の證實
Alleged Franco-Japanese understanding. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 8, Apr. 19, '24. P. 250.)

日本の海軍擴定案は地震の影響を蒙らず
Japan's Naval Program Not affected by Earthquake, by Hector C. Bywater. (M. T. Apr. 41, '23. P. 7.)

支那

支那に於ける靴釦市況
Market for Shoe Buttons in China. (Com. R. No. 11, Mar. 17, '24. P. 716.)

支那に於ける商標
Trade Marks in China, (C. E. T. No. 3162, Mar. 13, '24. P. 161.)

支那と列強
China and the Powers. (E. Mar. 22, '24. P. 623.)

上海に於ける蓄音器市場
Market for Phonographs in Shanghai. (Com. R. No. 12, Mar. 24, '24. P. 777.)

中華教育委員會
The China Educational Commission. (C. E. T. No. 3164, Mar. 27, '24. P. 207.)

哲學的に見られたる支那和平策
China Peace Plan viewed "philosophically". (R. F. E. Vol. XXVIII, Mar. 29, '24. P. 141.)

支那に於ける米國商標の保護
Protection of U. S. Trade Marks in China. (R. F. E. Vol. XXVIII, Mar. 26, '24. P. 142.)

ナウル島に於ける勞働者契約
Chinese Contract Laborers on Nauru Island. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 5, Mar. 26, '24. T. 144.)

列强は新方法を立てつゝあるか
Are the Powers planning a New Method? by Charles Dailey. (R. F. E. Vol. XXVIII, No. 5, Mar. 29, '24. P. 146.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN